○総務省令第七十一号

地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第百三十六号）の施行等に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年七月二十二日

総務大臣　松本　剛明

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていな

いものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
第六号様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）	第六号様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）
［様式　別紙二　挿入］	［様式　別紙一　挿入］
第六号様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）	第六号様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）
［様式　別紙四　挿入］	［様式　別紙三　挿入］
第６号様式記載要領	第６号様式記載要領
［１～６　略］	［１～６　同左］
７　「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第１項第４号の２イ又はハ（政令第６条の24第１号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。	７　「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第１項第４号の２イ若しくはハ（政令第６条の24第１号に定める金額に限る。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第23条第１項第４号の５イ、ニ若しくはホ（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第６条の25第１号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。
８　通算法人（法人税法第２条第12号の７の２に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び通算法人であった法人（法第53条第３項（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）附則第５条第４項又は第５項において準用する場合を含む。）、第８項、第13項、第19項又は第26項（令和２年改正法附則第５条第６項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとするものに限る。）にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額⑤」の欄に第６号様式別表１の「課税標準となる法人税額⑭」の欄の金額を記載すること。	８　通算法人（法人税法第２条第12号の７の２に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び通算法人であった法人（法第53条第３項（令和２年改正法附則第５条第４項又は第５項において準用する場合を含む。）、第８項、第13項、第19項又は第26項（令和２年改正法附則第５条第６項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする通算法人であった法人に限る。）にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額⑤」の欄に第６号様式別表１の「課税標準となる法人税額⑭」の欄の金額を記載すること。
９　連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第２条第12号の７の２に規定する連結法人をいう。）であった法人（令和２年改正法附則第５条第４項若しくは第５項において準用する法第53条第３項又は令和２年改正法附則第５条第６項において準用する法第53条第26項の規定の適用を受けようとするものに限り、通算法人及び通算法人であった法人を除く。）にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額⑤」の欄に第６号様式別表１の３の「課税標準となる法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。	９　連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和２年旧法人税法」という。）第２条第12号の７の２に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人（令和２年改正法附則第５条第４項若しくは第５項において準用する法第53条第３項若しくは令和２年改正法附則第５条第６項において準用する法第53条第26項又は令和２年旧法第53条第５項、第９項若しくは第15項の規定の適用を受けようとする連結法人であった法人に限り、通算法人及び通算法人であった法人を除く。）にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額⑤」の欄に第６号様式別表１の３の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。

［10・11　略］

12　道府県民税の「㉑のうち見込納付額㉒」の欄は、法人税法第75条の２第１項（同法第144条の８において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人（同法第75条の２第11項第２号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた法人を含む。）が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

13　事業税の「所得金額総額㉘」の欄は、第６号様式別表５を添付する法人にあつては第６号様式別表５の「合計㉟」の欄の金額を、その他の法人にあつてはこの申告書の「仮計㊽」の欄の金額から「繰越欠損金額等若しくは災害損失欠損金額又は債務免除等があつた場合の欠損金額等の当期控除額㊾」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

［14　略］

15　事業税の「㊻のうち見込納付額㊿」の欄は、法第72条の25第３項（法第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。）又は第５項（法第72条の28第２項並びに第72条の29第２項及び第６項において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

［16～18　略］

19　事業税の「所得金額（法人税の明細書（別表４）の(34)）㊸」の欄は、法人税法第64条の８の規定の適用を受ける法人にあつては、法人税の明細書（別表４）の「合計(34)」の欄の金額に、法人税の明細書（別表４付表）の「通算法人の合併等があつた場合の欠損金の損金算入額(9)」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

20　「法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額㉑」の欄は、法第15条の４第１項の規定の適用を受けようとする場合において、第１号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

21　還付請求の「中間納付額㉒」の欄は、法第53条第32項又は第72条の28第４項の規定により

［10・11　同左］

12　道府県民税の「㉑のうち見込納付額㉒」の欄は、法人税法第75条の２第１項（同法第144条の８において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人（同法第75条の２第11項第２号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた法人を含む。）が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額又は令和２年旧法人税法第75条の２第１項（法人税法第144条の８において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額若しくは令和２年旧法人税法第81条の24第１項の規定により連結確定申告書（令和２年旧法人税法第２条第32号に規定する連結確定申告書をいう。）の提出期限が延長されている法人（当該法人との間に連結完全支配関係（令和２年旧法人税法第２条第12号の７の７に規定する連結完全支配関係をいう。）がある連結子法人（令和２年旧法人税法第２条第12号の７に規定する連結子法人をいう。）（令和２年旧法人税法第２条第16号に規定する連結申告法人に限る。）を含む。）が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

13　事業税の「所得金額総額㉘」の欄は、第６号様式別表５を添付する法人にあつては第６号様式別表５の「合計㊱」の欄の金額を、その他の法人にあつてはこの申告書の「仮計㊽」の欄の金額から「繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があつた場合の欠損金額等の当期控除額㊾」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

［14　同左］

15　事業税の「㊻のうち見込納付額㊿」の欄は、法第72条の25第３項（法第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。）若しくは第５項（法第72条の28第２項並びに第72条の29第２項及び第６項において準用する場合を含む。）又は令和２年旧法第72条の25第５項（令和２年旧法第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

［16～18　同左］

19　事業税の「所得金額（法人税の明細書（別表４）の(34)）又は個別所得金額（法人税の明細書（別表４の２付表）の(42)）㊸」の欄は、法人税法第64条の８の規定の適用を受ける法人にあつては法人税の明細書（別表４）の「合計(34)」の欄の金額に、法人税の明細書（別表４付表）の「通算法人の合併等があつた場合の欠損金の損金算入額(9)」の欄の金額を加算した金額を記載し、令和２年旧法人税法第81条の９第４項の規定の適用を受ける法人にあつては法人税の明細書（別表４の２付表）の「仮計(42)」の欄の金額に、同明細書の「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額(34)」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

20　「法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額㉑」の欄は、法第15条の４第１項又は令和２年旧法第15条の４第１項の規定の適用を受けようとする場合において、第１号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

21　還付請求の「中間納付額㉒」の欄は、法第53条第32項若しくは第72条の28第４項又は令和

還付を受けようとする場合において、政令第９条の２又は第25条の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。

22　法第23条第１項第４号の２イ(1)の規定の適用を受ける法人にあっては、同号イ(1)に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。

23　法第23条第１項第４号の２イ(2)の規定の適用を受ける法人にあっては、同号イ(2)に規定する資本の欠損の塡補を行った事実及び資本の欠損の塡補に充てた金額を証する書類を添付すること。

24　法第23条第１項第４号の２イ(3)の規定の適用を受ける法人にあっては、同号イ(3)に規定する剰余金を損失の塡補に充てた事実及び剰余金を損失の塡補に充てた金額を証する書類を添付すること。

第六号様式（その２）（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙六　挿入］

第六号様式（その２）（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙八　挿入］

第６号様式（その２）記載要領

［１～６　略］

７　「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第１項第４号の２イ又はハ（政令第６条の24第１号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。

８　通算法人（法人税法第２条第12号の７の２に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び通算法人であった法人（法第53条第３項（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）附則第５条第４項又は第５項において準用する場合を含む。）、第８項、第13項、第19項又は第26項（令和２年改正法附則第５条第６項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとするものに限る。）にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額⑤」の欄に第６号様式別表１の「課税標準となる法人税額⑭」の欄の金額を記載すること。

９　連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第２条第12号の７

２年旧法第53条第20項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第９条の２若しくは第25条又は令和２年旧政令第９条の２の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。

22　法第23条第１項第４号の２イ(1)又は令和２年旧法第23条第１項第４号の５イ(1)の規定の適用を受ける法人にあっては、これらの規定に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。

23　法第23条第１項第４号の２イ(2)又は令和２年旧法第23条第１項第４号の５イ(2)の規定の適用を受ける法人にあっては、これらの規定に規定する資本の欠損の塡補を行った事実及び資本の欠損の塡補に充てた金額を証する書類を添付すること。

24　法第23条第１項第４号の２イ(3)又は令和２年旧法第23条第１項第４号の５イ(3)の規定の適用を受ける法人にあっては、これらの規定に規定する剰余金を損失の塡補に充てた事実及び剰余金を損失の塡補に充てた金額を証する書類を添付すること。

第六号様式（その２）（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙五　挿入］

第六号様式（その２）（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙七　挿入］

第６号様式（その２）記載要領

［１～６　同左］

７　「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第１項第４号の２イ若しくはハ（政令第６条の24第１号に定める金額に限る。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第23条第１項第４号の５イ、ニ若しくはホ（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第６条の25第１号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。

８　通算法人（法人税法第２条第12号の７の２に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び通算法人であった法人（法第53条第３項（令和２年改正法附則第５条第４項又は第５項において準用する場合を含む。）、第８項、第13項、第19項又は第26項（令和２年改正法附則第５条第６項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする通算法人であった法人に限る。）にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額⑤」の欄に第６号様式別表１の「課税標準となる法人税額⑭」の欄の金額を記載すること。

９　連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要

の２に規定する連結法人をいう。）であった法人（令和２年改正法附則第５条第４項若しくは第５項において準用する法第53条第３項又は令和２年改正法附則第５条第６項において準用する法第53条第26項の規定の適用を受けようとするものに限り、通算法人及び通算法人であった法人を除く。）にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額⑤」の欄に第６号様式別表１の３の「課税標準となる法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。

［10・11　略］

12　道府県民税の「㉑のうち見込納付額㉒」の欄は、法人税法第75条の２第１項（同法第144条の８において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人（同法第75条の２第11項第２号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた法人を含む。）が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

13　事業税の「所得金額総額㉘」の欄は、法第72条の２第１項第１号に掲げる事業を行う法人が第６号様式別表５の「合計㉟」の欄の金額を記載し、「所得金額総額㊵」の欄は、法第72条の２第１項第３号に掲げる事業を行う法人が第６号様式別表５の「合計㉟」の欄の金額を記載すること。

［14　略］

15　事業税の「㊹のうち見込納付額㊸」の欄は、法第72条の25第３項（法第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。）又は第５項（法第72条の28第２項並びに第72条の29第２項及び第６項において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

［16～19　略］

20　「法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額㊼」の欄は、法第15条の４第１項の規定の適用を受けようとする場合において、第１号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

領において「令和２年旧法人税法」という。）第２条第12号の７の２に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人（令和２年改正法附則第５条第４項若しくは第５項において準用する法第53条第３項若しくは令和２年改正法附則第５条第６項において準用する法第53条第26項又は令和２年旧法第53条第５項、第９項若しくは第15項の規定の適用を受けようとする連結法人であった法人に限り、通算法人及び通算法人であった法人を除く。）にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額⑤」の欄に第６号様式別表１の３の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。

［10・11　同左］

12　道府県民税の「㉑のうち見込納付額㉒」の欄は、法人税法第75条の２第１項（同法第144条の８において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人（同法第75条の２第11項第２号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた法人を含む。）が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額又は令和２年旧法人税法第75条の２第１項（法人税法第144条の８において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額若しくは令和２年旧法人税法第81条の24第１項の規定により連結確定申告書（令和２年旧法人税法第２条第32号に規定する連結確定申告書をいう。）の提出期限が延長されている法人（当該法人との間に連結完全支配関係（令和２年旧法人税法第２条第12号の７の７に規定する連結完全支配関係をいう。）がある連結子法人（令和２年旧法人税法第２条第12号の７に規定する連結子法人をいう。）（令和２年旧法人税法第２条第16号に規定する連結申告法人に限る。）を含む。）が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

13　事業税の「所得金額総額㉘」の欄は、法第72条の２第１項第１号に掲げる事業を行う法人が第６号様式別表５の「合計㊱」の欄の金額を記載し、「所得金額総額㊵」の欄は、法第72条の２第１項第３号に掲げる事業を行う法人が第６号様式別表５の「合計㊱」の欄の金額を記載すること。

［14　同左］

15　事業税の「㊹のうち見込納付額㊸」の欄は、法第72条の25第３項（法第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。）若しくは第５項（法第72条の28第２項並びに第72条の29第２項及び第６項において準用する場合を含む。）又は令和２年旧法第72条の25第５項（令和２年旧法第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

［16～19　同左］

20　「法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額㊼」の欄は、法第15条の４第１項又は令和２年旧法第15条の４第１項の規定の適用を受けようとする場合において、第１号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

21　還付請求の「中間納付額㊽」の欄は、法第53条第32項又は第72条の28第４項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第９条の２又は第25条の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。

22　法第23条第１項第４号の２イ(1)の規定の適用を受ける法人にあつては、同号イ(1)に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。

23　法第23条第１項第４号の２イ(2)の規定の適用を受ける法人にあつては、同号イ(2)に規定する資本の欠損の塡補を行つた事実及び資本の欠損の塡補に充てた金額を証する書類を添付すること。

24　法第23条第１項第４号の２イ(3)の規定の適用を受ける法人にあつては、同号イ(3)に規定する剰余金を損失の塡補に充てた事実及び剰余金を損失の塡補に充てた金額を証する書類を添付すること。

第六号様式（その３）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　同様十　挿入］

第６号様式（その３）記載要領

［１～６　略］

7　「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第１項第４号の２イ又はハ（政令第６条の24第１号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。

8　通算法人（法人税法第２条第12号の７の２に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び通算法人であつた法人（法第53条第３項（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）附則第５条第４項又は第５項において準用する場合を含む。）、第８項、第13項、第19項又は第26項（令和２年改正法附則第５条第６項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとするものに限る。）にあつては、「法人税法の規定によつて計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額⑤」の欄に第６号様式別表１の「課税標準となる法人税額⑭」の欄の金額を記載すること。

9　連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第２条第12号の７の２に規定する連結法人をいう。）であつた法人（令和２年改正法附則第５条第４項若しくは第５項において準用する法第53条第３項又は令和２年改正法附則第５条第６項において準

21　還付請求の「中間納付額㊽」の欄は、法第53条第32項若しくは第72条の28第４項又は令和２年旧法第53条第20項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第９条の２若しくは第25条又は令和２年旧政令第９条の２の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。

22　法第23条第１項第４号の２イ(1)又は令和２年旧法第23条第１項第４号の５イ(1)の規定の適用を受ける法人にあつては、これらの規定に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。

23　法第23条第１項第４号の２イ(2)又は令和２年旧法第23条第１項第４号の５イ(2)の規定の適用を受ける法人にあつては、これらの規定に規定する資本の欠損の塡補を行つた事実及び資本の欠損の塡補に充てた金額を証する書類を添付すること。

24　法第23条第１項第４号の２イ(3)又は令和２年旧法第23条第１項第４号の５イ(3)の規定の適用を受ける法人にあつては、これらの規定に規定する剰余金を損失の塡補に充てた事実及び剰余金を損失の塡補に充てた金額を証する書類を添付すること。

第六号様式（その３）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　同様九　挿入］

第６号様式（その３）記載要領

［１～６　同左］

7　「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第１項第４号の２イ若しくはハ（政令第６条の24第１号に定める金額に限る。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第23条第１項第４号の５イ、ニ若しくはホ（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第６条の25第１号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。

8　通算法人（法人税法第２条第12号の７の２に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び通算法人であつた法人（法第53条第３項（令和２年改正法附則第５条第４項又は第５項において準用する場合を含む。）、第８項、第13項、第19項又は第26項（令和２年改正法附則第５条第６項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする通算法人であつた法人に限る。）にあつては、「法人税法の規定によつて計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額⑤」の欄に第６号様式別表１の「課税標準となる法人税額⑭」の欄の金額を記載すること。

9　連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和２年旧法人税法」という。）第２条第12号の７の２に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であつた法人（令和２年改正法附則

用する法第53条第26項の規定の適用を受けようとするものに限り、通算法人及び通算法人であった法人を除く。）にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額⑤」の欄に第６号様式別表１の３の「課税標準となる法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。

［10・11　略］

12　道府県民税の「㉑のうち見込納付額㉒」の欄は、法人税法第75条の２第１項（同法第144条の８において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人（同法第75条の２第11項第２号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた法人を含む。）が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

13　事業税の「所得金額総額㉘」の欄は、法第72条の２第１項第１号に掲げる事業を行う法人が第６号様式別表５の「合計㉟」の欄の金額を記載し、「所得金額総額㊵」の欄は、法第72条の２第１項第３号に掲げる事業を行う法人が第６号様式別表５の「合計㉟」の欄の金額を記載すること。

［14　略］

15　「法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額㊷」の欄は、法第15条の４第１項の規定の適用を受けようとする場合において、第１号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

16　還付請求の「中間納付額㊸」の欄は、法第53条第32項又は第72条の28第４項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第９条の２又は第25条の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。

17　事業税の「㊿のうち見込納付額(51)」の欄は、法第72条の25第３項（法第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。）又は第５項（法第72条の28第２項並びに第72条の29第２項及び第６項において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

第５条第４項若しくは第５項において準用する法第53条第３項若しくは令和２年改正法附則第５条第６項において準用する法第53条第26項又は令和２年旧法第53条第５項、第９項若しくは第15項の規定の適用を受けようとする連結法人であった法人に限り、通算法人及び通算法人であった法人を除く。）にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額⑤」の欄に第６号様式別表１の３の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。

［10・11　同左］

12　道府県民税の「㉑のうち見込納付額㉒」の欄は、法人税法第75条の２第１項（同法第144条の８において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人（同法第75条の２第11項第２号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた法人を含む。）が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額又は令和２年旧法人税法第75条の２第１項（法人税法第144条の８において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額若しくは令和２年旧法人税法第81条の24第１項の規定により連結確定申告書（令和２年旧法人税法第２条第32号に規定する連結確定申告書をいう。）の提出期限が延長されている法人（当該法人との間に連結完全支配関係（令和２年旧法人税法第２条第12号の７の７に規定する連結完全支配関係をいう。）がある連結子法人（令和２年旧法人税法第２条第12号の７に規定する連結子法人をいう。）（令和２年旧法人税法第２条第16号に規定する連結申告法人に限る。）を含む。）が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

13　事業税の「所得金額総額㉘」の欄は、法第72条の２第１項第１号に掲げる事業を行う法人が第６号様式別表５の「合計㊱」の欄の金額を記載し、「所得金額総額㊵」の欄は、法第72条の２第１項第３号に掲げる事業を行う法人が第６号様式別表５の「合計㊱」の欄の金額を記載すること。

［14　同左］

15　「法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額㊷」の欄は、法第15条の４第１項又は令和２年旧法第15条の４第１項の規定の適用を受けようとする場合において、第１号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

16　還付請求の「中間納付額㊸」の欄は、法第53条第32項若しくは第72条の28第４項又は令和２年旧法第53条第20項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第９条の２若しくは第25条又は令和２年旧政令第９条の２の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。

17　事業税の「㊿のうち見込納付額(51)」の欄は、法第72条の25第３項（法第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。）若しくは第５項（法第72条の28第２項並びに第72条の29第２項及び第６項において準用する場合を含む。）又は令和２年旧法第72条の25第５項（令和２年旧法第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申

［18～22　略］

23　法第23条第１項第４号の２イ(1)の規定の適用を受ける法人にあっては、同号イ(1)に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。

24　法第23条第１項第４号の２イ(2)の規定の適用を受ける法人にあっては、同号イ(2)に規定する資本の欠損の塡補を行った事実及び資本の欠損の塡補に充てた金額を証する書類を添付すること。

25　法第23条第１項第４号の２イ(3)の規定の適用を受ける法人にあっては、同号イ(3)に規定する剰余金を損失の塡補に充てた事実及び剰余金を損失の塡補に充てた金額を証する書類を添付すること。

第六号様式別表一（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第十条の二関係）

［様式　略］

第六号様式別表一（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第十条の二関係）

［様式　略］

第６号様式別表１記載要領

１　この計算書は、通算法人（法人税法第２条第12号の７の２に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び通算法人であった法人（法第53条第３項（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）附則第５条第４項又は第５項において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）、第８項、第13項、第19項又は第26項（令和２年改正法附則第５条第６項において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）の規定の適用を受けようとするものに限る。）が記載し、第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の申告書に添付すること。

［２～８　略］

９　「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」の欄は、法人税の申告書（別表１）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40％相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額）（法人税の明細書（別表６(2)付表６）の「７の計」又は法人税の明細書（別表６(9)付表）の(32)若しくは(37)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額、租税特別措置法第42条の４第４項に規定する中小企業者等（政令附則第５条の２の３の通算子法人を含む。）に該当しない法人の法人税の明細書（別表６(10)付表）の(29)又は(34)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額及び同法第42条の12の５第３項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人税の明細書（別表６(12)付表２）の(19)又は(24)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。）を記載し、括弧内には法人税の申告書（別表１）の「税額控除超過額相当額等の加算額」の欄の金額（法人税の明細書（別表６(2)付表６）の「７の計」又は法人税の明細書（別表６(9)付表）の(32)若しくは(37)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額、同法第42条の４第４項に規定する中小企業者等（政令附則第５条の２の３の通算子法人を含む。）に該当しな

告書の提出前に納付した金額を記載すること。

［18～22　同左］

23　法第23条第１項第４号の２イ(1)又は令和２年旧法第23条第１項第４号の５イ(1)の規定の適用を受ける法人にあっては、これらの規定に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。

24　法第23条第１項第４号の２イ(2)又は令和２年旧法第23条第１項第４号の５イ(2)の規定の適用を受ける法人にあっては、これらの規定に規定する資本の欠損の塡補を行った事実及び資本の欠損の塡補に充てた金額を証する書類を添付すること。

25　法第23条第１項第４号の２イ(3)又は令和２年旧法第23条第１項第４号の５イ(3)の規定の適用を受ける法人にあっては、これらの規定に規定する剰余金を損失の塡補に充てた事実及び剰余金を損失の塡補に充てた金額を証する書類を添付すること。

第六号様式別表一（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第十条の二関係）

［様式　同上］

第六号様式別表一（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第十条の二関係）

［様式　同上］

第６号様式別表１記載要領

１　この計算書は、通算法人（法人税法第２条第12号の７の２に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び通算法人であった法人（法第53条第３項（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）附則第５条第４項又は第５項において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）、第８項、第13項、第19項又は第26項（令和２年改正法附則第５条第６項において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）の規定の適用を受けようとする通算法人であった法人に限る。）が記載し、第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の申告書に添付すること。

［２～８　同左］

９　「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」の欄は、法人税の申告書（別表１）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40％相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額）（法人税の明細書（別表６(2)付表６）の「７の計」又は法人税の明細書（別表６(9)付表）の(37)若しくは(42)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額、租税特別措置法第42条の４第４項に規定する中小企業者等（政令附則第５条の２の３の通算子法人を含む。）に該当しない法人の法人税の明細書（別表６(10)付表）の(30)又は(35)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額及び同法第42条の12の５第２項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人税の明細書（別表６(14)付表２）の(19)又は(24)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。）を記載し、括弧内には法人税の申告書（別表１）の「税額控除超過額相当額等の加算額」の欄の金額（法人税の明細書（別表６(2)付表６）の「７の計」又は法人税の明細書（別表６(9)付表）の(37)若しくは(42)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額、同法第42条の４第４項に規定する中小企業者等（政令附則第５条の２の３の通算子法人を含む。）に該当しな

い法人の法人税の明細書（別表６(10)付表）の(29)又は(34)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額及び同法第42条の12の５第３項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人税の明細書（別表６(12)付表２）の(19)又は(24)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。）、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

［10・11　略］

12　「控除対象還付法人税額、控除対象還付対象欠損調整額及び控除対象個別帰属還付税額の控除額⑫」の欄は、法第53条第23項又は第26項の規定の適用を受ける場合に、第６号様式別表２の５の「当期控除額④」の「合計」及び第６号様式別表２の６の「当期控除額⑤」の「合計」の各欄の金額の合計額を記載すること。

第六号様式別表１の三（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第十条の二関係）

［様式　別紙十二　挿入］

第六号様式別表１の三（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第十条の二関係）

［様式　別紙十四　挿入］

第６号様式別表１の３記載要領

１　この計算書は、連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第２条第12号の７の２に規定する連結法人をいう。）であった法人（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）附則第５条第４項若しくは第５項において準用する法第53条第３項又は令和２年改正法附則第５条第６項において準用する法第53条第26項の規定の適用を受けようとするものに限り、通算法人（法人税法第２条第12号の７の２に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び通算法人であった法人を除く。）が記載し、第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の申告書に添付すること。

［２・３　略］

４　金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って、正確に金額を記載すること。

５　「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表１）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40％相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には税額控除超過額相当額等の加算額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

い法人の法人税の明細書（別表６(10)付表）の(30)又は(35)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額及び同法第42条の12の５第２項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人税の明細書（別表６(14)付表２）の(19)又は(24)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。）、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

［10・11　同左］

12　「控除対象還付法人税額、控除対象還付対象欠損調整額及び控除対象個別帰属還付税額の控除額⑫」の欄は、法第53条第23項又は第26項の規定の適用を受ける場合に、第６号様式別表２の５の「当期控除額④」の「計」及び第６号様式別表２の６の「当期控除額⑤」の「計」の各欄の金額の合計額を記載すること。

第六号様式別表１の三（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第十条の二関係）

［様式　別紙十一　挿入］

第六号様式別表１の三（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第十条の二関係）

［様式　別紙十三　挿入］

第６号様式別表１の３記載要領

１　この計算書は、連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和２年旧法人税法」という。）第２条第12号の７の２に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）附則第５条第４項若しくは第５項において準用する法第53条第３項若しくは令和２年改正法附則第５条第６項において準用する法第53条第26項又は令和２年改正法附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第53条第５項、第９項若しくは第15項の規定の適用を受けようとする連結法人であった法人に限り、通算法人（法人税法第２条第12号の７の２に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び通算法人であった法人を除く。）が記載し、第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の申告書に添付すること。

［２・３　同左］

４　金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って、正確に金額を記載すること。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付すること。

５　「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、連結申告法人（令和２年旧法人税法第２条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあっては、当該連結申告法人に係る法人税の明細書（別表５の２(2)付表）の「当期分(44)」欄の「当期発生額②」の欄の金額（連結地方法人税個別帰属額を除く。）に、所得税額の控除額の個別帰属額（法人

	税の明細書（別表６の２(1)）の(22)の欄の金額）、外国税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表６の２(2)付表）の(18)の欄の金額）、分配時調整外国税相当額の個別帰属額（法人税の明細書（別表６の２（２の２））の(27)の欄の金額）、連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額及び個別控除対象所得税額等相当額の個別帰属額（法人税の明細書（別表17（３の６））の(11)の欄の金額）の合計額を加算した金額を記載し、括弧内には個別帰属特別控除取戻税額等（個別帰属特別控除取戻税額等がない場合には、零）を記載すること。 また、連結申告法人以外の法人にあつては、法人税の申告書（別表１）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40％相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には税額控除超過額相当額等の加算額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。
６　「控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額④」の欄は、令和２年改正法附則第５条第４項又は第５項において準用する法第53条第３項の規定の適用を受ける場合に、第６号様式別表２の７の「当期控除額⑤」の「計」及び第６号様式別表２の８の「当期控除額④」の「計」の各欄の金額の合計額を記載すること。	６　「控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額④」の欄は、令和２年改正法附則第５条第４項若しくは第５項において準用する法第53条第３項又は令和２年旧法第53条第５項若しくは第９項の規定の適用を受ける場合に、第６号様式別表２の７の「当期控除額⑤」の「計」及び第６号様式別表２の８の「当期控除額④」の「計」の各欄の金額の合計額を記載すること。
７　「控除対象個別帰属還付税額及び控除対象還付法人税額の控除額⑤」の欄は、法第53条第23項又は令和２年改正法附則第５条第６項において準用する法第53条第26項の規定の適用を受ける場合に、第６号様式別表２の５の「当期控除額④」の「合計」の欄の金額を記載すること。	７　「控除対象個別帰属還付税額及び控除対象還付法人税額の控除額⑤」の欄は、法第53条第23項若しくは令和２年改正法附則第５条第６項において準用する法第53条第26項又は令和２年旧法第53条第12項若しくは第15項の規定の適用を受ける場合に、第６号様式別表２の５の「当期控除額④」の「計」の欄の金額を記載すること。
［削る］	８　「当期に発生した控除対象個別帰属税額⑧」の欄は、零を超える場合に記載すること。
第六号様式別表二の五（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）	第六号様式別表二の五（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）
［様式　別表十六　挿入］	［様式　別表十五　挿入］
第６号様式別表２の５記載要領	第６号様式別表２の５記載要領
１　この明細書は、当該事業年度の中間期間（法人税法第80条第５項又は第144条の13第11項に規定する中間期間をいう。以下この記載要領において同じ。）又は当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度若しくは中間期間（法人税法第80条第７項又は第８項に規定する欠損事業年度を除く。）において生じた内国法人の控除対象還付法人税額（法第53条第23項第１号に規定する内国法人の控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額（法第53条第23項第２号に規定する外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額（法第53条第23項第３号に規定する外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）及び当該事業年度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和２年旧法人税法」という。）第15条の２第１項に規定する連結	１　この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度若しくは中間期間（法人税法第80条第５項若しくは第144条の13第11項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和２年旧法人税法」という。）第80条第５項に規定する中間期間をいう。）（法人税法第80条第７項又は第８項に規定する欠損事業年度を除く。）又は当該連結事業年度（令和２年旧法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）開始の日前10年以内に開始した事業年度（令和２年旧法人税法第80条第５項又は法人税法第144条の13第11項に規定する中間期間を含む。）において生じた内国法人の控除対象還付法人税額（法第53条第23項第１号又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第53条第12項第１号に規定する内国法人の控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）、外国法人の恒久的施

事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）（令和２年旧法人税法第81条の31第５項に規定する中間期間を含む。）において生じた控除対象個別帰属還付税額（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法第53条第15項に規定する控除対象個別帰属還付税額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、法第53条第23項又は令和２年改正法附則第５条第６項において準用する法第53条第26項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の申告書に添付すること。

［２　略］

３　「当期控除額④」の欄は、(1)、(2)及び(4)に掲げる法人にあってはそれぞれ(ｲ)に掲げる金額が(ﾛ)に掲げる金額を超えない範囲内で記載し、(3)に掲げる法人にあっては(ｲ)に掲げる金額が(ﾛ)に掲げる金額を超えない範囲内及び(ﾊ)に掲げる金額が(ﾆ)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。

(1)　第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）を提出する法人（(2)、(3)又は(4)に掲げる法人を除く。）

(ｲ)　この明細書の「当期控除額④」の「合計」の欄の金額

［(ﾛ)　略］

(2)　第６号様式別表１を提出する法人

(ｲ)　この明細書の「当期控除額④」の「合計」及び第６号様式別表２の６の「当期控除額⑤」の「合計」の各欄の金額の合計額

［(ﾛ)　略］

(3)　第６号様式別表１の２を提出する法人

(ｲ)　この明細書の外国法人の恒久的施設帰属所得に係る「当期控除額④」の「合計」の欄の金額

［(ﾛ)　略］

(ﾊ)　この明細書の外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る「当期控除額④」の「合計」の欄の金額

［(ﾆ)　略］

(4)　第６号様式別表１の３を提出する法人

(ｲ)　この明細書の「当期控除額④」の「合計」の欄の金額

(ﾛ)　第６号様式別表１の３の「差引法人税額（①＋②）③」の欄の金額から「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄の括弧内の金額及び「控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額④」の欄の金額の合計額を控除した金額

設帰属所得に係る控除対象還付法人税額（法第53条第23項第２号又は令和２年旧法第53条第12項第２号に規定する外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額（法第53条第23項第３号又は令和２年旧法第53条第12項第３号に規定する外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）及び当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度（令和２年旧法人税法第81条の31第５項に規定する中間期間を含む。）において生じた控除対象個別帰属還付税額（令和２年旧法第53条第15項に規定する控除対象個別帰属還付税額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、法第53条第23項若しくは令和２年改正法附則第５条第６項において準用する法第53条第26項又は令和２年旧法第53条第12項若しくは第15項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の申告書に添付すること。

［２　同左］

３　「当期控除額④」の欄は、(1)、(2)及び(4)に掲げる法人にあってはそれぞれ(ｲ)に掲げる金額が(ﾛ)に掲げる金額を超えない範囲内で記載し、(3)に掲げる法人にあっては(ｲ)に掲げる金額が(ﾛ)に掲げる金額を超えない範囲内及び(ﾊ)に掲げる金額が(ﾆ)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。

(1)　第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）を提出する法人（(2)、(3)又は(4)に掲げる法人を除く。）

(ｲ)　この明細書の「当期控除額④」の「計」の欄の金額

［(ﾛ)　同左］

(2)　第６号様式別表１を提出する法人

(ｲ)　この明細書の「当期控除額④」の「計」及び第６号様式別表２の６の「当期控除額⑤」の「計」の各欄の金額の合計額

［(ﾛ)　同左］

(3)　第６号様式別表１の２を提出する法人

(ｲ)　この明細書の恒久的施設帰属所得に係る「当期控除額④」の「計」の欄の金額

［(ﾛ)　同左］

(ﾊ)　この明細書の恒久的施設非帰属所得に係る「当期控除額④」の「計」の欄の金額

［(ﾆ)　同左］

(4)　第６号様式別表１の３を提出する法人

(ｲ)　この明細書の「当期控除額④」の「計」の欄の金額

(ﾛ)　第６号様式別表１の３の「差引個別帰属法人税額（（①＋②）と（①の括弧書）のうちいずれか多い額）又は差引法人税額（①＋②）③」の欄の金額から「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄の括弧内の金額及び「控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属

	税額の控除額④」の欄の金額の合計額を控除した金額
4　法第53条第24項の規定の適用を受ける法人にあつては、この明細書の各欄は、被合併法人等（同項に規定する被合併法人等をいう。）の前10年内事業年度（同項に規定する前10年内事業年度をいう。）に係る控除未済還付法人税額（同項に規定する控除未済還付法人税額をいう。）と同項の適用を受ける法人の各事業年度若しくは各中間期間の内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は各連結事業年度の控除対象個別帰属還付税額とに区分して、それぞれ各事業年度若しくは各中間期間又は各連結事業年度ごとに記載すること。	4　法第53条第24項又は令和２年旧法第53条第13項の規定の適用を受ける法人にあつては、この明細書の各欄は、被合併法人等（これらの規定に規定する被合併法人等をいう。）の前10年内事業年度（これらの規定に規定する前10年内事業年度をいう。）に係る控除未済還付法人税額（これらの規定に規定する控除未済還付法人税額をいう。）とこれらの規定の適用を受ける法人の各事業年度若しくは各中間期間の内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は各連結事業年度の控除対象個別帰属還付税額とに区分して、それぞれ各事業年度若しくは各中間期間又は各連結事業年度ごとに記載すること。
5　令和２年改正法附則第５条第６項において準用する法第53条第28項の規定の適用を受ける法人にあつては、この明細書の各欄は、被合併法人等（同項に規定する被合併法人等をいう。）の前10年内連結事業年度（同項に規定する前10年内連結事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属還付税額（同項に規定する控除未済個別帰属還付税額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各連結事業年度の控除対象個別帰属還付税額又は各事業年度若しくは各中間期間の控除対象還付法人税額とに区分して、それぞれ各事業年度若しくは各中間期間又は各連結事業年度ごとに記載すること。	5　令和２年改正法附則第５条第６項において準用する法第53条第28項又は令和２年旧法第53条第16項の規定の適用を受ける法人にあつては、この明細書の各欄は、被合併法人等（これらの規定に規定する被合併法人等をいう。）の前10年内連結事業年度（これらの規定に規定する前10年内連結事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属還付税額（これらの規定に規定する控除未済個別帰属還付税額をいう。）とこれらの規定の適用を受ける法人の各連結事業年度の控除対象個別帰属還付税額又は各事業年度若しくは各中間期間の控除対象還付法人税額とに区分して、それぞれ各事業年度若しくは各中間期間又は各連結事業年度ごとに記載すること。
第六号様式別表二の六（用紙日本産業規格Ａ４）（第二条・第十条の二関係）	第六号様式別表二の六（用紙日本産業規格Ａ４）（第二条・第十条の二関係）
［様式　別表十六　挿入］	［様式　別表十七　挿入］
第６号様式別表２の６記載要領	第６号様式別表２の６記載要領
1　この明細書は、当該事業年度の中間期間（法人税法第80条第５項に規定する中間期間をいう。以下この記載要領において同じ。）又は当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度若しくは中間期間において生じた還付対象欠損金額（法第53条第26項に規定する還付対象欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の申告書に添付すること。	1　この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度又は中間期間（法人税法第80条第５項に規定する中間期間をいう。以下この記載要領において同じ。）において生じた還付対象欠損金額（法第53条第26項に規定する還付対象欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の申告書に添付すること。
［２　略］	［２　同左］
3　「控除対象還付対象欠損調整額②」の欄は、「還付対象欠損金額①」の欄に記載した金額に、還付対象欠損金額の生じた事業年度後又は中間期間後最初に終了する事業年度終了の日（次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める日）における法第53条第14項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第１号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の２第１項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）又は法第53条第14項第１号に規定する一般社団法人等にあつては100分の23.2を、同号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の２第１項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。）又は法第53条第14項第２号に規定する公益法人等若しくは同号に規定する協同組合等にあつては100分の19を乗じて計算した金額を記載すること。	3　「控除対象還付対象欠損調整額②」の欄は、「還付対象欠損金額①」の欄に記載した金額に、還付対象欠損金額の生じた事業年度後又は中間期間後最初に開始する事業年度終了の日（次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める日）における法第53条第14項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第１号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の２第１項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）又は法第53条第14項第１号に規定する一般社団法人等にあつては100分の23.2を、同号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の２第１項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。）又は法第53条第14項第２号に規定する公益法人等若しくは同号に規定する協同組合等にあつては100分の19を乗じて計算した金額を記載すること。
(1)　還付対象欠損金額（中間期間において生じたものを除く。）の生じた事業年度後最初に終了する事業年度について法人税法第71条第１項（同法第72条第１項の規定が適用される	(1)　還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間後最初に開始する事業年度について法人税法第71条第１項（同法第72条第１項の規定が適用される場合に限る。）の規定により

場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第53条第26項の規定を適用する場合　同条第１項に規定する６月経過日の前日

［(2)　略］

４　「当期控除額⑤」の欄は、(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。

(1)　この明細書の「当期控除額⑤」の「合計」及び第６号様式別表２の５の「当期控除額④」の「合計」の各欄の金額の合計額

［(2)　略］

［５　略］

第六号様式別表二の七（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

［様式　別表二十　挿入］

第６号様式別表２の７記載要領

１　この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第53条第５項に規定する連結適用前欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）又は連結適用前災害損失欠損金額（同項に規定する連結適用前災害損失欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、令和２年改正法附則第５条第４項において準用する法第53条第３項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の申告書に添付すること。

２　「控除対象個別帰属調整額②」の欄は、「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額①」の欄に記載した金額に、最初連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この記載要領において「令和２年所得税法等改正法」という。）第３条の規定（令和２年所得税法等改正法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和２年旧法人税法」という。）第15条の２第１項に規定する最初連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の終了の日（２以上の最初連結事業年度の終了の日がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度の終了の日）における令和２年旧法第53条第６項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第１号に規

法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第53条第26項の規定を適用する場合　同条第１項に規定する６月経過日の前日

［(2)　同左］

４　「当期控除額⑤」の欄は、(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。

(1)　この明細書の「当期控除額⑤」の「計」及び第６号様式別表２の５の「当期控除額④」の「計」の各欄の金額の合計額

［(2)　同左］

［５　同左］

第六号様式別表二の七（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

［様式　別表二十九　挿入］

第６号様式別表２の７記載要領

１　この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この記載要領において「令和２年所得税法等改正法」という。）第３条の規定（令和２年所得税法等改正法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和２年旧法人税法」という。）第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第53条第５項に規定する連結適用前欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）又は連結適用前災害損失欠損金額（同項に規定する連結適用前災害損失欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、令和２年改正法附則第５条第４項において準用する法第53条第３項又は令和２年旧法第53条第５項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の申告書に添付すること。また、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度（令和２年旧法人税法第15条の２第１項に規定する最初連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）においては令和２年旧法人税法第81条の９第２項の規定の適用がないことを証する書類も併せて添付すること。

２　「控除対象個別帰属調整額②」の欄は、「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額①」の欄に記載した金額に、最初連結事業年度の終了の日（２以上の最初連結事業年度の終了の日がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度の終了の日）における令和２年旧法第53条第６項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第１号に規定する普通法人（令和２年所得税法等改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和２年旧措置法」という。）第68条の100第１項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）との間に連結完全支配関係（令和２年旧法人税法第２条第12号の７の７に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結子法人（令和２年旧法人税

定する普通法人（令和２年所得税法等改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和２年旧措置法」という。）第68条の100第１項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）との間に連結完全支配関係（令和２年旧法人税法第２条第12号の７の７に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結子法人（令和２年旧法人税法第２条第12号の７に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあっては100分の23.2（当該最初連結事業年度（２以上の最初連結事業年度がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）が平成24年４月１日から平成27年３月31日までの間に開始したものである場合は100分の25.5とし、当該最初連結事業年度が平成27年４月１日から平成28年３月31日までの間に開始したものである場合は100分の23.9とし、当該最初連結事業年度が平成28年４月１日から平成30年３月31日までの間に開始したものである場合は100分の23.4とする。）を、令和２年旧法第53条第６項第１号に規定する普通法人（令和２年旧措置法第68条の100第１項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。）又は令和２年旧法第53条第６項第２号に規定する協同組合等との間に連結完全支配関係がある連結子法人にあっては100分の20を乗じて計算した金額を記載すること。

３　「当期控除額⑤」の欄は、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ(ｲ)に掲げる金額が(ﾛ)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。

［(1)　略］

(2)　第６号様式別表１の３を提出する法人

［(ｲ)　略］

(ﾛ)　第６号様式別表１の３の「差引法人税額（①＋②）③」の欄の金額から「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄の括弧内の金額を控除した金額

４　令和２年改正法附則第５条第４項において準用する法第53条第５項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等（同項に規定する被合併法人等をいう。）の前10年内事業年度（同項に規定する前10年内事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属調整額（同項に規定する控除未済個別帰属調整額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象個別帰属調整額（令和２年旧法第53条第６項に規定する控除対象個別帰属調整額をいう。）とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度（令和２年旧法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。）ごとに記載すること。

第六号様式別表二の八（甲第四十条関係）

［様式　別表二十二　甲八］

第６号様式別表２の８記載要領

１　この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げ

法第２条第12号の７に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあっては100分の23.2（当該最初連結事業年度（２以上の最初連結事業年度がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）が平成24年４月１日から平成27年３月31日までの間に開始したものである場合は100分の25.5とし、当該最初連結事業年度が平成27年４月１日から平成28年３月31日までの間に開始したものである場合は100分の23.9とし、当該最初連結事業年度が平成28年４月１日から平成30年３月31日までの間に開始したものである場合は100分の23.4とする。）を、令和２年旧法第53条第６項第１号に規定する普通法人（令和２年旧措置法第68条の100第１項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。）又は令和２年旧法第53条第６項第２号に規定する協同組合等との間に連結完全支配関係がある連結子法人にあっては100分の20を乗じて計算した金額を記載すること。

３　「当期控除額⑤」の欄は、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ(ｲ)に掲げる金額が(ﾛ)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。

［(1)　同左］

(2)　第６号様式別表１の３を提出する法人

［(ｲ)　同左］

(ﾛ)　第６号様式別表１の３の「差引個別帰属法人税額（（①＋②）と（①の括弧書）のうちいずれか多い額）又は差引法人税額（①＋②）③」の欄の金額から「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄の括弧内の金額を控除した金額

４　令和２年改正法附則第５条第４項において準用する法第53条第５項又は令和２年旧法第53条第７項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等（これらの規定に規定する被合併法人等をいう。）の前10年内事業年度（これらの規定に規定する前10年内事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属調整額（これらの規定に規定する控除未済個別帰属調整額をいう。）とこれらの規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象個別帰属調整額（令和２年改正法附則第５条第４項において準用する法第53条第３項又は令和２年旧法第53条第６項に規定する控除対象個別帰属調整額をいう。）とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載すること。

第六号様式別表二の八（甲第四十条関係）

［様式　別表二十二　甲八］

第６号様式別表２の８記載要領

１　この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）によ

る改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）において生じた控除対象個別帰属税額（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法第53条第９項に規定する控除対象個別帰属税額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、令和２年改正法附則第５条第５項において準用する法第53条第３項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の申告書に添付すること。

２　「当期控除額④」の欄は、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ(ｲ)に掲げる金額が(ﾛ)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。

［(1)　略］

(2)　第６号様式別表１の３を提出する法人

［(ｲ)　略］

(ﾛ)　第６号様式別表１の３の「差引法人税額（①＋②）③」の欄の金額から「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄の括弧内の金額を控除した金額

３　令和２年改正法附則第５条第５項において準用する法第53条第５項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人（同項に規定する被合併法人等をいう。）の前10年内連結事業年度（同項に規定する前10年内連結事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属税額（同項に規定する控除未済個別帰属税額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各連結事業年度の控除対象個別帰属税額とに区分して、それぞれ各連結事業年度又は各事業年度ごとに記載すること。

第六号様式別表四の三（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

［様式　別紙二十四　挿入］

［第６号様式別表４の３記載要領　略］

第六号様式別表五（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）

［様式　別紙二十六　挿入］

第六号様式別表五（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）

［様式　別紙二十八　挿入］

第６号様式別表５記載要領

１　この計算書は、法第72条の２第１項第３号若しくは第４号に掲げる事業を行う法人、法第72条の23第２項の規定の適用を受ける医療法人若しくは農業協同組合連合会、法第72条の24の規定の適用を受ける法人、事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人、法人税法第62条第２項若しくは第62条の５第２項の規定の適用を受ける法人、租税特別措置法第57条の７第１項、第57条の７の２第１項、第59条第１項若しくは第２項、第61条の２第１

る改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）開始の日前10年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属税額（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第53条第９項に規定する控除対象個別帰属税額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、令和２年改正法附則第５条第５項において準用する法第53条第３項又は令和２年旧法第53条第９項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の申告書に添付すること。

２　「当期控除額④」の欄は、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ(ｲ)に掲げる金額が(ﾛ)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。

［(1)　同左］

(2)　第６号様式別表１の３を提出する法人

［(ｲ)　同左］

(ﾛ)　第６号様式別表１の３の「差引個別帰属法人税額（（①＋②）と（①の括弧書）のうちいずれか多い額）又は差引法人税額（①＋②）③」の欄の金額から「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄の括弧内の金額を控除した金額

３　令和２年改正法附則第５条第５項において準用する法第53条第５項又は令和２年旧法第53条第10項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人（これらの規定に規定する被合併法人等をいう。）の前10年内連結事業年度（これらの規定に規定する前10年内連結事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属税額（これらの規定に規定する控除未済個別帰属税額をいう。）とこれらの規定の適用を受ける法人の各連結事業年度の控除対象個別帰属税額とに区分して、それぞれ各連結事業年度又は各事業年度ごとに記載すること。

第六号様式別表四の三（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

［様式　別紙二十三　挿入］

［第６号様式別表４の３記載要領　同左］

第六号様式別表五（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）

［様式　別紙二十五　挿入］

第六号様式別表五（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）

［様式　別紙二十七　挿入］

第６号様式別表５記載要領

１　この計算書は、法第72条の２第１項第３号若しくは第４号に掲げる事業を行う法人、法第72条の23第２項若しくは地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法第72条の23第２項の規定の適用を受ける医療法人若しくは農業協同組合連合会、法第72条の24の規定の適用を受ける法人、事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人、法人税法第27条、第62条第２項、第62条の５第２項

項、第61条の３第１項、第66条の13、第67条の14第１項、第67条の15第１項、第68条の３の２第１項若しくは第68条の３の３第１項の規定の適用を受ける法人、所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第19条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第18条の３第１項の規定の適用を受ける法人又は政令第21条の２の３の規定の適用を受ける法人が、課税標準となる所得の計算を行う場合又は単年度損益の計算を行う場合に記載し、第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の申告書に添付すること。

［２～５　略］

６　「所得金額（法人税の明細書（別表４）の(34)）①」の欄は、法人税法第64条の８の規定の適用を受ける法人にあつては、法人税の明細書（別表４）の「合計(34)」の欄の金額に、法人税の明細書（別表４付表）の「通算法人の合併等があつた場合の欠損金の損金算入額(9)」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

７　「外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額⑩」の欄は、法第72条の24前段に規定する区分計算の方法によつて事業税に係る所得計算をする法人が外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額を記載すること。

８　法第72条の２第１項第３号イに掲げる法人又は同項第４号に掲げる事業を行う法人が、同項第３号に掲げる事業又は同項第４号に掲げる事業に係る単年度損益の計算を行う場合にあつては、「繰越欠損金額等又は災害損失欠損金額の当期控除額㉔」及び「債務免除等があつた場合の欠損金額等の当期控除額㉕」の各欄は記載しないこと。

９　外国の事務所又は事業所（政令第20条の２の20第１項に規定する外国の事務所又は事業所をいう。以下この記載要領において同じ。）を有しない内国法人が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有することとなった場合又は特定内国法人（法第72条の19に規定する特定内国法人をいう。）が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有しない

若しくは第142条の２の２若しくは所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この記載要領において「令和２年所得税法等改正法」という。）第３条の規定（令和２年所得税法等改正法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和２年旧法人税法」という。）第27条の規定の適用を受ける法人、租税特別措置法第57条の７第１項、第57条の７の２第１項、第59条第１項若しくは第２項、第61条の２第１項、第61条の３第１項、第66条の13、第67条の14第１項、第67条の15第１項、第68条の３の２第１項若しくは第68条の３の３第１項若しくは令和２年所得税法等改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法第57条の７第１項、第57条の７の２第１項、第59条第１項若しくは第２項、第61条の３第１項、第66条の13、第68条の３の２第１項、第68条の３の３第１項、第68条の57第１項、第68条の57の２第１項、第68条の62第１項若しくは第２項、第68条の64第１項、第68条の65第１項若しくは第68条の98の規定の適用を受ける法人、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この記載要領において「震災特例法」という。）第18条の３第１項若しくは令和２年所得税法等改正法第23条の規定による改正前の震災特例法第18条の３第１項若しくは第26条の３第１項の規定の適用を受ける法人又は政令第21条の２の３若しくは地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令第21条の２の３の規定の適用を受ける法人が、課税標準となる所得の計算を行う場合又は単年度損益の計算を行う場合に記載し、第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の申告書に添付すること。

［２～５　同左］

６　「所得金額（法人税の明細書（別表４）の(34)）又は個別所得金額（法人税の明細書（別表４の２付表）の(42)）①」の欄は、法人税法第64条の８の規定の適用を受ける法人にあつては法人税の明細書（別表４）の「合計(34)」の欄の金額に、法人税の明細書（別表４付表）の「通算法人の合併等があつた場合の欠損金の損金算入額(9)」の欄の金額を加算した金額を記載し、令和２年旧法人税法第81条の９第４項の規定の適用を受ける法人にあつては法人税の明細書（別表４の２付表）の「仮計(42)」の欄の金額に、同明細書の「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額(34)」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

７　「外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額⑪」の欄は、法第72条の24前段に規定する区分計算の方法によつて事業税に係る所得計算をする法人が外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額を記載すること。

８　法第72条の２第１項第３号イに掲げる法人又は同項第４号に掲げる事業を行う法人が、同項第３号に掲げる事業又は同項第４号に掲げる事業に係る単年度損益の計算を行う場合にあつては、「繰越欠損金額等又は災害損失金額の当期控除額㉕」及び「債務免除等があつた場合の欠損金額等の当期控除額㉖」の各欄は記載しないこと。

９　外国の事務所又は事業所（政令第20条の２の20第１項に規定する外国の事務所又は事業所をいう。以下この記載要領において同じ。）を有しない内国法人が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有することとなった場合又は特定内国法人（法第72条の19に規定する特定内国法人をいう。）が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有しない

こととなった場合には、「外国における事務所又は事業所の期末の従業者数㊱」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「期末の総従業者数㊲」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。）と当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載すること。

［10　略］

第六号様式別表五の二（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　別紙二十　挿入］

第六号様式別表五の二（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　略］

第６号様式別表５の２記載要領

［１～４　略］

５　「単年度損益⑤」の欄の記載に当たっては、次によること。

［削る］

(1)　法第72条の18第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第１項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第６号様式㊽」とあるのは「（第６号様式㊽－別表10⑨）」と、「別表５㉓」とあるのは「（別表５㉓－別表10⑨）」と読み替えて計算した金額を記載すること。

(2)　法第72条の18第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第２項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この記載要領において「震災特例法」という。）第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第６号様式㊽」とあるのは「（第６号様式㊽－別表10㉑）」と、「別表５㉓」とあるのは「（別表５㉓－別表10㉑）」と読み替えて計算した金額を記載すること。

こととなった場合には、「外国における事務所又は事業所の期末の従業者数㊲」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「期末の総従業者数㊳」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。）と当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載すること。

［10　同左］

第六号様式別表五の二（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　別紙二十九　挿入］

第六号様式別表五の二（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　同上］

第６号様式別表５の２記載要領

［１～４　同左］

５　「単年度損益⑤」の欄の記載に当たっては、次によること。

(1)　法人税法第27条の規定の適用を受ける法人にあっては、同欄を「（別表５㉔－同表⑥）」と読み替えて計算した金額を記載すること。

(2)　法第72条の18第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第１項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第72条の18第１項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令第20条の２の12の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この記載要領において「令和２年所得税法等改正法」という。）第３条の規定（令和２年所得税法等改正法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「読替え後の令和２年旧法人税法」という。）第59条第１項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第６号様式㊽」とあるのは「（第６号様式㊽－別表10⑨）」と、「別表５㉔」とあるのは「（別表５㉔－別表10⑨）」と読み替えて計算した金額を記載すること。

(3)　法第72条の18第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第２項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この記載要領において「震災特例法」という。）第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は読替え後の令和２年旧法人税法第59条第２項（令和２年所得税法等改正法第23条の規定による改正前の震災特例法（以下この記載要領において「令和２年旧震災特例法」という。）第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含み、読替え後の令和２年旧法人税法第59条第２項第３号に掲げる場合に該当する場合

(3)　法第72条の18第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第３項（震災特例法第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする法人にあつては、同欄中「第６号様式㊽」とあるのは「（第６号様式㊽－別表11⑫）」と、「別表５㉓」とあるのは「（別表５㉓－別表11⑫）」と読み替えて計算した金額を記載すること。

(4)　法第72条の18第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第４項の規定の適用を受けようとする法人にあつては、同欄中「第６号様式㊽」とあるのは「（第６号様式㊽－別表11⑫）」と、「別表５㉓」とあるのは「（別表５㉓－別表11⑫）」と読み替えて計算した金額を記載すること。

(5)　租税特別措置法第59条の２の規定の適用を受ける法人にあつては、法人税の明細書（別表４）の(33)の欄において減算した金額（損金算入額）がある場合は当該額を加算し、加算した金額（益金算入額）がある場合は当該額を減算した金額を記載すること。

(6)　租税特別措置法第66条の５の３第１項の規定の適用を受ける法人にあつては、法人税の明細書（別表17（２の３））の(10)の欄から(23)の欄を控除した金額を加算した金額を記載すること。

(7)　第６号様式別表５の㉗から㉜まで及び㉞の各欄に記載のある法人にあつてはこれらの欄の合計額を減算した金額を記載し、同表の㉝の欄に記載のある法人にあつては同欄を加算した金額を記載すること。

６　「当該事業年度の月数⑬」の欄は、法第72条の21第３項、第４項又は第５項の規定の適用を受ける法人にあつては、当該規定に基づき計算した月数を記載すること。

［７　略］

第六号様式別表五の二の二（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　別紙二十二　挿入］

第六号様式別表五の二の二（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　略］

［第６号様式別表５の２の２記載要領　略］

に限る。）の規定の適用を受けようとする法人にあつては、同欄中「第６号様式㊽」とあるのは「（第６号様式㊽－別表10㉑）」と、「別表５㉔」とあるのは「（別表５㉔－別表10㉑）」と読み替えて計算した金額を記載すること。

(4)　法第72条の18第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第３項（震災特例法第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は読替え後の令和２年旧法人税法第59条第２項（令和２年旧震災特例法第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含み、読替え後の令和２年旧法人税法第59条第２項第３号に掲げる場合に該当する場合を除く。）の規定の適用を受けようとする法人にあつては、同欄中「第６号様式㊽」とあるのは「（第６号様式㊽－別表11⑫）」と、「別表５㉔」とあるのは「（別表５㉔－別表11⑫）」と読み替えて計算した金額を記載すること。

(5)　法第72条の18第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第４項又は読替え後の令和２年旧法人税法第59条第３項の規定の適用を受けようとする法人にあつては、同欄中「第６号様式㊽」とあるのは「（第６号様式㊽－別表11⑫）」と、「別表５㉔」とあるのは「（別表５㉔－別表11⑫）」と読み替えて計算した金額を記載すること。

(6)　租税特別措置法第59条の２又は令和２年所得税法等改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和２年旧措置法」という。）第59条の２若しくは第68条の62の２の規定の適用を受ける法人にあつては、法人税の明細書（別表４）の(33)又は法人税の明細書（別表４の２付表）の(41)の欄において減算した金額（損金算入額）がある場合は当該額を加算し、加算した金額（益金算入額）がある場合は当該額を減算した金額を記載すること。

(7)　租税特別措置法第66条の５の３第１項、所得税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第４号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法第66条の５の３第１項又は令和２年旧措置法第68条の89の３第１項の規定の適用を受ける法人にあつては、法人税の明細書（別表17（２の３））の(10)の欄から(23)の欄を控除した金額又は法人税の明細書（別表17の２(2)付表１）の(8)の「計」の欄から(26)の欄を控除した金額を加算した金額を記載すること。

(8)　第６号様式別表５の㉘から㉝まで及び㉟の各欄に記載のある法人にあつてはこれらの欄の合計額を減算した金額を記載し、同表の㉞の欄に記載のある法人にあつては同欄を加算した金額を記載すること。

６　「当該事業年度の月数⑬」の欄は、法第72条の21第３項、第４項若しくは第５項又は令和２年旧法第72条の21第４項若しくは第５項の規定の適用を受ける法人にあつては、当該規定に基づき計算した月数を記載すること。

［７　同左］

第六号様式別表五の二の二（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　別紙二十二　挿入］

第六号様式別表五の二の二（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　同上］

［第６号様式別表５の２の２記載要領　同左］

第六号様式別表五の二の三（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）
［様式　略］
第六号様式別表五の二の三（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）
［様式　略］
第６号様式別表５の２の３記載要領
１　この計算書は、法第72条の21第１項第１号から第３号まで若しくは第２項、法第72条の22、法附則第９条第１項、第４項から第７項まで、第17項若しくは第23項又は政令第20条の２の26の規定の適用を受ける法人が、資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。

［２～７　略］
８　法第72条の21第１項第１号の規定の適用を受ける法人にあつては、同号に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。
９　法第72条の21第１項第２号の規定の適用を受ける法人にあつては、同号に規定する資本の欠損の塡補を行った事実及び資本の欠損の塡補に充てた金額を証する書類を添付すること。
10　法第72条の21第１項第３号の規定の適用を受ける法人にあつては、同号に規定する剰余金を損失の塡補に充てた事実及び剰余金を損失の塡補に充てた金額を証する書類を添付すること。
第六号様式別表五の二の四（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）
［様式　略］
第６号様式別表５の２の４記載要領
１　この計算書は、法第72条の21第６項の規定の適用を受ける内国法人が記載し、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。
２　「特定子会社に対する貸付金及び保有する特定子会社の発行する社債の金額等」の各欄は、各事業年度に係る政令第20条の２の22各号に掲げる金額がある場合に、同条第１号から第４号までに掲げる金額の合計額を記載すること。この場合において、当該各号（第４号を除く。）に掲げる金額の計算に関する明細書を添付すること。

［３　略］
第六号様式別表五の三（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）
［様式　略］

第六号様式別表五の二の三（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）
［様式　同上］
第六号様式別表五の二の三（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）
［様式　同上］
第６号様式別表５の２の３記載要領
１　この計算書は、法第72条の21第１項第１号から第３号まで若しくは第２項、法第72条の22、法附則第９条第１項、第４項から第７項まで、第17項若しくは第23項、地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第72条の21第１項第１号から第３号まで、令和２年旧法附則第９条第１項若しくは第７項又は政令第20条の２の26の規定の適用を受ける法人が、資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。
［２～７　同左］
８　法第72条の21第１項第１号又は令和２年旧法第72条の21第１項第１号の規定の適用を受ける法人にあつては、これらの規定に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。
９　法第72条の21第１項第２号又は令和２年旧法第72条の21第１項第２号の規定の適用を受ける法人にあつては、これらの規定に規定する資本の欠損の塡補を行った事実及び資本の欠損の塡補に充てた金額を証する書類を添付すること。
10　法第72条の21第１項第３号又は令和２年旧法第72条の21第１項第３号の規定の適用を受ける法人にあつては、これらの規定に規定する剰余金を損失の塡補に充てた事実及び剰余金を損失の塡補に充てた金額を証する書類を添付すること。
第六号様式別表五の二の四（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）
［様式　同上］
第６号様式別表５の２の４記載要領
１　この計算書は、法第72条の21第６項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法第72条の21第６項の規定の適用を受ける内国法人が記載し、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。
２　「特定子会社に対する貸付金及び保有する特定子会社の発行する社債の金額等」の各欄は、各事業年度に係る政令第20条の２の22各号又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第20条の２の22各号に掲げる金額がある場合に、政令第20条の２の22第１号から第４号まで又は令和２年旧政令第20条の２の22第１号及び第２号に掲げる金額の合計額を記載すること。この場合において、当該各号（第４号を除く。）に掲げる金額の計算に関する明細書を添付すること。
［３　同左］
第六号様式別表五の三（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）
［様式　同上］

第六号様式別表五の三（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）
［様式　略］
第６号様式別表５の３記載要領
１　この明細書は、法第72条の２第１項第１号イ若しくは第３号イに掲げる法人又は同項第４号に掲げる事業を行う法人が、法第72条の15に規定する報酬給与額の内訳について記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事）に、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。
［２～５　略］
第六号様式別表五の三の二（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）
［様式　略］
第６号様式別表５の３の２記載要領
１　この明細書は、法第72条の15第２項各号に掲げる法人が、当該各号に定める金額の内訳について記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事）に、第６号様式別表５の３に併せて提出すること。
［２・３　略］
第六号様式別表五の四（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）
［様式　略］
第六号様式別表五の四（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）
［様式　略］
第６号様式別表５の４記載要領
１　この明細書は、法第72条の２第１項第１号イ若しくは第３号イに掲げる法人又は同項第４号に掲げる事業を行う法人が、法第72条の16に規定する純支払利子の内訳について記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事）に、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。
［２～５　略］
第六号様式別表五の五（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）
［様式　略］
第六号様式別表五の五（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）
［様式　略］
第６号様式別表５の５記載要領
１　この明細書は、法第72条の２第１項第１号イ若しくは第３号イに掲げる法人又は同項第４号に掲げる事業を行う法人が、法第72条の17に規定する純支払賃借料の内訳について記載し

第六号様式別表五の三（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）
［様式　同上］
第６号様式別表５の３記載要領
１　この明細書は、法第72条の２第１項第１号イ若しくは第３号イに掲げる法人又は同項第４号に掲げる事業を行う法人が、法第72条の15又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法第72条の15に規定する報酬給与額の内訳について記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。
［２～５　同左］
第六号様式別表五の三の二（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）
［様式　同上］
第６号様式別表５の３の２記載要領
１　この明細書は、法第72条の15第２項各号又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法第72条の15第２項各号に掲げる法人が、当該各号に定める金額の内訳について記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に、第６号様式別表５の３に併せて提出すること。
［２・３　同左］
第六号様式別表五の四（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）
［様式　同上］
第六号様式別表五の四（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）
［様式　同上］
第６号様式別表５の４記載要領
１　この明細書は、法第72条の２第１項第１号イ若しくは第３号イに掲げる法人又は同項第４号に掲げる事業を行う法人が、法第72条の16又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法第72条の16に規定する純支払利子の内訳について記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。
［２～５　同左］
第六号様式別表五の五（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）
［様式　同上］
第六号様式別表五の五（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）
［様式　同上］
第６号様式別表５の５記載要領
１　この明細書は、法第72条の２第１項第１号イ若しくは第３号イに掲げる法人又は同項第４号に掲げる事業を行う法人が、法第72条の17又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２

、事務所又は事業所所在地の道府県知事（２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事）に、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。 ［２～５　略］	年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法第72条の17に規定する純支払賃借料の内訳について記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。 ［２～５　同左］

第六号様式別表五の六　削除

第六号様式別表五の六（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

国内新規雇用者に対する給与等の支給額が増加した場合の付加価値額の控除に関する明細書
（法第72条の２第１項第１号第３号に掲げる事業）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

新規雇用者給与等支給増加割合の計算					
新規雇用者給与等支給額（⑫の１）－（⑫の２）＋（⑫の３）	①	円	新規雇用者給与等支給増加額 ①－②（マイナスの場合は０）	③	円
新規雇用者比較給与等支給額 ⑲	②		新規雇用者給与等支給増加割合 ③／②（②＝０の場合は０）	④	
控除対象新規雇用者給与等支給額の計算					
国内新規雇用者に対する給与等の支給額（⑪の１）－（⑪の２）（マイナスの場合は０）	⑤	円	調整雇用者給与等支給増加額 ⑥－⑦（マイナスの場合は０）	⑧	円
調整雇用者給与等支給額（⑩の１）－（⑩の２）（マイナスの場合は０）	⑥		控除対象新規雇用者給与等支給額 ⑤と⑧のうち少ない金額	⑨	
調整比較雇用者給与等支給額 ⑱	⑦				

国内新規雇用者に対する給与等の支給額、調整雇用者給与等支給額及び新規雇用者給与等支給額の明細

		給与等の支給額	1の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額	２のうち雇用安定助成金額
		1	2	3
国内雇用者に対する給与等の支給額	⑩	円	円	
同上のうち国内新規雇用者に係る金額	⑪			
同上のうち一般被保険者に係る金額	⑫			円

調整比較雇用者給与等支給額及び新規雇用者比較給与等支給額の計算					
前事業年度又は前連結事業年度	⑬	・　・ ・　・	適用年度の月数／⑬の前事業年度又は前連結事業年度の月数	⑭	――――

		給与等の支給額	1の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額	２のうち雇用安定助成金額
		1	2	3
国内雇用者に対する給与等の支給額	⑮	円	円	
同上のうち国内新規雇用者に係る金額	⑯			
同上のうち一般被保険者に係る金額	⑰			円

調整比較雇用者給与等支給額（（⑮の１）－（⑮の２））×⑭（マイナスの場合は０）	⑱	円	新規雇用者比較給与等支給額（（⑰の１）－（⑰の２）＋（⑰の３））×⑭（マイナスの場合は０）	⑲	
労働者派遣等をした法人の計算					
報酬給与額 別表５の３⑫	⑳	円	㉑と（㉒×75％）のうち少ない金額	㉓	円
派遣労働者等に支払う報酬給与額の合計 別表５の３⑨	㉑		控除対象額 ⑨×⑳／（⑳＋㉓）	㉔	
派遣先から支払を受ける金額の合計 別表５の３⑩	㉒				
事業税を課されない事業等、所得等課税事業又は収入金額等課税事業のうち複数の事業を併せて行う法人の計算					
⑥のうち所得等課税事業に係る額又は⑥×㉘／㉚	㉕	円	国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数	㉘	人
⑥のうち収入金額等課税事業に係る額又は⑥×㉙／㉚	㉖		国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数	㉙	
控除対象額 ⑨×㉕／⑥、㉔×㉕／⑥、⑨×㉖／⑥又は㉔×㉖／⑥	㉗		国内における事務所又は事業所の期末の従業者数	㉚	
付加価値額から控除する額の計算					
報酬給与額 別表５の２①	㉛	円	雇用安定控除調整率（㉛－㉜）／㉛	㉝	――――
雇用安定控除額 別表５の２⑨	㉜		付加価値額からの控除額 ⑨×㉝、㉔×㉝又は㉗×㉝	㉞	円

第六号様式別表五の六（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

第６号様式別表５の６記載要領

１　この明細書は、法第72条の２第１項第１号イ若しくは第３号イに掲げる法人又は同項第４号に掲げる事業を行う法人が、地方税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第１号）第１条及び第５条の規定による改正前の法附則第９条第13項（同条第14項及び第15項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）附則第９条第14項（同条第15項及び第16項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）の規定による控除を受ける場合（令和３年４月１日から令和４年３月31日までの間に開始した各事業年度においてこれらの規定の適用を受ける場合及び令和４年４月１日から令和５年３月31日までの間に開始する各事業年度において令和２年旧法附則第９条第14項の規定の適用を受ける場合に限る。）に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。

２　「法第72条の２第１項 第１号・第３号 に掲げる事業」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第１号」と「第３号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

３　法第72条の２第１項第１号に掲げる事業、同項第３号に掲げる事業及び同項第４号に掲げる事業のうち２以上の事業を併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る「報酬給与額⑳」から「付加価値額からの控除額㉞」までの各欄の金額について、計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

４　「前事業年度又は前連結事業年度⑬」の月数が６月に満たない場合であって、当該月数が所得税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第４号）第11条及び第12条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和４年旧措置法」という。）第42条の12の５第３項第４号又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この記載要領において「令和２年所得税法等改正法」という。）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和２年旧措置法」という。）第68条の15の６第３項第３号に規定する適用年度の月数に満たないときは、次に掲げる各欄の記載に当たっては、それぞれ次に定めるところによること。

(1)　「国内雇用者に対する給与等の支給額⑮」から「同上のうち一般被保険者に係る金額⑰」までの各欄　連結申告法人（令和２年所得税法等改正法第３条の規定（令和２年所得税法等改正法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第２条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）以外の法人にあっては、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和４年政令第148号）第１条及び第２条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この記載要領において「令和４年旧措置法施行令」という。）第27条の12の５第６項第２号イに規定する前一年事業年度等（同号イの前事業年度を除く。）の損金の額に算入される令和４年旧措置法第42条の12の５第３項第３号に規定する給与等の支給額、同項第４号に規定する他の者から支払を受ける金額若しくは同号イに規定する雇用安定助成金額又は令和４年旧措置法施行令第27条の12の５第５項第２号イに規定する連結事業年度等（同号イの連結事業年度を除く。）の損金の額に算入される令和４年旧措置法第42条の12の５第３項第３号に規定する給与等の支給額、同項第４号に規定する他の者から支払を受ける金額若しくは同号イに規定する雇用安定助成金額を

、各欄の上段に外書として記載すること。連結申告法人にあっては、法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第３条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この記載要領において「令和２年旧措置法施行令」という。）第39条の46の２第６項第２号イに規定する前一年連結事業年度等（同号イの前連結事業年度を除く。）の損金の額に算入される令和２年旧措置法第68条の15の６第３項第２号に規定する給与等の支給額、同項第３号に規定する他の者から支払を受ける金額若しくは同号イに規定する雇用安定助成金額又は令和２年旧措置法施行令第39条の46の２第５項第２号イに規定する事業年度等（同号イの事業年度を除く。）の損金の額に算入される令和２年旧措置法第68条の15の６第３項第２号に規定する給与等の支給額、同項第３号に規定する他の者から支払を受ける金額若しくは同号イに規定する雇用安定助成金額を、各欄の上段に外書として記載すること。

(2)　「$\frac{\text{適用年度の月数}}{\text{⑬の前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$　⑭」の欄　欄中「⑬の前事業年度又は前連結事業年度の月数」とあるのは、連結申告法人以外の法人にあっては「前一年事業年度等の月数の合計数又は連結事業年度等の月数の合計数」と、連結申告法人にあっては「前一年連結事業年度等の月数の合計数又は事業年度等の月数の合計数」として計算すること。

(3)　「調整比較雇用者給与等支給額⑱」の欄　欄中「（⑮の１）－（⑮の２）」とあるのは、「（（⑮の１）＋（⑮の１の外書））－（（⑮の２）＋（⑮の２の外書））」として計算すること。

(4)　「新規雇用者比較給与等支給額⑲」の欄　欄中「（⑰の１）－（⑰の２）＋（⑰の３）」とあるのは、「（（⑰の１）＋（⑰の１の外書））－（（⑰の２）＋（⑰の２の外書））＋（（⑰の３）＋（⑰の３の外書））」として計算すること。

5　令和４年旧措置法施行令第27条の12の５第７項若しくは第９項（これらの規定を同条第20項において準用する場合を含む。）又は令和２年旧措置法施行令第39条の46の２第７項若しくは第９項（これらの規定を同条第21項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合における「調整比較雇用者給与等支給額及び新規雇用者比較給与等支給額の計算」の各欄の記載に当たっては、それぞれ次に定めるところによること。

(1)　「調整比較雇用者給与等支給額⑱」の欄　令和４年旧措置法施行令第27条の12の５第21項（第２号に係る部分に限る。）又は令和２年旧措置法施行令第39条の46の２第22項（第２号に係る部分に限る。）の規定により計算した令和４年旧措置法第42条の12の５第３項第４号ロ又は令和２年旧措置法第68条の15の６第３項第３号ロに掲げる金額を同欄に記載すること。

(2)　「新規雇用者比較給与等支給額⑲」の欄　令和４年旧措置法第42条の12の５第３項第６号又は令和２年旧措置法第68条の15の６第３項第５号に規定する新規雇用者比較給与等支給額を同欄に記載すること。

6　「⑥のうち所得等課税事業に係る額又は⑥×㉘／㉚　㉕」の欄は、「調整雇用者給与等支給額⑥」のうち法第72条の２第１項第１号に掲げる事業（事業税を課されない事業を除く。以下この記載要領において「所得等課税事業」という。）に係る額を記載すること。

7　「⑥のうち収入金額等課税事業に係る額又は⑥×㉙／㉚　㉖」の欄は、「調整雇用者給与等支給額⑥」のうち法第72条の２第１項第３号に掲げる事業（以下この記載要領において「収入金額等課税事業」という。）に係る額を記載すること。

8　次に掲げる場合に該当するときは、「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数㉘」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数㉙」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数㉚」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数及び当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち事業税を課されない事業又は法第72条の２第１項第２号に掲げる事業（以下この記載要領において「事業税を課されない事業等」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。）を合計した数を記載すること。

(1)　所得等課税事業又は収入金額等課税事業（以下この記載要領において「所得等課税事業等」という。）を行う法人が事業年度の中途において事業税を課されない事業等を開始した場合

(2)　事業税を課されない事業等を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業等を開始した場合

(3)　所得等課税事業等と事業税を課されない事業等とを併せて行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業等又は事業税を課されない事業等を廃止した場合

9　法第72条の２第１項第４号に掲げる事業を行う連結申告法人が令和２年旧法附則第９条第14項の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載すること。

第六号様式別表五の六の三（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係） ［様式　略］ 第６号様式別表５の６の３記載要領 １　この明細書は、法第72条の２第１項第１号イ若しくは第３号イに掲げる法人又は同項第４号に掲げる事業を行う法人が、法附則第９条第13項（同条第14項及び第15項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）の規定による控除を受ける場合（令和４年４月１日から令和９年３月31日までの間に開始する各事業年度において同条第13項の適用を受ける場合に限る。）に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。 ［２・３　略］ ４　「適用可否③」の欄は、次に掲げる場合（(2)は、令和６年４月１日以後に開始する事業年度に限る。）のいずれかに該当する場合に「可」と記載すること。 ［(1)　略］ (2)　「期末現在の常時使用する従業員の数②」の数が2,000人を超える場合で、政令附則第６条の２第４項に規定する事項を公表している場合（同条第５項に規定する書類の写しの添付がある場合に該当する場合に限る。） (3)　「期末現在の資本金の額又は出資金の額①」の欄の金額が10億円未満であり、かつ、「期末現在の常時使用する従業員の数②」の数が2,000人以下である場合 (4)　「期末現在の常時使用する従業員の数②」の数が1,000人未満である場合 ５　「前事業年度又は前連結事業年度⑳」の月数が６月に満たない場合であって、当該月数が適用年度（租税特別措置法第42条の12の５第５項第４号に規定する適用年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の月数に満たないときは、次に掲げる各欄の記載に当たっては、それぞれ次に定めるところによること。 (1)　「国内雇用者に対する給与等の支給額㉑」から「㉒のうち雇用安定助成金額㉓」までの各欄　租税特別措置法施行令第27条の12の５第18項第２号イに規定する前一年事業年度（同号イの前事業年度を除く。）又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）附則第45条の２第３項第２号イに規定する連結事業年度等（同号イの連結事業年度を除く。）の損金の額に算入される給与等（租税特別措置法第42条の12の５第５項第３号に規定する給与等をいう。以下この記載要領において同じ。）の支給額、その給与等に充てるため租税特別措置法第42条の12の５第１項第２号イに規定する他の者から支払を受ける金額又は同条第５項第６号イに規定する雇用安定助成金額を、各欄の上段にそれぞれ外書として記載すること。 ［(2)～(4)　略］ ６　租税特別措置法施行令第27条の12の５第19項又は第20項の規定によりみなされた同条第12項又は第14項の規定の適用を受ける場合における「比較雇用者給与等支給額及び調整比較雇	第六号様式別表五の六の三（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係） ［様式　同上］ 第６号様式別表５の６の３記載要領 １　この明細書は、法第72条の２第１項第１号イ若しくは第３号イに掲げる法人又は同項第４号に掲げる事業を行う法人が、法附則第９条第13項（同条第14項及び第15項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法附則第９条第13項（同条第15項及び第16項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）の規定による控除を受ける場合（令和４年４月１日から令和６年３月31日までの間に開始する各事業年度においてこれらの規定の適用を受ける場合に限る。）に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。 ［２・３　同左］ ４　「適用可否③」の欄は、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合に「可」と記載すること。 ［(1)　同左］ ［新設］ (2)　「期末現在の資本金の額又は出資金の額①」の欄の金額が10億円未満であり、又は「期末現在の常時使用する従業員の数②」の数が1,000人未満である場合 ［新設］ ５　「前事業年度又は前連結事業年度⑳」の月数が６月に満たない場合であって、当該月数が適用年度（租税特別措置法第42条の12の５第３項第４号に規定する適用年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の月数に満たないときは、次に掲げる各欄の記載に当たっては、それぞれ次に定めるところによること。 (1)　「国内雇用者に対する給与等の支給額㉑」から「㉒のうち雇用安定助成金額㉓」までの各欄　租税特別措置法施行令第27条の12の５第18項第２号イに規定する前一年事業年度（同号イの前事業年度を除く。）又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）附則第45条の２第３項第２号イに規定する連結事業年度等（同号イの連結事業年度を除く。）の損金の額に算入される給与等（租税特別措置法第42条の12の５第３項第３号に規定する給与等をいう。以下この記載要領において同じ。）の支給額、その給与等に充てるため租税特別措置法第42条の12の５第１項第２号に規定する他の者から支払を受ける金額又は同条第３項第６号イに規定する雇用安定助成金額を、各欄の上段にそれぞれ外書として記載すること。 ［(2)～(4)　同左］ ６　租税特別措置法施行令第27条の12の５第19項又は第20項の規定によりみなされた同条第12項又は第14項の規定の適用を受ける場合における「比較雇用者給与等支給額及び調整比較雇

用者給与等支給額の計算」の各欄の記載に当たつては、次によること。

(1)　「比較雇用者給与等支給額㉕」の欄　租税特別措置法第42条の12の５第５項第11号に規定する比較雇用者給与等支給額を記載すること。

(2)　「調整比較雇用者給与等支給額㉖」の欄　租税特別措置法施行令第27条の12の５第21項（第２号に係る部分に限る。）の規定により計算した租税特別措置法第42条の12の５第５項第６号ロに掲げる金額を記載すること。

［７　略］

８　「継続雇用者に対する給与等の支給額㉘」の欄は、損金の額に算入される租税特別措置法第42条の12の５第５項第４号に規定する継続雇用者に対する給与等の支給額を記載すること。

［９～12　略］

第六号様式別表六（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別表三十四　挿入］

［第６号様式別表６記載要領　略］

第六号様式別表九（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別表三十六　挿入］

第６号様式別表９記載要領

１　この明細書は、欠損金額若しくは個別欠損金額（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法第72条の23第４項に規定する個別欠損金額をいう。）について次に掲げる規定の適用を受けようとする法人が記載し、第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の申告書に添付すること。

［(1)　略］

［削る］

(2)　［略］

［２　略］

３　法第72条の２第１項第１号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第１号ロに掲げる法人に限る。）にあつては、それぞれの事業に係る欠損金額等又は災害損失欠損金額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

［４　略］

５　「控除前所得金額①」の欄は、第６号様式別表５を提出する法人にあつては、同欄中「第

用者給与等支給額の計算」の各欄の記載に当たつては、次によること。

(1)　「比較雇用者給与等支給額㉕」の欄　租税特別措置法第42条の12の５第３項第10号に規定する比較雇用者給与等支給額を記載すること。

(2)　「調整比較雇用者給与等支給額㉖」の欄　租税特別措置法施行令第27条の12の５第21項（第２号に係る部分に限る。）の規定により計算した租税特別措置法第42条の12の５第３項第６号ロに掲げる金額を記載すること。

［７　同左］

８　「継続雇用者に対する給与等の支給額㉘」の欄は、損金の額に算入される租税特別措置法第42条の12の５第３項第４号に規定する継続雇用者に対する給与等の支給額を記載すること。

［９～12　同左］

第六号様式別表六（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別表三十三　挿入］

［第６号様式別表６記載要領　同左］

第六号様式別表九（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別表三十五　挿入］

第６号様式別表９記載要領

１　この明細書は、欠損金額若しくは個別欠損金額（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第72条の23第４項に規定する個別欠損金額をいう。）について次に掲げる規定の適用を受けようとする法人が記載し、第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の申告書に添付すること。

［(1)　同左］

(2)　令和２年旧法第72条の23第１項若しくは第４項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第20条の３第１項若しくは第２項の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この記載要領において「令和２年所得税法等改正法」という。）第３条の規定（令和２年所得税法等改正法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「読替え後の令和２年旧法人税法」という。）第57条第１項若しくは第58条第１項又は令和２年旧政令第21条第１項の規定

(3)　［同左］

［２　同左］

３　法第72条の２第１項第１号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第１号ロに掲げる法人に限る。）にあつては、それぞれの事業に係る欠損金額等又は災害損失金の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

［４　同左］

５　「控除前所得金額①」の欄は、第６号様式別表５を提出する法人にあつては、同欄中「第

６号様式㊽」とあるのは、「別表５㉓」と読み替えて計算した金額を記載すること。

６　「損金算入限度額②」の欄は、中小法人等事業年度（法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の３の規定による読替え後の法人税法第57条第11項各号に掲げる法人の同項各号に定める各事業年度及び次に掲げる法人の各事業年度をいう。）に該当しない事業年度にあつては「又は100」を抹消し、その他の事業年度にあつては「50又は」を抹消すること。

［(1)～(3)　略］

(4)　租税特別措置法第68条の３の２第１項第１号に掲げる要件を満たす同項に規定する特定目的信託に係る受託法人（法人税法第４条の３に規定する受託法人をいう。(5)において同じ。）

(5)　租税特別措置法第68条の３の３第１項第１号に掲げる要件を満たす同項に規定する特定投資信託に係る受託法人

７　「控除未済欠損金額等又は控除未済災害損失欠損金額③」の欄の記載に当たつては、次によること。

(1)　当該事業年度が法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第57条第２項又は第４項の規定の適用を受ける事業年度である場合（(2)に該当する場合を除く。）には、第６号様式別表12の「調整後の控除未済欠損金額等③」の欄の金額を記載すること。

(2)　当該事業年度が法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第１項又は第２項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受ける事業年度である場合には、第６号様式別表10の「差引控除未済欠損金額等㉗」の欄の金額を記載すること。

［削る］

６号様式㊽」とあるのは、「別表５㉔」と読み替えて計算した金額を記載すること。

６　「損金算入限度額②」の欄は、中小法人等事業年度（法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の３の規定による読替え後の法人税法第57条第11項各号又は令和２年所得税法等改正法第３条の規定（令和２年所得税法等改正法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和２年旧法人税法」という。）第57条第11項各号若しくは第58条第６項各号に掲げる法人の法人税法第57条第11項各号又は令和２年旧法人税法第57条第11項各号若しくは第58条第６項各号に定める各事業年度及び次に掲げる法人の各事業年度をいう。）に該当しない事業年度にあつては「又は100」を抹消し、その他の事業年度にあつては「50又は」を抹消すること。

［(1)～(3)　同左］

(4)　租税特別措置法第68条の３の２第１項第１号又は令和２年所得税法等改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和２年旧措置法」という。）第68条の３の２第１項第１号に掲げる要件を満たす租税特別措置法第68条の３の２第１項又は令和２年旧措置法第68条の３の２第１項に規定する特定目的信託に係る受託法人（法人税法第４条の３又は令和２年旧法人税法第４条の７に規定する受託法人をいう。(5)において同じ。）

(5)　租税特別措置法第68条の３の３第１項第１号又は令和２年旧措置法第68条の３の３第１項第１号に掲げる要件を満たす租税特別措置法第68条の３の３第１項又は令和２年旧措置法第68条の３の３第１項に規定する特定投資信託に係る受託法人

７　「控除未済欠損金額等又は控除未済災害損失金③」の欄の記載に当たつては、次によること。

(1)　当該事業年度が法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第57条第２項若しくは第４項又は読替え後の令和２年旧法人税法第57条第２項若しくは第４項若しくは第58条第２項の規定の適用を受ける事業年度である場合（(2)に該当する場合を除く。）には、第６号様式別表12の「調整後の控除未済欠損金額等③」の欄の金額を記載すること。

(2)　当該事業年度が法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第１項若しくは第２項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この記載要領において「震災特例法」という。）第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は読替え後の令和２年旧法人税法第59条第１項若しくは第２項（令和２年所得税法等改正法第23条の規定による改正前の震災特例法第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含み、読替え後の令和２年旧法人税法第59条第２項第３号に掲げる場合に該当する場合に限る。）の規定の適用を受ける事業年度である場合には、第６号様式別表10の「差引控除未済欠損金額等㉗」の欄の金額を記載すること。

(3)　当該事業年度（法人税法第80条第５項若しくは第144条の13第11項又は令和２年旧法人税法第80条第５項に規定する中間期間を含む。）において生じた欠損金額につき法人税法第80条若しくは第144条の13又は令和２年旧法人税法第80条の規定による法人税額の還付

	を受けているときは、当該還付を受けるべき金額の計算の基礎となった欠損金額を含めた金額を記載すること。
8　当該事業年度が法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和５年政令第132号）による改正前の政令第20条の３の規定による読替え後の令和５年旧措置法第66条の11の４第１項の規定の適用を受ける事業年度である場合における「当期控除額④（当該事業年度の③と（②－当該事業年度前の④の合計額）のうち少ない金額）」の欄の記載に当たっては、次によること。	8　当該事業年度が法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和５年政令第132号）による改正前の政令第20条の３の規定による読替え後の令和５年旧措置法第66条の11の４第１項又は令和２年旧法第72条の23第１項若しくは第４項の規定によりその例によるものとされる令和２年旧政令第20条の３第１項若しくは第２項の規定による読替え後の令和２年旧措置法第66条の11の４第１項の規定の適用を受ける事業年度である場合における「当期控除額④（当該事業年度の③と（②－当該事業年度前の④の合計額）のうち少ない金額）」の欄の記載に当たっては、次によること。
［(1)　略］	［(1)　同左］
(2)　令和５年旧措置法第66条の11の４第１項第１号に規定する特例事業年度に該当する各事業年度ごとに第６号様式別表９の２の⑫の欄の金額を含めて記載すること。	(2)　令和５年旧措置法第66条の11の４第１項第１号又は令和２年旧措置法第66条の11の４第１項第１号に規定する特例事業年度に該当する各事業年度ごとに第６号様式別表９の２の⑫の欄の金額を含めて記載すること。
第六号様式別表九の二（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）	第六号様式別表九の二（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）
［様式　略］	［様式　同上］
第６号様式別表９の２記載要領	第６号様式別表９の２記載要領
１　この明細書は、法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和５年政令第132号）による改正前の政令第20条の３の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法第66条の11の４第１項の規定の適用を受ける法人が記載し、第６号様式別表９に併せて提出すること。	１　この明細書は、法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和５年政令第132号）による改正前の政令第20条の３の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法第66条の11の４第１項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第72条の23第１項若しくは第４項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第20条の３第１項若しくは第２項の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この記載要領において「令和２年所得税法等改正法」という。）第16条の規定による改正前の租税特別措置法第66条の11の４第１項の規定の適用を受ける法人が記載し、第６号様式別表９に併せて提出すること。
［２・３　略］	［２・３　同左］
４　「特例対象控除未済欠損金額等（別表９の③）⑦」の欄の記載に当たっては、次によること。	４　「特例対象控除未済欠損金額等（別表９の③）⑦」の欄の記載に当たっては、次によること。
(1)　当該事業年度以前の事業年度において法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第57条第２項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法第72条の23第１項若しくは第４項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令第20条の３第１項若しくは第２項の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領に	(1)　当該事業年度以前の事業年度において法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第57条第２項又は令和２年旧法第72条の23第１項若しくは第４項の規定によりその例によるものとされる令和２年旧政令第20条の３第１項若しくは第２項の規定による読替え後の令和２年所得税法等改正法第３条の規定（令和２年所得税法等改正法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和２年旧法人税法」という。）第57条第２項の規定の適用を受ける又は受けた場合には、第６号様式別表９の③の欄の金額からこれらの規定により欠損金額等と

おいて「令和２年旧法人税法」という。）第57条第２項の規定の適用を受ける又は受けた場合には、第６号様式別表９の③の欄の金額からこれらの規定により欠損金額等とみなされた金額を控除した金額を記載すること。	みなされた金額を控除した金額を記載すること。
［(2)　略］	［(2)　同左］
［５　略］	［５　同左］
第六号様式別表十（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）	第六号様式別表十（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）
［様式　略］	［様式　同上］
第６号様式別表10記載要領	第６号様式別表10記載要領
１　「更生欠損金額等の控除明細書」の各欄は、欠損金額又は個別欠損金額（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法第72条の23第４項に規定する個別欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあっては第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）に添付し、(2)に掲げる法人にあっては第６号様式別表５の２に併せて提出すること。	１　「更生欠損金額等の控除明細書」の各欄は、欠損金額又は個別欠損金額（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第72条の23第４項に規定する個別欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあっては第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）に添付し、(2)に掲げる法人にあっては第６号様式別表５の２に併せて提出すること。
(1)　法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第１項の規定の適用を受けようとする法人	(1)　法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第１項又は令和２年旧法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第20条の３第１項若しくは第２項の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この記載要領において「令和２年所得税法等改正法」という。）第３条の規定（令和２年所得税法等改正法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（２(1)及び５において「読替え後の令和２年旧法人税法」という。）第59条第１項の規定の適用を受けようとする法人
(2)　法第72条の18第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第１項の規定の適用を受けようとする法人	(2)　法第72条の18第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第１項又は令和２年旧法第72条の18第１項の規定によりその例によるものとされる令和２年旧政令第20条の２の12の規定による読替え後の令和２年所得税法等改正法第３条の規定（令和２年所得税法等改正法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（２(2)において「読替え後の令和２年旧法人税法」という。）第59条第１項の規定の適用を受けようとする法人
２　「民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金額等の控除明細書」の各欄は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあっては第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）に添付し、(2)に掲げる法人にあっては第６号様式別表５の２に併せて提出すること。	２　「民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金額等の控除明細書」の各欄は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあっては第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）に添付し、(2)に掲げる法人にあっては第６号様式別表５の２に併せて提出すること。
(1)　法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第２項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この記載要領において「震災特例法」という。）第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする法人	(1)　法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第２項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この記載要領において「震災特例法」という。）第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は読替え後の令和２年旧法人税法第59条第２項（令和２年所得税法等改正法第23条の規定による改正前の震災特例法（以下この記載要領において

(2)　法第72条の18第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第２項（震災特例法第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする法人

［３・４　略］

５　「調整前の控除未済欠損金額等㉕」の欄は、当該事業年度が法人税法第57条第２項又は第４項の規定の適用を受ける事業年度である場合には、第６号様式別表12の「調整後の控除未済欠損金額等③」の欄の金額を記載すること。

［６　略］

第六号様式別表十一（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別表三十八　挿入］

第６号様式別表11記載要領

１　この明細書は、欠損金額又は個別欠損金額（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法第72条の23第４項に規定する個別欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあつては第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）に添付し、(2)に掲げる法人にあつては第６号様式別表５の２に併せて提出すること。

(1)　法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第３項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この記載要領において「震災特例法」という。）第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第４項の規定の適用を受けようとする法人

「令和２年旧震災特例法」という。）第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含み、令和２年所得税法等改正法第３条の規定（令和２年所得税法等改正法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和２年旧法人税法」という。）第59条第２項第３号に掲げる場合に該当する場合に限る。）の規定の適用を受けようとする法人

(2)　法第72条の18第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第２項（震災特例法第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は読替え後の令和２年旧法人税法第59条第２項（令和２年旧震災特例法第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含み、令和２年旧法人税法第59条第２項第３号に掲げる場合に該当する場合に限る。）の規定の適用を受けようとする法人

［３・４　同左］

５　「調整前の控除未済欠損金額等㉕」の欄は、当該事業年度が法人税法第57条第２項若しくは第４項又は読替え後の令和２年旧法人税法第57条第２項若しくは第４項若しくは第58条第２項の規定の適用を受ける事業年度である場合には、第６号様式別表12の「調整後の控除未済欠損金額等③」の欄の金額を記載すること。

［６　同左］

第六号様式別表十一（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別表三十七　挿入］

第６号様式別表11記載要領

１　この明細書は、欠損金額又は個別欠損金額（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第72条の23第４項に規定する個別欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあつては第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）に添付し、(2)に掲げる法人にあつては第６号様式別表５の２に併せて提出すること。

(1)　法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第３項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この記載要領において「震災特例法」という。）第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第４項又は令和２年旧法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第20条の３第１項若しくは第２項の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この記載要領において「令和２年所得税法等改正法」という。）第３条の規定（令和２年所得税法等改正法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和２年旧法人税法」という。）第59条第２項（令和２年所得税法等改正法第23条の規定による改正前の震災特例法（以下この記載要領において「令和２年旧震災特例法」という。）第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含み、令和２年旧法人税法第59条第２項第３号に掲げる場

(2)　法第72条の18第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第３項（震災特例法第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第４項の規定の適用を受けようとする法人

［２・３　略］

４　次に掲げる各欄は、それぞれに掲げる法人が記載すること。

(1)　「適用年度終了の時における資本金等の額⑥」の欄　法第72条の18第１項又は第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第４項の規定の適用を受ける法人

［(2)・(3)　略］

５　「④、⑧又は⑨のうち最も少ない金額⑪」及び「④、⑤－⑥又は⑩のうち最も少ない金額⑫」の各欄は、法人が法第72条の18第１項又は第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第４項の規定の適用を受ける場合は、「④、」を抹消すること。

６　⑬から⑰までの各欄は、法人が法第72条の18第１項又は第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第３項の規定の適用を受ける場合には、記載を要しない。

［７　略］

第六号様式別表十二（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別表四十　挿入］

第６号様式別表12記載要領

１　この明細書は、法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる政令第21条第２項の規定による読替え後の法人税法第57条第２項から第４項までの規定の適用を受ける法人が記載し、第６号様式別表９に併せて提出すること。

合に該当する場合を除く。）若しくは第３項の規定の適用を受けようとする法人

(2)　法第72条の18第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第３項（震災特例法第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第４項又は令和２年旧法第72条の18第１項の規定によりその例によるものとされる令和２年旧政令第20条の２の12の規定による読替え後の令和２年旧法人税法第59条第２項（令和２年旧震災特例法第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含み、令和２年旧法人税法第59条第２項第３号に掲げる場合に該当する場合を除く。）若しくは第３項の規定の適用を受けようとする法人

［２・３　同左］

４　次に掲げる各欄は、それぞれに掲げる法人が記載すること。

(1)　「適用年度終了の時における資本金等の額⑥」の欄　法第72条の18第１項若しくは第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第４項又は令和２年旧法第72条の18第１項若しくは第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる令和２年旧政令第20条の２の12若しくは第20条の３第１項若しくは第２項の規定による読替え後の令和２年旧法人税法（以下この記載要領において「読替え後の令和２年旧法人税法」という。）第59条第３項の規定の適用を受ける法人

［(2)・(3)　同左］

５　「④、⑧又は⑨のうち最も少ない金額⑪」及び「④、⑤－⑥又は⑩のうち最も少ない金額⑫」の各欄は、法人が法第72条の18第１項若しくは第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第４項又は読替え後の令和２年旧法人税法第59条第３項の規定の適用を受ける場合は、「④、」を抹消すること。

６　⑬から⑰までの各欄は、法人が法第72条の18第１項若しくは第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第３項又は読替え後の令和２年旧法人税法第59条第２項の規定の適用を受ける場合には、記載を要しない。

［７　同左］

第六号様式別表十二（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別表四十一　挿入］

第６号様式別表12記載要領

１　この明細書は、法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる政令第21条第２項の規定による読替え後の法人税法第57条第２項から第４項まで又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第72条の23第１項若しくは第４項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第21条第２項の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和２年旧法人税法」という。）第57条第２項から第４項まで若しくは第58条第２項の規定の適用を受ける法人が記載し、第６号様式別表９に併せて提出

［２　略］

３　法第72条の２第１項第１号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第１号ロに掲げる法人に限る。）にあつては、それぞれの事業に係る欠損金額等又は災害損失欠損金額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

４　「欠損金額等の区分」の欄は、欠損金額等又は災害損失欠損金額の発生した事業年度における欠損金額等の区分に応じ、いずれかに○印を付すること。

［５　略］

６　「共同事業要件に該当する場合又は５年継続支配関係がある場合のいずれかに該当する場合」の欄は、法人税法第57条第３項に規定する政令で定める適格合併に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合に該当する場合又は同条第４項に規定する政令で定める適格組織再編成等に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合に該当する場合に記載し、「共同事業要件に該当する場合又は５年継続支配関係がある場合のいずれにも該当しない場合」の各欄は、同条第３項に規定する政令で定める適格合併に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合のいずれにも該当しない場合又は同条第４項に規定する政令で定める適格組織再編成等に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合のいずれにも該当しない場合に記載すること。ただし、法人税法第58条の規定の適用がある欠損金額については、これらの欄のいずれにも記載を要しない。

７　「支配関係事業年度以後の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細」の各欄は、法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法施行令第112条第５項第１号（同条第11項において準用する場合を含む。）、地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法第72条の23第１項若しくは第４項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令第20条の３第１項若しくは第２項の規定による読替え後の法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第１条の規定による改正前の法人税法施行令第112条第５項第１号（同条第11項において準用する場合を含む。）又は地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第２号）附則第１条第９号の２に掲げる規定による改正前の法第72条の23第１項若しくは第４項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第118号）による改正前の政令第20条の３第１項若しくは第２項の規定による読替え後の法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成29年政令第106号）第１条の規定による改正前の法人税法施行令第112条第５項第１号（同条第11項において準用する場合を含む。）に掲げる金額を計算する場合に記載すること。この場合において、「特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等による損失の額の合計額⑨」及び「特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等による利益の額の合計額⑩」の各欄に記載した金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

８　法人税法第57条第２項に規定する合併等事業年度にあつては、同項に規定する被合併法人

すること。

［２　同左］

３　法第72条の２第１項第１号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第１号ロに掲げる法人に限る。）にあつては、それぞれの事業に係る欠損金額等又は災害損失金の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

４　「欠損金額等の区分」の欄は、欠損金額等又は災害損失金の発生した事業年度における欠損金額等の区分に応じ、いずれかに○印を付すること。

［５　同左］

６　「共同事業要件に該当する場合又は５年継続支配関係がある場合のいずれかに該当する場合」の欄は、法人税法第57条第３項に規定する政令で定める適格合併に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合に該当する場合又は同条第４項に規定する政令で定める適格組織再編成等に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合に該当する場合に記載し、「共同事業要件に該当する場合又は５年継続支配関係がある場合のいずれにも該当しない場合」の各欄は、同条第３項に規定する政令で定める適格合併に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合のいずれにも該当しない場合又は同条第４項に規定する政令で定める適格組織再編成等に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合のいずれにも該当しない場合に記載すること。ただし、法人税法第58条の規定の適用がある欠損金額及び令和２年旧法人税法第58条第１項に規定する災害損失欠損金額については、これらの欄のいずれにも記載を要しない。

７　「支配関係事業年度以後の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細」の各欄は、法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法施行令第112条第５項第１号（同条第11項において準用する場合を含む。）、令和２年旧法第72条の23第１項若しくは第４項の規定によりその例によるものとされる令和２年旧政令第20条の３第１項若しくは第２項の規定による読替え後の法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第１条の規定による改正前の法人税法施行令第112条第５項第１号（同条第11項において準用する場合を含む。）又は地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第２号）附則第１条第９号の２に掲げる規定による改正前の法第72条の23第１項若しくは第４項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第118号）による改正前の政令第20条の３第１項若しくは第２項の規定による読替え後の法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成29年政令第106号）第１条の規定による改正前の法人税法施行令第112条第５項第１号（同条第11項において準用する場合を含む。）に掲げる金額を計算する場合に記載すること。この場合において、「特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等による損失の額の合計額⑨」及び「特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等による利益の額の合計額⑩」の各欄に記載した金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

８　法人税法第57条第２項に規定する合併等事業年度又は令和２年旧法人税法第58条第２項に

等の適格合併の日の前日の属する事業年度又は残余財産の確定の日の属する事業年度（以下この記載要領において「最後事業年度」という。）の確定申告書に添付された第６号様式別表９（当該被合併法人等の最後事業年度について修正申告書の提出又は更正で、同明細書の各欄に記載すべき金額に異動があるものがされていた場合には、当該修正申告書又は当該更正に係る書類のうち、最も新しいものに添付された同明細書又は同明細書の各欄に記載すべき金額が記載された書類）の写しを添付すること。	規定する合併等事業年度にあつては、これらの規定に規定する被合併法人等の適格合併の日の前日の属する事業年度又は残余財産の確定の日の属する事業年度の確定申告書に添付された第６号様式別表９の写しを添付すること。
第六号様式別表十三（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）	第六号様式別表十三（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）
［様式　別表四十二　挿入］	［様式　別表四十一　挿入］
［第６号様式別表13記載要領　略］	［第６号様式別表13記載要領　同左］
第六号様式別表十三の二（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）	第六号様式別表十三の二（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）
［様式　別表四十四　挿入］	［様式　別表四十三　挿入］
第６号様式別表13の２記載要領	第６号様式別表13の２記載要領
１　この明細書は、法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法施行令第113条第１項（同条第４項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける法人が記載し、第６号様式別表12に併せて提出すること。	１　この明細書は、法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法施行令第113条第１項（同条第４項において準用する場合を含む。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法第72条の23第１項若しくは第４項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令第20条の３第１項若しくは第２項の規定による読替え後の法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第１条の規定による改正前の法人税法施行令（以下この記載要領において「読替え後の令和２年旧法人税法施行令」という。）第113条第１項（同条第４項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける法人が記載し、第６号様式別表12に併せて提出すること。
［２　略］	［２　同左］
３　法第72条の２第１項第１号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第１号ロに掲げる法人に限る。）にあつては、それぞれの事業に係る欠損金額等又は災害損失欠損金額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。	３　法第72条の２第１項第１号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第１号ロに掲げる法人に限る。）にあつては、それぞれの事業に係る欠損金額等又は災害損失金の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。
４　「欠損金額等の区分」の欄は、欠損金額等又は災害損失欠損金額の発生した事業年度における欠損金額等の区分に応じ、いずれかに○印を付すること。	４　「欠損金額等の区分」の欄は、欠損金額等又は災害損失金の発生した事業年度における欠損金額等の区分に応じ、いずれかに○印を付すること。
５　対象法人が法人税法第57条第３項に規定する被合併法人等であり、かつ、法人税法施行令第113条第１項第２号に掲げる場合に該当するときは、当該被合併法人等の同項に規定する支配関係事業年度の前事業年度の確定申告書に添付された第６号様式別表９の写しを添付すること。	５　対象法人が法人税法第57条第３項に規定する被合併法人等であり、かつ、法人税法施行令第113条第１項第２号又は読替え後の令和２年旧法人税法施行令第113条第１項第２号に掲げる場合に該当するときは、当該被合併法人等の法人税法施行令第113条第１項又は読替え後の令和２年旧法人税法施行令第113条第１項に規定する支配関係事業年度の前事業年度の確定申告書に添付された第６号様式別表９の写しを添付すること。
第六号様式別表十三の三（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）	第六号様式別表十三の三（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）
［様式　別表四十六　挿入］	［様式　別表四十五　挿入］
第６号様式別表13の３記載要領	第６号様式別表13の３記載要領
１　この明細書は、法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法施行令第113条第５項の規定の適用を受ける法人が記載し、第６号様式別表12に併せて提出すること。	１　この明細書は、法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法施行令第113条第５項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法第72条の23第１項若しくは第４項の規定によりその例に

［２　略］ ３　法第72条の２第１項第１号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第１号ロに掲げる法人に限る。）にあつては、それぞれの事業に係る欠損金額等又は災害損失欠損金額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。	よるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令第20条の３第１項若しくは第２項の規定による読替え後の法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第１条の規定による改正前の法人税法施行令第113条第５項の規定の適用を受ける法人が記載し、第６号様式別表12に併せて提出すること。 ［２　同左］ ３　法第72条の２第１項第１号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第１号ロに掲げる法人に限る。）にあつては、それぞれの事業に係る欠損金額等又は災害損失金の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。
第六号の二様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・紫色）（第三条・第十条の二関係） ［様式　別紙四十八　挿入］ 第六号の二様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・紫色）（第三条・第十条の二関係） ［様式　略］	第六号の二様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・紫色）（第三条・第十条の二関係） ［様式　別紙四十七　挿入］ 第六号の二様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・紫色）（第三条・第十条の二関係） ［様式　同上］
第６号の２様式記載要領 ［１　略］ ２　この申告書は、事務所又は事業所所在地の道府県知事に１通を提出すること。ただし、２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人は、主たる事務所又は事業所（外国法人にあつては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）１通を添付すること。 ［３～５　略］ ６　「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第１項第４号の２イ又はハ（政令第６条の24第１号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。	第６号の２様式記載要領 ［１　同左］ ２　この申告書は、事務所又は事業所所在地の道府県知事に１通を提出すること。ただし、２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人は、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）１通を添付すること。 ［３～５　同左］ ６　「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第１項第４号の２イ若しくはハ（政令第６条の24第１号に定める金額に限る。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法第23条第１項第４号の５イ、ニ若しくはホ（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令第６条の25第１号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。
第六号の三様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係） ［様式　別紙五十　挿入］ 第六号の三様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係） ［様式　別紙五十一　挿入］	第六号の三様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係） ［様式　別紙四十九　挿入］ 第六号の三様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係） ［様式　別紙五十一　挿入］
第６号の３様式記載要領 １　この申告書は、法第72条の２第１項第１号又は第２号に掲げる事業を行う法人（同項第１号に掲げる事業と同項第２号に掲げる事業とを併せて行う法人を含み、同項第３号又は第４号に掲げる事業を行う法人を除く。）が前事業年度又は前連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。）の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額を基礎として中間申告をする場合に使用すること。	第６号の３様式記載要領 １　この申告書は、法第72条の２第１項第１号又は第２号に掲げる事業を行う法人（同項第１号に掲げる事業と同項第２号に掲げる事業とを併せて行う法人を含み、同項第３号又は第４号に掲げる事業を行う法人を除く。）が前事業年度又は前連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。）の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額を基礎にして中間申告をする場合に使用すること。

２　この申告書は、事務所又は事業所所在地の道府県知事に１通を提出すること。ただし、２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人は、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）１通を添付すること。

［３～６　略］

７　「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第１項第４号の２ロ若しくはハ（政令第６条の24第２号又は第３号に定める金額に限る。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法第23条第１項第４号の５ロ、ハ若しくはホ（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令第６条の25第２号又は第３号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。

［８・９　略］

10　法第72条の48第２項ただし書の規定により事業税の申告をする法人にあっては、前事業年度の課税標準の総額の月数換算額を当該期間の分割基準によって算出した第10号様式を添付すること。

11　「法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額㉚」の欄は、法第15条の４第１項の規定の適用を受けようとする場合において、第１号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

［12　略］

第六号の三様式（その２）（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙五十四　挿入］

第六号の三様式（その２）（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙五十六　挿入］

第６号の３様式（その２）記載要領

１　この申告書は、法第72条の２第１項第３号に掲げる事業を行う法人（同項第１号又は第２号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業とを併せて行う法人並びに同項第１号に掲げる事業、同項第２号に掲げる事業及び同項第３号に掲げる事業を併せて行う法人を含み、同項第４号に掲げる事業を行う法人を除く。）が前事業年度又は前連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。）の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額を基礎として中間申告をする場合に使用すること。

２　この申告書は、事務所又は事業所所在地の道府県知事に１通を提出すること。ただし、２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人は、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）１通を添付すること。

２　この申告書は、事務所又は事業所所在地の道府県知事に１通を提出すること。ただし、２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人は、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所又は事業所）所在地の道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）１通を添付すること。

［３～６　同左］

７　「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第１項第４号の２ロ若しくはハ（政令第６条の24第２号又は第３号に定める金額に限る。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第23条第１項第４号の５ロ、ハ若しくはホ（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令第６条の25第２号又は第３号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。

［８・９　同左］

10　法第72条の48第２項ただし書又は令和２年旧法第72条の48第２項ただし書の規定により事業税の申告をする法人にあっては、前事業年度の課税標準の総額の月数換算額を当該期間の分割基準によって算出した第10号様式を添付すること。

11　「法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額㉚」の欄は、法第15条の４第１項又は令和２年旧法第15条の４第１項の規定の適用を受けようとする場合において、第１号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

［12　同左］

第六号の三様式（その２）（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙五十三　挿入］

第六号の三様式（その２）（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙五十五　挿入］

第６号の３様式（その２）記載要領

１　この申告書は、法第72条の２第１項第３号に掲げる事業を行う法人（同項第１号又は第２号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業とを併せて行う法人並びに同項第１号に掲げる事業、同項第２号に掲げる事業及び同項第３号に掲げる事業を併せて行う法人を含み、同項第４号に掲げる事業を行う法人を除く。）が前事業年度又は前連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。）の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額を基礎にして中間申告をする場合に使用すること。

２　この申告書は、事務所又は事業所所在地の道府県知事に１通を提出すること。ただし、２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人は、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所又は事業所）所在地の道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）１通を添付すること。

［３～６　略］

７　「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第１項第４号の２ロ若しくはハ（政令第６条の24第２号又は第３号に定める金額に限る。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法第23条第１項第４号の５ロ、ハ若しくはホ（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令第６条の25第２号又は第３号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。

［８・９　略］

10　法第72条の48第２項ただし書の規定により事業税の申告をする法人にあっては、前事業年度の課税標準の総額の月数換算額を当該期間の分割基準によって算出した第10号様式を添付すること。

11　「法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額㉒」の欄は、法第15条の４第１項の規定の適用を受けようとする場合において、第１号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

［12　略］

第六号の三様式（その３）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙五十八　挿入］

第６号の３様式（その３）記載要領

１　この申告書は、法第72条の２第１項第４号に掲げる事業を行う法人（同項第１号、第２号又は第３号に掲げる事業と同項第４号に掲げる事業とを併せて行う法人並びに同項第１号に掲げる事業、同項第２号に掲げる事業及び同項第３号に掲げる事業のうち２以上の事業と同項第４号に掲げる事業とを併せて行う法人を含む。）が前事業年度又は前連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。）の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額を基礎として中間申告をする場合に使用すること。

２　この申告書は、事務所又は事業所所在地の道府県知事に１通を提出すること。ただし、２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人は、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）１通を添付すること。

［３～６　略］

７　「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第１項第４号の２ロ若しくはハ（政令第６条の24第２号又は第３号に定める金額に限る。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法第23条第１項第４号の５ロ、ハ若しくはホ（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令第６条の25第２号又は第３号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。

［３～６　同左］

７　「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第１項第４号の２ロ若しくはハ（政令第６条の24第２号又は第３号に定める金額に限る。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第23条第１項第４号の５ロ、ハ若しくはホ（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令第６条の25第２号又は第３号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。

［８・９　同左］

10　法第72条の48第２項ただし書又は令和２年旧法第72条の48第２項ただし書の規定により事業税の申告をする法人にあっては、前事業年度の課税標準の総額の月数換算額を当該期間の分割基準によって算出した第10号様式を添付すること。

11　「法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額㉒」の欄は、法第15条の４第１項又は令和２年旧法第15条の４第１項の規定の適用を受けようとする場合において、第１号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

［12　同左］

第六号の三様式（その３）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙五十七　挿入］

第６号の３様式（その３）記載要領

１　この申告書は、法第72条の２第１項第４号に掲げる事業を行う法人（同項第１号、第２号又は第３号に掲げる事業と同項第４号に掲げる事業とを併せて行う法人並びに同項第１号に掲げる事業、同項第２号に掲げる事業及び同項第３号に掲げる事業のうち２以上の事業と同項第４号に掲げる事業とを併せて行う法人を含む。）が前事業年度又は前連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。）の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額を基礎にして中間申告をする場合に使用すること。

２　この申告書は、事務所又は事業所所在地の道府県知事に１通を提出すること。ただし、２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人は、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所又は事業所）所在地の道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）１通を添付すること。

［３～６　同左］

７　「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第１項第４号の２ロ若しくはハ（政令第６条の24第２号又は第３号に定める金額に限る。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第23条第１項第４号の５ロ、ハ若しくはホ（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令第６条の25第２号又は第３号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。

［８・９　略］

10　法第72条の48第２項ただし書の規定により事業税の申告をする法人にあつては、前事業年度の課税標準の総額の月数換算額を当該期間の分割基準によつて算出した第10号様式を添付すること。

11　「法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額㉕」の欄は、法第15条の４第１項の規定の適用を受けようとする場合において、第１号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

［12　略］

第七号様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

［様式　別紙十　挿入］

第七号様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

［様式　別紙十二　挿入］

第７号様式記載要領

１　この明細書は、内国法人が法第53条第36項及び第321条の８第36項の規定の適用を受ける場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する内国法人が東京都に提出する第６号様式、第６号様式（その２）若しくは第６号様式（その３）の申告書又は第10号の３様式の更正請求書に添付する場合は（その２）により、それ以外の場合は（その１）によること。なお、（その２）は（その１）に代えて使用して差し支えないものであること。

［２　略］

３　（その１）の記載に当たつては、次によること。

［(1)　略］

(2)　「控除対象所得税額等相当額②」の欄は、法人税の明細書（別表17（３の６）付表）の(31)の欄の金額を記載すること。

(3)　「法人税の控除額③」の欄は、法人税の明細書（別表17（３の６））の(3)の欄の金額を記載すること。

(4)　「地方法人税の控除額④」の欄は、法人税の明細書（別表17（３の６））の(4)の欄の金額と地方法人税の申告書（別表１）の(7)の欄の金額から法人税の明細書（別表６（５の２））の(8)の欄の金額を控除した金額のうち少ない金額を記載すること。

［(5)　略］

４　（その２）の記載に当たつては、次によること。

［(1)　略］

(2)　「控除対象所得税額等相当額②」の欄は、法人税の明細書（別表17（３の６）付表）の

［８・９　同左］

10　法第72条の48第２項ただし書又は令和２年旧法第72条の48第２項ただし書の規定により事業税の申告をする法人にあつては、前事業年度の課税標準の総額の月数換算額を当該期間の分割基準によつて算出した第10号様式を添付すること。

11　「法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額㉕」の欄は、法第15条の４第１項又は令和２年旧法第15条の４第１項の規定の適用を受けようとする場合において、第１号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

［12　同左］

第七号様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

［様式　別紙五十九　挿入］

第七号様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

［様式　別紙六十一　挿入］

第７号様式記載要領

１　この明細書は、内国法人が法第53条第36項及び第321条の８第36項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第53条第24項及び第321条の８第24項の規定の適用を受ける場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する内国法人が東京都に提出する第６号様式、第６号様式（その２）若しくは第６号様式（その３）の申告書又は第10号の３様式の更正請求書に添付する場合は（その２）により、それ以外の場合は（その１）によること。なお、（その２）は（その１）に代えて使用して差し支えないものであること。

［２　同左］

３　（その１）の記載に当たつては、次によること。

［(1)　同左］

(2)　「控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額②」の欄は、法人税の明細書（別表17（３の６）付表）の(31)の欄の金額を記載すること。

(3)　「法人税の控除額③」の欄は、法人税の明細書（別表17（３の６））の(3)又は法人税法施行規則の一部を改正する省令（令和５年財務省令第34号）による改正前の法人税の明細書（別表17（３の６））（以下この記載要領において「令和５年旧法人税の明細書（別表17（３の６））という。）の(11)の各欄の金額を記載すること。

(4)　「地方法人税の控除額④」の欄は、法人税の明細書（別表17（３の６））の(4)の欄の金額と地方法人税の申告書（別表１）の(7)の欄の金額から法人税の明細書（別表６（５の２））の(8)の欄の金額を控除した金額のうち少ない金額又は地方法人税の明細書（別表２付表３）の(16)の欄の金額を記載すること。

［(5)　同左］

４　（その２）の記載に当たつては、次によること。

［(1)　同左］

(2)　「控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額②」の欄は、法人税の

(31)の欄の金額を記載すること。

(3)　「法人税の控除額③」の欄は、法人税の明細書（別表17（３の６））の(3)の欄の金額を記載すること。

(4)　「地方法人税の控除額④」の欄は、法人税の明細書（別表17（３の６））の(4)の欄の金額と地方法人税の申告書（別表１）の(7)の欄の金額から法人税の明細書（別表６（５の２））の(8)の欄の金額を控除した金額のうち少ない金額を記載すること。

［(5)　略］

(6)　「各市町村ごとに算定した法人税割額⑭」の欄は、第20号様式の「課税標準となる法人税額及びその法人税割額⑤」の「税額」の欄の金額又は「２以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額及びその法人税割額⑥」の「税額」の欄の金額から「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑧」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

５　内国法人が法第53条第37項及び第321条の８第37項の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載すること。

第七号の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

［様式　別紙六十四　挿入］

第七号の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

［様式　別紙六十六　挿入］

第７号の２様式記載要領

１　この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を法第53条第38項及び第321条の８第38項の規定により法人税割額から控除しようとする場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第６号様式、第６号様式（その２）若しくは第６号様式（その３）の申告書又は第10号の３様式の更正請求書に添付する場合は（その２）により、それ以外の場合は（その１）によること。なお、（その２）は（その１）に代えて使用して差し支えないものであること。

［２　略］

３　（その１）の記載に当たっては、次によること。

［(1)　略］

(2)　「道府県民税の控除限度額⑥」の欄は、政令第９条の７第６項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表６(2)）の(17)又は法人税の明細書（別表６の２）の(11)）に法第51条第１項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第９条の７第６項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第７号の２様式別表２の道府県民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

明細書（別表17（３の６）付表）の(31)の欄の金額を記載すること。

(3)　「法人税の控除額③」の欄は、法人税の明細書（別表17（３の６））の(3)又は令和５年旧法人税の明細書（別表17（３の６））の(11)の各欄の金額を記載すること。

(4)　「地方法人税の控除額④」の欄は、法人税の明細書（別表17（３の６））の(4)の欄の金額と地方法人税の申告書（別表１）の(7)の欄の金額から法人税の明細書（別表６（５の２））の(8)の欄の金額を控除した金額のうち少ない金額又は地方法人税の明細書（別表２付表３）の(16)の欄の金額を記載すること。

［(5)　同左］

(6)　「各市町村ごとに算定した法人税割額⑭」の欄は、第20号様式の「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の「税額」の欄の金額又は「２以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の「税額」の欄の金額から「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑧」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

５　内国法人が法第53条第37項及び第321条の８第37項又は令和２年旧法第53条第25項及び第321条の８第25項の規定の適用を受ける場合には、この表に所要の調整をして記載すること。

第七号の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

［様式　別紙六十三　挿入］

第七号の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

［様式　別紙六十五　挿入］

第７号の２様式記載要領

１　この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を法第53条第38項及び第321条の８第38項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法第53条第26項及び第321条の８第26項の規定により法人税割額から控除しようとする場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第６号様式、第６号様式（その２）若しくは第６号様式（その３）の申告書又は第10号の３様式の更正請求書に添付する場合は（その２）により、それ以外の場合は（その１）によること。なお、（その２）は（その１）に代えて使用して差し支えないものであること。

［２　同左］

３　（その１）の記載に当たっては、次によること。

［(1)　同左］

(2)　「道府県民税の控除限度額⑥」の欄は、政令第９条の７第６項本文又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第９条の７第７項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表６(2)）の(17)、法人税の明細書（別表６の２(2)付表）の(13)又は法人税の明細書（別表６の２）の(11)）に法第51条第１項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

［(3)　略］

(4)　「控除未済外国税額等⑮」から「翌期繰越額⑰」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の欄の上段は政令第９条の７第19項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第９条の７第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第９条の７の２第１項の規定による読替え後の政令第９条の７第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

［(5)　略］

(6)　「各道府県ごとに算定した法人税割額⑲」の欄は、第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑨」の欄の金額を加算し、「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額⑩」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

４　（その２）の記載に当たっては、次によること。

［(1)　略］

(2)　「道府県民税の控除限度額⑥」の欄は、政令第９条の７第６項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表６(2)）の(17)又は法人税の明細書（別表６の２）の(11)）に法第51条第１項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第９条の７第６項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第７号の２様式別表２の道府県民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

(3)　「市町村民税の控除限度額⑦」の欄は、政令第48条の13第７項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表６(2)）の(17)又は法人税の明細書（別表６の２）の(11)）に法第314条の４第１項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第48条の13第７項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第20号の４様式別表２の市町村民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

［(4)～(6)　略］

また、政令第９条の７第６項ただし書又は令和２年旧政令第９条の７第７項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第７号の２様式別表２の道府県民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

［(3)　同左］

(4)　「控除未済外国税額等⑮」から「翌期繰越額⑰」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の欄の上段は政令第９条の７第19項又は令和２年旧政令第９条の７第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第９条の７の２第１項の規定による読替え後の政令第９条の７第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

［(5)　同左］

(6)　「各道府県ごとに算定した法人税割額⑲」の欄は、第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑨」の欄の金額を加算し、「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額⑩」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

４　（その２）の記載に当たっては、次によること。

［(1)　同左］

(2)　「道府県民税の控除限度額⑥」の欄は、政令第９条の７第６項本文又は令和２年旧政令第９条の７第７項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表６(2)）の(17)、法人税の明細書（別表６の２(2)付表）の(13)又は法人税の明細書（別表６の２）の(11)）に法第51条第１項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第９条の７第６項ただし書又は令和２年旧政令第９条の７第７項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第７号の２様式別表２の道府県民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

(3)　「市町村民税の控除限度額⑦」の欄は、政令第48条の13第７項本文又は令和２年旧政令第48条の13第８項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表６(2)）の(17)、法人税の明細書（別表６の２(2)付表）の(13)又は法人税の明細書（別表６の２）の(11)）に法第314条の４第１項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第48条の13第７項ただし書又は令和２年旧政令第48条の13第８項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第20号の４様式別表２の市町村民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

［(4)～(6)　同左］

(7)　「各都道府県ごとに算定した法人税割額⑳」の欄は、第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑨」の欄の金額を加算し、「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額⑩」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

(8)　「各市町村ごとに算定した法人税割額㉓」の欄は、第20号様式の「課税標準となる法人税額及びその法人税割額⑤」の「税額」の欄の金額又は「２以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額及びその法人税割額⑥」の「税額」の欄の金額から「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑧」の欄の金額を加算し、「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額⑨」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

第七号の二様式別表一（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

［様式　別紙六十六　挿入］

［第７号の２様式別表１記載要領　略］

第七号の二様式別表二（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

［様式　別紙七十　挿入］

第７号の２様式別表２記載要領

１　この明細書は、道府県民税の控除限度額を政令第９条の７第６項ただし書の規定により計算する場合に記載し、第７号の２様式の明細書に添付すること。

［２～４　略］

第七号の二様式別表三（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

［様式　別紙七十二　挿入］

第７号の２様式別表３記載要領

１　この明細書は、政令第９条の７第８項の規定の適用を受ける場合に記載し、第７号の２様式別表１に併せて提出すること。

［２～８　略］

第七号の二様式別表四（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

［様式　別紙七十四　挿入］

第７号の２様式別表４記載要領

１　この明細書は、政令第９条の７第17項の規定の適用を受ける場合に記載し、第７号の２様式別表１に併せて提出すること。

［２～６　略］

第七号の二様式別表五（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

［様式　別紙七十六　挿入］

(7)　「各都道府県ごとに算定した法人税割額⑳」の欄は、第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑨」の欄の金額を加算し、「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額⑩」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

(8)　「各市町村ごとに算定した法人税割額㉓」の欄は、第20号様式の「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の「税額」の欄の金額又は「２以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の「税額」の欄の金額から「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑧」の欄の金額を加算し、「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額⑨」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

第七号の二様式別表一（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

［様式　別紙六十七　挿入］

［第７号の２様式別表１記載要領　同左］

第七号の二様式別表二（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

［様式　別紙六十九　挿入］

第７号の２様式別表２記載要領

１　この明細書は、道府県民税の控除限度額を政令第９条の７第６項ただし書又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令第９条の７第７項ただし書の規定により計算する場合に記載し、第７号の２様式の明細書に添付すること。

［２～４　同左］

第七号の二様式別表三（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

［様式　別紙七十一　挿入］

第７号の２様式別表３記載要領

１　この明細書は、政令第９条の７第８項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令第９条の７第９項の規定の適用を受ける場合に記載し、第７号の２様式別表１に併せて提出すること。

［２～８　同左］

第七号の二様式別表四（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

［様式　別紙七十三　挿入］

第７号の２様式別表４記載要領

１　この明細書は、政令第９条の７第17項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令第９条の７第18項の規定の適用を受ける場合に記載し、第７号の２様式別表１に併せて提出すること。

［２～６　同左］

第七号の二様式別表五（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

［様式　別紙七十五　挿入］

第七号の十二様式別表五（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の十二関係）

［様式　別紙七十八　挿入］

第７号の２様式別表５記載要領

１　この明細書は、政令第９条の７第20項及び第48条の13第21項の規定の適用を受ける場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第７号の２様式の明細書に添付する場合は（その２）により、それ以外の場合は（その１）によること。なお、（その２）は（その１）に代えて使用して差し支えないものであること。

［２　略］

３　（その１）の記載に当たっては、次によること。

(1)　「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」及び「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額④」から「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の欄の上段は政令第９条の７第19項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第９条の７第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第９条の７の２第１項の規定による読替え後の政令第９条の７第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

［(2)～(4)　略］

［４　略］

第七号の十二様式別表六（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の十二関係）

［様式　別紙八十　挿入］

第七号の十二様式別表六（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の十二関係）

［様式　別紙八十一　挿入］

第７号の２様式別表６記載要領

１　この明細書は、政令第９条の７第27項及び第48条の13第28項の規定の適用を受ける場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第７号の２様式の明細書に添付する場合は（その２）により、それ以外の場合は（その１）によること。なお、（その２）は（その１）に代えて使用して差し支えないものであること。

［２　略］

３　（その１）の記載に当たっては、次によること。

(1)　「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」、「①のうちな

第七号の十二様式別表五（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の十二関係）

［様式　別紙七十七　挿入］

第７号の２様式別表５記載要領

１　この明細書は、政令第９条の７第20項及び第48条の13第21項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第９条の７第21項及び第48条の13第22項の規定の適用を受ける場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第７号の２様式の明細書に添付する場合は（その２）により、それ以外の場合は（その１）によること。なお、（その２）は（その１）に代えて使用して差し支えないものであること。

［２　同左］

３　（その１）の記載に当たっては、次によること。

(1)　「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」及び「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額④」から「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の欄の上段は政令第９条の７第19項又は令和２年旧政令第９条の７第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第９条の７の２第１項の規定による読替え後の政令第９条の７第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

［(2)～(4)　同左］

［４　同左］

第七号の十二様式別表六（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の十二関係）

［様式　別紙七十九　挿入］

第七号の十二様式別表六（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の十二関係）

［様式　別紙八十一　挿入］

第７号の２様式別表６記載要領

１　この明細書は、政令第９条の７第27項及び第48条の13第28項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第９条の７第28項及び第48条の13第29項の規定の適用を受ける場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第７号の２様式の明細書に添付する場合は（その２）により、それ以外の場合は（その１）によること。なお、（その２）は（その１）に代えて使用して差し支えないものであること。

［２　同左］

３　（その１）の記載に当たっては、次によること。

(1)　「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」、「①のうちな

いものとされる金額④」及び「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の各欄は、各事業年度又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の欄の上段は政令第９条の７第19項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第９条の７第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第９条の７の２第１項の規定による読替え後の政令第９条の７第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

［(2)・(3)　略］

［４　略］

第七号の三様式（用紙日本産業規格Ａ４）（附則第二条の六・第二条の六の二・第三条関係）

［様式　別紙八十四　挿入］

第７号の３様式記載要領

１　この明細書は、法附則第８条の２の２第１項の規定により法人税割額から控除しようとする場合又は法附則第９条の２の２第１項の規定により事業税額から控除しようとする場合に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第６号様式、第６号様式（その２）若しくは第６号様式（その３）の申告書又は第10号の３様式の更正請求書に添付して提出すること。

また、上記の規定の適用を受ける法人にあつては、寄附金を受けた法附則第８条の２の２第１項又は法附則第９条の２の２第１項に規定する認定地方公共団体が当該寄附金の受領について地域再生法施行規則第14条第１項の規定により交付する書類の写しも併せて添付すること。

［２～４　略］

第十号様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙八十六　挿入］

第10号様式記載要領

１　この明細書は、２以上の道府県に事務所若しくは事業所を有する法人又は東京都の特別区及び市町村に事務所若しくは事業所を有する法人が、第６号様式、第６号様式（その２）若しくは第６号様式（その３）、第６号の２様式又は第６号の３様式（法第72条の48第２項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限る。）、第６号の３様式（その２）（法第72条の48第２項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限る。）若しくは第６号の３様式（その３）（法第72条の48第２項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限る。）の申告書を提出する場合に、その申告書に添付して１通を提出すること。ただし、主たる事務所又は事業所（外国法人にあつては、法の施行地において行う事業の経営の責任者

いものとされる金額④」及び「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の各欄は、各事業年度又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の欄の上段は政令第９条の７第19項又は令和２年旧政令第９条の７第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第９条の７の２第１項の規定による読替え後の政令第９条の７第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

［(2)・(3)　同左］

［４　同左］

第七号の三様式（用紙日本産業規格Ａ４）（附則第二条の六・第二条の六の二・第三条関係）

［様式　別紙八十三　挿入］

第７号の３様式記載要領

１　この明細書は、法附則第８条の２の２第１項若しくは地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）附則第８条の２の２第１項若しくは第３項の規定により法人税割額から控除しようとする場合又は法附則第９条の２の２第１項若しくは令和２年旧法附則第９条の２の２第１項の規定により事業税額から控除しようとする場合に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第６号様式、第６号様式（その２）若しくは第６号様式（その３）の申告書又は第10号の３様式の更正請求書に添付して提出すること。

また、上記の規定の適用を受ける法人にあつては、寄附金を受けた法附則第８条の２の２第１項若しくは令和２年旧法附則第８条の２の２第１項又は法附則第９条の２の２第１項若しくは令和２年旧法附則第９条の２の２第１項に規定する認定地方公共団体が当該寄附金の受領について地域再生法施行規則第14条第１項の規定により交付する書類の写しも併せて添付すること。

［２～４　同左］

第十号様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙八十五　挿入］

第10号様式記載要領

１　この明細書は、２以上の道府県に事務所若しくは事業所を有する法人又は東京都の特別区及び市町村に事務所若しくは事業所を有する法人が、第６号様式、第６号様式（その２）若しくは第６号様式（その３）、第６号の２様式又は第６号の３様式（法第72条の48第２項ただし書又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第72条の48第２項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限る。）、第６号の３様式（その２）（法第72条の48第２項ただし書又は令和２年旧法第72条の48第２項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限

が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事に対しては、写し１通を添付すること。	る。）若しくは第６号の３様式（その３）（法第72条の48第２項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限る。）の申告書を提出する場合に、その申告書に添付して１通を提出すること。ただし、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事に対しては、写し１通を添付すること。
［２～５　略］	［２～５　同左］
６　通算法人（法人税法第２条第12号の７の２に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び通算法人であった法人（法第53条第３項（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）附則第５条第４項又は第５項において準用する場合を含む。）、第８項、第13項、第19項又は第26項（令和２年改正法附則第５条第６項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとするものに限る。）が第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の申告書に添付する場合には、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第６号様式別表１の「課税標準となる法人税額⑭」の欄の金額を記載すること。	６　通算法人（法人税法第２条第12号の７の２に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び通算法人であった法人（法第53条第３項（令和２年改正法附則第５条第４項又は第５項において準用する場合を含む。）、第８項、第13項、第19項又は第26項（令和２年改正法附則第５条第６項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする通算法人であった法人に限る。）が第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の申告書に添付する場合には、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第６号様式別表１の「課税標準となる法人税額⑭」の欄の金額を記載すること。
７　連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第２条第12号の７の２に規定する連結法人をいう。）であった法人（令和２年改正法附則第５条第４項若しくは第５項において準用する法第53条第３項又は令和２年改正法附則第５条第６項において準用する法第53条第26項の規定の適用を受けようとするものに限り、通算法人及び通算法人であった法人を除く。）が第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の申告書に添付する場合には、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第６号様式別表１の３の「課税標準となる法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。	７　連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第２条第12号の７の２に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人（令和２年改正法附則第５条第４項若しくは第５項において準用する法第53条第３項若しくは令和２年改正法附則第５条第６項において準用する法第53条第26項又は令和２年旧法第53条第５項、第９項若しくは第15項の規定の適用を受けようとする連結法人であった法人に限り、通算法人及び通算法人であった法人を除く。）が第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の申告書に添付する場合には、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第６号様式別表１の３の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。
［８　略］	［８　同左］
９　道府県民税の「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表１）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40％相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）（法人税の明細書（別表６(2)付表６）の「７の計」欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。）を記載し、括弧内には、土地譲渡利益金額に対する法人税額、法人税の申告書（別表１）の「税額控除超過額相当額等の加算額」の欄の金額（法人税の明細書（別表６(2)付表６）の「７の計」欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。）及び使途秘匿金の支出に対する法人税額（使途秘匿金の支出の額の40％相当額）の合計額を記載すること。	［新設］
10～14　［略］	9～13　［同左］
第十号の三様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第六条の五関係）	第十号の三様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第六条の五関係）
［様式　別紙八十八　挿入］	［様式　別紙八十七　挿入］

第10号の３様式記載要領	第10号の３様式記載要領
１　この請求書は、法人の道府県民税又は事業税若しくは特別法人事業税について、法第20条の９の３第１項若しくは第２項、第53条の２、第72条の33又は第72条の48の２第４項の規定に基づき更正の請求をする場合に使用すること。	１　この請求書は、法人の道府県民税又は事業税若しくは特別法人事業税について、法第20条の９の３第１項若しくは第２項、第53条の２、第72条の33若しくは第72条の48の２第４項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第53条の２若しくは第72条の33の規定に基づき更正の請求をする場合に使用すること。
［２～４　略］	［２～４　同左］
５　「課税標準等」の欄には、課税標準及びこれから控除する金額並びに欠損金額等を記載し、「税額等」の欄には、納付すべき税額及びその計算上控除する金額並びに申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額及びその計算の基礎となる税額を記載すること。なお、令和４年12月31日以後に終了する事業年度について更正の請求をする場合には、「更正の請求前」の「税額等」の各欄の納付すべき税額の計算上控除する金額及び申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額の計算の基礎となる税額並びに「更正の請求前」の「課税標準等」及び「課税標準」の各欄については、記載を要しない。	５　「課税標準等」の欄には、課税標準及びこれから控除する金額並びに欠損金額等を記載し、「税額等」の欄には、納付すべき税額及びその計算上控除する金額並びに申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額及びその計算の基礎となる税額を記載すること。なお、令和４年12月31日以後に終了する事業年度又は連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この記載要領において「令和２年所得税法等改正法」という。）第３条の規定（令和２年所得税法等改正法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和２年旧法人税法」という。）第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）について更正の請求をする場合には、「更正の請求前」の「税額等」の各欄の納付すべき税額の計算上控除する金額及び申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額の計算の基礎となる税額並びに「更正の請求前」の「課税標準等」及び「課税標準」の各欄については、記載を要しない。
［６～９　略］	［６～９　同左］
［削る］	10　「国の税務官署の更正の通知日」の欄は、更正の請求の対象となる連結事業年度において当該請求を行う法人が連結子法人（令和２年旧法人税法第２条第12号の７に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）である場合にあつては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係（令和２年旧法人税法第２条第12号の７の７に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結親法人（令和２年旧法人税法第２条第12号の６の７に規定する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。）又は当該連結子法人との間に連結完全支配関係があつた連結親法人が国の税務官署から受けた更正の通知日を記載すること。
［削る］	11　「国の税務官署の更正・決定の通知日」の欄は、更正の請求の対象となる事業年度において当該請求を行う法人が連結申告法人（令和２年旧法人税法第２条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）（連結子法人に限る。）である場合にあつては、当該事業年度終了の日の属する連結事業年度において当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人が国の税務官署から受けた更正又は決定の通知日を記載すること。
10　「更正の請求をする理由、請求をするに至つた事情の詳細その他参考となるべき事項」の欄には、その理由等を具体的に記載するとともに、課税標準等又は税額等が過大であること等の事実を証する資料（法第53条の２又は第72条の33第２項の規定に基づき更正の請求をする場合には、法人税の更正通知書の写し）を添付すること。なお、この更正の請求が、租税	12　「更正の請求をする理由、請求をするに至つた事情の詳細その他参考となるべき事項」の欄には、その理由等を具体的に記載するとともに、課税標準等又は税額等が過大であること等の事実を証する資料（法第53条の２若しくは第72条の33第２項又は令和２年旧法第53条の２若しくは第72条の33第２項の規定に基づき更正の請求をする場合には、法人税の更正通知

条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第７条第１項に規定する合意に基づく国税通則法第24条又は第26条の規定による更正に係るものである場合には、当該欄に「租税条約の実施に係るもの」と記載すること。

［削る］

第十号の四様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第六条の五関係）

［様式　別紙九十　挿入］

第10号の４様式記載要領

１　この請求書は、法人の市町村民税について、法第20条の９の３第１項若しくは第２項又は第321条の８の２の規定に基づき更正の請求をする場合に使用すること。

［２～４　略］

５　「課税標準等」の欄には、課税標準及びこれから控除する金額を記載し、「税額等」の欄には、納付すべき税額及びその計算上控除する金額並びに申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額及びその計算の基礎となる税額について、均等割額と法人税割額の合計額を記載すること。なお、令和４年12月31日以後に終了する事業年度について更正の請求をする場合には、「更正の請求前」の「税額等」の欄の納付すべき税額の計算上控除する金額及び申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額の計算の基礎となる税額並びに「更正の請求前」の「課税標準等」の欄については、記載を要しない。

［削る］

書の写し）を添付すること。なお、この更正の請求が、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下この記載要領において「租税条約等実施特例法」という。）第７条第１項又は令和２年所得税法等改正法第18条の規定による改正前の租税条約等実施特例法第７条第１項に規定する合意に基づく国税通則法第24条又は第26条の規定による更正に係るものである場合には、当該欄に「租税条約の実施に係るもの」と記載すること。

13　「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「連結親法人の名称及び法人番号」の欄は、「国の税務官署の更正の通知日」の欄に通知日を記載した法人のうち更正の請求の対象となる連結事業年度において連結子法人である法人及び「国の税務官署の更正・決定の通知日」の欄に通知日を記載した法人のうち更正の請求の対象となる事業年度において連結申告法人（連結子法人に限る。）である法人が記載すること。

第十号の四様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第六条の五関係）

［様式　別紙八十九　挿入］

第10号の４様式記載要領

１　この請求書は、法人の市町村民税について、法第20条の９の３第１項若しくは第２項若しくは第321条の８の２又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第321条の８の２の規定に基づき更正の請求をする場合に使用すること。

［２～４　同左］

５　「課税標準等」の欄には、課税標準及びこれから控除する金額を記載し、「税額等」の欄には、納付すべき税額及びその計算上控除する金額並びに申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額及びその計算の基礎となる税額について、均等割額と法人税割額の合計額を記載すること。なお、令和４年12月31日以後に終了する事業年度又は連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この記載要領において「令和２年所得税法等改正法」という。）第３条の規定（令和２年所得税法等改正法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和２年旧法人税法」という。）第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）について更正の請求をする場合には、「更正の請求前」の「税額等」の欄の納付すべき税額の計算上控除する金額及び申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額の計算の基礎となる税額並びに「更正の請求前」の「課税標準等」の欄については、記載を要しない。

6　「国の税務官署の更正の通知日」の欄は、更正の請求の対象となる連結事業年度において当該請求を行う法人が連結子法人（令和２年旧法人税法第２条第12号の７に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）である場合にあつては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係（令和２年旧法人税法第２条第12号の７の７に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結親法人（令和２年旧法人税法第２条第12号の６の７に規定する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。）又は当該連結子法人との間に連結完全支配関係があった連結親法人が国の税務官署から受けた

6　「更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項」の欄には、その理由等を具体的に記載するとともに、課税標準等又は税額等が過大であること等の事実を証する資料（法第321条の８の２の規定に基づき更正の請求をする場合には、法人税の更正通知書の写し）を添付すること。なお、この更正の請求が、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第７条第１項に規定する合意に基づく国税通則法第24条又は第26条の規定による更正に係るものである場合には、当該欄に「租税条約の実施に係るもの」と記載すること。	更正の通知日を記載すること。 7　「更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項」の欄には、その理由等を具体的に記載するとともに、課税標準等又は税額等が過大であること等の事実を証する資料（法第321条の８の２又は令和２年旧法第321条の８の２の規定に基づき更正の請求をする場合には、法人税の更正通知書の写し）を添付すること。なお、この更正の請求が、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下この記載要領において「租税条約等実施特例法」という。）第７条第１項又は令和２年所得税法等改正法第18条の規定による改正前の租税条約等実施特例法第７条第１項に規定する合意に基づく国税通則法第24条又は第26条の規定による更正に係るものである場合には、当該欄に「租税条約の実施に係るもの」と記載すること。 8　「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「連結親法人の名称及び法人番号」の欄は、「国の税務官署の更正の通知日」の欄に通知日を記載した法人のうち更正の請求の対象となる連結事業年度において連結子法人である法人が記載すること。
［削る］	
第十号の五様式（第三条の四・第五条の二の三関係）	第十号の五様式（第三条の四・第五条の二の三・地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和二年総務省令第九十四号）による改正前の地方税法施行規則第三条の四の三・第五条の四関係）
［様式　別紙九十二　挿入］	［様式　別紙九十一　挿入］
第10号の５様式記載要領	第10号の５様式記載要領
1　この申請書は、法第55条の２第１項又は第72条の39の２第１項の規定（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第８条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含む。）に基づき徴収の猶予を申請する場合に使用すること。	1　この申請書は、法第55条の２第１項若しくは第72条の39の２第１項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法第55条の２第１項、第55条の４第１項、第72条の39の２第１項若しくは第72条の39の４第１項の規定（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第８条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含む。）に基づき徴収の猶予を申請する場合に使用すること。
［２・３　略］	［２・３　同左］
第十二号の二様式（用紙縦百七十八㎜リメートル横八十五㎜リメートル）（第三条・第五条・第十条の二関係）	第十二号の二様式（用紙縦百七十八㎜リメートル横八十五㎜リメートル）（第三条・第五条・第十条の二関係）
［様式　別紙九十四　挿入］	［様式　別紙九十三　挿入］
［第12号の２様式備考　略］	［第12号の２様式備考　同左］
第十二号の二の二様式（用紙縦百七十八㎜リメートル横八十五㎜リメートル）（第三十八条関係）	第十二号の二の二様式（用紙縦百七十八㎜リメートル横八十五㎜リメートル）（第三十八条関係）
［様式　別紙九十六　挿入］	［様式　別紙九十五　挿入］
［第12号の２の２様式備考　略］	［第12号の２の２様式備考　同左］
第二十号様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第十条関係）	第二十号様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第十条関係）
［様式　別紙九十八　挿入］	［様式　別紙九十七　挿入］
第二十号様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第十条関係）	第二十号様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第十条関係）
［様式　別紙百　挿入］	［様式　別紙九十九　挿入］
第20号様式記載要領	第20号様式記載要領

［１～６　略］

７　「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第292条第１項第４号の２イ又はハ（政令第45条の４において準用する政令第６条の24第１号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。

８　通算法人（法人税法第２条第12号の７の２に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び通算法人であった法人（法第321条の８第３項（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）附則第13条第４項又は第５項において準用する場合を含む。）、第８項、第13項、第19項又は第26項（令和２年改正法附則第13条第６項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとするものに限る。）にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額及びその法人税割額⑤」の「課税標準」の欄に第20号様式別表１の「課税標準となる法人税額⑭」の欄の金額を記載すること。

９　連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第２条第12号の７の２に規定する連結法人をいう。）であった法人（令和２年改正法附則第13条第４項若しくは第５項において準用する法第321条の８第３項又は令和２年改正法附則第13条第６項において準用する法第321条の８第26項の規定の適用を受けようとするものに限り、通算法人及び通算法人であった法人を除く。）にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額及びその法人税割額⑤」の「課税標準」の欄に第20号様式別表１の３の「課税標準となる法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。

［10・11　略］

12　「２以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額及びその法人税割額⑥」の「課税標準」の欄は、「課税標準となる法人税額及びその法人税割額⑤」の欄の金額を「当該法人の全従業者数㉓」の欄の数値で除して得た額（この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値のうち「当該法人の全従業者数㉓」の欄の数値のけた数に１を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てる。）に、「左のうち当該市町村分の従業者数㉔」の欄の数値を乗じて得た額を記載すること。

［１～６　同左］

７　「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第292条第１項第４号の２イ若しくはハ（政令第45条の４において準用する政令第６条の24第１号に定める金額に限る。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第292条第１項第４号の５イ、ニ若しくはホ（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第45条の５において準用する令和２年旧政令第６条の25第１号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。

８　通算法人（法人税法第２条第12号の７の２に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び通算法人であった法人（法第321条の８第３項（令和２年改正法附則第13条第４項又は第５項において準用する場合を含む。）、第８項、第13項、第19項又は第26項（令和２年改正法附則第13条第６項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする通算法人であった法人に限る。）にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の「課税標準」の欄に第20号様式別表１の「課税標準となる法人税額⑭」の欄の金額を記載すること。

９　連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和２年旧法人税法」という。）第２条第12号の７の２に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人（令和２年改正法附則第13条第４項若しくは第５項において準用する法第321条の８第３項若しくは令和２年改正法附則第13条第６項において準用する法第321条の８第26項又は令和２年旧法第321条の８第５項、第９項若しくは第15項の規定の適用を受けようとする連結法人であった法人に限り、通算法人及び通算法人であった法人を除く。）にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の「課税標準」の欄に第20号様式別表１の３の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。

［10・11　同左］

12　「２以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の「課税標準」の欄は、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の欄の金額を「当該法人の全従業者数㉓」の欄の数値で除して得た額（この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値のうち「当該法人の全従業者数㉓」の欄の数値のけた数に１を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てる。）に、「左のうち当該市町村分の従業者数㉔」の欄の数値を乗じて得た額を記載すること。

13　「⑳のうち見込納付額㉑」の欄は、法人税法第75条の２第１項（同法第144条の８において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人（同法第75条の２第11項第２号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた法人を含む。）が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

14　「還付請求税額」の欄は、法第321条の８第32項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第48条の12の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。

15　「法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額」の欄は、法第15条の４第１項の規定の適用を受けようとする場合において、第１号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

16　法第292条第１項第４号の２イ(1)の規定の適用を受ける法人にあつては、同号イ(1)に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。

17　法第292条第１項第４号の２イ(2)の規定の適用を受ける法人にあつては、同号イ(2)に規定する資本の欠損の塡補を行つた事実及び資本の欠損の塡補に充てた金額を証する書類を添付すること。

18　法第292条第１項第４号の２イ(3)の規定の適用を受ける法人にあつては、同号イ(3)に規定する剰余金を損失の塡補に充てた事実及び剰余金を損失の塡補に充てた金額を証する書類を添付すること。

第二十号様式別表一（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第十条関係）

［様式　略］

第二十号様式別表一（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第十条関係）

［様式　略］

第20号様式別表１記載要領

１　この計算書は、通算法人（法人税法第２条第12号の７の２に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び通算法人であつた法人（法第321条の８第３項（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）附則第13条第４項又は第５項において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）、第８項、第13項、第19項又は第26項（令和２年改正法附則第13条第６項において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）の規定の適用を受け

13　「⑳のうち見込納付額㉑」の欄は、法人税法第75条の２第１項（同法第144条の８において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人（同法第75条の２第11項第２号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた法人を含む。）が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額又は令和２年旧法人税法第75条の２第１項（法人税法第144条の８において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額若しくは令和２年旧法人税法第81条の24第１項の規定により連結確定申告書（令和２年旧法人税法第２条第32号に規定する連結確定申告書をいう。）の提出期限が延長されている法人（当該法人との間に連結完全支配関係（令和２年旧法人税法第２条第12号の７の７に規定する連結完全支配関係をいう。）がある連結子法人（令和２年旧法人税法第２条第12号の７に規定する連結子法人をいう。）（令和２年旧法人税法第２条第16号に規定する連結申告法人に限る。）を含む。）が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

14　「還付請求税額」の欄は、法第321条の８第32項又は令和２年旧法第321条の８第20項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第48条の12又は令和２年旧政令第48条の12の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。

15　「法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額」の欄は、法第15条の４第１項又は令和２年旧法第15条の４第１項の規定の適用を受けようとする場合において、第１号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

16　法第292条第１項第４号の２イ(1)又は令和２年旧法第292条第１項第４号の５イ(1)の規定の適用を受ける法人にあつては、これらの規定に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。

17　法第292条第１項第４号の２イ(2)又は令和２年旧法第292条第１項第４号の５イ(2)の規定の適用を受ける法人にあつては、これらの規定に規定する資本の欠損の塡補を行つた事実及び資本の欠損の塡補に充てた金額を証する書類を添付すること。

18　法第292条第１項第４号の２イ(3)又は令和２年旧法第292条第１項第４号の５イ(3)の規定の適用を受ける法人にあつては、これらの規定に規定する剰余金を損失の塡補に充てた事実及び剰余金を損失の塡補に充てた金額を証する書類を添付すること。

第二十号様式別表一（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第十条関係）

［様式　同上］

第二十号様式別表一（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第十条関係）

［様式　同上］

第20号様式別表１記載要領

１　この計算書は、通算法人（法人税法第２条第12号の７の２に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び通算法人であつた法人（法第321条の８第３項（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）附則第13条第４項又は第５項において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）、第８項、第13項、第19項又は第26項（令和２年改正法附則第13条第６項において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）の規定の適用を受け

ようとするものに限る。）が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。

［２～８　略］

９　「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」の欄は、法人税の申告書（別表１）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40％相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額）（法人税の明細書（別表６(2)付表６）の「７の計」又は法人税の明細書（別表６(9)付表）の(32)若しくは(37)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額、租税特別措置法第42条の４第４項に規定する中小企業者等（政令附則第５条の２の３の通算子法人を含む。）に該当しない法人の法人税の明細書（別表６(10)付表）の(29)又は(34)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額及び同法第42条の12の５第３項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人税の明細書（別表６(12)付表２）の(19)又は(24)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。）を記載し、括弧内には法人税の申告書（別表１）の「税額控除超過額相当額等の加算額」の欄の金額（法人税の明細書（別表６(2)付表６）の「７の計」又は法人税の明細書（別表６(9)付表）の(32)若しくは(37)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額、同法第42条の４第４項に規定する中小企業者等（政令附則第５条の２の３の通算子法人を含む。）に該当しない法人の法人税の明細書（別表６(10)付表）の(29)又は(34)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額及び同法第42条の12の５第３項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人税の明細書（別表６(12)付表２）の(19)又は(24)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。）、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

［10・11　略］

12　「控除対象還付法人税額、控除対象還付対象欠損調整額及び控除対象個別帰属還付税額の控除額⑫」の欄は、法第321条の８第23項又は第26項の規定の適用を受ける場合に、第20号様式別表２の５の「当期控除額④」の「合計」及び第20号様式別表２の６の「当期控除額⑤」の「合計」の各欄の金額の合計額を記載すること。

第二十号様式別表一の三（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第十条関係）

［様式　別紙百二　挿入］

第二十号様式別表一の三（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第十条関係）

［様式　別紙百四　挿入］

第20号様式別表１の３記載要領

１　この計算書は、連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第２条第12号の７の２に規定する連結法人をいう。）であった法人（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）附則第13条第４項若しくは第５項において準用する法第321条の８第３項又は令和２年改正法附則第13条第６項において準用する法第321条の８第26項の規定の適用を受けようとするものに限り、通算法人（法人税法第２条第12号の７の２に規定する通算法人をいう。以下この記

ようとする通算法人であった法人に限る。）が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。

［２～８　同左］

９　「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」の欄は、法人税の申告書（別表１）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40％相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額）（法人税の明細書（別表６(2)付表６）の「７の計」又は法人税の明細書（別表６(9)付表）の(37)若しくは(42)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額、租税特別措置法第42条の４第４項に規定する中小企業者等（政令附則第５条の２の３の通算子法人を含む。）に該当しない法人の法人税の明細書（別表６(10)付表）の(30)又は(35)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額及び同法第42条の12の５第２項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人税の明細書（別表６(14)付表２）の(19)又は(24)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。）を記載し、括弧内には法人税の申告書（別表１）の「税額控除超過額相当額等の加算額」の欄の金額（法人税の明細書（別表６(2)付表６）の「７の計」又は法人税の明細書（別表６(9)付表）の(37)若しくは(42)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額、同法第42条の４第４項に規定する中小企業者等（政令附則第５条の２の３の通算子法人を含む。）に該当しない法人の法人税の明細書（別表６(10)付表）の(30)又は(35)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額及び同法第42条の12の５第２項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人税の明細書（別表６(14)付表２）の(19)又は(24)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。）、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

［10・11　同左］

12　「控除対象還付法人税額、控除対象還付対象欠損調整額及び控除対象個別帰属還付税額の控除額⑫」の欄は、法第321条の８第23項又は第26項の規定の適用を受ける場合に、第20号様式別表２の５の「当期控除額④」の「計」及び第20号様式別表２の６の「当期控除額⑤」の「計」の各欄の金額の合計額を記載すること。

第二十号様式別表一の三（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第十条関係）

［様式　別紙百一　挿入］

第二十号様式別表一の三（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第十条関係）

［様式　別紙百三　挿入］

第20号様式別表１の３記載要領

１　この計算書は、連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和２年旧法人税法」という。）第２条第12号の７の２に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）附則第13条第４項若しくは第５項において準用する法第321条の８第３項若しくは令和２年改正法附則第13条第６項において準用する法第321条の８第26項又は令和

載要領において同じ。）及び通算法人であった法人を除く。）が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。	２年改正法附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第321条の８第５項、第９項若しくは第15項の規定の適用を受けようとする連結法人であった法人に限り、通算法人（法人税法第２条第12号の７の２に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び通算法人であった法人を除く。）が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。
［２・３　略］	［２・３　同左］
４　金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って、正確に金額を記載すること。	４　金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って、正確に金額を記載すること。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付すること。
５　「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表１）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40％相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には税額控除超過額相当額等の加算額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。	５　「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、連結申告法人（令和２年旧法人税法第２条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあっては、当該連結申告法人に係る法人税の明細書（別表５の２(2)付表）の「当期分(44)」欄の「当期発生額②」の欄の金額（連結地方法人税個別帰属額を除く。）に、所得税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表６の２(1)）の(22)の欄の金額）、外国税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表６の２(2)付表）の(18)の欄の金額）、分配時調整外国税相当額の個別帰属額（法人税の明細書（別表６の２（２の２））の(27)の欄の金額）、連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額及び個別控除対象所得税額等相当額の個別帰属額（法人税の明細書（別表17（３の６））の(11)の欄の金額）の合計額を加算した金額を記載し、括弧内には個別帰属特別控除取戻税額等（個別帰属特別控除取戻税額等がない場合には、零）を記載すること。 また、連結申告法人以外の法人にあっては、法人税の申告書（別表１）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40％相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には税額控除超過額相当額等の加算額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。
６　「控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額④」の欄は、令和２年改正法附則第13条第４項又は第５項において準用する法第321条の８第３項の規定の適用を受ける場合に、第20号様式別表２の７の「当期控除額⑤」の「計」及び第20号様式別表２の８の「当期控除額④」の「計」の各欄の金額の合計額を記載すること。	６　「控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額④」の欄は、令和２年改正法附則第13条第４項若しくは第５項において準用する法第321条の８第３項又は令和２年旧法第321条の８第５項若しくは第９項の規定の適用を受ける場合に、第20号様式別表２の７の「当期控除額⑤」の「計」及び第20号様式別表２の８の「当期控除額④」の「計」の各欄の金額の合計額を記載すること。
７　「控除対象個別帰属還付税額及び控除対象還付法人税額の控除額⑤」の欄は、法第321条の８第23項又は令和２年改正法附則第13条第６項において準用する法第321条の８第26項の規定の適用を受ける場合に、第20号様式別表２の５の「当期控除額④」の「合計」の欄の金額を記載すること。	７　「控除対象個別帰属還付税額及び控除対象還付法人税額の控除額⑤」の欄は、法第321条の８第23項若しくは令和２年改正法附則第13条第６項において準用する法第321条の８第26項又は令和２年旧法第321条の８第12項若しくは第15項の規定の適用を受ける場合に、第20号様式別表２の５の「当期控除額④」の「計」の欄の金額を記載すること。
［削る］	８　「当期に発生した控除対象個別帰属税額⑧」の欄は、零を超える場合に記載すること。
第二十号様式別表二の五（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）	第二十号様式別表二の五（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）
［様式　別紙百六　挿入］	［様式　別紙百五　挿入］

第20号様式別表２の５記載要領

１　この明細書は、当該事業年度の中間期間（法人税法第80条第５項又は第144条の13第11項に規定する中間期間をいう。以下この記載要領において同じ。）又は当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度若しくは中間期間（法人税法第80条第７項又は第８項に規定する欠損事業年度を除く。）において生じた内国法人の控除対象還付法人税額（法第321条の８第23項第１号に規定する内国法人の控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額（法第321条の８第23項第２号に規定する外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額（法第321条の８第23項第３号に規定する外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）及び当該事業年度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和２年旧法人税法」という。）第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）（令和２年旧法人税法第81条の31第５項に規定する中間期間を含む。）において生じた控除対象個別帰属還付税額（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法第321条の８第15項に規定する控除対象個別帰属還付税額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、法第321条の８第23項又は令和２年改正法附則第13条第６項において準用する法第321条の８第26項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。

［２　略］

３　「当期控除額④」の欄は、(1)、(2)及び(4)に掲げる法人にあってはそれぞれ(ｲ)に掲げる金額が(ﾛ)に掲げる金額を超えない範囲内で記載し、(3)に掲げる法人にあっては(ｲ)に掲げる金額が(ﾛ)に掲げる金額を超えない範囲内及び(ﾊ)に掲げる金額が(ﾆ)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。

(1)　第20号様式を提出する法人（(2)、(3)又は(4)に掲げる法人を除く。）

(ｲ)　この明細書の「当期控除額④」の「合計」の欄の金額

［(ﾛ)　略］

(2)　第20号様式別表１を提出する法人

(ｲ)　この明細書の「当期控除額④」の「合計」及び第20号様式別表２の６の「当期控除額⑤」の「合計」の各欄の金額の合計額

［(ﾛ)　略］

第20号様式別表２の５記載要領

１　この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度若しくは中間期間（法人税法第80条第５項若しくは第144条の13第11項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和２年旧法人税法」という。）第80条第５項に規定する中間期間をいう。）（法人税法第80条第７項又は第８項に規定する欠損事業年度を除く。）又は当該連結事業年度（令和２年旧法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）開始の日前10年以内に開始した事業年度（令和２年旧法人税法第80条第５項又は法人税法第144条の13第11項に規定する中間期間を含む。）において生じた内国法人の控除対象還付法人税額（法第321条の８第23項第１号又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第321条の８第12項第１号に規定する内国法人の控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額（法第321条の８第23項第２号又は令和２年旧法第321条の８第12項第２号に規定する外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額（法第321条の８第23項第３号又は令和２年旧法第321条の８第12項第３号に規定する外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）及び当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度（令和２年旧法人税法第81条の31第５項に規定する中間期間を含む。）において生じた控除対象個別帰属還付税額（令和２年旧法第321条の８第15項に規定する控除対象個別帰属還付税額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、法第321条の８第23項若しくは令和２年改正法附則第13条第６項において準用する法第321条の８第26項又は令和２年旧法第321条の８第12項若しくは第15項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。

［２　同左］

３　「当期控除額④」の欄は、(1)、(2)及び(4)に掲げる法人にあってはそれぞれ(ｲ)に掲げる金額が(ﾛ)に掲げる金額を超えない範囲内で記載し、(3)に掲げる法人にあっては(ｲ)に掲げる金額が(ﾛ)に掲げる金額を超えない範囲内及び(ﾊ)に掲げる金額が(ﾆ)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。

(1)　第20号様式を提出する法人（(2)、(3)又は(4)に掲げる法人を除く。）

(ｲ)　この明細書の「当期控除額④」の「計」の欄の金額

［(ﾛ)　同左］

(2)　第20号様式別表１を提出する法人

(ｲ)　この明細書の「当期控除額④」の「計」及び第20号様式別表２の６の「当期控除額⑤」の「計」の各欄の金額の合計額

［(ﾛ)　同左］

(3)　第20号様式別表１の２を提出する法人

(ｲ)　この明細書の外国法人の恒久的施設帰属所得に係る「当期控除額④」の「合計」の欄の金額

［(ﾛ)　略］

(ﾊ)　この明細書の外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る「当期控除額④」の「合計」の欄の金額

［(ﾆ)　略］

(4)　第20号様式別表１の３を提出する法人

(ｲ)　この明細書の「当期控除額④」の「合計」の欄の金額

(ﾛ)　第20号様式別表１の３の「差引法人税額（①＋②）③」の欄の金額から「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄の括弧内の金額及び「控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額④」の欄の金額の合計額を控除した金額

４　法第321条の８第24項の規定の適用を受ける法人にあつては、この明細書の各欄は、被合併法人等（同項に規定する被合併法人等をいう。）の前10年内事業年度（同項に規定する前10年内事業年度をいう。）に係る控除未済還付法人税額（同項に規定する控除未済還付法人税額をいう。）と同項の適用を受ける法人の各事業年度若しくは各中間期間の内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は各連結事業年度の控除対象個別帰属還付税額とに区分して、それぞれ各事業年度若しくは各中間期間又は各連結事業年度ごとに記載すること。

５　令和２年改正法附則第13条第６項において準用する法第321条の８第28項の規定の適用を受ける法人にあつては、この明細書の各欄は、被合併法人等（同項に規定する被合併法人等をいう。）の前10年内連結事業年度（同項に規定する前10年内連結事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属還付税額（同項に規定する控除未済個別帰属還付税額をいう。）と同項の適用を受ける法人の各連結事業年度の控除対象個別帰属還付税額又は各事業年度若しくは各中間期間の控除対象還付法人税額とに区分して、それぞれ各事業年度若しくは各中間期間又は各連結事業年度ごとに記載すること。

第二十号様式別表二の六（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　別紙百六　挿入］

第20号様式別表２の６記載要領

１　この明細書は、当該事業年度の中間期間（法人税法第80条第５項に規定する中間期間をいう。以下この記載要領において同じ。）又は当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度若しくは中間期間において生じた還付対象欠損金額（法第321条の８第26項に規定する還付対象欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同項の規定の適用

(3)　第20号様式別表１の２を提出する法人

(ｲ)　この明細書の恒久的施設帰属所得に係る「当期控除額④」の「計」の欄の金額

［(ﾛ)　同左］

(ﾊ)　この明細書の恒久的施設非帰属所得に係る「当期控除額④」の「計」の欄の金額

［(ﾆ)　同左］

(4)　第20号様式別表１の３を提出する法人

(ｲ)　この明細書の「当期控除額④」の「計」の欄の金額

(ﾛ)　第20号様式別表１の３の「差引個別帰属法人税額（（①＋②）と（①の括弧書）のうちいずれか多い額）又は差引法人税額（①＋②）③」の欄の金額から「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄の括弧内の金額及び「控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額④」の欄の金額の合計額を控除した金額

４　法第321条の８第24項又は令和２年旧法第321条の８第13項の規定の適用を受ける法人にあつては、この明細書の各欄は、被合併法人等（これらの規定に規定する被合併法人等をいう。）の前10年内事業年度（これらの規定に規定する前10年内事業年度をいう。）に係る控除未済還付法人税額（これらの規定に規定する控除未済還付法人税額をいう。）とこれらの規定の適用を受ける法人の各事業年度若しくは各中間期間の内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は各連結事業年度の控除対象個別帰属還付税額とに区分して、それぞれ各事業年度若しくは各中間期間又は各連結事業年度ごとに記載すること。

５　令和２年改正法附則第13条第６項において準用する法第321条の８第28項又は令和２年旧法第321条の８第16項の規定の適用を受ける法人にあつては、この明細書の各欄は、被合併法人等（これらの規定に規定する被合併法人等をいう。）の前10年内連結事業年度（これらの規定に規定する前10年内連結事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属還付税額（これらの規定に規定する控除未済個別帰属還付税額をいう。）とこれらの規定の適用を受ける法人の各連結事業年度の控除対象個別帰属還付税額又は各事業年度若しくは各中間期間の控除対象還付法人税額とに区分して、それぞれ各事業年度若しくは各中間期間又は各連結事業年度ごとに記載すること。

第二十号様式別表二の六（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　別紙百七　挿入］

第20号様式別表２の６記載要領

１　この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度又は中間期間（法人税法第80条第５項に規定する中間期間をいう。以下この記載要領において同じ。）において生じた還付対象欠損金額（法第321条の８第26項に規定する還付対象欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、

を受けようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。

［２　略］

３　「控除対象還付対象欠損調整額②」の欄は、「還付対象欠損金額①」の欄に記載した金額に、還付対象欠損金額の生じた事業年度後又は中間期間後最初に終了する事業年度終了の日（次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める日）における法第321条の８第14項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第１号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の２第１項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）又は法第321条の８第14項第１号に規定する一般社団法人等にあっては100分の23.2を、同号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の２第１項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。）又は法第321条の８第14項第２号に規定する公益法人等若しくは同号に規定する協同組合等にあっては100分の19を乗じて計算した金額を記載すること。

(1)　還付対象欠損金額（中間期間において生じたものを除く。）の生じた事業年度後最初に終了する事業年度について法人税法第71条第１項（同法第72条第１項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第321条の８第26項の規定を適用する場合　同条第１項に規定する６月経過日の前日

［(2)　略］

４　「当期控除額⑤」の欄は、(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。

(1)　この明細書の「当期控除額⑤」の「合計」及び第20号様式別表２の５の「当期控除額④」の「合計」の各欄の金額の合計額

［(2)　略］

［５　略］

第二十号様式別表二の七（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　別紙百十　挿入］

第20号様式別表２の７記載要領

１　この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第321条の８第５項に規定する連結適用前欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）又は連結適用前災害損失欠損金額（同項に規定する連結適用前災害損失欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、令和２年改正法附則第13条第４項において準用する法第321条の８第３項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。

第20号様式の申告書に添付すること。

［２　同左］

３　「控除対象還付対象欠損調整額②」の欄は、「還付対象欠損金額①」の欄に記載した金額に、還付対象欠損金額の生じた事業年度後又は中間期間後最初に開始する事業年度終了の日（次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める日）における法第321条の８第14項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第１号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の２第１項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）又は法第321条の８第14項第１号に規定する一般社団法人等にあっては100分の23.2を、同号に規定する普通法人（租税特別措置法第67条の２第１項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。）又は法第321条の８第14項第２号に規定する公益法人等若しくは同号に規定する協同組合等にあっては100分の19を乗じて計算した金額を記載すること。

(1)　還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間後最初に開始する事業年度について法人税法第71条第１項（同法第72条第１項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第321条の８第26項の規定を適用する場合　同条第１項に規定する６月経過日の前日

［(2)　同左］

４　「当期控除額⑤」の欄は、(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。

(1)　この明細書の「当期控除額⑤」の「計」及び第20号様式別表２の５の「当期控除額④」の「計」の各欄の金額の合計額

［(2)　同左］

［５　同左］

第二十号様式別表二の七（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　別紙百九　挿入］

第20号様式別表２の７記載要領

１　この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この記載要領において「令和２年所得税法等改正法」という。）第３条の規定（令和２年所得税法等改正法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和２年旧法人税法」という。）第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第321条の８第５項に規定する連結適用前欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）又は連結適用前災害損失欠損金額（同項に規定する連結適用前災害損失欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、令和２年改正法附則第13条第４項において準用する法第321条の８第３項又は令和２年旧法第321条の８第５項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。また、当該連結適

２　「控除対象個別帰属調整額②」の欄は、「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額①」の欄に記載した金額に、最初連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この記載要領において「令和２年所得税法等改正法」という。）第３条の規定（令和２年所得税法等改正法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和２年旧法人税法」という。）第15条の２第１項に規定する最初連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の終了の日（２以上の最初連結事業年度の終了の日がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度の終了の日）における令和２年旧法第321条の８第６項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第１号に規定する普通法人（令和２年所得税法等改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和２年旧措置法」という。）第68条の100第１項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）との間に連結完全支配関係（令和２年旧法人税法第２条第12号の７の７に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結子法人（令和２年旧法人税法第２条第12号の７に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあつては100分の23.2（当該最初連結事業年度（２以上の最初連結事業年度がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）が平成24年４月１日から平成27年３月31日までの間に開始したものである場合は100分の25.5とし、当該最初連結事業年度が平成27年４月１日から平成28年３月31日までの間に開始したものである場合は100分の23.9とし、当該最初連結事業年度が平成28年４月１日から平成30年３月31日までの間に開始したものである場合は100分の23.4とする。）を、令和２年旧法第321条の８第６項第１号に規定する普通法人（令和２年旧措置法第68条の100第１項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。）又は令和２年旧法第321条の８第６項第２号に規定する協同組合等との間に連結完全支配関係がある連結子法人にあつては100分の20を乗じて計算した金額を記載すること。

３　「当期控除額⑤」の欄は、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ(ｲ)に掲げる金額が(ﾛ)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。

［(1)　略］

(2)　第20号様式別表１の３を提出する法人

［(ｲ)　略］

(ﾛ)　第20号様式別表１の３の「差引法人税額（①＋②）③」の欄の金額から「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄の括弧内の金額を控除した金額

用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度（令和２年旧法人税法第15条の２第１項に規定する最初連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）においては令和２年旧法人税法第81条の９第２項の規定の適用がないことを証する書類も併せて添付すること。

２　「控除対象個別帰属調整額②」の欄は、「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額①」の欄に記載した金額に、最初連結事業年度の終了の日（２以上の最初連結事業年度の終了の日がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度の終了の日）における令和２年旧法第321条の８第６項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第１号に規定する普通法人（令和２年所得税法等改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和２年旧措置法」という。）第68条の100第１項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）との間に連結完全支配関係（令和２年旧法人税法第２条第12号の７の７に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結子法人（令和２年旧法人税法第２条第12号の７に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあつては100分の23.2（当該最初連結事業年度（２以上の最初連結事業年度がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）が平成24年４月１日から平成27年３月31日までの間に開始したものである場合は100分の25.5とし、当該最初連結事業年度が平成27年４月１日から平成28年３月31日までの間に開始したものである場合は100分の23.9とし、当該最初連結事業年度が平成28年４月１日から平成30年３月31日までの間に開始したものである場合は100分の23.4とする。）を、令和２年旧法第321条の８第６項第１号に規定する普通法人（令和２年旧措置法第68条の100第１項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。）又は令和２年旧法第321条の８第６項第２号に規定する協同組合等との間に連結完全支配関係がある連結子法人にあつては100分の20を乗じて計算した金額を記載すること。

３　「当期控除額⑤」の欄は、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ(ｲ)に掲げる金額が(ﾛ)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。

［(1)　同左］

(2)　第20号様式別表１の３を提出する法人

［(ｲ)　同左］

(ﾛ)　第20号様式別表１の３の「差引個別帰属法人税額（（①＋②）と（①の括弧書）のうちいずれか多い額）又は差引法人税額（①＋②）③」の欄の金額から「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄の括弧内の金額を控除した金額

4　令和２年改正法附則第13条第４項において準用する法第321条の８第５項の規定の適用を受ける法人にあつては、この明細書の各欄は、被合併法人等（同項に規定する被合併法人等をいう。）の前10年内事業年度（同項に規定する前10年内事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属調整額（同項に規定する控除未済個別帰属調整額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象個別帰属調整額（令和２年旧法第321条の８第６項に規定する控除対象個別帰属調整額をいう。）とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度（令和２年旧法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。）ごとに記載すること。	4　令和２年改正法附則第13条第４項において準用する法第321条の８第５項又は令和２年旧法第321条の８第７項の規定の適用を受ける法人にあつては、この明細書の各欄は、被合併法人等（これらの規定に規定する被合併法人等をいう。）の前10年内事業年度（これらの規定に規定する前10年内事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属調整額（これらの規定に規定する控除未済個別帰属調整額をいう。）とこれらの規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象個別帰属調整額（令和２年改正法附則第13条第４項において準用する法第321条の８第３項又は令和２年旧法第321条の８第６項に規定する控除対象個別帰属調整額をいう。）とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載すること。
第二十号様式別表二の八（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）	第二十号様式別表二の八（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）
［様式　別表十二　挿入］	［様式　別表十一　挿入］
第20号様式別表２の８記載要領	第20号様式別表２の８記載要領
１　この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）において生じた控除対象個別帰属税額（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法第321条の８第９項に規定する控除対象個別帰属税額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、令和２年改正法附則第13条第５項において準用する法第321条の８第３項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。	１　この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）開始の日前10年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属税額（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第321条の８第９項に規定する控除対象個別帰属税額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、令和２年改正法附則第13条第５項において準用する法第321条の８第３項又は令和２年旧法第321条の８第９項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。
２　「当期控除額④」の欄は、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ(ｲ)に掲げる金額が(ﾛ)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。	２　「当期控除額④」の欄は、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ(ｲ)に掲げる金額が(ﾛ)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。
［(1)　略］	［(1)　同左］
(2)　第20号様式別表１の３を提出する法人	(2)　第20号様式別表１の３を提出する法人
［(ｲ)　略］	［(ｲ)　同左］
(ﾛ)　第20号様式別表１の３の「差引法人税額（①＋②）③」の欄の金額から「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄の括弧内の金額を控除した金額	(ﾛ)　第20号様式別表１の３の「差引個別帰属法人税額（（①＋②）と（①の括弧書）のうちいずれか多い額）又は差引法人税額（①＋②）③」の欄の金額から「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄の括弧内の金額を控除した金額
３　令和２年改正法附則第13条第５項において準用する法第321条の８第５項の規定の適用を受ける法人にあつては、この明細書の各欄は、被合併法人等（同項に規定する被合併法人等をいう。）の前10年内連結事業年度（同項に規定する前10年内連結事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属税額（同項に規定する控除未済個別帰属税額をいう。）と同項の適用を受ける法人の各連結事業年度の控除対象個別帰属税額とに区分して、それぞれ各連結事業年度又は各事業年度ごとに記載すること。	３　令和２年改正法附則第13条第５項において準用する法第321条の８第５項又は令和２年旧法第321条の８第10項の規定の適用を受ける法人にあつては、この明細書の各欄は、被合併法人等（これらの規定に規定する被合併法人等をいう。）の前10年内連結事業年度（これらの規定に規定する前10年内連結事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属税額（これらの規定に規定する控除未済個別帰属税額をいう。）とこれらの規定の適用を受ける法人の各連結事業年度の控除対象個別帰属税額とに区分して、それぞれ各連結事業年度又は各事業年度ごとに記載すること。
第二十号様式別表四の三（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・紫色）（第十条関係）	第二十号様式別表四の三（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・紫色）（第十条関係）

［様式　別紙百十四　挿入］

第二十号様式別表四の三（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・紫色）（第十条関係）

［様式　別紙百十六　挿入］

［第20号様式別表４の３記載要領　略］

第二十号の二様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・紫色）（第十条関係）

［様式　別紙百十八　挿入］

第二十号の二様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・紫色）（第十条関係）

［様式　略］

第20号の２様式記載要領

［１～５　略］

６　「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第292条第１項第４号の２イ又はハ（政令第45条の４において準用する政令第６条の24第１号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。

第二十号の三様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第十条関係）

［様式　別紙百二十　挿入］

第二十号の三様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第十条関係）

［様式　別紙百二十一　挿入］

第20号の３様式記載要領

１　この申告書は、前事業年度又は前連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。）の法人税割額を基礎として中間申告をする場合に使用すること。

［２～６　略］

７　「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第292条第１項第４号の２ロ若しくはハ（政令第45条の４において準用する政令第６条の24第２号又は第３号に定める金額に限る。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法第292条第１項第４号の５ロ、ハ若しくはホ（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第45条の５において準用する令和２年旧政令第６条の25第２号又は第３号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。

［８・９　略］

10　「法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額」の欄は、法第15条の４第１項の規定の適用を受けようとする場合において、第１号様式による届出書に代えようとする法人が記載

［様式　別紙百十三　挿入］

第二十号様式別表四の三（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・紫色）（第十条関係）

［様式　別紙百十五　挿入］

［第20号様式別表４の３記載要領　同左］

第二十号の二様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・紫色）（第十条関係）

［様式　別紙百十七　挿入］

第二十号の二様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・紫色）（第十条関係）

［様式　同上］

第20号の２様式記載要領

［１～５　同左］

６　「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第292条第１項第４号の２イ若しくはハ（政令第45条の４において準用する政令第６条の24第１号に定める金額に限る。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法第292条第１項第４号の５イ、ニ若しくはホ（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第45条の５において準用する令和２年旧政令第６条の25第１号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。

第二十号の三様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第十条関係）

［様式　別紙百十九　挿入］

第二十号の三様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第十条関係）

［様式　別紙百二十一　挿入］

第20号の３様式記載要領

１　この申告書は、前事業年度又は前連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。）の法人税割額を基礎にして中間申告をする場合に使用すること。

［２～６　同左］

７　「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第292条第１項第４号の２ロ若しくはハ（政令第45条の４において準用する政令第６条の24第２号又は第３号に定める金額に限る。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第292条第１項第４号の５ロ、ハ若しくはホ（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第45条の５において準用する令和２年旧政令第６条の25第２号又は第３号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。

［８・９　同左］

10　「法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額」の欄は、法第15条の４第１項又は令和２年旧法第15条の４第１項の規定の適用を受けようとする場合において、第１号様式による

すること。	届出書に代えようとする法人が記載すること。
第二十号の三の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）	第二十号の三の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）
［様式　別紙百二十四　挿入］	［様式　別紙百二十三　挿入］
第20号の３の２様式記載要領	第20号の３の２様式記載要領
１　この明細書は、内国法人が法第321条の８第36項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号様式の申告書又は第10号の４様式の更正請求書に添付すること。	１　この明細書は、内国法人が法第321条の８第36項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第321条の８第24項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号様式の申告書又は第10号の４様式の更正請求書に添付すること。
［２・３　略］	［２・３　同左］
４　「控除対象所得税額等相当額②」の欄は、法人税の明細書（別表17（３の６）付表）の(31)の欄の金額を記載すること。	４　「控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額②」の欄は、法人税の明細書（別表17（３の６）付表）の(31)の欄の金額を記載すること。
５　「法人税の控除額③」の欄は、法人税の明細書（別表17（３の６））の(3)の欄の金額を記載すること。	５　「法人税の控除額③」の欄は、法人税の明細書（別表17（３の６））の(3)又は法人税法施行規則の一部を改正する省令（令和５年財務省令第34号）による改正前の法人税の明細書（別表17（３の６））の(11)の各欄の金額を記載すること。
６　「地方法人税の控除額④」の欄は、法人税の明細書（別表17（３の６））の(4)の欄の金額と地方法人税の申告書（別表１）の(7)の欄の金額から法人税の明細書（別表６（５の２））の(8)の欄の金額を控除した金額のうち少ない金額を記載すること。	６　「地方法人税の控除額④」の欄は、法人税の明細書（別表17（３の６））の(4)の欄の金額と地方法人税の申告書（別表１）の(7)の欄の金額から法人税の明細書（別表６（５の２））の(8)の欄の金額を控除した金額のうち少ない金額又は地方法人税の明細書（別表２付表３）の(16)の欄の金額を記載すること。
７　「各市町村ごとに算定した法人税割額⑪」の欄は、第20号様式の「課税標準となる法人税額及びその法人税割額⑤」の「税額」の欄の金額又は「２以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額及びその法人税割額⑥」の「税額」の欄の金額から「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑧」の欄の金額を加算した金額を記載すること。	７　「各市町村ごとに算定した法人税割額⑪」の欄は、第20号様式の「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の「税額」の欄の金額又は「２以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の「税額」の欄の金額から「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑧」の欄の金額を加算した金額を記載すること。
８　内国法人が法第321条の８第37項の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載すること。	８　内国法人が法第321条の８第37項又は令和２年旧法第321条の８第25項の規定の適用を受ける場合には、この表に所要の調整をして記載すること。
第二十号の四様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）	第二十号の四様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）
［様式　別紙百二十六　挿入］	［様式　別紙百二十五　挿入］
第20号の４様式記載要領	第20号の４様式記載要領
１　この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を法第321条の８第38項の規定により法人税割額から控除しようとする場合に記載し、第20号様式の申告書又は第10号の４様式の更正請求書に添付すること。	１　この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を法第321条の８第38項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法第321条の８第26項の規定により法人税割額から控除しようとする場合に記載し、第20号様式の申告書又は第10号の４様式の更正請求書に添付すること。
［２・３　略］	［２・３　同左］
４　「市町村民税の控除限度額⑦」の欄は、政令第48条の13第７項本文の規定により計算する法人にあつては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表６(2)）の(17)又は法人税の明細書（別表６の２）の(11)）に法第314条の４第１項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。	４　「市町村民税の控除限度額⑦」の欄は、政令第48条の13第７項本文又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第48条の13第８項本文の規定により計算する法人にあつては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表６(2)）の(17)、法人税の明細書（別表６の

また、政令第48条の13第７項ただし書の規定により計算する法人にあつては、第20号の４様式別表２の市町村民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

［５　略］

６　「控除未済外国税額等⑯」から「翌期繰越額⑱」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の欄の上段は政令第48条の13第20項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の２第１項の規定による読替え後の政令第48条の13第20項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

［７　略］

８　「各市町村ごとに算定した法人税割額⑳」の欄は、第20号様式の「課税標準となる法人税額及びその法人税割額⑤」の「税額」の欄の金額又は「２以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額及びその法人税割額⑥」の「税額」の欄の金額から「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑧」の欄の金額を加算し、「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額⑨」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

第二十号の四様式別表一（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　別紙百二十八　挿入］

［第20号の４様式別表１記載要領　略］

第二十号の四様式別表二（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条・第十条の二関係）

［様式　別紙百三十　挿入］

第20号の４様式別表２記載要領

１　この明細書は、市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第７項ただし書の規定により計算する場合に記載し、第20号の４様式の明細書（都民税に係る場合にあつては、第７号の２様式（その２）の明細書）に添付すること。

［２～４　略］

第二十号の四様式別表三（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　別紙百三十一　挿入］

第20号の４様式別表３記載要領

１　この明細書は、政令第48条の13第９項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の４様

２(2)付表）の(13)又は法人税の明細書（別表６の２）の(11)）に法第314条の４第１項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第48条の13第７項ただし書又は令和２年旧政令第48条の13第８項ただし書の規定により計算する法人にあつては、第20号の４様式別表２の市町村民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

［５　同左］

６　「控除未済外国税額等⑯」から「翌期繰越額⑱」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の欄の上段は政令第48条の13第20項又は令和２年旧政令第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の２第１項の規定による読替え後の政令第48条の13第20項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

［７　同左］

８　「各市町村ごとに算定した法人税割額⑳」の欄は、第20号様式の「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の「税額」の欄の金額又は「２以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の「税額」の欄の金額から「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑧」の欄の金額を加算し、「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額⑨」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

第二十号の四様式別表一（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　別紙百二十七　挿入］

［第20号の４様式別表１記載要領　同左］

第二十号の四様式別表二（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条・第十条の二関係）

［様式　別紙百二十九　挿入］

第20号の４様式別表２記載要領

１　この明細書は、市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第７項ただし書又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令第48条の13第８項ただし書の規定により計算する場合に記載し、第20号の４様式の明細書（都民税に係る場合にあつては第７号の２様式（その２）の明細書）に添付すること。

［２～４　同左］

第二十号の四様式別表三（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　別紙百三十一　挿入］

第20号の４様式別表３記載要領

１　この明細書は、政令第48条の13第９項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２

式別表１に併せて提出すること。

［２～８　略］

第二十号の四様式別表四（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　別紙百三十四　挿入］

第20号の４様式別表４記載要領

１　この明細書は、政令第48条の13第18項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の４様式別表１に併せて提出すること。

［２～６　略］

第二十号の四様式別表五（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　別紙百三十六　挿入］

第20号の４様式別表５記載要領

１　この明細書は、政令第48条の13第21項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の４様式の明細書に添付すること。

［２　略］

３　「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」及び「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額④」から「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の欄の上段は政令第48条の13第20項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の２第１項の規定による読替え後の政令第48条の13第20項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

［４～６　略］

第二十号の四様式別表六（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　別紙百三十八　挿入］

第20号の４様式別表６記載要領

１　この明細書は、政令第48条の13第28項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の４様式の明細書に添付すること。

［２　略］

年政令第264号）による改正前の政令第48条の13第10項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の４様式別表１に併せて提出すること。

［２～８　同左］

第二十号の四様式別表四（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　別紙百三十三　挿入］

第20号の４様式別表４記載要領

１　この明細書は、政令第48条の13第18項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令第48条の13第19項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の４様式別表１に併せて提出すること。

［２～６　同左］

第二十号の四様式別表五（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　別紙百三十五　挿入］

第20号の４様式別表５記載要領

１　この明細書は、政令第48条の13第21項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第48条の13第22項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の４様式の明細書に添付すること。

［２　同左］

３　「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」及び「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額④」から「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の欄の上段は政令第48条の13第20項又は令和２年旧政令第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の２第１項の規定による読替え後の政令第48条の13第20項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

［４～６　同左］

第二十号の四様式別表六（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　別紙百三十七　挿入］

第20号の４様式別表６記載要領

１　この明細書は、政令第48条の13第28項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第48条の13第29項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の４様式の明細書に添付すること。

［２　同左］

３　「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」、「①のうちないものとされる金額④」及び「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の各欄は、各事業年度又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の欄の上段は政令第48条の13第20項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の２第１項の規定による読替え後の政令第48条の13第20項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

［４・５　略］

第二十号の五様式（用紙日本産業規格Ａ４）（附則第二条の六関係）

［様式　訓令甲四十　追入］

第20号の５様式記載要領

１　この明細書は、法附則第８条の２の２第４項の規定により法人税割額から控除しようとする場合に記載し、事務所又は事業所所在地の市町村長に、第20号様式の申告書又は第10号の４様式の更正請求書に添付して提出すること。

また、上記の規定の適用を受ける法人にあつては、寄附金を受けた法附則第８条の２の２第１項に規定する認定地方公共団体が当該寄附金の受領について地域再生法施行規則第14条第１項の規定により交付する書類の写しも併せて添付すること。

［２～４　略］

第二十二号の二様式（第十条関係）

［様式　訓令甲四十二　追入］

第22号の２様式記載要領

［１～３　略］

４　連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第２条第12号の７の２に規定する連結法人をいう。）であった法人（令和２年改正法附則第13条第４項若しくは第５項において準用する法第321条の８第３項又は令和２年改正法附則第13条第６項において準用する法第321条の８第26項の規定の適用を受けようとするものに限り、通算法人及び通算法人であった法人を除く。）が第20号様式の申告書に添付する場合にあつては、「法人税法の規定によつて計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第20号様式別表１の３の「課税標準となる法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。

３　「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」、「①のうちないものとされる金額④」及び「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の各欄は、各事業年度又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の欄の上段は政令第48条の13第20項又は令和２年旧政令第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の２第１項の規定による読替え後の政令第48条の13第20項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

［４・５　同左］

第二十号の五様式（用紙日本産業規格Ａ４）（附則第二条の六関係）

［様式　訓令甲三十九　追入］

第20号の５様式記載要領

１　この明細書は、法附則第８条の２の２第４項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）附則第８条の２の２第７項若しくは第９項の規定により法人税割額から控除しようとする場合に記載し、事務所又は事業所所在地の市町村長に、第20号様式の申告書又は第10号の４様式の更正請求書に添付して提出すること。

また、上記の規定の適用を受ける法人にあつては、寄附金を受けた法附則第８条の２の２第１項又は令和２年旧法附則第８条の２の２第１項に規定する認定地方公共団体が当該寄附金の受領について地域再生法施行規則第14条第１項の規定により交付する書類の写しも併せて添付すること。

［２～４　同左］

第二十二号の二様式（第十条関係）

［様式　訓令甲四十一　追入］

第22号の２様式記載要領

［１～３　同左］

４　連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第２条第12号の７の２に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人（令和２年改正法附則第13条第４項若しくは第５項において準用する法第321条の８第３項若しくは令和２年改正法附則第13条第６項において準用する法第321条の８第26項又は令和２年改正法附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法第321条の８第５項、第９項若しくは第15項の規定の適用を受けようとする連結法人であった法人に限り、通算法人及び通算法人であった法人を除く。）が第20号様式の申告書に添付する場合にあつては、「法人税法の規定によつて計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第20号様式別表１の３の「課税標準となる個

［５　略］ ６　「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表１）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40％相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）（法人税の明細書（別表６(2)付表６）の「７の計」欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。）を記載し、括弧内には、土地譲渡利益金額に対する法人税額、法人税の申告書（別表１）の「税額控除超過額相当額等の加算額」の欄の金額（法人税の明細書（別表６(2)付表６）の「７の計」欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。）及び使途秘匿金の支出に対する法人税額（使途秘匿金の支出の額の40％相当額）の合計額を記載すること。 ７・８　［略］ 第二十二号の二の二様式（第十条の二の九関係） ［様式　別紙百四十四　挿入］ 第22号の２の２様式記載要領 １　この申請書は、法第321条の11の２第１項の規定に基づき徴収の猶予を申請する場合に使用すること。 ［２・３　略］ 第二十二号の四様式（用紙縦百七十八ミリメートル横八十五ミリメートル）（第十条関係） ［様式　別紙百四十五　挿入］ ［第22号の４様式備考　略］ 第二十二号の四の二様式（用紙縦百七十八ミリメートル横八十五ミリメートル）（第三十八条関係） ［様式　別紙百四十六　挿入］ ［第22号の４の２様式備考　略］	別帰属法人税額又は法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。 ［５　同左］ ［新設］ ６・７　［同左］ 第二十二号の二の二様式（第十条の二の九・地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和二年総務省令第九十四号）による改正前の地方税法施行規則第十条の二の十関係） ［様式　別紙百四十三　挿入］ 第22号の２の２様式記載要領 １　この申請書は、法第321条の11の２第１項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法第321条の11の２第１項若しくは第321条の11の３第１項の規定に基づき徴収の猶予を申請する場合に使用すること。 ［２・３　同左］ 第二十二号の四様式（用紙縦百七十八ミリメートル横八十五ミリメートル）（第十条関係） ［様式　別紙百四十五　挿入］ ［第22号の４様式備考　同左］ 第二十二号の四の二様式（用紙縦百七十八ミリメートル横八十五ミリメートル）（第三十八条関係） ［様式　別紙百四十七　挿入］ ［第22号の４の２様式備考　同左］

備考　表中及び表中に挿入される別紙の［　］の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

第六号様式（提出用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）［別紙一］

（道府県民税）

※処理事項	発信年月日 通信日付印	確認	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分

受付印

令和　年　月　日　殿

法人番号	この申告の基礎	申告年月日
	法人税の令和　年　月　日の修正申告・更正・決定・再更正による。	年　月　日

所在地（本県が支店等の場合は本店所在地と併記）	（電話　）	事業種目	
		期末現在の資本金の額又は出資金の額（解散日現在の資本金の額又は出資金の額）	兆　十億　百万　千　円（　）
（ふりがな）法人名		同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの	非中小法人等
		期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	兆　十億　百万　千　円
（ふりがな）代表者氏名	（ふりがな）経理責任者氏名	期末現在の資本金等の額	

令和　年　月　日から令和　年　月　日までの事業年度分又は連結事業年度分の道府県民税 事業税 特別法人事業税の申告書※

（事業税）

摘要		課税標準	税率(/100)	税額
所得割	所得金額総額(㊽−㊾)又は別表5㊱ ㉘	兆 十億 百万 千 円		
	年400万円以下の金額 ㉙	000		円 00
	年400万円を超え年800万円以下の金額 ㉚	000		00
	年800万円を超える金額 ㉛	000		00
	計 ㉙＋㉚＋㉛ ㉜	000		00
	軽減税率不適用法人の金額 ㉝	000		00
付加価値割	付加価値額総額 ㉞			
	付加価値額 ㉟	000		円 00
資本割	資本金等の額総額 ㊱			
	資本金等の額 ㊲	000		円 00
収入割	収入金額総額 ㊳			
	収入金額 ㊴	000		円 00
合計事業税額 ㉜＋㉟＋㊲＋㊴又は㉝＋㉟＋㊲＋㊴				㊵ 00

事業税の特定寄附金税額控除額	㊶		仮装経理に基づく事業税額の控除額	㊷	
差引事業税額 ㊵−㊶−㊷	㊸	00	既に納付の確定した当期分の事業税額	㊹	00
租税条約の実施に係る事業税額の控除額	㊺		この申告により納付すべき事業税額㊸−㊹−㊺	㊻	00
㊻の内訳 所得割	㊼	00	付加価値割	㊽	00
資本割	㊾	00	収入割	㊿	00
㊻のうち見込納付額	51		差引 ㊻−51	52	

（特別法人事業税）

摘要		課税標準	税率[/100]	税額
所得割に係る特別法人事業税額	53	兆 十億 百万 千 円 00		円 00
収入割に係る特別法人事業税額	54	00		00
合計特別法人事業税額（53＋54）			55	00

仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額	56	兆 十億 百万 千 円	差引特別法人事業税額55−56	57	00
既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額	58	00	租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額	59	
この申告により納付すべき特別法人事業税額 57−58−59	60	00	60のうち見込納付額	61	
差引 60−61	62				

所得金額の計算の内訳		
所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4の2付表)の(42))	63	
加算 損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得税額及び復興特別所得税額	64	
加算 損金の額又は個別帰属損金額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額	65	
減算 益金の額又は個別帰属益金額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額	66	
減算 外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額	67	
仮計 63＋64＋65−66−67	68	
繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額	69	
法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(52))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4の2付表)の(55))	70	
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	71	
還付請求 中間納付額	72	

(使途秘匿金税額等)法人税法の規定によって計算した法人税額	①	兆 十億 百万 千 円（）
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②	
還付法人税額等の控除額	③	
退職年金等積立金に係る法人税額	④	
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 ①＋②−③＋④	⑤	000
2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	⑥	000
法人税割額 (⑤又は⑥×/100)	⑦	
道府県民税の特定寄附金税額控除額	⑧	
税額控除超過額相当額の加算額	⑨	
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	⑩	
外国の法人税等の額の控除額	⑪	
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑫	
差引法人税割額 ⑦−⑧＋⑨−⑩−⑪−⑫	⑬	00
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑭	00
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑮	
この申告により納付すべき法人税割額 ⑬−⑭−⑮	⑯	00
均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数	⑰	月
円×⑰/12	⑱	兆 十億 百万 千 円 00
既に納付の確定した当期分の均等割額	⑲	00
この申告により納付すべき均等割額 ⑱−⑲	⑳	00
この申告により納付すべき道府県民税額 ⑯＋⑳	㉑	00
㉑のうち見込納付額	㉒	
差引 ㉑−㉒	㉓	
東京都に申告する場合の⑦の計算 特別区分の課税標準額	㉔	000
同上に対する税額 ㉔×/100	㉕	
市町村分の課税標準額	㉖	000
同上に対する税額 ㉖×/100	㉗	

法人税の期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額	兆 十億 百万 千 円			
法人税の当期の確定税額又は連結法人税個別帰属支払額				
決算確定の日	・　・			
解散の日	・　・			
残余財産の最後の分配又は引渡しの日	・　・			
申告期限の延長の処分(承認)の有無	事業税	有・無	法人税	有・無
法人税の申告書の種類	青色・その他			
この申告が中間申告の場合の計算期間	・　・ ・　・			
翌期の中間申告の要否	要・否	国外関連者の有無	有・無	
還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行　支店 口座番号(普通・当座)			

署
関与税理士名
（電話　）

第六号様式（提出用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）［別紙二］

（道府県民税）

※処理事項	発信年月日 通信日付印	確認	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分

受付印

令和　年　月　日　殿

法人番号	この申告の基礎	申告年月日
	法人税の令和　年　月　日の修正申告・更正・決定・再更正による。	年　月　日

所在地（本県が支店等の場合は本店所在地と併記）	（電話　　）	事業種目	
		期末現在の資本金の額又は出資金の額（解散日現在の資本金の額又は出資金の額）	兆　十億　百万　千　円（　　）
（ふりがな）法人名		同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの	非中小法人等
		期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	兆　十億　百万　千　円
（ふりがな）代表者氏名	（ふりがな）経理責任者氏名	期末現在の資本金等の額	

令和　年　月　日から令和　年　月　日までの事業年度分の道府県民税 事業税 特別法人事業税の申告書※

（事業税）

摘要		課税標準	税率（/100）	税額
所得割 所得金額総額（㊽−㊾）又は別表5㉟	㉘	兆　十億　百万　千　円		
所得割 年400万円以下の金額	㉙	000		円 00
所得割 年400万円を超え年800万円以下の金額	㉚	000		00
所得割 年800万円を超える金額	㉛	000		00
所得割 計　㉙＋㉚＋㉛	㉜	000		00
所得割 軽減税率不適用法人の金額	㉝	000		00
付加価値割 付加価値額総額	㉞			
付加価値割 付加価値額	㉟	000		円 00
資本割 資本金等の額総額	㊱			
資本割 資本金等の額	㊲	000		円 00
収入割 収入金額総額	㊳			
収入割 収入金額	㊴	000		円 00
合計事業税額　㉜＋㉟＋㊲＋㊴又は㉝＋㉟＋㊲＋㊴	㊵			00
事業税の特定寄附金税額控除額	㊶		仮装経理に基づく事業税額の控除額	㊷
差引事業税額　㊵−㊶−㊷	㊸	00	既に納付の確定した当期分の事業税額	㊹　00
租税条約の実施に係る事業税額の控除額	㊺		この申告により納付すべき事業税額㊸−㊹−㊺	㊻　00
㊻の内訳 所得割	㊼	00	付加価値割	㊽　00
㊻の内訳 資本割	㊾	00	収入割	㊿　00
㊻のうち見込納付額	(51)		差引　㊻−(51)	(52)

（特別法人事業税）

摘要		課税標準	税率（/100）	税額
所得割に係る特別法人事業税額	(53)	兆　十億　百万　千　円 00		円 00
収入割に係る特別法人事業税額	(54)	00		00
合計特別法人事業税額（(53)＋(54)）	(55)			00
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額	(56)	兆　十億　百万　千　円	差引特別法人事業税額(55)−(56)	(57)　00
既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額	(58)	00	租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額	(59)
この申告により納付すべき特別法人事業税額 (57)−(58)−(59)	(60)	00	(60)のうち見込納付額	(61)
差引　(60)−(61)	(62)			

所得金額の計算の内訳		
所得金額（法人税の明細書（別表4）の(34)）	(63)	
加算 損金の額に算入した所得税額及び復興特別所得税額	(64)	
加算 損金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額	(65)	
減算 益金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額	(66)	
減算 外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額	(67)	
仮計　(63)＋(64)＋(65)−(66)−(67)	(68)	
繰越欠損金額等若しくは災害損失欠損金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額	(69)	
法人税の所得金額（法人税の明細書（別表4）の(52)）	(70)	
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	(71)	
還付請求　中間納付額	(72)	

（使途秘匿金税額等）法人税法の規定によって計算した法人税額	①	兆　十億　百万　千　円（　　）
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②	
還付法人税額等の控除額	③	
退職年金等積立金に係る法人税額	④	
課税標準となる法人税額　①＋②−③＋④	⑤	000
2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額	⑥	000
法人税割額（⑤又は⑥×/100）	⑦	
道府県民税の特定寄附金税額控除額	⑧	
税額控除超過額相当額の加算額	⑨	
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額	⑩	
外国の法人税等の額の控除額	⑪	
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑫	
差引法人税割額　⑦−⑧＋⑨−⑩−⑪−⑫	⑬	00
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑭	00
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑮	
この申告により納付すべき法人税割額　⑬−⑭−⑮	⑯	00
均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数	⑰	月
均等割額 円×⑰/12	⑱	兆　十億　百万　千　円 00
均等割額 既に納付の確定した当期分の均等割額	⑲	00
均等割額 この申告により納付すべき均等割額　⑱−⑲	⑳	00
この申告により納付すべき道府県民税額　⑯＋⑳	㉑	00
㉑のうち見込納付額	㉒	
差引　㉑−㉒	㉓	
東京都に申告する場合の⑦の計算 特別区分の課税標準額	㉔	000
東京都に申告する場合の⑦の計算 同上に対する税額　㉔×/100	㉕	
東京都に申告する場合の⑦の計算 市町村分の課税標準額	㉖	000
東京都に申告する場合の⑦の計算 同上に対する税額　㉖×/100	㉗	

法人税の期末現在の資本金等の額	兆　十億　百万　千　円			
法人税の当期の確定税額				
決算確定の日	・　・			
解散の日	・　・			
残余財産の最後の分配又は引渡しの日	・　・			
申告期限の延長の処分（承認）の有無	事業税	有・無	法人税	有・無
法人税の申告書の種類	青色・その他			
この申告が中間申告の場合の計算期間	・　・　・　・			
翌期の中間申告の要否	要・否	国外関連者の有無	有・無	
還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行　支店　口座番号（普通・当座）			

関与税理士	署 名	（電話　　）

第六号様式（入力用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）［別紙三］

1 整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分 24
		A		

法人番号 25–37	申告基礎	00	38 申告年月日 43 年 月 日

12 B

86 期末現在の資本金の額又は出資金の額（解散日現在の資本金の額又は出資金の額）	
87 期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	
88 期末現在の資本金等の額	
56 予備	
85 使途秘匿金税額等	
01	
02	
03	
04	
05	000
06	000
07	
08	
09	
10	
11	
12	
13	00
14	00
15	
16	00
17	
18	00
19	00
20	00
21	00
22	
23	
24	000
25	
26	000
27	

事業年度又は連結事業年度 44 49 50 55

12 B

28	
29	000
30	000
31	000
32	000
33	000
34	
35	000
36	
37	000
38	
39	000

12 B

75	00
76	00
77	00
78	00
79	00
80	00
81	00
82	00
40	00
42	
44	00
46	00
48	00
50	00
52	
83	00
84	00
55	00
57	00
59	
61	
63	
64	
65	
66	
67	
68	
69	
70	
71	
72	

41	
43	00
45	
47	00
49	00
51	

53	00
54	00

56	
58	00
60	00
62	

12 B

			分割基準	分割県数
		89		
住民税	総数	90		
	本県分	91		
	東京都市町村分	92		
事業税 1	総数	93		
	本県分	94		
事業税 2	総数	95		
	本県分	96		
事業税 3	総数	97		
	本県分	98		

73 法人税の繰戻しがある場合の繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額	
74 収入金額課税された事業に係る所得金額又は個別所得金額	

売上高	総数	99	
	軌道又は鉄道	100	

第六号様式（入力用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）［別紙四］

1 整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分 24
		A		

法人番号	申告基礎	38 申告年月日 43
25 37	00	年 月 日

12 B

期末現在の資本金の額又は出資金の額（解散日現在の資本金の額又は出資金の額）	86
期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	87
期末現在の資本金等の額	88

事業年度 44 49 50 55

12 B

予備 56	69
使途秘匿金税額等	85
01	
02	
03	
04	
05	000
06	000
07	
08	
09	
10	
11	
12	
13	00
14	00
15	
16	00
17	
18	00
19	00
20	00
21	00
22	
23	
24	000
25	
26	000
27	

12 B

28	
29	000
30	000
31	000
32	000
33	000
34	
35	000
36	
37	000
38	
39	000

12 B

75	00
76	00
77	00
78	00
79	00
80	00
81	00
82	00
40	00
42	
44	00
46	00
48	00
50	00
52	
83	00
84	00
55	00
57	00
59	
61	
63	
64	
65	
66	
67	
68	
69	
70	
71	
72	

41	
43	00
45	
47	00
49	00
51	

53	00
54	00

56	
58	00
60	00
62	

12 B

		89	分割基準 分割県数
住民税	総数	90	
	本県分	91	
	東京都市町村分	92	
事業税 1	総数	93	
	本県分	94	
事業税 2	総数	95	
	本県分	96	
事業税 3	総数	97	
	本県分	98	

法人税の繰戻しがある場合の繰越欠損金額	73
収入金額課税された事業に係る所得金額	74

売上高	総数	99
	軌道又は鉄道	100

第六号様式（その2）（提出用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）［別紙五］

※処理事項	発信年月日 通信日付印	確認	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分

受付印

令和　年　月　日　殿

法人番号	この申告の基礎	申告年月日
	法人税の令和　年　月　日の修正申告・更正・決定・再更正による。	年　月　日

所在地（本店が支店等の場合は本店所在地と併記）	（電話　）	事業種目	
		期末現在の資本金の額又は出資金の額（解散日現在の資本金の額又は出資金の額）	兆　十億　百万　千　円（　）
（ふりがな）法人名		同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの	非中小法人等
		期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	兆　十億　百万　千　円
（ふりがな）代表者氏名	（ふりがな）経理責任者氏名	期末現在の資本金等の額	

令和　年　月　日から令和　年　月　日までの　事業年度分又は連結事業年度分　の　道府県民税 事業税 特別法人事業税　の　申告書※

（事業税）

摘要				課税標準	税率(/100)	税額
法第七十二条の二第一項 第一号に掲げる事業	所得割	所得金額総額 別表5㊱	㉘			
		年400万円以下の金額	㉙	000		00
		年400万円を超え年800万円以下の金額	㉚	000		00
		年800万円を超える金額	㉛	000		00
		計 ㉙＋㉚＋㉛	㉜	000		00
		軽減税率不適用法人の金額	㉝	000		00
	付加価値割	付加価値額総額	㉞			
		付加価値額	㉟	000		00
	資本割	資本金等の額総額	㊱			
		資本金等の額	㊲	000		00
法第七十二条の二第一項 第二号に掲げる事業	収入割	収入金額総額	㊳			
		収入金額	㊴	000		00
法第七十二条の二第一項 第三号に掲げる事業	所得割	所得金額総額 別表5㊱	㊵			
		所得金額	㊶	000		00
	付加価値割	付加価値額総額	㊷			
		付加価値額	㊸	000		00
	資本割	資本金等の額総額	㊹			
		資本金等の額	㊺	000		00
	収入割	収入金額総額	㊻			
		収入金額	㊼	000		00

合計事業税額（㉜又は㉝）＋㉟＋㊲＋㊴＋㊶＋㊸＋㊺＋㊼	㊽				00
事業税の特定寄附金税額控除額	㊾		仮装経理に基づく事業税額の控除額	㊿	
差引事業税額 ㊽－㊾－㊿	(51)	00	既に納付の確定した当期分の事業税額	(52)	00
租税条約の実施に係る事業税額の控除額	(53)		この申告により納付すべき事業税額(51)－(52)－(53)	(54)	00

㊹の内訳

法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業					
所得割	(55)	00	付加価値割	(56)	00
資本割	(57)	00	収入割	(58)	00
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業					
所得割	(59)	00	付加価値割	(60)	00
資本割	(61)	00	収入割	(62)	00

㊹のうち見込納付額	(63)		差引 ㊹－(63)	(64)

（特別法人事業税）

摘要		課税標準	税率(/100)	税額
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額	(65)	00		00
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額	(66)	00		00
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額	(67)	00		00

合計特別法人事業税額 (65)＋(66)＋(67)	(68)			00
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額	(69)		差引特別法人事業税額 (68)－(69)	(70) 00
既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額	(71)	00	租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額	(72)
この申告により納付すべき特別法人事業税額 (70)－(71)－(72)	(73)	00	(73)のうち見込納付額	(74)
差引 (73)－(74)	(75)			

（道府県民税）

（使途秘匿金税額等）法人税法の規定によって計算した法人税額	①	兆　十億　百万　千　円（　）
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②	
還付法人税額等の控除額	③	
退職年金等積立金に係る法人税額	④	
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 ①＋②－③＋④	⑤	000
2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	⑥	000
法人税割額 (⑤又は⑥×/100)	⑦	
道府県民税の特定寄附金税額控除額	⑧	
税額控除超過額相当額の加算額	⑨	
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	⑩	
外国の法人税等の額の控除額	⑪	
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑫	
差引法人税割額 ⑦－⑧＋⑨－⑩－⑪－⑫	⑬	00
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑭	00
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑮	
この申告により納付すべき法人税割額 ⑬－⑭－⑮	⑯	00
均等割額：算定期間中において事務所等を有していた月数	⑰	月
円×⑰/12	⑱	00
均等割額：既に納付の確定した当期分の均等割額	⑲	00
均等割額：この申告により納付すべき均等割額 ⑱－⑲	⑳	00
この申告により納付すべき道府県民税額 ⑯＋⑳	㉑	00
㉑のうち見込納付額	㉒	
差引 ㉑－㉒	㉓	
東京都に申告する場合の⑦の計算：特別区分の課税標準額	㉔	000
同上に対する税額 ㉔×/100	㉕	
市町村分の課税標準額	㉖	000
同上に対する税額 ㉖×/100	㉗	
法人税の所得金額（法人税の明細書（別表4）の(52)）又は個別所得金額（法人税の明細書（別表4の2付表）の(55)）	㊻	
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	㊼	
還付請求：中間納付額	㊽	
還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行　支店 口座番号（普通・当座）	
法人税の期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額		兆　十億　百万　千　円
法人税の当期の確定税額又は連結法人税個別帰属支払額		

決算確定の日	・　・	解散の日	・　・
残余財産の最後の分配又は引渡しの日	・　・		
申告期限の延長の処分（承認）の有無	事業税 有・無	法人税	有・無
法人税の申告書の種類	青色・その他	この申告が中間申告の場合の計算期間	・　・　・　・
翌期の中間申告の要否	要・否	国外関連者の有無	有・無

関与税理士　署　名　（電話　）

第六号様式（その2）（提出用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）［別紙六］

（道府県民税）

※処理事項	発信年月日 通信日付印	確認	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分

受付印

令和　年　月　日　殿

法人番号	この申告の基礎	申告年月日
	法人税の令和　年　月　日の修正申告・更正・決定・再更正による。	年　月　日

所在地（本県が支店等の場合は本店所在地と併記）	（電話　）	事業種目	
		期末現在の資本金の額又は出資金の額（解散日現在の資本金の額又は出資金の額）	兆　十億　百万　千　円（　）
（ふりがな）法人名		同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの	非中小法人等
		期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	兆　十億　百万　千　円
（ふりがな）代表者氏名	（ふりがな）経理責任者氏名	期末現在の資本金等の額	

令和　年　月　日から令和　年　月　日までの事業年度分の道府県民税 事業税 特別法人事業税の申告書※

（事業税）

摘要			課税標準	税率(/100)	税額
法第七十二条の二第一項 第一号に掲げる事業 所得割	所得金額総額 別表5㉟	㉘			
	年400万円以下の金額	㉙	000		00
	年400万円を超え年800万円以下の金額	㉚	000		00
	年800万円を超える金額	㉛	000		00
	計 ㉙＋㉚＋㉛	㉜	000		00
	軽減税率不適用法人の金額	㉝	000		00
付加価値割	付加価値額総額	㉞			
	付加価値額	㉟	000		00
資本割	資本金等の額総額	㊱			
	資本金等の額	㊲	000		00
法第七十二条の二第一項 第二号に掲げる事業 収入割	収入金額総額	㊳			
	収入金額	㊴	000		00
法第七十二条の二第一項 第三号に掲げる事業 所得割	所得金額総額 別表5㉟	㊵			
	所得金額	㊶	000		00
付加価値割	付加価値額総額	㊷			
	付加価値額	㊸	000		00
資本割	資本金等の額総額	㊹			
	資本金等の額	㊺	000		00
収入割	収入金額総額	㊻			
	収入金額	㊼	000		00
合計事業税額（㉜又は㉝）＋㉟＋㊲＋㊴＋㊶＋㊸＋㊺＋㊼		㊽			00
事業税の特定寄附金税額控除額		㊾		仮装経理に基づく事業税額の控除額	㊿
差引事業税額 ㊽－㊾－㊿		(51)	00	既に納付の確定した当期分の事業税額	(52) 00
租税条約の実施に係る事業税額の控除額		(53)		この申告により納付すべき事業税額(51)－(52)－(53)	(54) 00

㊹の内訳					
法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業					
所得割	(55)	00	付加価値割	(56)	00
資本割	(57)	00	収入割	(58)	00
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業					
所得割	(59)	00	付加価値割	(60)	00
資本割	(61)	00	収入割	(62)	00
(54)のうち見込納付額	(63)		差引 (54)－(63)	(64)	

（特別法人事業税）

摘要		課税標準	税率(/100)	税額
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額	(65)	00		00
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額	(66)	00		00
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額	(67)	00		00
合計特別法人事業税額 (65)＋(66)＋(67)	(68)			00
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額	(69)		差引特別法人事業税額 (68)－(69)	(70) 00
既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額	(71)	00	租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額	(72)
この申告により納付すべき特別法人事業税額 (70)－(71)－(72)	(73)	00	(73)のうち見込納付額	(74)
差引 (73)－(74)	(75)			

（使途秘匿金税額等）法人税法の規定によって計算した法人税額	①	（　）
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②	
還付法人税額等の控除額	③	
退職年金等積立金に係る法人税額	④	
課税標準となる法人税額 ①＋②－③＋④	⑤	000
2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額	⑥	000
法人税割額 (⑤又は⑥×/100)	⑦	
道府県民税の特定寄附金税額控除額	⑧	
税額控除超過額相当額の加算額	⑨	
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額	⑩	
外国の法人税等の額の控除額	⑪	
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑫	
差引法人税割額 ⑦－⑧＋⑨－⑩－⑪－⑫	⑬	00
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑭	00
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑮	
この申告により納付すべき法人税割額 ⑬－⑭－⑮	⑯	00
均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数	⑰	月
円×⑰/12	⑱	00
既に納付の確定した当期分の均等割額	⑲	00
この申告により納付すべき均等割額 ⑱－⑲	⑳	00
この申告により納付すべき道府県民税額 ⑯＋⑳	㉑	00
㉑のうち見込納付額	㉒	
差引 ㉑－㉒	㉓	
東京都に申告する場合の⑦の計算 特別区分の課税標準額	㉔	000
同上に対する税額 ㉔×/100	㉕	
市町村分の課税標準額	㉖	000
同上に対する税額 ㉖×/100	㉗	
法人税の所得金額（法人税の明細書（別表4）の(52)）	㊻	
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	㊼	
還付請求 中間納付額	㊽	
還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行　支店 口座番号（普通・当座）	
法人税の期末現在の資本金等の額		兆　十億　百万　千　円
法人税の当期の確定税額		

決算確定の日	・　・	解散の日	・　・
残余財産の最後の分配又は引渡しの日	・　・		
申告期限の延長の処分（承認）の有無	事業税 有・無	法人税	有・無
法人税の申告書の種類	青色・その他	この申告が中間申告の場合の計算期間	・　・　・　・
翌期の中間申告の要否	要・否	国外関連者の有無	有・無

関与税理士　署名

（電話　）

第六号様式（その2）（入力用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）［別紙七］

整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
		A		

法人番号

申告基礎 00

申告年月日 年 月 日

100	分割基準	分割県数
住民税 総数	101	
住民税 本県分	102	
住民税 東京都市町村分	103	
事業税 1 総数	104	
事業税 1 本県分	105	
事業税 2 総数	106	
事業税 2 本県分	107	
事業税 3 総数	108	
事業税 3 本県分	109	

97	期末現在の資本金の額又は出資金の額（解散日現在の資本金の額又は出資金の額）
98	期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額
99	期末現在の資本金等の額
56	予備
96	使途秘匿金税額等

事業年度又は連結事業年度

28	
29	000
30	000
31	000
32	000
33	000
34	
35	000
36	
37	000
38	
39	000
40	
41	000
42	
43	000
44	
45	000
46	
47	000

81	00
82	00
83	00
84	00
85	00
86	00
87	00
88	00
89	00
90	00
91	00
92	00
48	00
50	
52	00
54	00

49	
51	00
53	
55	00
57	00
59	00
61	00
63	
65	00
66	00
67	00
69	
71	00
73	00
75	00

56	00
58	00
60	00
62	00
64	
93	00
94	00
95	00
68	00
70	00
72	
74	

01	
02	
03	
04	
05	000
06	000
07	
08	
09	
10	
11	
12	
13	00
14	00
15	
16	00
17	
18	00
19	00
20	00
21	00
22	
23	
24	000
25	
26	000
27	
76	
77	
78	

79	法人税の繰戻しがある場合の繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額
80	収入金額課税された事業に係る所得金額又は個別所得金額

売上高	総数	110	
売上高	軌道又は鉄道	111	

第六号様式（その2）（入力用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）［別紙八］

1 整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分 24
		A		

法人番号	申告基礎	申告年月日 38–43
25–37	00	年 月 日

12 B

		分割基準	分割県数
	100		
住民税 総数	101		
住民税 本県分	102		
住民税 東京都市町村分	103		
事業税 1 総数	104		
事業税 1 本県分	105		
事業税 2 総数	106		
事業税 2 本県分	107		
事業税 3 総数	108		
事業税 3 本県分	109		

12 B

期末現在の資本金の額又は出資金の額（解散日現在の資本金の額又は出資金の額）	97
期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	98
期末現在の資本金等の額	99
予備 56–69	

事業年度 44 49 50 55

12 B

28	
29	000
30	000
31	000
32	000
33	000
34	
35	000
36	
37	000
38	
39	000
40	
41	000
42	
43	000
44	
45	000
46	
47	000

12 B

81	00
82	00
83	00
84	00
85	00
86	00
87	00
88	00
89	00
90	00
91	00
92	00
48	00
50	
52	00
54	00
56	00
58	00
60	00
62	00
64	
93	00
94	00
95	00
68	00
70	00
72	
74	

12 B 使途秘匿金税額等

96	
01	
02	
03	
04	
05	000
06	000
07	
08	
09	
10	
11	
12	
13	00
14	00
15	
16	00
17	
18	00
19	00
20	00
21	00
22	
23	
24	000
25	
26	000
27	
76	
77	
78	

49	
51	00
53	
55	00
57	00
59	00
61	00
63	
65	00
66	00
67	00
69	
71	00
73	00
75	00

法人税の繰戻しがある場合の繰越欠損金額	79
収入金額課税された事業に係る所得金額	80

売上高	総数	110	
売上高	軌道又は鉄道	111	

第六号様式（その3）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）［別紙九］

※処理事項	発信年月日 通信日付印	確認	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分

受付印

令和　年　月　日　殿

法人番号	この申告の基礎	申告年月日
	法人税の令和　年　月　日の修正申告・更正・決定・再更正による。	年　月　日

所在地（本県が支店等の場合は本店所在地と併記）	（電話　　）	事業種目	
		期末現在の資本金の額又は出資金の額（解散日現在の資本金の額又は出資金の額）	兆　十億　百万　千　円（　　）
（ふりがな）法人名		同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの	非中小法人等
		期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	兆　十億　百万　千　円
（ふりがな）代表者氏名	（ふりがな）経理責任者氏名	期末現在の資本金等の額	

令和　年　月　日から令和　年　月　日までの 事業年度分又は連結事業年度分 の 道府県民税 事業税 特別法人事業税 の 申告書※

（事業税）

摘要			課税標準	税率(100/100)	税額
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業					
所得割	所得金額総額 別表5㊱	㉘	兆 十億 百万 千 円		
	年400万円以下の金額	㉙	000		円 00
	年400万円を超え年800万円以下の金額	㉚	000		00
	年800万円を超える金額	㉛	000		00
	計 ㉙＋㉚＋㉛	㉜	000		00
	軽減税率不適用法人の金額	㉝	000		00
付加価値割	付加価値額総額	㉞			
	付加価値額	㉟	000		円 00
資本割	資本金等の額総額	㊱			
	資本金等の額	㊲	000		円 00
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業					
収入割	収入金額総額	㊳	兆 十億 百万 千 円		
	収入金額	㊴	000		円 00
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業					
所得割	所得金額総額 別表5㊱	㊵	兆 十億 百万 千 円		
	所得金額	㊶	000		円 00
付加価値割	付加価値額総額	㊷			
	付加価値額	㊸	000		円 00
資本割	資本金等の額総額	㊹			
	資本金等の額	㊺	000		円 00
収入割	収入金額総額	㊻			
	収入金額	㊼	000		円 00
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業					
付加価値割	付加価値額総額	㊽	兆 十億 百万 千 円		
	付加価値額	㊾	000		円 00
資本割	資本金等の額総額	㊿			
	資本金等の額	(51)	000		円 00
収入割	収入金額総額	(52)			
	収入金額	(53)	000		円 00

合計事業税額(㉜又は㉝)＋㉟＋㊲＋㊴＋㊶＋㊸＋㊺＋㊼＋㊾＋(51)＋(53)	(54)		00
事業税の特定寄附金税額控除額	(55)	仮装経理に基づく事業税額の控除額	(56)
差引事業税額 (54)－(55)－(56)	(57)	既に納付の確定した当期分の事業税額	(58) 00
租税条約の実施に係る事業税額の控除額	(59)	この申告により納付すべき事業税額(57)－(58)－(59)	(60) 00
法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(52))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4の2付表)の(55))	(61)		
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	(62)		
還付請求	中間納付額	(63)	

（道府県民税）

(使途秘匿金税額等)法人税法の規定によって計算した法人税額	①	兆 十億 百万 千 円（　　）
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②	
還付法人税額等の控除額	③	
退職年金等積立金に係る法人税額	④	
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 ①＋②－③＋④	⑤	000
2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	⑥	000
法人税割額 (⑤又は⑥×100/100)	⑦	
道府県民税の特定寄附金税額控除額	⑧	
税額控除超過額相当額の加算額	⑨	
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	⑩	
外国の法人税等の額の控除額	⑪	
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑫	
差引法人税割額 ⑦－⑧＋⑨－⑩－⑪－⑫	⑬	00
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑭	00
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑮	
この申告により納付すべき法人税割額 ⑬－⑭－⑮	⑯	00
均等割額：算定期間中において事務所等を有していた月数	⑰	月
均等割額：円×⑰/12	⑱	円 00
均等割額：既に納付の確定した当期分の均等割額	⑲	00
均等割額：この申告により納付すべき均等割額 ⑱－⑲	⑳	00
この申告により納付すべき道府県民税額 ⑯＋⑳	㉑	00
㉑のうち見込納付額	㉒	
差引 ㉑－㉒	㉓	
東京都に申告する場合の⑦の計算：特別区分の課税標準額	㉔	000
同上に対する税額 ㉔×100/100	㉕	
市町村分の課税標準額	㉖	000
同上に対する税額 ㉖×100/100	㉗	

法人税の期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額	兆 十億 百万 千 円		
法人税の当期の確定税額又は連結法人税個別帰属支払額			
決算確定の日	・　・		
解散の日	・　・		
残余財産の最後の分配又は引渡しの日	・　・		
申告期限の延長の処分(承認)の有無	事業税 有・無	法人税 有・無	
法人税の申告書の種類	青色・その他		
この申告が中間申告の場合の計算期間	・　・ ・　・		
翌期の中間申告の要否	要・否	国外関連者の有無	有・無
還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行　支店 口座番号(普通・当座)		

署　関与税理士名　（電話　　）

第六号様式（その3）次葉（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

（特別法人事業税）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

（事業税）

法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業															
⑥⓪の内訳	所得割	⑥④	兆 十億 百万 千 円 00	付加価値割	⑥⑤	兆 十億 百万 千 円 00	法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の基準法人所得割額	⑦⑦	兆 十億 百万 千 円 00
	資本割	⑥⑥	00	収入割	⑥⑦	00	同上に対する特別法人事業税額（⑦⑦×　／100）	⑦⑧	00
	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業						法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の基準法人収入割額	⑦⑨	00
	所得割	⑥⑧	兆 十億 百万 千 円 00	付加価値割	⑥⑨	兆 十億 百万 千 円 00	同上に対する特別法人事業税額（⑦⑨×　／100）	⑧⓪	00
	資本割	⑦⓪	00	収入割	⑦①	00	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の基準法人収入割額	⑧①	00
	法第72条の2第1項第4号に掲げる事業						同上に対する特別法人事業税額（⑧①×　／100）	⑧②	00
				付加価値割	⑦②	兆 十億 百万 千 円 00	法第72条の2第1項第4号に掲げる事業の基準法人収入割額	⑧③	00
	資本割	⑦③	兆 十億 百万 千 円 00	収入割	⑦④	00	同上に対する特別法人事業税額（⑧③×　／100）	⑧④	00
⑥⓪のうち見込納付額		⑦⑤		差引 ⑥⓪－⑦⑤	⑦⑥		合計特別法人事業税額（⑦⑧＋⑧⓪＋⑧②＋⑧④）	⑧⑤	00
							仮装経理に基づく特別法人事業税の控除額	⑧⑥	
							差引特別法人事業税額 ⑧⑤－⑧⑥	⑧⑦	00
							既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額	⑧⑧	00
							租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額	⑧⑨	
							この申告により納付すべき特別法人事業税額　⑧⑦－⑧⑧－⑧⑨	⑨⓪	00
							⑨⓪のうち見込納付額	⑨①	
							差引　⑨⓪－⑨①	⑨②	

第六号様式（その3）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）〔別紙十〕

※処理事項	発信年月日 / 通信日付印	確認	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分

受付印

令和　年　月　日　殿	法人番号	この申告の基礎：法人税の令和　年　月　日の修正申告・更正・決定・再更正による。	申告年月日　年　月　日

所在地（本県が支店等の場合は本店所在地と併記）	（電話　　　）	事業種目	
		期末現在の資本金の額又は出資金の額（解散日現在の資本金の額又は出資金の額）	兆　十億　百万　千　円 （　　）
（ふりがな）法人名		同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの	非中小法人等
（ふりがな）代表者氏名	（ふりがな）経理責任者氏名	期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	兆　十億　百万　千　円
		期末現在の資本金等の額	

令和　年　月　日から令和　年　月　日までの事業年度分の 道府県民税 事業税 特別法人事業税 の　申告書※

（事業税）

摘要			課税標準	税率（/100）	税額
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業					
所得割	所得金額総額 別表5㉟	㉘	兆 十億 百万 千 円		
	年400万円以下の金額	㉙	000		兆 十億 百万 千 円 00
	年400万円を超え年800万円以下の金額	㉚	000		00
	年800万円を超える金額	㉛	000		00
	計　㉙＋㉚＋㉛	㉜	000		00
	軽減税率不適用法人の金額	㉝	000		00
付加価値割	付加価値額総額	㉞			
	付加価値額	㉟	000		兆 十億 百万 千 円 00
資本割	資本金等の額総額	㊱			
	資本金等の額	㊲	000		兆 十億 百万 千 円 00
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業					
収入割	収入金額総額	㊳	兆 十億 百万 千 円		
	収入金額	㊴	000		兆 十億 百万 千 円 00
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業					
所得割	所得金額総額 別表5㉟	㊵	兆 十億 百万 千 円		
	所得金額	㊶	000		兆 十億 百万 千 円 00
付加価値割	付加価値額総額	㊷			
	付加価値額	㊸	000		兆 十億 百万 千 円 00
資本割	資本金等の額総額	㊹			
	資本金等の額	㊺	000		兆 十億 百万 千 円 00
収入割	収入金額総額	㊻			
	収入金額	㊼	000		兆 十億 百万 千 円 00
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業					
付加価値割	付加価値額総額	㊽	兆 十億 百万 千 円		
	付加価値額	㊾	000		兆 十億 百万 千 円 00
資本割	資本金等の額総額	㊿			
	資本金等の額	51	000		兆 十億 百万 千 円 00
収入割	収入金額総額	52			
	収入金額	53	000		兆 十億 百万 千 円 00

合計事業税額（㉜又は㉝）＋㉟＋㊲＋㊴＋㊶＋㊸＋㊺＋㊼＋㊾＋51＋53				54	00
事業税の特定寄附金税額控除額	55		仮装経理に基づく事業税額の控除額	56	
差引事業税額 54－55－56	57	00	既に納付の確定した当期分の事業税額	58	00
租税条約の実施に係る事業税額の控除額	59		この申告により納付すべき事業税額57－58－59	60	00
法人税の所得金額（法人税の明細書（別表4）の（52））				61	
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額				62	
還付請求	中間納付額			63	

（道府県民税）

（使途秘匿金税額等）法人税法の規定によって計算した法人税額		①	兆 十億 百万 千 円 （　）
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額		②	
還付法人税額等の控除額		③	
退職年金等積立金に係る法人税額		④	
課税標準となる法人税額 ①＋②－③＋④		⑤	000
2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額		⑥	000
法人税割額（⑤又は⑥×/100）		⑦	
道府県民税の特定寄附金税額控除額		⑧	
税額控除超過額相当額の加算額		⑨	
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額		⑩	
外国の法人税等の額の控除額		⑪	
仮装経理に基づく法人税割額の控除額		⑫	
差引法人税割額 ⑦－⑧＋⑨－⑩－⑪－⑫		⑬	00
既に納付の確定した当期分の法人税割額		⑭	00
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額		⑮	
この申告により納付すべき法人税割額 ⑬－⑭－⑮		⑯	00
均等割額	算定期間中において事務所等を有していた月数	⑰	月
	円×⑰/12	⑱	兆 十億 百万 千 円 00
	既に納付の確定した当期分の均等割額	⑲	00
	この申告により納付すべき均等割額 ⑱－⑲	⑳	00
この申告により納付すべき道府県民税額 ⑯＋⑳		㉑	00
㉑のうち見込納付額		㉒	
差引 ㉑－㉒		㉓	
東京都に申告する場合の⑦の計算	特別区分の課税標準額	㉔	000
	同上に対する税額 ㉔×/100	㉕	
	市町村分の課税標準額	㉖	000
	同上に対する税額 ㉖×/100	㉗	
法人税の期末現在の資本金等の額			兆 十億 百万 千 円
法人税の当期の確定税額			
決算確定の日			・　・
解散の日			・　・
残余財産の最後の分配又は引渡しの日			・　・
申告期限の延長の処分（承認）の有無			事業税　有・無　法人税　有・無
法人税の申告書の種類			青色・その他
この申告が中間申告の場合の計算期間			・　・ ／ ・　・
翌期の中間申告の要否	要・否		国外関連者の有無　有・無
還付を受けようとする金融機関及び支払方法			銀行　支店　口座番号（普通・当座）

関与税理士署名

（電話　　）

第六号様式（その3）次葉（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

（特別法人事業税）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

（事業税）

法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業									
㊿の内訳	所得割	㊹	兆 十億 百万 千 円 00	付加価値割	㊺	兆 十億 百万 千 円 00	法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の基準法人所得割額	㊼	兆 十億 百万 千 円 00
	資本割	㊻	00	収入割	㊼	00	同上に対する特別法人事業税額（㊼×　／100）	㊽	00
							法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の基準法人収入割額	㊾	00
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業							同上に対する特別法人事業税額（㊾×　／100）	㊿	00
	所得割	㊽	兆 十億 百万 千 円 00	付加価値割	㊾	兆 十億 百万 千 円 00	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の基準法人収入割額	(81)	00
	資本割	㊿	00	収入割	(71)	00	同上に対する特別法人事業税額（(81)×　／100）	(82)	00
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業							法第72条の2第1項第4号に掲げる事業の基準法人収入割額	(83)	00
				付加価値割	(72)	兆 十億 百万 千 円 00	同上に対する特別法人事業税額（(83)×　／100）	(84)	00
	資本割	(73)	兆 十億 百万 千 円 00	収入割	(74)	00	合計特別法人事業税額（(78)＋(80)＋(82)＋(84)）	(85)	00
㊿のうち見込納付額		(75)		差引 ㊿－(75)	(76)		仮装経理に基づく特別法人事業税の控除額	(86)	
							差引特別法人事業税額 (85)－(86)	(87)	00
							既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額	(88)	00
							租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額	(89)	
							この申告により納付すべき特別法人事業税額　(87)－(88)－(89)	(90)	00
							(90)のうち見込納付額	(91)	
							差引　(90)－(91)	(92)	

第六号様式別表一の三（提出用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第三条・第十条の二関係）［別紙十二］

※処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分

法人名		法人番号						
		連結事業年度又は事業年度	令和	年	月	日から
			令和	年	月	日まで

課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額に関する計算書

		兆	十億	百万	千	円
（個別帰属特別控除取戻税額等又は特別控除取戻税額等） 法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額	①	（				）
試験研究費の額等に係る連結法人税額の特別控除額に係る個別帰属額又は試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②					
差引個別帰属法人税額（（①＋②）と（①の括弧書）のうちいずれか多い額）又は差引法人税額（①＋②）	③					
控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額	④					
控除対象個別帰属還付税額及び控除対象還付法人税額の控除額	⑤					
退職年金等積立金に係る法人税額	⑥					
課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額 ③－④－⑤＋⑥	⑦					

当期に発生した控除対象個別帰属税額 （①の括弧書）－（①＋②）	⑧					

法人税における連結納税の承認の有無	⑨	有（連結法人）・無（連結法人以外の法人）
連結親法人・子法人の区分	⑩	連結親法人・連結子法人
連結親法人の区分	⑪	普通法人・協同組合等・特定医療法人
連結子法人の区分	⑫	特定連結子法人・非特定連結子法人
法人税の申告区分	⑬	連結申告・単体申告

連結親法人の本店所在地及び電話番号	〒 （電話　　）
（ふりがな） 連結親法人の名称及び法人番号	（法人番号）

第六号様式別表一の三（提出用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第三条・第十条の二関係）［別紙十二］

※処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分

法人名		法人番号							
		事業年度	令和	年	月	日から
			令和	年	月	日まで

連結法人であった法人の課税標準となる法人税額に関する計算書

		兆 十億 百万 千 円
（特別控除取戻税額等） 法人税法の規定によって計算した法人税額	①	（ ）
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②	
差引法人税額 （①＋②）	③	
控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額	④	
控除対象個別帰属還付税額及び控除対象還付法人税額の控除額	⑤	
退職年金等積立金に係る法人税額	⑥	
課税標準となる法人税額 ③－④－⑤＋⑥	⑦	

第六号様式別表一の三（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第十条の二関係）［別紙十三］

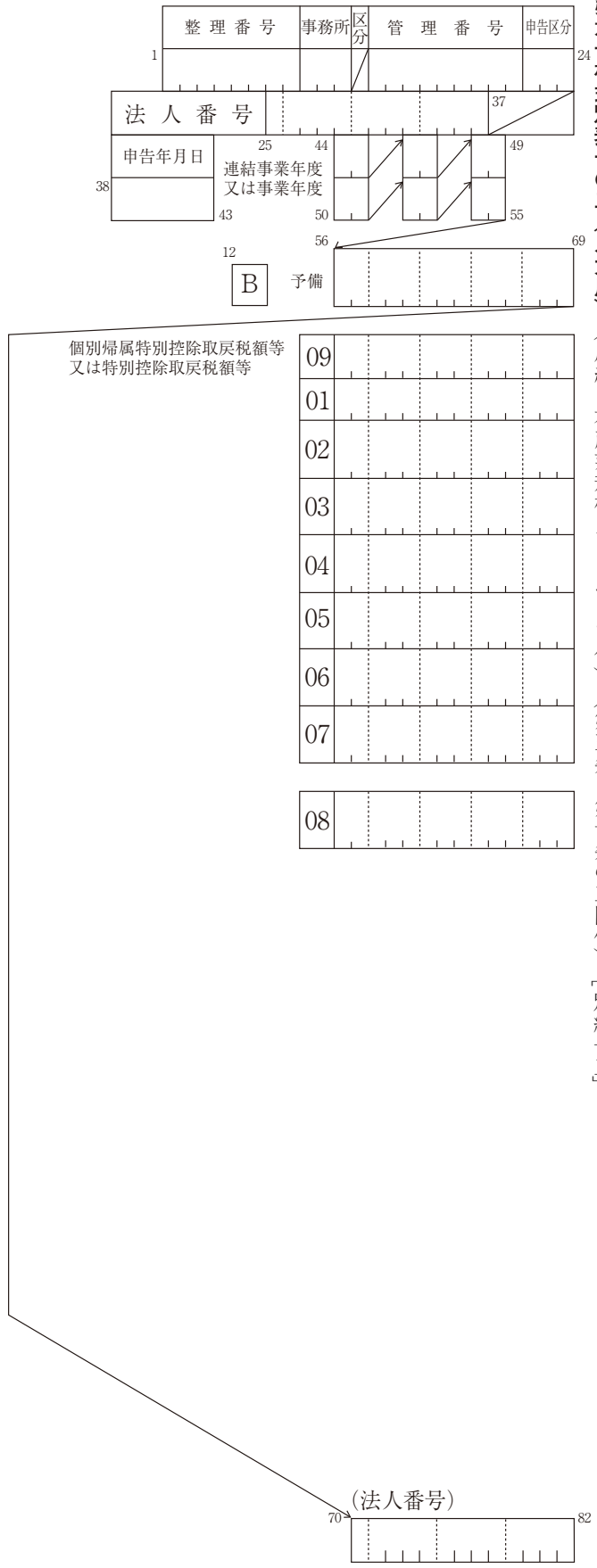

第六号様式別表一の三（入力用）

（用紙日本産業規格A4・セピア色）　（第三条・第十条の二関係）［別紙十四］

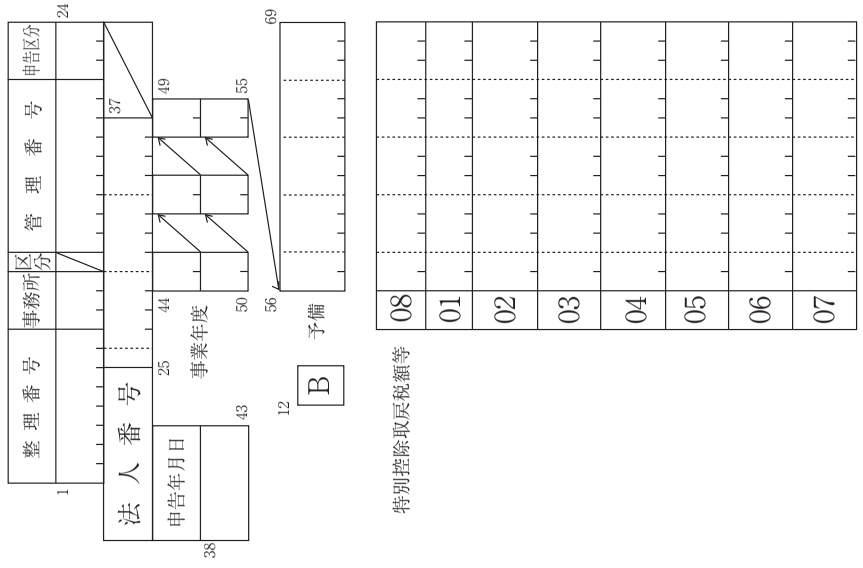

特別控除取戻税額等
08
01
02
03
04
05
06
07

第六号様式別表二の五（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）［別紙十五］

控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額の控除明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

事業年度又は連結事業年度	控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額 ①	既に控除を受けた額 ②	控除未済額 ①－② ③	当期控除額 ④	翌期繰越額 ⑤
・　・ ・　・	円	円	円	円	
・　・ ・　・					円
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
当　期　分					
計		円		円	

第六号様式別表二の五（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）［別紙十六］

控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額の控除明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

事業年度又は連結事業年度	控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額 ①	既に控除を受けた額 ②	控除未済額 ①－② ③	当期控除額 ④	翌期繰越額 ⑤
・　・ ・　・	円	円	円	円	
・　・ ・　・					円
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
計					
当期分					
同上のうち 中間期間において生じた控除対象還付法人税額					
同上のうち 上記以外					
合計		円		円	

第六号様式別表二の六（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）［別紙十七］

控除対象還付対象欠損調整額の控除明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

事業年度	還付対象欠損金額 ①	控除対象還付対象欠損調整額（①×23.2／100又は①×19／100） ②	既に控除を受けた額 ③	控除未済額 ②－③ ④	当期控除額 ⑤	翌期繰越額 ⑥
・　・ ・　・	円	円	円	円	円	
・　・ ・　・						円
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
当期分						
計			円		円	

第六号様式別表二の六（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）［別紙十八］

控除対象還付対象欠損調整額の控除明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

事業年度	還付対象欠損金額 ①	控除対象還付対象欠損調整額（①×23.2／100又は①×19／100） ②	既に控除を受けた額 ③	控除未済額 ②－③ ④	当期控除額 ⑤	翌期繰越額 ⑥
・　・ ・　・	円	円	円	円	円	
・　・ ・　・						円
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
計						
当期分						
同上のうち 中間期間において生じた還付対象欠損金額						
同上のうち 上記以外						
合計			円		円	

第六号様式別表二の七（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）［別紙十九］

控除対象個別帰属調整額の控除明細書

連結事業年度又は事業年度	・　・ ・　・	法人名	

事業年度又は連結事業年度	連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額 ①	控除対象個別帰属調整額（①×23.2／100又は①×20／100） ②	既に控除を受けた額 ③	控除未済額 ②－③ ④	当期控除額 ⑤	翌期繰越額 ⑥
・　・ ・　・	円	円	円	円	円	
・　・ ・　・						円
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
計						

第六号様式別表二の七（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）［別紙二十］

控除対象個別帰属調整額の控除明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

事業年度又は連結事業年度	連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額 ①	控除対象個別帰属調整額（①×23.2／100又は①×20／100） ②	既に控除を受けた額 ③	控除未済額 ②－③ ④	当期控除額 ⑤	翌期繰越額 ⑥
・　・ ・　・	円	円	円	円	円	
・　・ ・　・						円
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
計						

第六号様式別表二の八（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）［別紙二十二］

控除対象個別帰属税額の控除明細書

連結事業年度又は事業年度	・　・ ・　・	法人名	

連結事業年度又は事業年度	控除対象個別帰属税額 ①	既に控除を受けた額 ②	控除未済額 ①－② ③	当期控除額 ④	翌期繰越額 ⑤
・　・ ・　・	円	円	円	円	
・　・ ・　・					円
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
当　期　分					
計		円		円	

第六号様式別表二の八（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）［別紙二十二］

控除対象個別帰属税額の控除明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

連結事業年度又は事業年度	控除対象個別帰属税額 ①	既に控除を受けた額 ②	控除未済額 ①－② ③	当期控除額 ④	翌期繰越額 ⑤
・　・ ・　・	円	円	円	円	
・　・ ・　・					円
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
当　期　分					
計		円		円	

第六号様式別表四の三（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）［別紙二十三］

均等割額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

事務所、事業所又は寮等（事務所等）の従業者数の明細

東京都内における主たる事務所等の所在地	事務所等を有していた月数	従業者数の合計数
区 丁目　番　号 市（町村）	月	人

特別区内における従たる事務所等

	所在地	名称（外　箇所）	月数	従業者数の合計数
1	千代田区			人
2	中央区			
3	港区			
4	新宿区			
5	文京区			
6	台東区			
7	墨田区			
8	江東区			
9	品川区			
10	目黒区			
11	大田区			
12	世田谷区			
13	渋谷区			
14	中野区			
15	杉並区			
16	豊島区			
17	北区			
18	荒川区			
19	板橋区			
20	練馬区			
21	足立区			
22	葛飾区			
23	江戸川区			
合計（主たる事務所等の従業者数の合計数を含む。）				

市町村の存する区域内における従たる事務所等

名称（外　箇所）	所在地
	市 町 村

当該事業年度又は連結事業年度（算定期間）中の従たる事業所等の設置・廃止及び主たる事務所等の異動

異動区分	異動の年月日	名称	所在地
設置	・　・		
廃止	・　・		
旧の主たる事務所等	・　・ （　月）		

均等割額の計算

区分			税率（年額）（ア）	月数（イ）	区数（ウ）	税額計算 $\left((ア)\times\frac{(イ)}{12}\times(ウ)\right)$
特別区のみに事務所等を有する場合	主たる事務所等所在の特別区	事務所等の従業者数50人超 ①	円	月		円 0,0
						0,0
		事務所等の従業者数50人以下②				0,0
						0,0
	従たる事務所等所在の特別区	事務所等の従業者数50人超 ③				0,0
						0,0
		事務所等の従業者数50人以下④				0,0
						0,0
特別区と市町村に事務所等を有する場合	道府県分 ⑤					0,0
	特別区（市町村分）	事務所等の従業者数50人超 ⑥				0,0
						0,0
		事務所等の従業者数50人以下⑦				0,0
						0,0
納付すべき均等割額 ①＋②＋③＋④又は⑤＋⑥＋⑦ ⑧						0,0

備考

第六号様式別表四の三（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）［別紙二十四］

均等割額の計算に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

事務所、事業所又は寮等（事務所等）の従業者数の明細

東京都内における主たる事務所等の所在地	事務所等を有していた月数	従業者数の合計数
区 丁目　番　号 市（町村）	月	人

特別区内における従たる事務所等

	所在地	名称（外　箇所）	月数	従業者数の合計数
1	千代田区			人
2	中央区			
3	港区			
4	新宿区			
5	文京区			
6	台東区			
7	墨田区			
8	江東区			
9	品川区			
10	目黒区			
11	大田区			
12	世田谷区			
13	渋谷区			
14	中野区			
15	杉並区			
16	豊島区			
17	北区			
18	荒川区			
19	板橋区			
20	練馬区			
21	足立区			
22	葛飾区			
23	江戸川区			
合計（主たる事務所等の従業者数の合計数を含む。）				

市町村の存する区域内における従たる事務所等	名称（外　箇所）	所在地
		市 町 村

当該事業年度（算定期間）中の従たる事務所等の設置・廃止及び主たる事務所等の異動

異動区分	異動の年月日	名称	所在地
設置	・　・		
廃止	・　・		
旧の主たる事務所等	・　・ （　月）		

均等割額の計算

区分			税率（年額）（ア）	月数（イ）	区数（ウ）	税額計算 $\left((ア)\times\frac{(イ)}{12}\times(ウ)\right)$
特別区のみに事務所等を有する場合	主たる事務所等所在の特別区	事務所等の従業者数50人超 ①	円	月		円 0,0
						0,0
		事務所等の従業者数50人以下②				0,0
						0,0
	従たる事務所等所在の特別区	事務所等の従業者数50人超 ③				0,0
						0,0
		事務所等の従業者数50人以下④				0,0
						0,0
特別区と市町村に事務所等を有する場合	道府県分 ⑤					0,0
	特別区（市町村分）	事務所等の従業者数50人超 ⑥				0,0
						0,0
		事務所等の従業者数50人以下⑦				0,0
						0,0
納付すべき均等割額 ①＋②＋③＋④又は⑤＋⑥＋⑦ ⑧						0,0

備考	

第六号様式別表五（提出用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第五条関係）［別紙二十五］

※処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分

法人名		法人番号		
		事業年度	令和　年　月　日から 令和　年　月　日まで	

所得金額に関する計算書（法第72条の２第１項第１・３・４号に掲げる事業）

所得金額の計算

			兆 十億 百万 千 円
所得金額（法人税の明細書（別表4）の(34)）又は個別所得金額（法人税の明細書（別表4の2付表）の(42)）		①	
加算	損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得税額及び復興特別所得税額	②	
	損金の額又は個別帰属損金額に算入した分配時調整外国税相当額	③	
	損金の額又は個別帰属損金額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額	④	
	損金の額又は個別帰属損金額に算入した外国法人税の額	⑤	
	益金の額又は個別帰属益金額に算入した中間申告又は連結中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額	⑥	
	非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額	⑦	
	小計	⑧	
減算	益金の額又は個別帰属益金額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額	⑨	
	外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額	⑩	
	外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額	⑪	
	特定目的会社又は投資法人の支払配当の損金算入額	⑫	
	特定目的信託及び特定投資信託に係る利益又は収益の分配の額の損金算入額	⑬	
	非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡損失額	⑭	
	小計	⑮	
仮計　①＋⑧－⑮		⑯	
外国の事業に帰属する所得		⑰	
再仮計　⑯－⑰		⑱	
非課税等所得	林業に係る所得	⑲	
	鉱物の掘採事業に係る所得	⑳	
	社会保険等に係る医療の所得	㉑	
	農事組合法人の農業に係る所得	㉒	
	小計	㉓	
所得金額差引計　⑱－㉓		㉔	
繰越欠損金額等又は災害損失金額の当期控除額		㉕	
債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額		㉖	
所得金額再差引計　㉔－㉕－㉖		㉗	
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額		㉘	
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額		㉙	
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額		㉚	
関西国際空港用地整備準備金積立額の損金算入額		㉛	
中部国際空港整備準備金積立額の損金算入額		㉜	
再投資等準備金積立額の損金算入額		㉝	
特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定取崩額の益金算入額		㉞	
特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額		㉟	
合計　㉗－㉘－㉙－㉚－㉛－㉜－㉝＋㉞－㉟		㊱	

非課税所得の区分計算

外国の事業に帰属する所得	外国における事務所又は事業所の期末の従業者数	㊲	人
	期末の総従業者数	㊳	
	外国から生ずる事業所得（⑯＋⑩）×㊲／㊳	㊴	円
鉱物の掘採事業の所得	鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じて算定した所得	㊵	
	生産品の収入金額又は生産品の収入金額から買鉱価格を差し引いた金額	㊶	
	鉱産税の課税標準であるべき鉱物の価額	㊷	
	鉱物の掘採事業の所得 ㊵×㊷／㊶	㊸	

備考

第六号様式別表五（提出用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第五条関係）［別紙二十六］

※処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分

法人名		法人番号		
		事業年度	令和　年　月　日から 令和　年　月　日まで	

所得金額に関する計算書（法第72条の２第１項第１号・第３号・第４号に掲げる事業）

所得金額の計算

			兆 十億 百万 千 円
所得金額（法人税の明細書（別表4）の(34)）		①	
加算	損金の額に算入した所得税額及び復興特別所得税額	②	
	損金の額に算入した分配時調整外国税相当額	③	
	損金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額	④	
	損金の額に算入した外国法人税の額	⑤	
	非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額	⑥	
	小計	⑦	
減算	益金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額	⑧	
	外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額	⑨	
	外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額	⑩	
	特定目的会社又は投資法人の支払配当の損金算入額	⑪	
	特定目的信託及び特定投資信託に係る利益又は収益の分配の額の損金算入額	⑫	
	非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡損失額	⑬	
	小計	⑭	
仮計　①＋⑦－⑭		⑮	
外国の事業に帰属する所得		⑯	
再仮計　⑮－⑯		⑰	
非課税等所得	林業に係る所得	⑱	
	鉱物の掘採事業に係る所得	⑲	
	社会保険等に係る医療の所得	⑳	
	農事組合法人の農業に係る所得	㉑	
	小計	㉒	
所得金額差引計　⑰－㉒		㉓	
繰越欠損金額等又は災害損失欠損金額の当期控除額		㉔	
債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額		㉕	
所得金額再差引計　㉓－㉔－㉕		㉖	
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額		㉗	
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額		㉘	
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額		㉙	
関西国際空港用地整備準備金積立額の損金算入額		㉚	
中部国際空港整備準備金積立額の損金算入額		㉛	
再投資等準備金積立額の損金算入額		㉜	
特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定取崩額の益金算入額		㉝	
特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額		㉞	
合計　㉖－㉗－㉘－㉙－㉚－㉛－㉜＋㉝－㉞		㉟	

非課税所得の区分計算

外国の事業に帰属する所得	外国における事務所又は事業所の期末の従業者数	㊱	人
	期末の総従業者数	㊲	
	外国から生ずる事業所得　(⑮＋⑨)×㊱／㊲	㊳	円
鉱物の掘採事業の所得	鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じて算定した所得	㊴	
	生産品の収入金額又は生産品の収入金額から買鉱価格を差し引いた金額	㊵	
	鉱産税の課税標準であるべき鉱物の価額	㊶	
	鉱物の掘採事業の所得　㊴×㊶／㊵	㊷	

備考

第六号様式別表五（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）［別紙二十七］

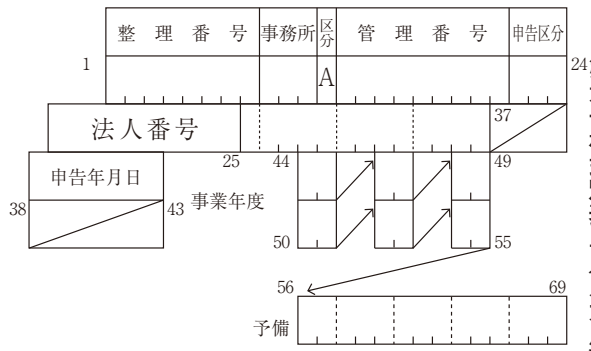

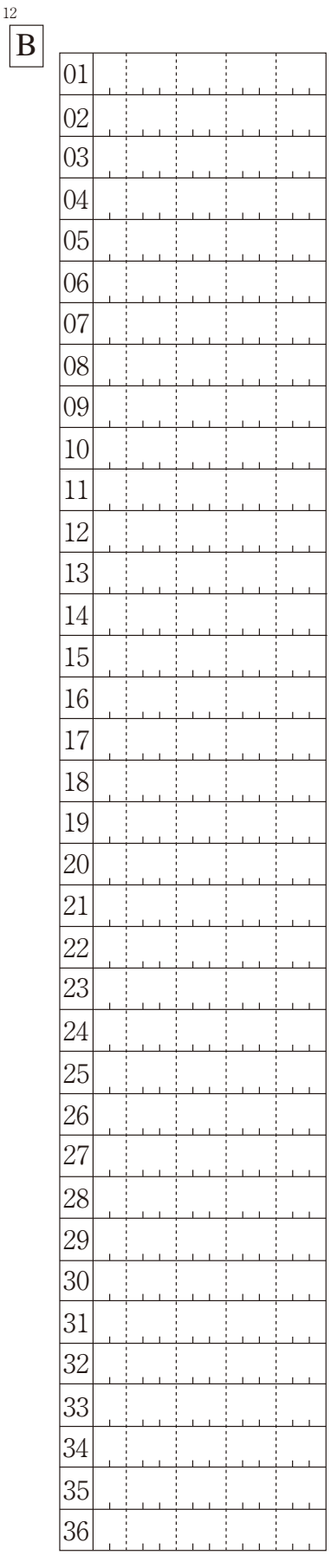

第六号様式別表五（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）［別紙二十八］

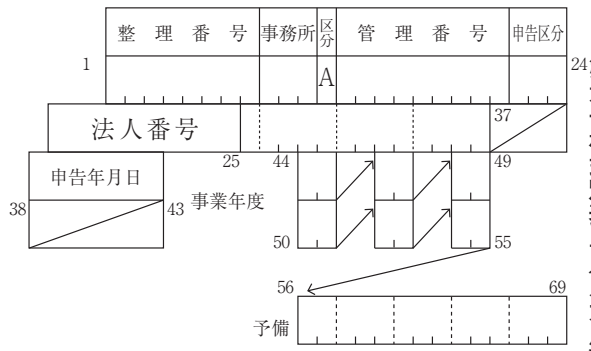

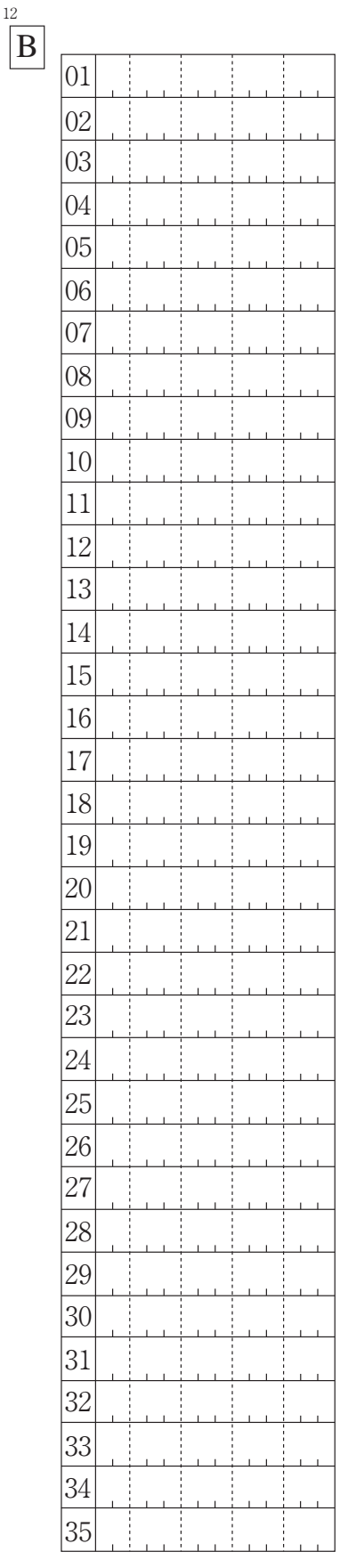

第六号様式別表五の二（提出用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係）［別紙二十九］

※処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分

法人名		法人番号	
		事業年度	令和　年　月　日から 令和　年　月　日まで

付加価値額及び資本金等の額の計算書（法第72条の２第１項第１・３・４号に掲げる事業）

１．付加価値額及び資本金等の額の計算

付加価値額の計算

収益配分額の計算	報酬給与額 別表５の２の２㉝又は別表５の３⑫	①	兆 十億 百万 千 円
	純支払利子 別表５の２の２㉞又は別表５の４③	②	
	純支払賃借料 別表５の２の２㉟又は別表５の５③	③	
	収益配分額 ①＋②＋③	④	
単年度損益 第６号様式㊽又は別表５㉔		⑤	
付加価値額 ④＋⑤		⑥	
収益配分額のうちに報酬給与額の占める割合 ①／④		⑦	%
雇用安定控除額の計算	④×$\frac{70}{100}$	⑧	兆 十億 百万 千 円
	雇用安定控除額 ①－⑧	⑨	
雇用者給与等支給増加額 別表５の６㊹又は別表５の６の３㊿		⑩	
課税標準となる付加価値額 ⑥－⑨－⑩		⑪	

資本金等の額の計算

資本金等の額 下表２㉙若しくは下表３㉙又は別表５の２の３②、同表⑲、同表㉓、同表㉕若しくは同表㉝	⑫	兆 十億 百万 千 円
当該事業年度の月数	⑬	月
⑫×$\frac{⑬}{12}$	⑭	兆 十億 百万 千 円
控除額計 別表５の２の３⑫、同表㉚若しくは同表㊳又は別表５の２の４⑩	⑮	
差引 ⑭－⑮	⑯	
⑯のうち1,000億円以下の金額	⑰	
〔⑯のうち1,000億円を超え5,000億円以下の金額〕×$\frac{50}{100}$	⑱	
〔⑯のうち5,000億円を超え１兆円以下の金額〕×$\frac{25}{100}$	⑲	
仮計 ⑰＋⑱＋⑲	⑳	
国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数	㉑	人
国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数	㉒	
国内における特定ガス供給業に係る期末の従業者数	㉓	
計 ㉑＋㉒＋㉓	㉔	
課税標準となる資本金等の額 ⑳又は⑳×㉑／㉔、⑳×㉒／㉔若しくは⑳×㉓／㉔	㉕	兆 十億 百万 千 円

２．資本金等の額の明細

区分		期首現在の金額 ㉖	当期中の減少額 ㉗	当期中の増加額 ㉘	差引期末現在の金額 ㉙（㉖－㉗＋㉘）
資本金の額又は出資金の額	1	兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
資本金の額及び資本準備金の額の合算額	2				
法人税の資本金等の額又は連結個別資本金等の額	3				
期中に金額の増減があった場合の理由等					

第六号様式別表五の二（提出用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係）［別紙三十］

※処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分

法人名		法人番号		
		事業年度	令和　年　月　日から 令和　年　月　日まで	

付加価値額及び資本金等の額の計算書（法第72条の２第１項第１・３・４号に掲げる事業）

１．付加価値額及び資本金等の額の計算

付加価値額の計算

収益配分額の計算	報酬給与額 別表５の２の２㉝又は別表５の３⑫	①	兆 十億 百万 千 円
	純支払利子 別表５の２の２㉞又は別表５の４③	②	
	純支払賃借料 別表５の２の２㉟又は別表５の５③	③	
	収益配分額 ①＋②＋③	④	
単年度損益 第６号様式㊽又は別表５㉓		⑤	
付加価値額 ④＋⑤		⑥	
収益配分額のうちに報酬給与額の占める割合 ①／④		⑦	%
雇用安定控除額の計算	④×70/100	⑧	兆 十億 百万 千 円
	雇用安定控除額 ①－⑧	⑨	
雇用者給与等支給増加額 別表５の６の３㊿		⑩	
課税標準となる付加価値額 ⑥－⑨－⑩		⑪	

資本金等の額の計算

資本金等の額 下表２㉙若しくは下表３㉙又は別表５の２の３②、同表⑲、同表㉓、同表㉕若しくは同表㉝	⑫	兆 十億 百万 千 円
当該事業年度の月数	⑬	月
⑫×⑬/12	⑭	兆 十億 百万 千 円
控除額計 別表５の２の３⑫、同表㉚若しくは同表㊳又は別表５の２の４⑩	⑮	
差引 ⑭－⑮	⑯	
⑯のうち1,000億円以下の金額	⑰	
［⑯のうち1,000億円を超え5,000億円以下の金額］×50/100	⑱	
［⑯のうち5,000億円を超え１兆円以下の金額］×25/100	⑲	
仮計 ⑰＋⑱＋⑲	⑳	
国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数	㉑	人
国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数	㉒	
国内における特定ガス供給業に係る期末の従業者数	㉓	
計 ㉑＋㉒＋㉓	㉔	
課税標準となる資本金等の額 ⑳又は⑳×㉑／㉔、⑳×㉒／㉔若しくは⑳×㉓／㉔	㉕	兆 十億 百万 千 円

２．資本金等の額の明細

区分		期首現在の金額 ㉖	当期中の減少額 ㉗	当期中の増加額 ㉘	差引期末現在の金額 ㉙（㉖－㉗＋㉘）
資本金の額又は出資金の額	1	兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
資本金の額及び資本準備金の額の合算額	2				
法人税の資本金等の額	3				
期中に金額の増減があった場合の理由等					

第六号様式別表五の二の二（提出用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係）［別紙三十一］

※処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分

法人名		法人番号	
		事業年度	令和　年　月　日から 令和　年　月　日まで

付加価値額に関する計算書（法第72条の２第１項第１・３・４号に掲げる事業）

１．付加価値額の総額の計算

報酬給与額 別表５の３⑫	①	兆 十億 百万 千 円	単年度損益 別表５⑯	④	兆 十億 百万 千 円
純支払利子 別表５の４③	②		付加価値額 ①＋②＋③＋④	⑤	
純支払賃借料 別表５の５③	③				

２．外国の事業に帰属する付加価値額の計算

外国の事業に帰属する報酬給与額	⑥	兆 十億 百万 千 円	外国の事業に帰属する付加価値額 ⑥＋⑦＋⑧＋⑨	⑩	兆 十億 百万 千 円
外国の事業に帰属する純支払利子	⑦		外国の事業に帰属する付加価値額の計算方法	区分計算・従業者数按分	
外国の事業に帰属する純支払賃借料	⑧		外国における事務所又は事業所の期末の従業者数	⑪	人
外国の事業に帰属する単年度損益 別表５⑰	⑨		期末の総従業者数	⑫	

３．非課税事業に係る報酬給与額等の計算

林業	報酬給与額	⑬	兆 十億 百万 千 円	鉱物の掘採事業に係る報酬給与額等	鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じて算定した報酬給与額	㉕	円
	純支払利子	⑭			鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じて算定した純支払利子	㉖	
	純支払賃借料	⑮			鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じて算定した純支払賃借料	㉗	
鉱物の掘採事業	報酬給与額	⑯			生産品の収入金額又は生産品の収入金額から買鉱価格を差し引いた金額	㉘	
	純支払利子	⑰			鉱産税の課税標準であるべき鉱物の価額	㉙	
	純支払賃借料	⑱			鉱物の掘採事業に係る報酬給与額 ㉕×㉙／㉘	㉚	
農業組合法人の行う農業	報酬給与額	⑲			鉱物の掘採事業に係る純支払利子 ㉖×㉙／㉘	㉛	
	純支払利子	⑳			鉱物の掘採事業に係る純支払賃借料 ㉗×㉙／㉘	㉜	
	純支払賃借料	㉑					
非課税事業計	報酬給与額 ⑬＋⑯＋⑲	㉒					
	純支払利子 ⑭＋⑰＋⑳	㉓					
	純支払賃借料 ⑮＋⑱＋㉑	㉔					

４．報酬給与額等の計算

報酬給与額 ①－⑥－㉒	㉝	兆 十億 百万 千 円	純支払賃借料 ③－⑧－㉔	㉟	兆 十億 百万 千 円
純支払利子 ②－⑦－㉓	㉞				

第六号様式別表五の二の二（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）［別紙三十二］

※処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分

法人名		法人番号		
		事業年度	令和　年　月　日から 令和　年　月　日まで	

付加価値額に関する計算書（法第72条の２第１項第１・３・４号に掲げる事業）

１．付加価値額の総額の計算

報酬給与額 別表５の３⑫	①	兆 十億 百万 千 円	単年度損益 別表５⑮	④	兆 十億 百万 千 円
純支払利子 別表５の４③	②		付加価値額 ①＋②＋③＋④	⑤	
純支払賃借料 別表５の５③	③				

２．外国の事業に帰属する付加価値額の計算

外国の事業に帰属する報酬給与額	⑥	兆 十億 百万 千 円	外国の事業に帰属する付加価値額 ⑥＋⑦＋⑧＋⑨	⑩	兆 十億 百万 千 円
外国の事業に帰属する純支払利子	⑦		外国の事業に帰属する付加価値額の計算方法	区分計算・従業者数按分	
外国の事業に帰属する純支払賃借料	⑧		外国における事務所又は事業所の期末の従業者数	⑪	人
外国の事業に帰属する単年度損益 別表５⑯	⑨		期末の総従業者数	⑫	

３．非課税事業に係る報酬給与額等の計算

林業	報酬給与額	⑬	兆 十億 百万 千 円	鉱物の掘採事業に係る報酬給与額等	鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じて算定した報酬給与額	㉕	円
	純支払利子	⑭			鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じて算定した純支払利子	㉖	
	純支払賃借料	⑮			鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じて算定した純支払賃借料	㉗	
鉱物の掘採事業	報酬給与額	⑯			生産品の収入金額又は生産品の収入金額から買鉱価格を差し引いた金額	㉘	
	純支払利子	⑰			鉱産税の課税標準であるべき鉱物の価額	㉙	
	純支払賃借料	⑱			鉱物の掘採事業に係る報酬給与額 ㉕×㉙／㉘	㉚	
農事組合法人の行う農業	報酬給与額	⑲			鉱物の掘採事業に係る純支払利子 ㉖×㉙／㉘	㉛	
	純支払利子	⑳			鉱物の掘採事業に係る純支払賃借料 ㉗×㉙／㉘	㉜	
	純支払賃借料	㉑					
非課税事業計	報酬給与額 ⑬＋⑯＋⑲	㉒					
	純支払利子 ⑭＋⑰＋⑳	㉓					
	純支払賃借料 ⑮＋⑱＋㉑	㉔					

４．報酬給与額等の計算

報酬給与額 ①－⑥－㉒	㉝	兆 十億 百万 千 円	純支払賃借料 ③－⑧－㉔	㉟	兆 十億 百万 千 円
純支払利子 ②－⑦－㉓	㉞				

第六号様式別表六（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）［別紙三十三］

収入金額に関する計算書

（法第72条の２第１項 第２号 第３号 第４号 に掲げる事業）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

		摘　　要	金　　額
法第七十二条の二十四の二第一項の規定による収入金額	収入金額の総額		円
		計　①	
	控除される金額		
		計　②	
	差引計　①－②	③	
法附則第９条第８項の規定による控除額		④	
法附則第９条第10項の規定による控除額		⑤	
法附則第９条第18項又は令和２年旧法附則第９条第19項の規定による控除額		⑥	
法附則第９条第19項又は令和２年旧法附則第９条第20項の規定による控除額		⑦	
法附則第９条第20項又は令和２年旧法附則第９条第21項の規定による控除額		⑧	
法附則第９条第21項又は令和２年旧法附則第９条第22項の規定による控除額		⑨	
法附則第９条第22項又は令和２年旧法附則第９条第23項の規定による控除額		⑩	
計　③－④－⑤－⑥－⑦－⑧－⑨－⑩		⑪	

第六号様式別表六（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）［別紙三十四］

収入金額に関する計算書

（法第72条の２第１項第２号・第３号・第４号に掲げる事業）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

		摘　　要	金　　額
法第七十二条の二十四の二第一項の規定による収入金額	収入金額の総額		円
		計　①	
	控除される金額		
		計　②	
	差引計　①－②	③	
法附則第９条第８項の規定による控除額（⑤に掲げるものを除く。）		④	
法附則第９条第８項の規定による控除額（政令附則第６条の２第２項第１号ロ及びハに定める収入金額に係るものに限る。）		⑤	
法附則第９条第10項の規定による控除額		⑥	
法附則第９条第18項の規定による控除額		⑦	
法附則第９条第19項の規定による控除額		⑧	
法附則第９条第20項の規定による控除額		⑨	
法附則第９条第21項の規定による控除額		⑩	
法附則第９条第22項の規定による控除額		⑪	
法附則第９条第24項の規定による控除額		⑫	
計　③－④－⑤－⑥－⑦－⑧－⑨－⑩－⑪－⑫		⑬	

第六号様式別表九（用紙日本産業規格A4）（第五条関係）［別紙三十五］

欠損金額等及び災害損失金の控除明細書（法第72条の2第1項第1号・第3号に掲げる事業）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

控除前所得金額 第6号様式㊽－（別表10⑨又は㉑）	①	円	損金算入限度額 ①×50又は100／100	②	円

事業年度	区分	控除未済欠損金額等又は控除未済災害損失金③	当期控除額④（当該事業年度の③と（②－当該事業年度前の④の合計額）のうち少ない金額）	翌期繰越額⑤（（③－④）又は別表11⑰）
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失金	円	円	
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失金			円
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失金			
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失金			
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失金			
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失金			
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失金			
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失金			
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失金			
計				
当期分	欠損金額等・災害損失金			
当期分 同上のうち	災害損失金			円
当期分 同上のうち	青色欠損金			
合計				

災害により生じた損失の額の計算			
災害の種類		災害のやんだ日又はやむを得ない事情のやんだ日	・　・
当期の欠損金額 ⑥	円	差引災害により生じた損失の額（⑦－⑧） ⑨	円
災害により生じた損失の額 ⑦		繰越控除の対象となる損失の額（⑥と⑨のうち少ない金額） ⑩	
保険金又は損害賠償金等の額 ⑧			

第六号様式別表九（用紙日本産業規格A4）（第五条関係）［別紙三十六］

欠損金額等及び災害損失欠損金額の控除明細書（法第72条の2第1項第1号・第3号に掲げる事業）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

控除前所得金額 第6号様式㊽－（別表10⑨又は㉑）	①	円	損金算入限度額 ①×50又は100/100	②	円

事業年度	区分	控除未済欠損金額等又は控除未済災害損失欠損金額③	当期控除額④（当該事業年度の③と（②－当該事業年度前の④の合計額）のうち少ない金額）	翌期繰越額⑤（（③－④）又は別表11⑰）
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額	円	円	
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額			円
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額			
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額			
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額			
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額			
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額			
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額			
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額			
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額			
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額			
計				
当期分	欠損金額・災害損失欠損金額			
当期分 同上のうち	欠損金額			円
当期分 同上のうち	災害損失欠損金額			
合計				

災害により生じた損失の額がある場合の繰越控除の対象となる欠損金額の計算			
災害の種類		災害のやんだ日又はやむを得ない事情のやんだ日	・　・
当期の欠損金額 ⑥	円	差引災害により生じた損失の額（⑦－⑧） ⑨	円
災害により生じた損失の額 ⑦		繰越控除の対象となる欠損金額（⑥と⑨のうち少ない金額） ⑩	
保険金又は損害賠償金等の額 ⑧			

第六号様式別表十一（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）［別紙三十七］

民事再生等評価換えが行われる場合以外の再生等欠損金額等及び解散の場合の欠損金額等の控除明細書（法第72条の２第１項第１号・第３号・第４号に掲げる事業）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	①	円	所得金額	⑦の金額等を控除した後の所得（第６号様式㊽又は別表５㉔）－⑦	⑨	円
	私財提供を受けた金銭の額	②			⑦の金額を控除する前の所得（第６号様式㊽又は別表５㉔）	⑩	
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	③		当期控除額	④、⑧又は⑨のうち最も少ない金額	⑪	
	計（①＋②＋③）	④			④、⑤－⑥又は⑩のうち最も少ない金額	⑫	
欠損金額等の計算	適用年度終了の時における前期以前の事業年度から繰り越された欠損金額等	⑤		調整前の欠損金額等の翌期繰越額（⑮の計）		⑬	
	適用年度終了の時における資本金等の額（プラスの場合は０）	⑥	△	欠損金額等からないものとする金額（⑪と⑬のうち少ない金額）		⑭	
	当期控除を受ける欠損金額等又は災害損失金額（別表９④の計）	⑦					
	差引欠損金額等（⑤－⑥－⑦）	⑧					

欠損金額等の翌期繰越額の調整

発生事業年度	調整前の欠損金額等の翌期繰越額（第６号様式別表９③－④）	欠損金額等からないものとする金額（当該発生事業年度の⑮と（⑭－当該発生事業年度前の⑯の合計額）のうち少ない金額）	差引欠損金額等の翌期繰越額（⑮－⑯）
	⑮	⑯	⑰
・　・ ・　・	円	円	円
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
計			

第六号様式別表十一（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）［別紙三十八］

民事再生等評価換えが行われる場合以外の再生等欠損金額等及び解散の場合の欠損金額等の控除明細書（法第72条の２第１項第１号・第３号・第４号に掲げる事業）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	①	円	所得金額	⑦の金額等を控除した後の所得（第６号様式㊽又は別表５㉓）－⑦	⑨	円
	私財提供を受けた金銭の額	②			⑦の金額を控除する前の所得（第６号様式㊽又は別表５㉓）	⑩	
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	③		当期控除額	④、⑧又は⑨のうち最も少ない金額	⑪	
	計（①＋②＋③）	④			④、⑤－⑥又は⑩のうち最も少ない金額	⑫	
欠損金額等の計算	適用年度終了の時における前期以前の事業年度から繰り越された欠損金額等	⑤		調整前の欠損金額等の翌期繰越額（⑮の計）		⑬	
	適用年度終了の時における資本金等の額（プラスの場合は０）	⑥	△	欠損金額等からないものとする金額（⑪と⑬のうち少ない金額）		⑭	
	当期控除を受ける欠損金額等又は災害損失欠損金額（別表９④の計）	⑦					
	差引欠損金額等（⑤－⑥－⑦）	⑧					

欠損金額等の翌期繰越額の調整

発生事業年度	調整前の欠損金額等の翌期繰越額（第６号様式別表９③－④）	欠損金額等からないものとする金額（当該発生事業年度の⑮と（⑭－当該発生事業年度前の⑯の合計額）のうち少ない金額）	差引欠損金額等の翌期繰越額（⑮－⑯）
	⑮	⑯	⑰
・　・ ・　・	円	円	円
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
計			

第六号様式別表十二（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）［別紙三十九］

適格組織再編成等が行われた場合の調整後の控除未済欠損金額等の計算に関する明細書

（法第72条の２第１項第１号・第３号に掲げる事業）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

適格組織再編成等が行われた場合の調整後の控除未済欠損金額等

事業年度	欠損金額等の区分	控除未済欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等 （前期の別表9の⑤又はこの表の④、⑦若しくは別表13の2の⑤若しくは別表13の3の⑤）	被合併法人等から引継ぎを受ける未処理欠損金額等（適格合併等の別：適格合併・残余財産の確定　適格合併等の日：・・　被合併法人等の名称：） 被合併法人等の事業年度	欠損金額等の区分	被合併法人等の未処理欠損金額等（最終の事業年度の別表9の⑤又はこの表の④、⑦若しくは別表13の2の⑤）	調整後の控除未済欠損金額等
		①			②	③
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失金	円	・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失金	円	円
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失金		・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失金		
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失金		・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失金		
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失金		・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失金		
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失金		・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失金		
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失金		・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失金		
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失金		・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失金		
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失金		・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失金		
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失金		・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失金		
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失金		・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失金		
計			計			

支配関係がある法人との間で適格組織再編成等が行われた場合の未処理欠損金額等又は控除未済欠損金額等の調整計算の明細

適格組織再編成等の別	合併（適格・非適格）・残余財産の確定・適格分割・適格現物出資・適格現物分配	適格組織再編成等の日	・　・
対象法人の別	被合併法人等（名称：　　）・当該法人	支配関係発生日	・　・

対象法人の事業年度	欠損金額等の区分	共同事業要件に該当する場合又は５年継続支配関係がある場合のいずれかに該当する場合	共同事業要件に該当する場合又は５年継続支配関係がある場合のいずれにも該当しない場合		
		被合併法人等の未処理欠損金額等又は当該法人の控除未済欠損金額等（被合併法人等の最終の事業年度の別表9の⑤又は当該法人の前期の別表9の⑤）	被合併法人等の未処理欠損金額等又は当該法人の控除未済欠損金額等（被合併法人等の最終の事業年度の別表9の⑤又は当該法人の前期の別表9の⑤）	支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額以外の部分から成る欠損金額等（⑧－⑫）又は（別表13の⑦）	引継ぎを受ける未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等（支配関係事業年度前の事業年度にあっては0、支配関係事業年度以後の事業年度にあっては⑤と⑥のうち少ない金額）
		④	⑤	⑥	⑦
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失金	円	円	円	円
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失金				
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失金				
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失金				
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失金				
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失金				
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失金				
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失金				
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失金				
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失金				
計					

支配関係事業年度以後の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細

対象法人の支配関係事業年度以後の事業年度	支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等発生額（支配関係事業年度以後の事業年度のそれぞれの別表9の「当期分」の欠損金額等）	欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算 特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等による損失の額の合計額	特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等による利益の額の合計額	特定資産譲渡等損失額 ⑨－⑩	欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額（⑧と⑪のうち少ない金額）
	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
・　・ ・　・	円	円	円	円	円
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
計					

第六号様式別表十二（用紙日本産業規格A４）（第五条関係）［別紙四十］

適格組織再編成等が行われた場合の調整後の控除未済欠損金額等の計算に関する明細書

（法第72条の２第１項第１号・第３号に掲げる事業）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

適格組織再編成等が行われた場合の調整後の控除未済欠損金額等

事業年度	欠損金額等の区分	控除未済欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等（前期の別表9の⑤又はこの表の④、⑦若しくは別表13の2の⑤若しくは別表13の3の⑤）	被合併法人等から引継ぎを受ける未処理欠損金額等（適格合併等の別：適格合併・残余財産の確定　適格合併等の日：　・　・　被合併法人等の名称：）：被合併法人等の事業年度	欠損金額等の区分	被合併法人等の未処理欠損金額等（最終の事業年度の別表9の⑤又はこの表の④、⑦若しくは別表13の2の⑤）	調整後の控除未済欠損金額等 ①＋②
		①			②	③
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額	円	・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額	円	円
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額		・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額		
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額		・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額		
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額		・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額		
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額		・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額		
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額		・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額		
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額		・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額		
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額		・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額		
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額		・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額		
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額		・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額		
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額		・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額		
計			計			

支配関係がある法人との間で適格組織再編成等が行われた場合の未処理欠損金額等又は控除未済欠損金額等の調整計算の明細

適格組織再編成等の別	合併（適格・非適格）・残余財産の確定・適格分割・適格現物出資・適格現物分配	適格組織再編成等の日	・　・
対象法人の別	被合併法人等（名称：　　）・当該法人	支配関係発生日	・　・

対象法人の事業年度	欠損金額等の区分	共同事業要件に該当する場合又は５年継続支配関係がある場合のいずれかに該当する場合：被合併法人等の未処理欠損金額等又は当該法人の控除未済欠損金額等（被合併法人等の最終の事業年度の別表9の⑤又は当該法人の前期の別表9の⑤）	共同事業要件に該当する場合又は５年継続支配関係がある場合のいずれにも該当しない場合：被合併法人等の未処理欠損金額等又は当該法人の控除未済欠損金額等（被合併法人等の最終の事業年度の別表9の⑤又は当該法人の前期の別表9の⑤）	支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額以外の部分から成る欠損金額等（⑧－⑫）又は（別表13の⑦）	引継ぎを受ける未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等（支配関係事業年度前の事業年度にあっては0、支配関係事業年度以後の事業年度にあっては⑤と⑥のうち少ない金額）
		④	⑤	⑥	⑦
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額	円	円	円	円
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額				
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額				
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額				
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額				
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額				
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額				
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額				
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額				
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額				
計					

支配関係事業年度以後の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細

対象法人の支配関係事業年度以後の事業年度	支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等発生額（支配関係事業年度以後の事業年度のそれぞれの別表9の「当期分」の欠損金額等）	欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算：特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等による損失の額の合計額	特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等による利益の額の合計額	特定資産譲渡等損失額 ⑨－⑩	欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額（⑧と⑪のうち少ない金額）
	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
・　・ ・　・	円	円	円	円	円
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
計					

第六号様式別表十三（用紙日本産業規格A4）（第五条関係）［別紙四十一］

合併等前二年以内適格合併等が行われていた場合の特定資産譲渡等損失額の計算に関する明細書

（法第72条の2第1項 第1号・第3号 に掲げる事業）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

対象法人の別	被合併法人等（名称：　　）・当該法人		
適格組織再編成等の別	合併（適格・非適格）・残余財産の確定・適格分割・適格現物出資・適格現物分配	適格組織再編成等の日	・　・

対象法人の支配関係事業年度以後の事業年度	支配関係事業年度以後の事業年度の特定資産譲渡等損失額の計算				
	特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等による損失の額の合計額（別表12⑨）	特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等による利益の額の合計額（別表12⑩）	各関連法人における損金算入額等の合計額（各関連法人の⑦の合計額）	各関連法人の特定資産譲渡等損失相当欠損金額等の合計額（各関連法人の⑭の合計額）	特定資産譲渡等損失額 ①−②+④
	①	②	③	④	⑤
・　・	円	円	円	円	円
・　・					
・　・					
・　・					
・　・					
計					

関連法人の特定資産譲渡等損失相当欠損金額等の計算の明細

関連法人の名称		支配関係発生日	・　・
合併等前二年以内適格合併等の別	適格合併　・　残余財産の確定	合併等前二年以内適格合併等の日	・　・
合併等前二年以内適格合併等に係る合併法人等の別	他の関連法人（名称：　　）・被合併法人等・当該法人		

対象法人の支配関係事業年度以後の事業年度	関連法人対象事業年度	関連法人対象事業年度の欠損金発生額〔関連法人対象事業年度のそれぞれの別表9「当期分の青色欠損金」〕	当該関連法人における損金算入額等	欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算：譲渡等による損失の額の合計額	譲渡等による利益の額の合計額	特定資産譲渡等損失額 ⑧−⑨	欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額〔（⑥と⑩のうち少ない金額）又は⑲〕	特定資産譲渡等損失相当額から控除する金額の計算：控除済金額〔他の関連法人の⑬の合計額〕	特定資産譲渡等損失相当額から控除する金額〔（③−⑫）と⑪のうち少ない金額〕	特定資産譲渡等損失相当欠損金額等 ⑪−⑬
		⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
・　・	・　・	内　円	円	円	円	円	円	円	円	円
・　・	・　・	内								
・　・	・　・	内								
・　・	・　・	内								
・　・	・　・	内								
計										

関連法人の特定資産譲渡等損失相当額の特例計算

対象法人の支配関係事業年度以後の事業年度	関連法人対象事業年度	簿価純資産超過額等がある場合：関連法人対象事業年度の欠損金発生額 ⑥	特定資産譲渡等損失額 ⑩	欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額〔⑮と⑯のうち少ない金額〕	⑰のうち簿価純資産超過額を構成するものとされた部分の金額〔㉑の金額を⑰の古いものから順次振当〕	特例計算による関連法人の特定資産譲渡等損失相当額〔⑳に金額の記載がある場合にあっては0、㉑に金額の記載がある場合にあっては⑱〕
		⑮	⑯	⑰	⑱	⑲
・　・	・　・	内　円	円	円	円	円
・　・	・　・	内				
・　・	・　・	内				
・　・	・　・	内				
・　・	・　・	内				
計						

関連法人の支配関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産超過額又は簿価純資産超過額の計算並びに時価純資産価額及び簿価純資産価額の明細

時価純資産超過額（(㉗の(イ))−(㉝の(イ))）−（(㉗の(ロ))−(㉝の(ロ)））	⑳	円	簿価純資産超過額（(㉗の(ロ))−(㉝の(ロ)））−（(㉗の(イ))−(㉝の(イ)））	㉑	円

資産 名称等		時価 (イ)	帳簿価額 (ロ)	負債 名称等		時価 (イ)	帳簿価額 (ロ)
	㉒	円	円		㉘	円	円
	㉓				㉙		
	㉔				㉚		
	㉕				㉛		
	㉖				㉜		
計	㉗			計	㉝		

第六号様式別表十三（用紙日本産業規格A4）（第五条関係）［別紙四十二］

合併等前二年以内適格合併等が行われていた場合の特定資産譲渡等損失額の計算に関する明細書

（法第72条の2第1項第1号・第3号に掲げる事業）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

対象法人の別	被合併法人等（名称：　　）・当該法人		
適格組織再編成等の別	合併（適格・非適格）・残余財産の確定・適格分割・適格現物出資・適格現物分配	適格組織再編成等の日	・　・

対象法人の支配関係事業年度以後の事業年度	支配関係事業年度以後の事業年度の特定資産譲渡等損失額の計算				
	特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等による損失の額の合計額（別表12⑨）	特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等による利益の額の合計額（別表12⑩）	各関連法人における損金算入額等の合計額（各関連法人の⑦の合計額）	各関連法人の特定資産譲渡等損失相当欠損金額等の合計額（各関連法人の⑭の合計額）	特定資産譲渡等損失額 ①−②+④
	①	②	③	④	⑤
・　・	円	円	円	円	円
・　・					
・　・					
・　・					
・　・					
計					

関連法人の特定資産譲渡等損失相当欠損金額等の計算の明細

関連法人の名称		支配関係発生日	・　・
合併等前二年以内適格合併等の別	適格合併　・　残余財産の確定	合併等前二年以内適格合併等の日	・　・
合併等前二年以内適格合併等に係る合併法人等の別	他の関連法人（名称：　　）・被合併法人等・当該法人		

対象法人の支配関係事業年度以後の事業年度	関連法人対象事業年度	関連法人対象事業年度の欠損金発生額〔関連法人対象事業年度のそれぞれの別表9「当期分の欠損金額」〕	当該関連法人における損金算入額等	欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算：譲渡等による損失の額の合計額	譲渡等による利益の額の合計額	特定資産譲渡等損失額 ⑧−⑨	欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額〔（⑥と⑩のうち少ない金額）又は⑲〕	特定資産譲渡等損失相当額から控除する金額の計算：控除済金額〔他の関連法人の⑬の合計額〕	特定資産譲渡等損失相当額から控除する金額〔（③−⑫）と⑪のうち少ない金額〕	特定資産譲渡等損失相当欠損金額等 ⑪−⑬
		⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
・　・	・　・	内　円	円	円	円	円	円	円	円	円
・　・	・　・	内								
・　・	・　・	内								
・　・	・　・	内								
・　・	・　・	内								
計										

関連法人の特定資産譲渡等損失相当額の特例計算

対象法人の支配関係事業年度以後の事業年度	関連法人対象事業年度	簿価純資産超過額等がある場合：関連法人対象事業年度の欠損金発生額 ⑥	特定資産譲渡等損失額 ⑩	欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額〔⑮と⑯のうち少ない金額〕	⑰のうち簿価純資産超過額を構成するものとされた部分の金額〔㉑の金額を⑰の古いものから順次振当〕	特例計算による関連法人の特定資産譲渡等損失相当額〔⑳に金額の記載がある場合にあっては0、㉑に金額の記載がある場合にあっては⑱〕
		⑮	⑯	⑰	⑱	⑲
・　・	・　・	内　円	円	円	円	円
・　・	・　・	内				
・　・	・　・	内				
・　・	・　・	内				
・　・	・　・	内				
計						

関連法人の支配関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産超過額又は簿価純資産超過額の計算並びに時価純資産価額及び簿価純資産価額の明細

時価純資産超過額（(㉗の(イ))−(㉝の(イ))）−（(㉗の(ロ))−(㉝の(ロ)））	⑳	円	簿価純資産超過額（(㉗の(ロ))−(㉝の(ロ)））−（(㉗の(イ))−(㉝の(イ)））	㉑	円

資産：名称等		時価(イ)	帳簿価額(ロ)	負債：名称等		時価(イ)	帳簿価額(ロ)
	㉒	円	円		㉘	円	円
	㉓				㉙		
	㉔				㉚		
	㉕				㉛		
	㉖				㉜		
計	㉗			計	㉝		

共同事業を行うための適格組織再編成等に該当しない場合の引継対象未処理欠損金額等又は控除未済欠損金額等の特例に関する明細書（法第72条の２第１項第１号・第３号に掲げる事業）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

適格組織再編成等の別	合併（適格・非適格）・残余財産の確定・適格分割・適格現物出資・適格現物分配	適格組織再編成等の日	・　・
対象法人の別	被合併法人等（名称：　　）・当該法人	支配関係発生日	・　・

引継対象未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の特例計算

対象法人の事業年度	欠損金額等の区分	被合併法人等の未処理欠損金額等又は当該法人の控除未済欠損金額等（被合併法人等の最終の事業年度の別表９の⑤又は当該法人の前期の別表９の⑤）	特例計算による引継対象未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算：時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額以上である場合（①の金額）	時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額に満たない場合（支配関係事業年度前の事業年度にあっては①と（⑥－⑦）のうち少ない金額、支配関係事業年度以後の事業年度にあっては①の金額）	簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合（支配関係事業年度前の事業年度にあっては０、支配関係事業年度以後の事業年度にあっては①と（⑧－⑩）のうち少ない金額）	特例計算による引継対象未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等（②、③又は④）
		①	②	③	④	⑤
・　・	欠損金額等・災害損失金	円	円	円	円	円
・　・	欠損金額等・災害損失金					
・　・	欠損金額等・災害損失金					
・　・	欠損金額等・災害損失金					
・　・	欠損金額等・災害損失金					
・　・	欠損金額等・災害損失金					
・　・	欠損金額等・災害損失金					
・　・	欠損金額等・災害損失金					
・　・	欠損金額等・災害損失金					
・　・	欠損金額等・災害損失金					
計						

時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額に満たない場合又は簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合の引継対象未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算の明細

対象法人の事業年度	欠損金額等の区分	時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額に満たない場合：支配関係前未処理欠損金額等又は支配関係前控除未済欠損金額等（支配関係事業年度の前事業年度の別表９の⑤）	⑥のうち制限対象金額を構成するものとされた部分の金額（⑬の金額を⑥の古いものから順次振当）	簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合：支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等発生額（支配関係事業年度以後の事業年度のそれぞれの別表９の「当期分」の欠損金額等）	⑧のうち特定資産譲渡等損失相当額（別表12の⑫）	⑨のうち簿価純資産超過額を構成するものとされた部分の金額（⑭の金額を⑨の古いものから順次振当）
		⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
・　・	欠損金額等・災害損失金	円	円	内　円	円	円
・　・	欠損金額等・災害損失金			内		
・　・	欠損金額等・災害損失金			内		
・　・	欠損金額等・災害損失金			内		
・　・	欠損金額等・災害損失金			内		
・　・	欠損金額等・災害損失金			内		
・　・	欠損金額等・災害損失金			内		
・　・	欠損金額等・災害損失金			内		
・　・	欠損金額等・災害損失金			内		
・　・	欠損金額等・災害損失金			内		
計						

支配関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産超過額又は簿価純資産超過額の計算の明細

時価純資産超過額（㉒の（イ）－㉖の（イ））－（㉒の（ロ）－㉖の（ロ））	⑪	円	制限対象金額 ⑫－⑪	⑬	円
支配関係前未処理欠損金額等又は支配関係前控除未済欠損金額等の合計額 ⑥の計	⑫		簿価純資産超過額（㉒の（ロ）－㉖の（ロ））－（㉒の（イ）－㉖の（イ））	⑭	

支配関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産価額及び簿価純資産価額の明細

資産				資産				負債			
名称等		時価（イ）	帳簿価額（ロ）	名称等		時価（イ）	帳簿価額（ロ）	名称等		時価（イ）	帳簿価額（ロ）
	⑮	円	円		⑲	円	円		㉓	円	円
	⑯				⑳				㉔		
	⑰				㉑				㉕		
	⑱			計	㉒			計	㉖		

共同事業を行うための適格組織再編成等に該当しない場合の引継対象未処理欠損金額等又は控除未済欠損金額等の特例に関する明細書（法第72条の２第１項第１号・第３号に掲げる事業）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

適格組織再編成等の別	合併（適格・非適格）・残余財産の確定・適格分割・適格現物出資・適格現物分配	適格組織再編成等の日	・　・
対象法人の別	被合併法人等（名称：　　）・当該法人	支配関係発生日	・　・

引継対象未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の特例計算

対象法人の事業年度	欠損金額等の区分	被合併法人等の未処理欠損金額等又は当該法人の控除未済欠損金額等（被合併法人等の最終の事業年度の別表９の⑤又は当該法人の前期の別表９の⑤）	特例計算による引継対象未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算：時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額以上である場合（①の金額）	時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額に満たない場合（支配関係事業年度前の事業年度にあっては①と（⑥－⑦）のうち少ない金額、支配関係事業年度以後の事業年度にあっては①の金額）	簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合（支配関係事業年度前の事業年度にあっては０、支配関係事業年度以後の事業年度にあっては①と⑧－⑩）のうち少ない金額）	特例計算による引継対象未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等（②、③又は④）
		①	②	③	④	⑤
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額	円	円	円	円	円
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額					
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額					
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額					
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額					
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額					
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額					
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額					
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額					
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額					
計						

時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額に満たない場合又は簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合の引継対象未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算の明細

対象法人の事業年度	欠損金額等の区分	時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額に満たない場合：支配関係前未処理欠損金額等又は支配関係前控除未済欠損金額等（支配関係事業年度の前事業年度の別表９の⑤）	⑥のうち制限対象金額を構成するものとされた部分の金額（⑬の金額を⑥の古いものから順次振当）	簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合：支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等発生額（支配関係事業年度以後の事業年度のそれぞれの別表９の「当期分」の欠損金額等）	⑧のうち特定資産譲渡等損失相当額（別表12の⑫）	⑨のうち簿価純資産超過額を構成するものとされた部分の金額（⑭の金額を⑨の古いものから順次振当）
		⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額	円	円	内　円	円	円
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額			内		
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額			内		
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額			内		
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額			内		
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額			内		
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額			内		
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額			内		
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額			内		
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額			内		
計						

支配関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産超過額又は簿価純資産超過額の計算の明細

時価純資産超過額（㉒の（イ）－㉖の（イ））－（㉒の（ロ）－㉖の（ロ））	⑪	円	制限対象金額 ⑫－⑪	⑬	円
支配関係前未処理欠損金額等又は支配関係前控除未済欠損金額等の合計額 ⑥の計	⑫		簿価純資産超過額（㉒の（ロ）－㉖の（ロ））－（㉒の（イ）－㉖の（イ））	⑭	

支配関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産価額及び簿価純資産価額の明細

資産				資産				負債			
名称等		時価（イ）	帳簿価額（ロ）	名称等		時価（イ）	帳簿価額（ロ）	名称等		時価（イ）	帳簿価額（ロ）
	⑮	円	円		⑲	円	円		㉓	円	円
	⑯				⑳				㉔		
	⑰				㉑				㉕		
	⑱			計	㉒			計	㉖		

事業を移転しない適格組織再編成等が行われた場合の控除未済欠損金額等の特例に関する明細書

（法第72条の2第1項第1号・第3号に掲げる事業）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

適格組織再編成等の別	適格分割・適格現物出資・適格現物分配	適格組織再編成等の日	・　・
		支配関係発生日	・　・

調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の特例計算

当該法人の事業年度	欠損金額等の区分	当該法人の控除未済欠損金額等（当該法人の前期の別表9の⑤）	特例計算による調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算			
			移転時価資産価額が移転簿価資産価額以下である場合（①の金額）	移転時価資産価額が移転簿価資産価額を超える場合		特例計算による調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等（②、③又は④）
				移転時価資産超過額が支配関係前欠損金額等の合計額以下である場合（支配関係事業年度前の事業年度にあっては（⑥−⑦）、支配関係事業年度以後の事業年度であっては①）	移転時価資産超過額が支配関係前欠損金額等の合計額を超える場合（支配関係事業年度前の事業年度にあっては0、支配関係事業年度以後の事業年度にあっては（①−⑩）	
		①	②	③	④	⑤
・　・	欠損金額等・災害損失金	円	円	円	円	円
・　・	欠損金額等・災害損失金					
・　・	欠損金額等・災害損失金					
・　・	欠損金額等・災害損失金					
・　・	欠損金額等・災害損失金					
・　・	欠損金額等・災害損失金					
・　・	欠損金額等・災害損失金					
・　・	欠損金額等・災害損失金					
・　・	欠損金額等・災害損失金					
・　・	欠損金額等・災害損失金					
計						

移転時価資産価額が移転簿価資産価額を超える場合の調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算の明細

当該法人の事業年度	欠損金額等の区分	支配関係前欠損金額等（支配関係事業年度前の事業年度の①）	移転時価資産超過額が支配関係前欠損金額等の合計額以下である場合	移転時価資産超過額が支配関係前欠損金額等の合計額を超える場合		
			⑥のうち移転時価資産超過額を構成するものとされた部分の金額（⑪の金額を⑥の古いものから順次振当）	支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額以外の部分から成る金額（別表12「⑧−⑫」）	支配関係後欠損金額等（支配関係事業年度以後の事業年度の（①−⑧））	⑨のうち制限対象金額を構成するものとされた部分の金額（⑬の金額を⑨の古いものから順次振当）
		⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
・　・	欠損金額等・災害損失金	円	円	円	円	円
・　・	欠損金額等・災害損失金					
・　・	欠損金額等・災害損失金					
・　・	欠損金額等・災害損失金					
・　・	欠損金額等・災害損失金					
・　・	欠損金額等・災害損失金					
・　・	欠損金額等・災害損失金					
・　・	欠損金額等・災害損失金					
・　・	欠損金額等・災害損失金					
・　・	欠損金額等・災害損失金					
計						

制限対象金額の計算の明細

移転時価資産超過額（⑰の（イ）−⑰の（ロ））	⑪	円
支配関係前欠損金額等の合計額（⑥の計）	⑫	
制限対象金額（⑪−⑫）	⑬	

移転直前における移転時価資産価額及び移転簿価資産価額の明細

名称等		時価（イ）	帳簿価額（ロ）
	⑭	円	円
	⑮		
	⑯		
計	⑰		

事業を移転しない適格組織再編成等が行われた場合の控除未済欠損金額等の特例に関する明細書

（法第72条の2第1項第1号・第3号に掲げる事業）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

適格組織再編成等の別	適格分割・適格現物出資・適格現物分配	適格組織再編成等の日	・　・
		支配関係発生日	・　・

調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の特例計算

当該法人の事業年度	欠損金額等の区分	当該法人の控除未済欠損金額等（当該法人の前期の別表9の⑤）	特例計算による調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算：移転時価資産価額が移転簿価資産価額以下である場合（①の金額）	移転時価資産価額が移転簿価資産価額を超える場合：移転時価資産超過額が支配関係前欠損金額等の合計額以下である場合（支配関係事業年度前の事業年度にあっては（⑥−⑦）、支配関係事業年度以後の事業年度であっては①）	移転時価資産価額が移転簿価資産価額を超える場合：移転時価資産超過額が支配関係前欠損金額等の合計額を超える場合（支配関係事業年度前の事業年度にあっては0、支配関係事業年度以後の事業年度にあっては（①−⑩））	特例計算による調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等（②、③又は④）
		①	②	③	④	⑤
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額	円	円	円	円	円
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額					
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額					
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額					
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額					
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額					
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額					
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額					
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額					
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額					
計						

移転時価資産価額が移転簿価資産価額を超える場合の調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算の明細

当該法人の事業年度	欠損金額等の区分	支配関係前欠損金額等（支配関係事業年度前の事業年度の①）	移転時価資産超過額が支配関係前欠損金額等の合計額以下である場合：⑥のうち移転時価資産超過額を構成するものとされた部分の金額（⑪の金額を⑥の古いものから順次振当）	移転時価資産超過額が支配関係前欠損金額等の合計額を超える場合：支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額以外の部分から成る金額（別表12「⑧−⑫」）	移転時価資産超過額が支配関係前欠損金額等の合計額を超える場合：支配関係後欠損金額等（支配関係事業年度以後の事業年度の（①−⑧））	移転時価資産超過額が支配関係前欠損金額等の合計額を超える場合：⑨のうち制限対象金額を構成するものとされた部分の金額（⑬の金額を⑨の古いものから順次振当）
		⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額	円	円	円	円	円
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額					
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額					
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額					
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額					
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額					
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額					
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額					
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額					
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額					
計						

制限対象金額の計算の明細

移転時価資産超過額（⑰の(イ)−⑰の(ロ)）	⑪	円
支配関係前欠損金額等の合計額（⑥の計）	⑫	
制限対象金額（⑪−⑫）	⑬	

移転直前における移転時価資産価額及び移転簿価資産価額の明細

名称等		時価（イ）	帳簿価額（ロ）
	⑭	円	円
	⑮		
	⑯		
計	⑰		

第六号の二様式（提出用）（用紙日本産業規格A4・紫色）（第三条・第十条の二関係）［別紙四十七］

※処理事項	発信年月日	通信日付印	確認	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分

受付印

令和　　年　　月　　日

殿

法人番号	申告年月日
	年　月　日

所在地（本県が支店等の場合は本店所在地と併記）	（電話　　）	事業種目	
（ふりがな）法人名		期末現在の資本金の額又は出資金の額	兆　十億　百万　千　円
		期末現在の資本金等の額	
（ふりがな）代表者氏名		（ふりがな）経理責任者氏名	

令和　年　月　日から令和　年　月　日までの事業年度分の退職年金等積立金に係る道府県民税の　申告書　※

課税標準となる退職年金等積立金に係る法人税額（法人税の申告書（別表20）の(12)）	①	000
2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる退職年金等積立金に係る法人税額	②	000
法人税割額（①又は②× 100）	③	00
③のうち既に納付の確定した当期分の法人税割額	④	00
この申告により納付すべき法人税割額　③－④	⑤	00
東京都に申告する場合の③の計算：特別区分の課税標準額	⑥	000
同上に対する税額（⑥ × 100）	⑦	
市町村分の課税標準額	⑧	000
同上に対する税額（⑧ × 100）	⑨	

関与税理士署名	（電話　　）

第六号の二様式（提出用）（用紙日本産業規格A4・紫色）（第三条・第十条の二関係）［別紙四十八］

※処理事項	発信年月日	通信日付印	確認	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分

受付印

令和　　年　　月　　日

殿

法人番号	申告年月日
	年　月　日

所在地（本県が支店等の場合は本店所在地と併記）	（電話　　）	事業種目	
（ふりがな） 法人名		期末現在の資本金の額又は出資金の額	兆　十億　百万　千　円
		期末現在の資本金等の額	
（ふりがな） 代表者氏名		（ふりがな） 経理責任者氏名	

令和　年　月　日から令和　年　月　日までの事業年度分の退職年金等積立金に係る道府県民税の　申告書　※

	課税標準となる退職年金等積立金に係る法人税額（法人税の申告書（別表21）の(12)）	①	兆　十億　百万　千　円　000
	2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる退職年金等積立金に係る法人税額	②	000
	法人税割額（①又は②×100）	③	00
	③のうち既に納付の確定した当期分の法人税割額	④	00
	この申告により納付すべき法人税割額　③－④	⑤	00
東京都に申告する場合の③の計算	特別区分の課税標準額	⑥	000
	同上に対する税額（⑥×100）	⑦	
	市町村分の課税標準額	⑧	000
	同上に対する税額（⑧×100）	⑨	

関与税理士署名	（電話　　）

第六号の三様式（提出用）（用紙日本産業規格A4・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）［別紙四十九］

※処理事項	発信年月日 通信日付印	確認	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分

受付印

令和　　年　　月　　日

殿

法人番号	申告年月日
	年　月　日

所在地（本県が支店等の場合は本店所在地と併記）	（電話　　）	事業種目	
（ふりがな）法人名		前期末現在の資本金の額又は出資金の額	兆 十億 百万 千 円（　　）
		前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	
（ふりがな）代表者氏名	（ふりがな）経理責任者氏名	前期末現在の資本金等の額	

令和　年　月　日から令和　年　月　日までの事業年度分又は連結事業年度分の道府県民税 事業税 特別法人事業税の予定申告書　※

事業税

前事業年度の事業税額（㊶の金額）		⑲	00
所得割額	㊷×6／前事業年度の月数	⑳	00
付加価値割額	㊸×6／前事業年度の月数	㉑	00
資本割額	㊹×6／前事業年度の月数	㉒	00
収入割額	㊺×6／前事業年度の月数	㉓	00
特別法人事業税 前事業年度の特別法人事業税額（㊿）		㉔	00
特別法人事業税 特別法人事業税額	㉔×6／前事業年度の月数	㉕	00
予定申告税額	（⑳＋㉑＋㉒＋㉓＋㉕）	㉖	00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額		㉗	00
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額	㉖－㉗	㉘	00

前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細

（事業税）

摘要			課税標準	税率（100）	税額
所得割	所得金額総額	㉙			
	所得金額	㉚			
付加価値割	付加価値額総額	㉛			
	付加価値額	㉜			
資本割	資本金等の額総額	㉝			
	資本金等の額	㉞			
収入割	収入金額総額	㉟			
	収入金額	㊱			

合計事業税額	㉚＋㉜＋㉞＋㊱	㊲
事業税の特定寄附金税額控除額		㊳
仮装経理に基づく事業税額の控除額		㊴
租税条約の実施に係る事業税額の控除額		㊵
納付すべき事業税額	㊲－㊳－㊴－㊵	㊶

㊶の内訳				
所得割	㊷	兆 十億 百万 千 円	付加価値割	㊸
資本割	㊹		収入割	㊺

（特別法人事業税）

摘要		課税標準	税率（100）	税額
所得割に係る特別法人事業税額	㊻	00		
収入割に係る特別法人事業税額	㊼	00		

合計特別法人事業税額	㊻＋㊼	㊽
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額		㊾
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額		㊿
納付すべき特別法人事業税額	㊽－㊾－㊿	51

備考

道府県民税

前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額（⑱の金額）	①	00
予定申告税額	①×6／前事業年度又は前連結事業年度の月数	② 00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	③	00
この申告により納付すべき法人税割額	②－③	④ 00
均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数	⑤	月
均等割額	円×⑤／12	⑥ 00
この申告により納付すべき道府県民税額	④＋⑥	⑦ 00

前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細

（特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等）課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	⑧	兆 十億 百万 千 円（　　）
法人税割額	⑨	
道府県民税の特定寄附金税額控除額	⑩	
税額控除超過額相当額の加算額	⑪	
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	⑫	
外国の法人税等の額の控除額	⑬	
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑭	
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑮	
納付すべき法人税割額	⑨－⑩＋⑪－⑫－⑬－⑭－⑮	⑯
⑯のうち特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等に係る法人税割額		⑰
差引法人税割額	⑯－⑪－⑰	⑱
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額		52

この申告の期間	・　・　・　・
前事業年度又は前連結事業年度の期間	・　・　・　・
通算親法人の事業年度の期間	・　・　・　・
関与税理士署名	（電話　　）

第六号の三様式（提出用）（用紙日本産業規格A4・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）［別紙五十］

※処理事項	発信年月日 通信日付印	確認	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分

受付印

令和　　年　　月　　日

殿

法人番号	申告年月日
	年　月　日

所在地（本県が支店等の場合は本店所在地と併記）	（電話　　）	事業種目	
（ふりがな）法人名		前期末現在の資本金の額又は出資金の額	兆　十億　百万　千　円（　　）
		前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	
（ふりがな）代表者氏名	（ふりがな）経理責任者氏名	前期末現在の資本金等の額	

令和　年　月　日から令和　年　月　日までの事業年度分の道府県民税 事業税 特別法人事業税の予定申告書　※

事業税

前事業年度の事業税額（㊶の金額）	⑲		00
所得割額（㊷×6/前事業年度の月数）	⑳		00
付加価値割額（㊸×6/前事業年度の月数）	㉑		00
資本割額（㊹×6/前事業年度の月数）	㉒		00
収入割額（㊺×6/前事業年度の月数）	㉓		00
特別法人事業税 前事業年度の特別法人事業税額（㊿）	㉔		00
特別法人事業税 特別法人事業税額（㉔×6/前事業年度の月数）	㉕		00
予定申告税額（⑳＋㉑＋㉒＋㉓＋㉕）	㉖		00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額	㉗		00
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額（㉖－㉗）	㉘		00

前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細

摘要		課税標準	税率（100/100）	税額
所得割 所得金額総額	㉙			
所得割 所得金額	㉚			
付加価値割 付加価値額総額	㉛			
付加価値割 付加価値額	㉜			
資本割 資本金等の額総額	㉝			
資本割 資本金等の額	㉞			
収入割 収入金額総額	㉟			
収入割 収入金額	㊱			

合計事業税額（㉚＋㉜＋㉞＋㊱）	㊲	
事業税の特定寄附金税額控除額	㊳	
仮装経理に基づく事業税額の控除額	㊴	
租税条約の実施に係る事業税額の控除額	㊵	
納付すべき事業税額（㊲－㊳－㊴－㊵）	㊶	
㊶の内訳 所得割	㊷	
㊶の内訳 付加価値割	㊸	
㊶の内訳 資本割	㊹	
㊶の内訳 収入割	㊺	

特別法人事業税

摘要		課税標準	税率（100/100）	税額
所得割に係る特別法人事業税額	㊻	00		
収入割に係る特別法人事業税額	㊼	00		

合計特別法人事業税額（㊻＋㊼）	㊽	
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額	㊾	
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額	㊿	
納付すべき特別法人事業税額（㊽－㊾－㊿）	51	

備考

道府県民税

前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額（⑱の金額）	①	00
予定申告税額（①×6/前事業年度又は前連結事業年度の月数）	②	00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	③	00
この申告により納付すべき法人税割額（②－③）	④	00
均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数	⑤	月
均等割額 円×⑤/12	⑥	00
この申告により納付すべき道府県民税額（④＋⑥）	⑦	00

前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細

（特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等）課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	⑧	（　　）
法人税割額	⑨	
道府県民税の特定寄附金税額控除額	⑩	
税額控除超過額相当額の加算額	⑪	
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	⑫	
外国の法人税等の額の控除額	⑬	
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑭	
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑮	
納付すべき法人税割額 ⑨－⑩＋⑪－⑫－⑬－⑭－⑮	⑯	
⑯のうち特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等に係る法人税割額	⑰	
差引法人税割額 ⑯－⑪－⑰	⑱	
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	52	

この申告の期間	・　・　・　・
前事業年度又は前連結事業年度の期間	・　・　・　・
通算親法人の事業年度の期間	・　・　・　・

関与税理士署名	（電話　　）

第六号の三様式（入力用）（用紙日本産業規格A4・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）［別紙五十一］

1	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分	24
			A			

法人番号	申告年月日	43
	年 月 日	

25

12 B

前期末現在の資本金の額又は出資金の額	70	
	71	
前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	72	
前期末現在の資本金等の額	73	

44 事業年度又は連結事業年度 49 50 55

56 予備 69

12 B

19	00
20	00
21	00
22	00
23	00
24	00
25	00
26	00
27	00
28	00

12 B

01	00
02	00
03	00
04	00
05	
06	00
07	00

12 B

				分割基準	分割県数
			80		
事業税	1	総数	81		
		本県分	82		
	2	総数	83		
		本県分	84		
	3	総数	85		
		本県分	86		
売上高		総数	87		
		軌道又は鉄道	88		

52	

第六号の三様式（入力用）（用紙日本産業規格A4・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）［別紙五十二］

1 整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分 24
		A		

法人番号 25	申告年月日 43
	年 月 日

12 B

70 前期末現在の資本金の額又は出資金の額	
71	
72 前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	
73 前期末現在の資本金等の額	

44 事業年度 49 50 55

56 予備 69

12 B

19	00
20	00
21	00
22	00
23	00
24	00
25	00
26	00
27	00
28	00

12 B

01	00
02	00
03	00
04	00
05	
06	00
07	00

				分割基準	分割県数
12 B			80		
事業税	1	総数	81		
		本県分	82		
	2	総数	83		
		本県分	84		
	3	総数	85		
		本県分	86		
売上高		総数	87		
		軌道又は鉄道	88		

52	

第六号の三様式（その2）（提出用）（用紙日本産業規格A4・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）［別紙五十三］

※処理事項	発信年月日 通信日付印	確認	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分

受付印

令和　　年　　月　　日

殿

法人番号	申告年月日
	年　月　日

所在地（本県が支店等の場合は本店所在地と併記）	（電話　　）	事業種目	
（ふりがな）法人名		前期末現在の資本金の額又は出資金の額	兆　十億　百万　千　円（　　）
		前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	
（ふりがな）代表者氏名	（ふりがな）経理責任者氏名	前期末現在の資本金等の額	

令和　年　月　日から令和　年　月　日までの事業年度分又は連結事業年度分の道府県民税 事業税 特別法人事業税の予定申告書　※

事業税			道府県民税		
前事業年度の事業税額（54の金額）	⑧	00	前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額（33の金額）	①	00
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業					
所得割額（55×6/前事業年度の月数）	⑨	00	予定申告税額（①×6/前事業年度又は前連結事業年度の月数）	②	00
付加価値割額（56×6/前事業年度の月数）	⑩	00			
資本割額（57×6/前事業年度の月数）	⑪	00	この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	③	00
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業					
収入割額（58×6/前事業年度の月数）	⑫	00	この申告により納付すべき法人税割額 ②－③	④	00
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業					
所得割額（59×6/前事業年度の月数）	⑬	00	均等割額：算定期間中において事務所等を有していた月数	⑤	月
付加価値割額（60×6/前事業年度の月数）	⑭	00			
資本割額（61×6/前事業年度の月数）	⑮	00	均等割額：円×⑤/12	⑥	00
収入割額（62×6/前事業年度の月数）	⑯	00			
特別法人事業税：前事業年度の特別法人事業税額（69の金額）	⑰	00	この申告により納付すべき道府県民税額 ④＋⑥	⑦	00
特別法人事業税：特別法人事業税額（⑰×6/前事業年度の月数）	⑱	00			
予定申告税額（⑨＋⑩＋⑪＋⑫＋⑬＋⑭＋⑮＋⑯＋⑱）	⑲	00	この申告の期間		・　・
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額	⑳	00	前事業年度又は前連結事業年度の期間		・　・
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額 ⑲－⑳	㉑	00			
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	㉒		通算親法人の事業年度の期間		・　・

備考	
関与税理士署名	（電話　　）

第六号の三様式（その2）（提出用）次葉（用紙日本産業規格A4・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

（事業税）

前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細

	摘要		課税標準	税率（100）	税額
	法第72条の2第1項第1号に掲げる事業				
所得割	所得金額総額	㉞	兆 十億 百万 千 円		
所得割	所得金額	㉟			兆 十億 百万 千 円
付加価値割	付加価値額総額	㊱			
付加価値割	付加価値額	㊲			兆 十億 百万 千 円
資本割	資本金等の額総額	㊳			
資本割	資本金等の額	㊴			兆 十億 百万 千 円
	法第72条の2第1項第2号に掲げる事業				
収入割	収入金額総額	㊵	兆 十億 百万 千 円		
収入割	収入金額	㊶			兆 十億 百万 千 円
	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業				
所得割	所得金額総額	㊷	兆 十億 百万 千 円		
所得割	所得金額	㊸			兆 十億 百万 千 円
付加価値割	付加価値額総額	㊹			
付加価値割	付加価値額	㊺			兆 十億 百万 千 円
資本割	資本金等の額総額	㊻			
資本割	資本金等の額	㊼			兆 十億 百万 千 円
収入割	収入金額総額	㊽			
収入割	収入金額	㊾			兆 十億 百万 千 円

合計事業税額 ㉟＋㊲＋㊴＋㊶＋㊸＋㊺＋㊼＋㊾	㊿	
事業税の特定寄附金税額控除額	(51)	
仮装経理に基づく事業税額の控除額	(52)	
租税条約の実施に係る事業税額の控除額	(53)	
納付すべき事業税額　㊿－(51)－(52)－(53)	(54)	

(54)の内訳

法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業					
所得割	(55)	兆 十億 百万 千 円	付加価値割	(56)	兆 十億 百万 千 円
資本割	(57)		収入割	(58)	
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業					
所得割	(59)	兆 十億 百万 千 円	付加価値割	(60)	兆 十億 百万 千 円
資本割	(61)		収入割	(62)	

（特別法人事業税）

摘要		課税標準	税率（100）	税額
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額	(63)	兆 十億 百万 千 円 00		兆 十億 百万 千 円
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額	(64)	00		
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額	(65)	00		

合計特別法人事業税額（(63)＋(64)＋(65)）	(66)	
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額	(67)	
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額	(68)	
納付すべき特別法人事業税額　(66)－(67)－(68)	(69)	

前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細

（特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等） 課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	(23)	兆 十億 百万 千 円（ ）
法人税割額	(24)	
道府県民税の特定寄附金税額控除額	(25)	
税額控除超過額相当額の加算額	(26)	
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	(27)	
外国の法人税等の額の控除額	(28)	
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	(29)	
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	(30)	
納付すべき法人税割額 (24)－(25)＋(26)－(27)－(28)－(29)－(30)	(31)	
(31)のうち特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等に係る法人税割額	(32)	
差引法人税割額 (31)－(26)－(32)	(33)	

第六号の三様式（その２）（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）［別紙五十四］

※処理事項	発信年月日 通信日付印	確認	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分

受付印

令和　　年　　月　　日

殿

法人番号	申告年月日
	年　月　日

所在地（本県が支店等の場合は本店所在地と併記）	（電話　　）	事業種目	
（ふりがな）法人名		前期末現在の資本金の額又は出資金の額	兆　十億　百万　千　円（　　）
		前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	
（ふりがな）代表者氏名	（ふりがな）経理責任者氏名	前期末現在の資本金等の額	

令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までの事業年度分の道府県民税 事業税 特別法人事業税の予定申告書　※

事業税			道府県民税		
前事業年度の事業税額（㊹の金額）	⑧	00	前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額（㉝の金額）	①	00
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業					
所得割額（㊺×6／前事業年度の月数）	⑨	00	予定申告税額（①×6／前事業年度又は前連結事業年度の月数）	②	00
付加価値割額（㊻×6／前事業年度の月数）	⑩	00			
資本割額（㊼×6／前事業年度の月数）	⑪	00	この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	③	00
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業					
収入割額（㊽×6／前事業年度の月数）	⑫	00	この申告により納付すべき法人税割額 ②－③	④	00
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業					
所得割額（㊾×6／前事業年度の月数）	⑬	00	均等割額：算定期間中において事務所等を有していた月数	⑤	月
付加価値割額（㊿×6／前事業年度の月数）	⑭	00			
資本割額（(61)×6／前事業年度の月数）	⑮	00	均等割額：円×⑤／12	⑥	00
収入割額（(62)×6／前事業年度の月数）	⑯	00			
特別法人事業税：前事業年度の特別法人事業税額（(69)の金額）	⑰	00	この申告により納付すべき道府県民税額 ④＋⑥	⑦	00
特別法人事業税：特別法人事業税額（⑰×6／前事業年度の月数）	⑱	00			
予定申告税額（⑨＋⑩＋⑪＋⑫＋⑬＋⑭＋⑮＋⑯＋⑱）	⑲	00	この申告の期間		・　・
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額	⑳	00	前事業年度又は前連結事業年度の期間		・　・
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額 ⑲－⑳	㉑	00			
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	㉒		通算親法人の事業年度の期間		・　・

備考	
関与税理士署名	（電話　　）

第六号の三様式（その2）（提出用）次葉（用紙日本産業規格A4・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

（事業税）前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細

	摘要		課税標準	税率（100/100）	税額
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業					
所得割	所得金額総額	㉞	兆 十億 百万 千 円		
所得割	所得金額	㉟			兆 十億 百万 千 円
付加価値割	付加価値額総額	㊱			
付加価値割	付加価値額	㊲			兆 十億 百万 千 円
資本割	資本金等の額総額	㊳			
資本割	資本金等の額	㊴			兆 十億 百万 千 円
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業					
収入割	収入金額総額	㊵	兆 十億 百万 千 円		
収入割	収入金額	㊶			兆 十億 百万 千 円
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業					
所得割	所得金額総額	㊷	兆 十億 百万 千 円		
所得割	所得金額	㊸			兆 十億 百万 千 円
付加価値割	付加価値額総額	㊹			
付加価値割	付加価値額	㊺			兆 十億 百万 千 円
資本割	資本金等の額総額	㊻			
資本割	資本金等の額	㊼			兆 十億 百万 千 円
収入割	収入金額総額	㊽			
収入割	収入金額	㊾			兆 十億 百万 千 円
合計事業税額 ㉟＋㊲＋㊴＋㊶＋㊸＋㊺＋㊼＋㊾					㊿
事業税の特定寄附金税額控除額					(51)
仮装経理に基づく事業税額の控除額					(52)
租税条約の実施に係る事業税額の控除額					(53)
納付すべき事業税額 ㊿－(51)－(52)－(53)					(54)

(54)の内訳

法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業					
所得割	(55)	兆 十億 百万 千 円	付加価値割	(56)	兆 十億 百万 千 円
資本割	(57)		収入割	(58)	
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業					
所得割	(59)	兆 十億 百万 千 円	付加価値割	(60)	兆 十億 百万 千 円
資本割	(61)		収入割	(62)	

（特別法人事業税）

摘要		課税標準	税率（100/100）	税額
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額	(63)	兆 十億 百万 千 円 00		兆 十億 百万 千 円
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額	(64)	00		
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額	(65)	00		
合計特別法人事業税額 (63)＋(64)＋(65)				(66)
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額				(67)
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額				(68)
納付すべき特別法人事業税額 (66)－(67)－(68)				(69)

前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細

（特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等） 課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	(23)	兆 十億 百万 千 円（　）
法人税割額	(24)	
道府県民税の特定寄附金税額控除額	(25)	
税額控除超過額相当額の加算額	(26)	
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	(27)	
外国の法人税等の額の控除額	(28)	
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	(29)	
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	(30)	
納付すべき法人税割額 (24)－(25)＋(26)－(27)－(28)－(29)－(30)	(31)	
(31)のうち特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等に係る法人税割額	(32)	
差引法人税割額 (31)－(26)－(32)	(33)	

第六号の三様式（その2）（入力用）（用紙日本産業規格A4・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）［別紙五十五］

1 整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分 24
		A		

法人番号 25	申告年月日 43
	年 月 日

12 B

70 前期末現在の資本金の額又は出資金の額	
71	
72 前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	
73 前期末現在の資本金等の額	

44 事業年度又は連結事業年度 49 50 55

56 予備 69

12 B

8	00
9	00
10	00
11	00
12	00
13	00
14	00
15	00
16	00
17	00
18	00
19	00
20	00
21	00
22	

12 B

01	00
02	00
03	00
04	00
05	
06	00
07	00

12 B

				分割基準	分割県数
			80		
事業税	1	総数	81		
		本県分	82		
	2	総数	83		
		本県分	84		
	3	総数	85		
		本県分	86		
売上高		総数	87		
		軌道又は鉄道	88		

第六号の三様式（その2）（入力用）（用紙日本産業規格A4・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）［別紙五十六］

1 整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分 24
		A		

法人番号 25	申告年月日 43
	年 月 日

12 B

70 前期末現在の資本金の額又は出資金の額	
71	
72 前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	
73 前期末現在の資本金等の額	

44 事業年度 49 50 55

56 予備 69

12 B

8	00
9	00
10	00
11	00
12	00
13	00
14	00
15	00
16	00
17	00
18	00
19	00
20	00
21	00
22	

12 B

01	00
02	00
03	00
04	00
05	
06	00
07	00

12 B

				分割基準	分割県数
			80		
事業税	1	総数	81		
		本県分	82		
	2	総数	83		
		本県分	84		
	3	総数	85		
		本県分	86		
売上高		総数	87		
		軌道又は鉄道	88		

第六号の三様式（その3）（用紙日本産業規格A4・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）［別紙五十七］

※処理事項	発信年月日 通信日付印	確認	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分

受付印

令和　　年　　月　　日

殿

法人番号	申告年月日 年	月	日

所在地（本県が支店等の場合は本店所在地と併記）	（電話　　）	事業種目	
（ふりがな）法人名		前期末現在の資本金の額又は出資金の額	兆 十億 百万 千 円（　　）
		前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	
（ふりがな）代表者氏名	（ふりがな）経理責任者氏名	前期末現在の資本金等の額	

令和　年　月　日から令和　年　月　日までの事業年度分又は連結事業年度分の道府県民税 事業税 特別法人事業税の予定申告書　※

事業税		
前事業年度の事業税額（㊸の金額）	⑧	00
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業		
所得割額（㊹×6／前事業年度の月数）	⑨	00
付加価値割額（㊺×6／前事業年度の月数）	⑩	00
資本割額（㊻×6／前事業年度の月数）	⑪	00
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業		
収入割額（㊼×6／前事業年度の月数）	⑫	00
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業		
所得割額（㊽×6／前事業年度の月数）	⑬	00
付加価値割額（㊾×6／前事業年度の月数）	⑭	00
資本割額（㊿×6／前事業年度の月数）	⑮	00
収入割額（71×6／前事業年度の月数）	⑯	00
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業		
付加価値割額（72×6／前事業年度の月数）	⑰	00
資本割額（73×6／前事業年度の月数）	⑱	00
収入割額（74×6／前事業年度の月数）	⑲	00
特別法人事業税 前事業年度の特別法人事業税額（86の金額）	⑳	00
特別法人事業税 特別法人事業税額（⑳×6／前事業年度の月数）	㉑	00
予定申告税額（⑨＋⑩＋⑪＋⑫＋⑬＋⑭＋⑮＋⑯＋⑰＋⑱＋⑲＋㉑）	㉒	00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額	㉓	00
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額 ㉒－㉓	㉔	00
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	㉕	

道府県民税		
前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額（㊱の金額）	①	00
予定申告税額（①×6／前事業年度又は前連結事業年度の月数）	②	00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	③	00
この申告により納付すべき法人税割額 ②－③	④	00
均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数	⑤	月
均等割額 円×⑤／12	⑥	00
この申告により納付すべき道府県民税額 ④＋⑥	⑦	00
この申告の期間		・　・
前事業年度又は前連結事業年度の期間		・　・
通算親法人の事業年度の期間		・　・
備考		
関与税理士署名		（電話　　）

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

前事業年度の事業税額の明細

摘要			課税標準	税率（/100）	税額
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業					
所得割	所得金額総額	㊲	兆 十億 百万 千 円		
	所得金額	㊳			兆 十億 百万 千 円
付加価値割	付加価値額総額	㊴			
	付加価値額	㊵			兆 十億 百万 千 円
資本割	資本金等の額総額	㊶			
	資本金等の額	㊷			兆 十億 百万 千 円
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業					
収入割	収入金額総額	㊸	兆 十億 百万 千 円		
	収入金額	㊹			兆 十億 百万 千 円
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業					
所得割	所得金額総額	㊺	兆 十億 百万 千 円		
	所得金額	㊻			兆 十億 百万 千 円
付加価値割	付加価値額総額	㊼			
	付加価値額	㊽			兆 十億 百万 千 円
資本割	資本金等の額総額	㊾			
	資本金等の額	㊿			兆 十億 百万 千 円
収入割	収入金額総額	51			
	収入金額	52			兆 十億 百万 千 円
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業					
付加価値割	付加価値額総額	53	兆 十億 百万 千 円		
	付加価値額	54			兆 十億 百万 千 円
資本割	資本金等の額総額	55			
	資本金等の額	56			兆 十億 百万 千 円
収入割	収入金額総額	57			
	収入金額	58			兆 十億 百万 千 円

合計事業税額 ㊳＋㊵＋㊷＋㊹＋㊻＋㊽＋㊿＋52＋54＋56＋58	59	
事業税の特定寄附金税額控除額	60	
仮装経理に基づく事業税額の控除額	61	
租税条約の実施に係る事業税額の控除額	62	
納付すべき事業税額　59－60－61－62	63	

63の内訳

法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業					
所得割	64	兆 十億 百万 千 円	付加価値割	65	兆 十億 百万 千 円
資本割	66		収入割	67	
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業					
所得割	68	兆 十億 百万 千 円	付加価値割	69	兆 十億 百万 千 円
資本割	70		収入割	71	
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業					
			付加価値割	72	兆 十億 百万 千 円
資本割	73	兆 十億 百万 千 円	収入割	74	

前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細

（特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等） 課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	26	兆 十億 百万 千 円 （　　）
法人税割額	27	
道府県民税の特定寄附金税額控除額	28	
税額控除超過額相当額の加算額	29	
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	30	
外国の法人税等の額の控除額	31	
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	32	
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	33	
納付すべき法人税割額 ㉗－㉘＋㉙－㉚－㉛－㉜－㉝	34	
㉞のうち特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等に係る法人税割額	35	
差引法人税割額 ㉞－㉙－㉟	36	

前事業年度の特別法人事業税額の明細

法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の基準法人所得割額	75	兆 十億 百万 千 円 00
同上に対する特別法人事業税額（75×　／100）	76	
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の基準法人収入割額	77	00
同上に対する特別法人事業税額（77×　／100）	78	
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の基準法人収入割額	79	00
同上に対する特別法人事業税額（79×　／100）	80	
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業の基準法人収入割額	81	00
同上に対する特別法人事業税額（81×　／100）	82	
合計特別法人事業税額（76＋78＋80＋82）	83	
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額	84	
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額	85	
納付すべき特別法人事業税額 83－84－85	86	

第六号の三様式（その3）（用紙日本産業規格A4・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）［別紙五十八］

※処理事項	発信年月日 通信日付印	確認	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分

受付印

令和　　年　　月　　日

殿

法人番号	申告年月日
	年　月　日

所在地（本県が支店等の場合は本店所在地と併記）	（電話　　）	事業種目	
（ふりがな）法人名		前期末現在の資本金の額又は出資金の額	兆　十億　百万　千　円（　　）
		前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	
（ふりがな）代表者氏名	（ふりがな）経理責任者氏名	前期末現在の資本金等の額	

令和　年　月　日から令和　年　月　日までの事業年度分の道府県民税 事業税 特別法人事業税の予定申告書　※

事業税			道府県民税		
前事業年度の事業税額（㊸の金額）	⑧	00	前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額（㊱の金額）	①	00
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業					
所得割額（㊹×6/前事業年度の月数）	⑨	00	予定申告税額（①×6/前事業年度又は前連結事業年度の月数）	②	00
付加価値割額（㊺×6/前事業年度の月数）	⑩	00			
資本割額（㊻×6/前事業年度の月数）	⑪	00	この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	③	00
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業					
収入割額（㊼×6/前事業年度の月数）	⑫	00	この申告により納付すべき法人税割額 ②－③	④	00
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業					
所得割額（㊽×6/前事業年度の月数）	⑬	00	均等割額：算定期間中において事務所等を有していた月数	⑤	月
付加価値割額（㊾×6/前事業年度の月数）	⑭	00			
資本割額（㊿×6/前事業年度の月数）	⑮	00	均等割額：円×⑤/12	⑥	00
収入割額（71×6/前事業年度の月数）	⑯	00			
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業					
付加価値割額（72×6/前事業年度の月数）	⑰	00	この申告により納付すべき道府県民税額 ④＋⑥	⑦	00
資本割額（73×6/前事業年度の月数）	⑱	00	この申告の期間		・　・
収入割額（74×6/前事業年度の月数）	⑲	00			
特別法人税：前事業年度の特別法人事業税額（㊻の金額）	⑳	00	前事業年度又は前連結事業年度の期間		・　・
特別法人税：特別法人事業税額（⑳×6/前事業年度の月数）	㉑	00	通算親法人の事業年度の期間		・　・
予定申告税額（⑨＋⑩＋⑪＋⑫＋⑬＋⑭＋⑮＋⑯＋⑰＋⑱＋⑲＋㉑）	㉒	00	備考		
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額	㉓	00	関与税理士署名		（電話　　）
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額 ㉒－㉓	㉔	00			
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	㉕				

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

前事業年度の事業税額の明細

摘要			課税標準	税率（/100）	税額
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業					
所得割	所得金額総額	㊲	兆 十億 百万 千 円		
	所得金額	㊳			兆 十億 百万 千 円
付加価値割	付加価値額総額	㊴			
	付加価値額	㊵			兆 十億 百万 千 円
資本割	資本金等の額総額	㊶			
	資本金等の額	㊷			兆 十億 百万 千 円
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業					
収入割	収入金額総額	㊸	兆 十億 百万 千 円		
	収入金額	㊹			兆 十億 百万 千 円
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業					
所得割	所得金額総額	㊺	兆 十億 百万 千 円		
	所得金額	㊻			兆 十億 百万 千 円
付加価値割	付加価値額総額	㊼			
	付加価値額	㊽			兆 十億 百万 千 円
資本割	資本金等の額総額	㊾			
	資本金等の額	㊿			兆 十億 百万 千 円
収入割	収入金額総額	51			
	収入金額	52			兆 十億 百万 千 円
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業					
付加価値割	付加価値額総額	53	兆 十億 百万 千 円		
	付加価値額	54			兆 十億 百万 千 円
資本割	資本金等の額総額	55			
	資本金等の額	56			兆 十億 百万 千 円
収入割	収入金額総額	57			
	収入金額	58			兆 十億 百万 千 円

合計事業税額 ㊳＋㊵＋㊷＋㊹＋㊻＋㊽＋㊿＋52＋54＋56＋58	59	
事業税の特定寄附金税額控除額	60	
仮装経理に基づく事業税額の控除額	61	
租税条約の実施に係る事業税額の控除額	62	
納付すべき事業税額　59－60－61－62	63	

63の内訳

法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業					
所得割	64	兆 十億 百万 千 円	付加価値割	65	兆 十億 百万 千 円
資本割	66		収入割	67	
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業					
所得割	68	兆 十億 百万 千 円	付加価値割	69	兆 十億 百万 千 円
資本割	70		収入割	71	
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業					
			付加価値割	72	兆 十億 百万 千 円
資本割	73	兆 十億 百万 千 円	収入割	74	

前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細

（特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等） 課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	26	兆 十億 百万 千 円 （　　）
法人税割額	27	
道府県民税の特定寄附金税額控除額	28	
税額控除超過額相当額の加算額	29	
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	30	
外国の法人税等の額の控除額	31	
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	32	
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	33	
納付すべき法人税割額 ㉗－㉘＋㉙－㉚－㉛－㉜－㉝	34	
㉞のうち特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等に係る法人税割額	35	
差引法人税割額 ㉞－㉙－㉟	36	

前事業年度の特別法人事業税額の明細

法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の基準法人所得割額	75	兆 十億 百万 千 円 00
同上に対する特別法人事業税額（75×　／100）	76	
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の基準法人収入割額	77	00
同上に対する特別法人事業税額（77×　／100）	78	
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の基準法人収入割額	79	00
同上に対する特別法人事業税額（79×　／100）	80	
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業の基準法人収入割額	81	00
同上に対する特別法人事業税額（81×　／100）	82	
合計特別法人事業税額（76＋78＋80＋82）	83	
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額	84	
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額	85	
納付すべき特別法人事業税額 83－84－85	86	

第七号様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）［別紙五十九］

外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額及び個別控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書（その１）

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

政令第９条の７第６項ただし書又は令和２年旧政令第９条の７第７項ただし書の規定の適用の有無	有　・　無

控除する金額の計算

所得税等の額　①	円	国税の控除額　③＋④　⑤	円
控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額　②		控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額のうち⑤の額を超える額　②－⑤　⑥	
法人税の控除額　③		道府県民税の法人税割額　⑫　⑦	
地方法人税の控除額　④		控除する金額（⑥若しくは⑦のうち少ない額又は⑬）　⑧	

各道府県ごとに控除する金額の明細

事務所又は事業所		従業者数又は補正後の従業者数	控除すべき金額 ⑨	各道府県ごとに算定した法人税割額 ⑩	各道府県ごとに控除する金額（⑨又は⑩のうち少ない額） ⑪
名称	所在地				
		人	円	円	円
合計				⑫	⑬

第七号様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）［別紙六十］

外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書（その１）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

政令第９条の７第６項ただし書の規定の適用の有無	有　・　無

控除する金額の計算

所得税等の額	①	円	国税の控除額　③＋④	⑤	円
控除対象所得税額等相当額	②		控除対象所得税額等相当額のうち⑤の額を超える額　②－⑤	⑥	
法人税の控除額	③		道府県民税の法人税割額　⑫	⑦	
地方法人税の控除額	④		控除する金額（⑥若しくは⑦のうち少ない額又は⑬）	⑧	

各道府県ごとに控除する金額の明細

事務所又は事業所		従業者数又は補正後の従業者数	控除すべき金額 ⑨	各道府県ごとに算定した法人税割額 ⑩	各道府県ごとに控除する金額（⑨又は⑩のうち少ない額） ⑪
名称	所在地				
		人	円	円	円
合計				⑫	⑬

第七号様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）［別紙六十一］

外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額及び個別控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書（その２）

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

政令第９条の７第６項ただし書又は令和２年旧政令第９条の７第７項ただし書の規定の適用の有無	有　・　無	政令第48条の13第７項ただし書又は令和２年旧政令第48条の13第８項ただし書の規定の適用の有無	有　・　無

控除する金額の計算

所得税等の額　①	円	控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額のうち⑤の額を超える額は上段に、⑤と⑦の合計額を超える額は下段に　⑥	(イ)　円 (ロ)
控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額　②		道府県民税の法人税割額　㉑　⑦	
法人税の控除額　③		市町村民税の法人税割額　㉔　⑧	
地方法人税の控除額　④		控除する金額（⑥(イ)若しくは⑦のうち少ない額又は㉒は上段に、⑥(ロ)若しくは⑧のうち少ない額又は㉕は下段に）　⑨	
国税の控除額　③＋④　⑤			

各都道府県・市町村ごとに控除する金額の明細

事務所又は事業所	名称	所在地	従業者数又は補正後の従業者数	各都道府県ごとに控除すべき金額 ⑩	各都道府県ごとに算定した法人税割額 ⑪	各都道府県ごとに控除する金額（⑩又は⑪のうち少ない額） ⑫	従業者数又は補正後の従業者数	各市町村ごとに控除すべき金額 ⑬	各市町村ごとに算定した法人税割額 ⑭	各市町村ごとに控除する金額（⑬又は⑭のうち少ない額） ⑮
特別区以外			人	円	円	円	人	円	円	円
	小計			⑯				⑰		
特別区				⑱（⑥(イ)－⑯）				⑲（⑥(ロ)－⑰）		
合計				⑳	㉑	㉒		㉓	㉔	㉕

第七号様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）［別紙六十二］

外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書（その２）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

政令第９条の７第６項ただし書の規定の適用の有無	有　・　無	政令第48条の13第７項ただし書の規定の適用の有無	有　・　無

控除する金額の計算

所得税等の額　①	円	控除対象所得税額等相当額のうち⑤の額を超える額は上段に、⑤と⑦の合計額を超える額は下段に　⑥	(イ)　円 (ロ)
控除対象所得税額等相当額　②		道府県民税の法人税割額　㉑　⑦	
法人税の控除額　③		市町村民税の法人税割額　㉔　⑧	
地方法人税の控除額　④		控除する金額（⑥(イ)若しくは⑦のうち少ない額又は㉒は上段に、⑥(ロ)若しくは⑧のうち少ない額又は㉕は下段に）　⑨	
国税の控除額　③＋④　⑤			

各都道府県・市町村ごとに控除する金額の明細

事務所又は事業所			従業者数又は補正後の従業者数	各都道府県ごとに控除すべき金額 ⑩	各都道府県ごとに算定した法人税割額 ⑪	各都道府県ごとに控除する金額（⑩又は⑪のうち少ない額） ⑫	従業者数又は補正後の従業者数	各市町村ごとに控除すべき金額 ⑬	各市町村ごとに算定した法人税割額 ⑭	各市町村ごとに控除する金額（⑬又は⑭のうち少ない額） ⑮
	名称	所在地	人	円	円	円	人	円	円	円
特別区以外										
	小計			⑯				⑰		
特別区				⑱（⑥(イ)－⑯）				⑲（⑥(ロ)－⑰）		
合計				⑳	㉑	㉒		㉓	㉔	㉕

第七号の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）［別紙六十三］

外国の法人税等の額の控除に関する明細書（その１）

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

政令第９条の７第６項ただし書又は令和２年旧政令第９条の７第７項ただし書の規定の適用の有無		有　・　無
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算		
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額（別表１の⑥） ①	円
	前３年以内の控除限度額を超える外国税額（別表１の⑱） ②	
	計　①＋② ③	
当期分の控除外国税額	国税の控除限度額（別表１の①、同表の⑥又は（同表の①＋同表の②）） ④	
	外国税額のうち④の額を超える額　③－④ ⑤	
	道府県民税の控除限度額（別表１の③） ⑥	
	前３年以内の控除余裕額のうち当期加算額（別表１の㉑） ⑦	
	計　⑥＋⑦ ⑧	
	当期分の控除外国税額（⑤又は⑧のうち少ない額） ⑨	
⑨又は当初申告税額控除額 ⑩		
前３年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 ⑪		
法第53条第42項により控除できる金額（別表７（その１）の⑧） ⑫		
当期分として算定した法人税割額（㉑又は第６号様式の⑦－⑧＋⑨－⑩、第６号様式（その２）の⑦－⑧＋⑨－⑩若しくは第６号様式（その３）の⑦－⑧＋⑨－⑩） ⑬		
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額（⑬若しくは（⑩＋⑪＋⑫）のうち少ない額又は㉒） ⑭		

前３年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細

事業年度又は連結事業年度	控除未済外国税額等 ⑮	当期控除額 ⑯	翌期繰越額 ⑮－⑯ ⑰
・　・ ・　・	円	円	
・　・ ・　・			円
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
当期分			
計 ⑪	円	円	

各道府県ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細

事務所又は事業所 名称	事務所又は事業所 所在地	従業者数又は補正後の従業者数	控除すべき外国税額等 ⑱	各道府県ごとに算定した法人税割額 ⑲	各道府県ごとに控除する外国税額等（⑱又は⑲のうち少ない額） ⑳
		人	円	円	円
合計				㉑	㉒

外国の法人税等の額の控除に関する明細書（その１）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

政令第９条の７第６項ただし書の規定の適用の有無	有　・　無
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算	
控除対象外国税額　当期の控除対象外国税額（別表１の⑥） ①	円
控除対象外国税額　前３年以内の控除限度額を超える外国税額（別表１の⑱） ②	
控除対象外国税額　計　①＋② ③	
当期分の控除外国税額　国税の控除限度額（別表１の①、同表の⑥又は（同表の①＋同表の②）） ④	
当期分の控除外国税額　外国税額のうち④の額を超える額　③－④ ⑤	
当期分の控除外国税額　道府県民税の控除限度額（別表１の③） ⑥	
当期分の控除外国税額　前３年以内の控除余裕額のうち当期加算額（別表１の㉑） ⑦	
当期分の控除外国税額　計　⑥＋⑦ ⑧	
当期分の控除外国税額　当期分の控除外国税額（⑤又は⑧のうち少ない額） ⑨	
⑨又は当初申告税額控除額 ⑩	
前３年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 ⑪	
法第53条第42項により控除できる金額（別表７（その１）の⑧） ⑫	
当期分として算定した法人税割額（㉑又は第６号様式の⑦－⑧＋⑨－⑩、第６号様式（その２）の⑦－⑧＋⑨－⑩若しくは第６号様式（その３）の⑦－⑧＋⑨－⑩） ⑬	
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額（⑬若しくは（⑩＋⑪＋⑫）のうち少ない額又は㉒） ⑭	

前３年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細

事業年度又は連結事業年度	控除未済外国税額等 ⑮	当期控除額 ⑯	翌期繰越額 ⑮－⑯ ⑰
・　・ ・　・	円	円	
・　・ ・　・			円
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
当期分			
計 ⑪	円	円	

各道府県ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細

事務所又は事業所　名称	事務所又は事業所　所在地	従業者数又は補正後の従業者数	控除すべき外国税額等 ⑱	各道府県ごとに算定した法人税割額 ⑲	各道府県ごとに控除する外国税額等（⑱又は⑲のうち少ない額） ⑳
		人	円	円	円
合計				㉑	㉒

外国の法人税等の額の控除に関する明細書（その２）

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

第七号の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）［別紙六十五］

政令第９条の７第６項ただし書又は令和２年旧政令第９条の７第７項ただし書の規定の適用の有無	有・無
政令第48条の13第７項ただし書又は令和２年旧政令第48条の13第８項ただし書の規定の適用の有無	有・無

当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算

控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額（別表１の⑥）	①	円
	前３年以内の控除限度額を超える外国税額（別表１の⑱）	②	
	計　①＋②	③	
当期分の控除外国税額	国税の控除限度額（別表１の①、同表の⑥又は（同表の①＋同表の②））	④	
	外国税額のうち④の額を超える額は上段に、④と⑥の合計額を超える額は下段に	⑤	
	道府県民税の控除限度額（別表１の③）	⑥	
	市町村民税の控除限度額（別表１の④）	⑦	
	前３年以内の控除余裕額のうち当期加算額（別表１の㉑は上段に、㉒は下段に）	⑧	(イ) (ロ)
	計（⑥＋⑧(イ)は上段に、⑦＋⑧(ロ)は下段に）	⑨	
	当期分の控除外国税額（⑤又は⑨の各段のうち少ない額）	⑩	(イ) (ロ)
⑩又は当初申告税額控除額		⑪	(イ) (ロ)
前３年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額		⑫	(イ) (ロ)
法第53条第42項及び第321条の８第42項により控除できる金額（別表７（その２）の⑧）		⑬	(イ) (ロ)
当期分として算定した法人税割額（⑳若しくは㉝又は第６号様式の⑦－⑧＋⑨－⑩、第６号様式（その２）の⑦－⑧＋⑨－⑩若しくは第６号様式（その３）の⑦－⑧＋⑨－⑩）		⑭	
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額（⑭若しくは（⑪＋⑫＋⑬）のうち少ない額又は㉛及び㉞）		⑮	

前３年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細

事業年度又は連結事業年度		控除未済外国税額等 ⑯	当期控除額 ⑰	翌期繰越額 ⑯－⑰ ⑱
・　・ ・　・	道府県税	円	円	
	市町村税			
・　・ ・　・	道府県税			円
	市町村税			
・　・ ・　・	道府県税			
	市町村税			
・　・ ・　・	道府県税			
	市町村税			
・　・ ・　・	道府県税			
	市町村税			
・　・ ・　・	道府県税			
	市町村税			
計 ⑫ (イ)	道府県税			
	市町村税			
計 ⑫ (ロ)	道府県税			
	市町村税			
当期分	道府県税			
	市町村税			
翌期繰越額計	道府県税			
	市町村税			

各都道府県・市町村ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細

事務所又は事業所			従業者数又は補正後の従業者数	各都道府県ごとに控除すべき外国税額等 ⑲	各都道府県ごとに算定した法人税割額 ⑳	各都道府県ごとに控除する外国税額等（⑲又は⑳のうち少ない額） ㉑	従業者数又は補正後の従業者数	各市町村ごとに控除すべき外国税額等 ㉒	各市町村ごとに算定した法人税割額 ㉓	各市町村ごとに控除する外国税額等（㉒又は㉓のうち少ない額） ㉔
	名称	所在地								
特別区以外			人	円	円	円	人	円	円	円
	小計			㉕				㉖		
特別区				㉗（(⑪(イ)＋⑫(イ)＋⑬(イ))－㉕）				㉘（(⑪(ロ)＋⑫(ロ)＋⑬(ロ))－㉖）		
合計				㉙	㉚	㉛		㉜	㉝	㉞
					控除未済繰越額 ㉙－㉛ ㉟				控除未済繰越額 ㉜－㉞ ㊱	

外国の法人税等の額の控除に関する明細書（その２）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

第七号の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）［別紙六十六］

政令第９条の７第６項ただし書の規定の適用の有無	有・無
政令第48条の13第７項ただし書の規定の適用の有無	有・無

当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算

控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額（別表１の⑥）	①	円
	前３年以内の控除限度額を超える外国税額（別表１の⑱）	②	
	計　①＋②	③	
当期分の控除外国税額	国税の控除限度額（別表１の①、同表の⑥又は（同表の①＋同表の②））	④	
	外国税額のうち④の額を超える額は上段に、④と⑥の合計額を超える額は下段に	⑤	
	道府県民税の控除限度額（別表１の③）	⑥	
	市町村民税の控除限度額（別表１の④）	⑦	
	前３年以内の控除余裕額のうち当期加算額（別表１の㉑は上段に、㉒は下段に）	⑧	(イ) (ロ)
	計（⑥＋⑧(イ)は上段に、⑦＋⑧(ロ)は下段に）	⑨	
	当期分の控除外国税額（⑤又は⑨の各段のうち少ない額）	⑩	(イ) (ロ)
⑩又は当初申告税額控除額		⑪	(イ) (ロ)
前３年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額		⑫	(イ) (ロ)
法第53条第42項及び第321条の８第42項により控除できる金額（別表７（その２）の⑧）		⑬	(イ) (ロ)
当期分として算定した法人税割額（⑳若しくは㉝又は第６号様式の⑦－⑧＋⑨－⑩、第６号様式（その２）の⑦－⑧＋⑨－⑩若しくは第６号様式（その３）の⑦－⑧＋⑨－⑩）		⑭	
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額（⑭若しくは（⑪＋⑫＋⑬）のうち少ない額又は㉛及び㉞）		⑮	

前３年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細

事業年度又は連結事業年度		控除未済外国税額等 ⑯	当期控除額 ⑰	翌期繰越額 ⑯－⑰ ⑱
・　・ ・　・	道府県税	円	円	
	市町村税			
・　・ ・　・	道府県税			円
	市町村税			
・　・ ・　・	道府県税			
	市町村税			
・　・ ・　・	道府県税			
	市町村税			
・　・ ・　・	道府県税			
	市町村税			
・　・ ・　・	道府県税			
	市町村税			
計 ⑫ (イ)	道府県税			
	市町村税			
計 ⑫ (ロ)	道府県税			
	市町村税			
当期分	道府県税			
	市町村税			
翌期繰越額計	道府県税			
	市町村税			

各都道府県・市町村ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細

事務所又は事業所			従業者数又は補正後の従業者数	各都道府県ごとに控除すべき外国税額等 ⑲	各都道府県ごとに算定した法人税割額 ⑳	各都道府県ごとに控除する外国税額等（⑲又は⑳のうち少ない額） ㉑	従業者数又は補正後の従業者数	各市町村ごとに控除すべき外国税額等 ㉒	各市町村ごとに算定した法人税割額 ㉓	各市町村ごとに控除する外国税額等（㉒又は㉓のうち少ない額） ㉔
特別区以外	名称	所在地	人	円	円	円	人	円	円	円
	小計			㉕				㉖		
特別区				㉗（(⑪(イ)＋⑫(イ)＋⑬(イ))－㉕）				㉘（(⑪(ロ)＋⑫(ロ)＋⑬(ロ))－㉖）		
合計				㉙	㉚	㉛		㉜	㉝	㉞
					控除未済繰越額 ㉙－㉛ ㉟				控除未済繰越額 ㉜－㉞ ㊱	

第七号の二様式別表一（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）［別紙六十七］

控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

当期分の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算

当期分の控除限度額	法人税の控除限度額 ①	円	当期分の控除余裕額	国税の控除余裕額 ①−⑥ ⑦	円
	地方法人税の控除限度額 ②			道府県民税の控除余裕額(①+②+③−⑥)又は③のうち少ない金額 ⑧	
	道府県民税の控除限度額 ③			市町村民税の控除余裕額(⑤−⑥)又は④のうち少ない金額 ⑨	
	市町村民税の控除限度額 ④				
	計 ①+②+③+④ ⑤			計 ⑦+⑧+⑨ ⑩	
当期の控除対象外国税額 ⑥			当期分の控除限度額を超える外国税額 ⑥−⑤ ⑪		

前3年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細

事業年度又は連結事業年度	控除余裕額									控除限度額を超える外国税額		
	国税			道府県民税			市町村民税			前期からの繰越額	当期分とみなす額	翌期繰越額
	前期からの繰越額	当期に加算する額	翌期繰越額	前期からの繰越額	当期に加算する額	翌期繰越額	前期からの繰越額	当期に加算する額	翌期繰越額			
・　・ ・　・	円	円		円	円		円	円		円	円	
・　・ ・　・			円			円			円			円
・　・ ・　・												
・　・ ・　・												
・　・ ・　・												
・　・ ・　・												
合計	⑫	⑬		⑭	⑮		⑯	⑰		⑱	⑲	
当期分	⑦の額	㉓の額	⑦−㉓の額	⑧の額	㉔の額	⑧−㉔の額	⑨の額	㉕の額	⑨−㉕の額	⑪の額	⑬+⑮+⑰の額	⑪−(⑬+⑮+⑰)の額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

前3年以内の控除余裕額の当期の限度額への加算額	国税	⑫のうち⑪に充てられる額 ⑳	⑬ 円	前3年以内の控除限度額を超える外国税額の当期への繰越額	国税	⑱のうち⑦に充てられる額 ㉓	円
	道府県民税	⑭のうち⑪に充てられる額 ㉑	⑮		道府県民税	⑱−㉓のうち⑧に充てられる額 ㉔	
	市町村民税	⑯のうち⑪に充てられる額 ㉒	⑰		市町村民税	⑱−㉓−㉔のうち⑨に充てられる額 ㉕	
					計	㉓+㉔+㉕ ㉖	⑲

第七号の二様式別表一（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）［別紙六十八］

控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

当期分の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算

当期分の控除限度額	法人税の控除限度額 ①	円	当期分の控除余裕額	国税の控除余裕額 ①−⑥ ⑦	円
	地方法人税の控除限度額 ②			道府県民税の控除余裕額(①+②+③−⑥)又は③のうち少ない金額 ⑧	
	道府県民税の控除限度額 ③			市町村民税の控除余裕額(⑤−⑥)又は④のうち少ない金額 ⑨	
	市町村民税の控除限度額 ④				
	計 ①+②+③+④ ⑤			計 ⑦+⑧+⑨ ⑩	
当期の控除対象外国税額 ⑥			当期分の控除限度額を超える外国税額 ⑥−⑤ ⑪		

前3年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細

事業年度又は連結事業年度	控除余裕額									控除限度額を超える外国税額		
	国税			道府県民税			市町村民税			前期からの繰越額	当期分とみなす額	翌期繰越額
	前期からの繰越額	当期に加算する額	翌期繰越額	前期からの繰越額	当期に加算する額	翌期繰越額	前期からの繰越額	当期に加算する額	翌期繰越額			
・　・ ・　・	円	円		円	円		円	円		円	円	
・　・ ・　・			円			円			円			円
・　・ ・　・												
・　・ ・　・												
・　・ ・　・												
・　・ ・　・												
合計	⑫	⑬		⑭	⑮		⑯	⑰		⑱	⑲	
当期分	⑦の額	㉓の額	⑦−㉓の額	⑧の額	㉔の額	⑧−㉔の額	⑨の額	㉕の額	⑨−㉕の額	⑪の額	⑬+⑮+⑰の額	⑪−(⑬+⑮+⑰)の額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

前3年以内の控除余裕額の当期の限度額への加算額	国税	⑫のうち⑪に充てられる額 ⑳	⑬ 円	前3年以内の控除限度額を超える外国税額の当期への繰越額	国税	⑱のうち⑦に充てられる額 ㉓	円
	道府県民税	⑭のうち⑪に充てられる額 ㉑	⑮		道府県民税	⑱−㉓のうち⑧に充てられる額 ㉔	
	市町村民税	⑯のうち⑪に充てられる額 ㉒	⑰		市町村民税	⑱−㉓−㉔のうち⑨に充てられる額 ㉕	
					計	㉓+㉔+㉕ ㉖	⑲

第七号の二様式別表二（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）［別紙六十九］

控除限度額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

都道府県名	法人税の控除限度額	従業者数 ②	②で按分した法人税の控除限度額 ④	税率 ⑤	道府県民税の控除限度額 ④×⑤ ⑥	補正後の従業者数 ②×⑤÷標準税率 ⑧
		人	円	100	円	人
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
合　　計	①　円	③			⑦	

第七号の二様式別表二（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）［別紙七十］

控除限度額の計算に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

都道府県名	法人税の控除限度額	従業者数 ②	②で按分した法人税の控除限度額 ④	税率 ⑤	道府県民税の控除限度額 ④×⑤ ⑥	補正後の従業者数 ②×⑤÷標準税率 ⑧
		人	円	100	円	人
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
合　　計	①　円	③			⑦	

第七号の二様式別表三（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）［別紙七十一］

適格合併等に係る合併法人等の調整後の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

被合併法人等の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額のうち当該法人のものとみなされる金額の計算

適格組織再編成の別：適格合併・適格分割・適格現物出資
適格組織再編成の日：　・　・
被合併法人等の名称：

被合併法人等の事業年度又は連結事業年度	区分	控除余裕額				控除限度額を超える外国税額			
		被合併法人等の控除余裕額	分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額	②のうち当該法人が移転を受ける事業に係る部分の金額	当該法人の控除余裕額とみなされる金額 ①又は①×③/②	被合併法人等の控除限度額を超える外国税額	分割法人等の外国の法人税等の額	⑥のうち当該法人が移転を受ける事業に係る部分の金額	当該法人の控除限度額を超える外国税額とみなされる金額 ⑤又は⑤×⑦/⑥
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
・　・ ・　・	国税	円	円	円	円	円	円	円	円
	道府県民税								
	市町村民税								
・　・ ・　・	国税								
	道府県民税								
	市町村民税								
・　・ ・　・	国税								
	道府県民税								
	市町村民税								
・　・ ・　・	国税								
	道府県民税								
	市町村民税								
・　・ ・　・	国税								
	道府県民税								
	市町村民税								
・　・ ・　・	国税								
	道府県民税								
	市町村民税								

当該法人の調整後の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算

当該法人の事業年度又は連結事業年度	区分	控除余裕額			控除限度額を超える外国税額		
		当該法人の控除余裕額 （前期の別表1の「控除余裕額」の「翌期繰越額」）	当該法人の控除余裕額とみなされる金額 ④	当該法人の調整後の控除余裕額 ⑨＋⑩	当該法人の控除限度額を超える外国税額 （前期の別表1の「控除限度額を超える外国税額」の「翌期繰越額」）	当該法人の控除限度額を超える外国税額とみなされる金額 ⑧	当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額 ⑫＋⑬
		⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
・　・ ・　・	国税	円	円	円	円	円	円
	道府県民税						
	市町村民税						
・　・ ・　・	国税						
	道府県民税						
	市町村民税						
・　・ ・　・	国税						
	道府県民税						
	市町村民税						
・　・ ・　・	国税						
	道府県民税						
	市町村民税						
・　・ ・　・	国税						
	道府県民税						
	市町村民税						
・　・ ・　・	国税						
	道府県民税						
	市町村民税						

適格合併等に係る合併法人等の調整後の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

被合併法人等の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額のうち当該法人のものとみなされる金額の計算

適格組織再編成の別：適格合併・適格分割・適格現物出資
適格組織再編成の日：　・　・
被合併法人等の名称：

被合併法人等の事業年度又は連結事業年度	区分	控除余裕額				控除限度額を超える外国税額			
		被合併法人等の控除余裕額	分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額	②のうち当該法人が移転を受ける事業に係る部分の金額	当該法人の控除余裕額とみなされる金額 ①又は①×③/②	被合併法人等の控除限度額を超える外国税額	分割法人等の外国の法人税等の額	⑥のうち当該法人が移転を受ける事業に係る部分の金額	当該法人の控除限度額を超える外国税額とみなされる金額 ⑤又は⑤×⑦/⑥
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
・　・ ・　・	国税	円	円	円	円	円	円	円	円
	道府県民税								
	市町村民税								
・　・ ・　・	国税								
	道府県民税								
	市町村民税								
・　・ ・　・	国税								
	道府県民税								
	市町村民税								
・　・ ・　・	国税								
	道府県民税								
	市町村民税								
・　・ ・　・	国税								
	道府県民税								
	市町村民税								
・　・ ・　・	国税								
	道府県民税								
	市町村民税								

当該法人の調整後の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算

当該法人の事業年度又は連結事業年度	区分	控除余裕額			控除限度額を超える外国税額		
		当該法人の控除余裕額 （前期の別表1の「控除余裕額」の「翌期繰越額」）	当該法人の控除余裕額とみなされる金額 ④	当該法人の調整後の控除余裕額 ⑨＋⑩	当該法人の控除限度額を超える外国税額 （前期の別表1の「控除限度額を超える外国税額」の「翌期繰越額」）	当該法人の控除限度額を超える外国税額とみなされる金額 ⑧	当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額 ⑫＋⑬
		⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
・　・ ・　・	国税	円	円	円	円	円	円
	道府県民税						
	市町村民税						
・　・ ・　・	国税						
	道府県民税						
	市町村民税						
・　・ ・　・	国税						
	道府県民税						
	市町村民税						
・　・ ・　・	国税						
	道府県民税						
	市町村民税						
・　・ ・　・	国税						
	道府県民税						
	市町村民税						
・　・ ・　・	国税						
	道府県民税						
	市町村民税						

第七号の二様式別表四（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）［別紙七十三］

適格分割等に係る分割法人等の調整後の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

適格分割等の別：適格分割・適格現物出資
適格分割等の日：　・　・
分割承継法人等の名称：

当該法人の事業年度又は連結事業年度	区分	控除余裕額					控除限度額を超える外国税額				
		当該法人の控除余裕額	当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額	②のうち分割承継法人等に移転する事業に係る部分の金額	①のうちないものとされる金額 ①×③/②	当該法人の調整後の控除余裕額 ①－④	当該法人の控除限度額を超える外国税額	当該法人の外国の法人税等の額	⑦のうち分割承継法人等に移転する事業に係る部分の金額	⑥のうちないものとされる金額 ⑥×⑧/⑦	当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額 ⑥－⑨
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
・　・ ・　・	国税	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	道府県民税										
	市町村民税										
・　・ ・　・	国税										
	道府県民税										
	市町村民税										
・　・ ・　・	国税										
	道府県民税										
	市町村民税										
・　・ ・　・	国税										
	道府県民税										
	市町村民税										
・　・ ・　・	国税										
	道府県民税										
	市町村民税										
・　・ ・　・	国税										
	道府県民税										
	市町村民税										

第七号の二様式別表四（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）［別紙七十四］

適格分割等に係る分割法人等の調整後の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

適格分割等の別：適格分割・適格現物出資
適格分割等の日：　・　・
分割承継法人等の名称：

当該法人の事業年度又は連結事業年度	区分	控除余裕額					控除限度額を超える外国税額				
		当該法人の控除余裕額	当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額	②のうち分割承継法人等に移転する事業に係る部分の金額	①のうちないものとされる金額 ①×③/②	当該法人の調整後の控除余裕額 ①－④	当該法人の控除限度額を超える外国税額	当該法人の外国の法人税等の額	⑦のうち分割承継法人等に移転する事業に係る部分の金額	⑥のうちないものとされる金額 ⑥×⑧/⑦	当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額 ⑥－⑨
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
・　・ ・　・	国税	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	道府県民税										
	市町村民税										
・　・ ・　・	国税										
	道府県民税										
	市町村民税										
・　・ ・　・	国税										
	道府県民税										
	市町村民税										
・　・ ・　・	国税										
	道府県民税										
	市町村民税										
・　・ ・　・	国税										
	道府県民税										
	市町村民税										
・　・ ・　・	国税										
	道府県民税										
	市町村民税										

適格合併等に係る合併法人等の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の計算に関する明細書（その１）

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額のうち当該法人のものとみなされる金額の計算

適格組織再編成の別：適格合併・適格分割・適格現物出資

適格組織再編成の日：　・　・

被合併法人等の名称：

被合併法人等の事業年度又は連結事業年度	被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額	分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額	②のうち当該法人が移転を受ける事業に係る部分の金額	当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額 ①又は①×③/②
	①	②	③	④
・　・ ・　・	円	円	円	円
・　・ ・　・				
・　・ ・　・				
・　・ ・　・				
・　・ ・　・				
・　・ ・　・				
・　・ ・　・				

当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の計算

当該法人の事業年度又は連結事業年度	当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額（前期の第7号の2様式（その1）の⑰）	当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額 ④	当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 ⑤＋⑥
	⑤	⑥	⑦
・　・ ・　・	円	円	円
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			

適格合併等に係る合併法人等の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の計算に関する明細書（その１）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額のうち当該法人のものとみなされる金額の計算

適格組織再編成の別：適格合併・適格分割・適格現物出資

適格組織再編成の日：　・　・

被合併法人等の名称：

被合併法人等の事業年度又は連結事業年度	被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額	分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額	②のうち当該法人が移転を受ける事業に係る部分の金額	当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額 ①又は①×③/②
	①	②	③	④
・　・ ・　・	円	円	円	円
・　・ ・　・				
・　・ ・　・				
・　・ ・　・				
・　・ ・　・				
・　・ ・　・				
・　・ ・　・				

当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の計算

当該法人の事業年度又は連結事業年度	当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額（前期の第7号の2様式（その1）の⑰）	当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額 ④	当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 ⑤＋⑥
	⑤	⑥	⑦
・　・ ・　・	円	円	円
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			

適格合併等に係る合併法人等の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の計算に関する明細書（その２）

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額のうち当該法人のものとみなされる金額の計算

適格組織再編成の別：適格合併・適格分割・適格現物出資

適格組織再編成の日：　・　・

被合併法人等の名称：

被合併法人等の事業年度又は連結事業年度	被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額	分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額	②のうち当該法人が移転を受ける事業に係る部分の金額	当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額 ①又は①×③/②
	①	②	③	④
・　・ ・　・	道府県民税 円 市町村民税	円	円	道府県民税 円 市町村民税
・　・ ・　・	道府県民税 市町村民税			道府県民税 市町村民税
・　・ ・　・	道府県民税 市町村民税			道府県民税 市町村民税
・　・ ・　・	道府県民税 市町村民税			道府県民税 市町村民税
・　・ ・　・	道府県民税 市町村民税			道府県民税 市町村民税
・　・ ・　・	道府県民税 市町村民税			道府県民税 市町村民税

当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の計算

当該法人の事業年度又は連結事業年度	当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額（前期の第７号の２様式(その２)の⑱）	当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額 ④	当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 ⑤＋⑥
	⑤	⑥	⑦
・　・ ・　・	道府県民税 円 市町村民税	円	円
・　・ ・　・	道府県民税 市町村民税		
・　・ ・　・	道府県民税 市町村民税		
・　・ ・　・	道府県民税 市町村民税		
・　・ ・　・	道府県民税 市町村民税		
・　・ ・　・	道府県民税 市町村民税		

適格合併等に係る合併法人等の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の計算に関する明細書（その２）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額のうち当該法人のものとみなされる金額の計算

適格組織再編成の別：適格合併・適格分割・適格現物出資

適格組織再編成の日：　・　・

被合併法人等の名称：

被合併法人等の事業年度又は連結事業年度		被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額	分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額	②のうち当該法人が移転を受ける事業に係る部分の金額		当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額 ①又は①×③/②
		①	②	③		④
・　・ ・　・	道府県民税	円	円	円	道府県民税	円
	市町村民税				市町村民税	
・　・ ・　・	道府県民税				道府県民税	
	市町村民税				市町村民税	
・　・ ・　・	道府県民税				道府県民税	
	市町村民税				市町村民税	
・　・ ・　・	道府県民税				道府県民税	
	市町村民税				市町村民税	
・　・ ・　・	道府県民税				道府県民税	
	市町村民税				市町村民税	
・　・ ・　・	道府県民税				道府県民税	
	市町村民税				市町村民税	
・　・ ・　・	道府県民税				道府県民税	
	市町村民税				市町村民税	

当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の計算

当該法人の事業年度又は連結事業年度		当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額（前期の第７号の２様式(その２)の⑱）	当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額 ④	当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 ⑤＋⑥
		⑤	⑥	⑦
・　・ ・　・	道府県民税	円	円	円
	市町村民税			
・　・ ・　・	道府県民税			
	市町村民税			
・　・ ・　・	道府県民税			
	市町村民税			
・　・ ・　・	道府県民税			
	市町村民税			
・　・ ・　・	道府県民税			
	市町村民税			
・　・ ・　・	道府県民税			
	市町村民税			

適格分割等に係る分割法人等の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の計算に関する明細書（その１）

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

適格分割等の別：適格分割・適格現物出資
適格分割等の日：　・　・
分割承継法人等の名称：

当該法人の事業年度又は連結事業年度	当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額	当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額	②のうち分割承継法人等に移転する事業に係る部分の金額	①のうちないものとされる金額 ①×③/②	当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 ①－④
	①	②	③	④	⑤
・　・ ・　・	円	円	円	円	円
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					

適格分割等に係る分割法人等の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の計算に関する明細書（その１）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

適格分割等の別：適格分割・適格現物出資
適格分割等の日：　・　・
分割承継法人等の名称：

当該法人の事業年度又は連結事業年度	当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額	当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額	②のうち分割承継法人等に移転する事業に係る部分の金額	①のうちないものとされる金額 ①×③/②	当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 ①－④
	①	②	③	④	⑤
・　・ ・　・	円	円	円	円	円
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					

適格分割等に係る分割法人等の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の計算に関する明細書（その２）

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

適格分割等の別：適格分割・適格現物出資

適格分割等の日：　・　・

分割承継法人等の名称：

当該法人の事業年度又は連結事業年度	当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額		当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額	②のうち分割承継法人等に移転する事業に係る部分の金額	①のうちないものとされる金額 ①×③/②		当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 ①−④
	①		②	③	④		⑤
・　・ ・　・	道府県税	円	円	円	道府県税	円	円
	市町村税				市町村税		
・　・ ・　・	道府県税				道府県税		
	市町村税				市町村税		
・　・ ・　・	道府県税				道府県税		
	市町村税				市町村税		
・　・ ・　・	道府県税				道府県税		
	市町村税				市町村税		
・　・ ・　・	道府県税				道府県税		
	市町村税				市町村税		
・　・ ・　・	道府県税				道府県税		
	市町村税				市町村税		

適格分割等に係る分割法人等の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の計算に関する明細書（その２）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

適格分割等の別：適格分割・適格現物出資

適格分割等の日：　・　・

分割承継法人等の名称：

当該法人の事業年度又は連結事業年度	当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額		当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額	②のうち分割承継法人等に移転する事業に係る部分の金額	①のうちないものとされる金額 ①×③/②		当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 ①−④
	①		②	③	④		⑤
・　・ ・　・	道府県税	円	円	円	道府県税	円	円
	市町村税				市町村税		
・　・ ・　・	道府県税				道府県税		
	市町村税				市町村税		
・　・ ・　・	道府県税				道府県税		
	市町村税				市町村税		
・　・ ・　・	道府県税				道府県税		
	市町村税				市町村税		
・　・ ・　・	道府県税				道府県税		
	市町村税				市町村税		
・　・ ・　・	道府県税				道府県税		
	市町村税				市町村税		

第七号の三様式（用紙日本産業規格Ａ４）（附則第二条の六・第二条の六の二・第三条関係）［別紙八十三］

特定寄附金を支出した場合の税額控除の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

1. 特定寄附金に関する明細

支出した特定寄附金	寄附した年月日	寄附先	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の事業名	特定寄附金の額
				円
①				
計			②	

2. 特定寄附金額の按分の計算

適用する事業税の分割基準	1. 従業者数 2. 固定資産の価額	3. 事務所又は事業所数 4. 軌道の延長キロメートル数	5. 電線路の電力の容量

	事業税		道府県民税・都民税	
	分割基準（単位＝　）（イ）	按分後の特定寄附金の額（ロ）	従業者の数（単位＝　人）（ハ）	按分後の特定寄附金の額（ニ）
本都道府県分 ③		円		円
③のうち東京都特別区分 ④				
③のうち東京都市町村分 ⑤				
合計 ⑥				

3. 特定寄附金税額控除額の計算

事業税		
特定寄附金の額 ②又は③の（ロ）	⑦	円
控除額 ⑦×20／100	⑧	
控除対象事業税額 第6号様式㊵、第6号様式（その2）㊽又は第6号様式（その3）㊹	⑨	00
税額控除上限額 ⑨×20／100	⑩	
控除額 ⑧と⑩のうち少ない額	⑪	

道府県民税・都民税			
特定寄附金の額 ②又は③の（ニ）		⑫	円
控除額 ⑫×5.7／100又は⑮＋⑰		⑬	
東京都に申告する場合の⑬の計算	特別区分 特定寄附金の額 ②、③の（ニ）又は④の（ニ）	⑭	
	特別区分 控除額 ⑭×40／100	⑮	
	市町村分 特定寄附金の額 ②、③の（ニ）又は⑤の（ニ）	⑯	
	市町村分 控除額 ⑯×5.7／100	⑰	
控除対象法人税割額（第6号様式⑦、第6号様式（その2）⑦又は第6号様式（その3）⑦）－第6号の2様式③		⑱	
税額控除上限額 ⑱×20／100		⑲	
控除額 ⑬と⑲のうち少ない額		⑳	

（東京都の場合）

第七号の三様式（用紙日本産業規格Ａ４）（附則第二条の六・第二条の六の二・第三条関係）［別紙八十四］

特定寄附金を支出した場合の税額控除の計算に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

1. 特定寄附金に関する明細

支出した特定寄附金 ①	寄附した年月日	寄附先	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の事業名	特定寄附金の額
				円
計			②	

2. 特定寄附金額の按分の計算

適用する事業税の分割基準	1. 従業者数 2. 固定資産の価額	3. 事務所又は事業所数 4. 軌道の延長キロメートル数	5. 電線路の電力の容量

	事業税		道府県民税・都民税	
	分割基準（単位＝　）（イ）	按分後の特定寄附金の額（ロ）	従業者の数（単位＝　人）（ハ）	按分後の特定寄附金の額（ニ）
本都道府県分 ③		円		円
③のうち東京都特別区分 ④				
③のうち東京都市町村分 ⑤				
合計 ⑥				

3. 特定寄附金税額控除額の計算

事業税		
特定寄附金の額 ②又は③の（ロ）	⑦	円
控除額 ⑦×20／100	⑧	
控除対象事業税額 第6号様式㊵、第6号様式（その2）㊽又は第6号様式（その3）㊹	⑨	00
税額控除上限額 ⑨×20／100	⑩	
控除額 ⑧と⑩のうち少ない額	⑪	

道府県民税・都民税			
特定寄附金の額 ②又は③の（ニ）		⑫	円
控除額 ⑫×5.7／100又は⑮＋⑰		⑬	
東京都に申告する場合の⑬の計算	特別区分 特定寄附金の額 ②、③の（ニ）又は④の（ニ）	⑭	
	特別区分 控除額 ⑭×40／100	⑮	
	市町村分 特定寄附金の額 ②、③の（ニ）又は⑤の（ニ）	⑯	
	市町村分 控除額 ⑯×5.7／100	⑰	
控除対象法人税割額（第6号様式⑦、第6号様式（その2）⑦又は第6号様式（その3）⑦）－第6号の2様式③		⑱	
税額控除上限額 ⑱×20／100		⑲	
控除額 ⑬と⑲のうち少ない額		⑳	

（東京都の場合）

第十号様式（用紙日本産業規格A4）（第三条・第五条・第十条の二関係）［別紙八十五］

法人名		課税標準の分割に関する明細書(その1)	事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・

事業税（法第72条の2第1項 第1号・第2号・第3号・第4号 に掲げる事業）			道府県民税		
課税標準の総額	所得金額	年400万円以下の金額 ⑥	円	課税標準の総額	法人税法の規定によって計算した法人税額 ①	（　円）
		年400万円を超え年800万円以下の金額又は年400万円を超える金額 ⑦			試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額 ②	
		年800万円を超える金額 ⑧			還付法人税額等の控除額 ③	
		計 ⑥+⑦+⑧ ⑨			退職年金等積立金に係る法人税額 ④	
		軽減税率不適用法人の金額 ⑩			差引計 ①+②−③+④ ⑤	
	付加価値額 ⑪					
	資本金等の額 ⑫					
	収入金額 ⑬					

適用する事業税の分割基準	1．従業者数　2．固定資産の価額　3．事務所又は事業所数　4．軌道の延長キロメートル数　5．電線路の電力の容量

事務所又は事業所	事業税								道府県民税	
名称及び所在地	分割基準（単位＝）	分割課税標準額							分割基準（単位＝人）	分割課税標準額
		年400万円以下の所得金額 ⑭	年400万円を超え年800万円以下の所得金額又は特別法人の年400万円を超える所得金額 ⑮	年800万円を超える所得金額又は軽減税率不適用法人の所得金額 ⑯	計 ⑭+⑮+⑯ ⑰	付加価値額 ⑱	資本金等の額 ⑲	収入金額 ⑳		分割課税標準額 ㉑
	（　）	円	円	円	円	円	円	円		円
	（　）									
	（　）									
	（　）									
	（　）									
	（　）									
	（　）									
合計										

第十号様式（その2）（用紙日本産業規格A4）（第三条・第五条・第十条の二関係）

法人名		課税標準の分割に関する明細書(その2)	事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・

事務所又は事業所	事業税								道府県民税	
名称及び所在地	分割基準（単位＝　）	分割課税標準額							分割基準（単位＝人）	分割課税標準額
		年400万円以下の所得金額 ⑭	年400万円を超え年800万円以下の所得金額又は特別法人の年400万円を超える所得金額 ⑮	年800万円を超える所得金額又は軽減税率不適用法人の所得金額 ⑯	計 ⑭＋⑮＋⑯ ⑰	付加価値額 ⑱	資本金等の額 ⑲	収入金額 ⑳		㉑
	（　）	円	円	円	円	円	円	円		円
	（　）									
	（　）									
	（　）									
	（　）									
	（　）									
	（　）									
	（　）									
	（　）									
	（　）									
	（　）									
	（　）									
	（　）									
	（　）									
	（　）									
	（　）									
	（　）									
	（　）									
	（　）									
	（　）									
合計										

第十号様式（用紙日本産業規格A4）（第三条・第五条・第十条の二関係）［別紙八十六］

法人名		課税標準の分割に関する明細書(その1)	事業年度	・　・ ・　・

事業税（法第72条の2第1項 第1号・第2号・第3号・第4号 に掲げる事業）			
課税標準の総額	所得金額	年400万円以下の金額 ⑥	円
		年400万円を超え年800万円以下の金額又は年400万円を超える金額 ⑦	
		年800万円を超える金額 ⑧	
		計 ⑥+⑦+⑧ ⑨	
		軽減税率不適用法人の金額 ⑩	
	付加価値額 ⑪		
	資本金等の額 ⑫		
	収入金額 ⑬		

道府県民税		
課税標準の総額	法人税法の規定によって計算した法人税額 ①	円（　　）
	試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額 ②	
	還付法人税額等の控除額 ③	
	退職年金等積立金に係る法人税額 ④	
	差引計 ①+②−③+④ ⑤	

適用する事業税の分割基準	1．従業者数　2．固定資産の価額　3．事務所又は事業所数　4．軌道の延長キロメートル数　5．電線路の電力の容量

事務所又は事業所	事業税								道府県民税	
名称及び所在地	分割基準（単位＝）	分割課税標準額							分割基準（単位＝人）	分割課税標準額
		年400万円以下の所得金額 ⑭	年400万円を超え年800万円以下の所得金額又は特別法人の年400万円を超える所得金額 ⑮	年800万円を超える所得金額又は軽減税率不適用法人の所得金額 ⑯	計 ⑭+⑮+⑯ ⑰	付加価値額 ⑱	資本金等の額 ⑲	収入金額 ⑳		分割課税標準額 ㉑
	（　）	円	円	円	円	円	円	円		円
	（　）									
	（　）									
	（　）									
	（　）									
	（　）									
	（　）									
合計										

第十号様式（その2）（用紙日本産業規格A4）（第三条・第五条・第十条の二関係）

法人名		課税標準の分割に関する明細書(その2)	事業年度	・　・ ・　・

事務所又は事業所	事業税								道府県民税	
名称及び所在地	分割基準（単位＝　）	分割課税標準額							分割基準（単位＝人）	分割課税標準額㉑
		年400万円以下の所得金額⑭	年400万円を超え年800万円以下の所得金額又は特別法人の年400万円を超える所得金額⑮	年800万円を超える所得金額又は軽減税率不適用法人の所得金額⑯	計⑭＋⑮＋⑯⑰	付加価値額⑱	資本金等の額⑲	収入金額⑳		
	（　）	円	円	円	円	円	円	円		円
	（　）									
	（　）									
	（　）									
	（　）									
	（　）									
	（　）									
	（　）									
	（　）									
	（　）									
	（　）									
	（　）									
	（　）									
	（　）									
	（　）									
	（　）									
	（　）									
	（　）									
	（　）									
	（　）									
合計										

第十号の三様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第六条の五関係）［別紙八十七］

更　正　請　求　書

受付印

令和　　年　　月　　日 殿	※処理事項	発信年月日				
		通信日付印	確認			

所在地及び電話番号	（電話　　）
（ふりがな） 法人名及び法人番号	（法人番号）
（ふりがな） 代表者氏名	

地方税法第　　条　　の規定に基づき、次のとおり更正の請求をします。

更正の請求の対象となる事業年度又は連結事業年度			・　・　から　・　・　まで	
摘要			更正の請求前	更正の請求後
道府県民税	課税標準等		円	円
	税額等			
事業税（法第72条の2第1項第1・2・3・4号に掲げる事業）	課税標準等	所得等		
		付加価値額		
		資本金等の額		
		収入金額		
		欠損金額等		
	税額等			
特別法人事業税	課税標準	基準法人所得割額		
		基準法人収入割額		
	税額等			
法第20条の9の3第1項の更正の請求の場合			法定納期限	・　・
法第20条の9の3第2項の更正の請求の場合			第1号の判決等の確定日	・　・
			第2号の更正・決定等のあった日	・　・
			第3号の政令で定める理由の生じた日	・　・
法第53条の2の更正の請求の場合			国の税務官署の更正の通知日	・　・
法第72条の33の更正の請求の場合			修正申告書の提出日	・　・
			更正・決定の通知を受けた日	・　・
			国の税務官署の更正・決定の通知日	・　・
更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項				
連結親法人の本店所在地及び電話番号			（電話　　）	
（ふりがな） 連結親法人の名称及び法人番号			（法人番号）	
還付を受けようとする金融機関及び支払方法			銀行　　支店　口座番号（普通・当座）	
関与税理士署名			（電話　　）	

第十号の三様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第六条の五関係）［別紙八十八］

更　正　請　求　書

受付印 令和　　年　　月　　日 殿	※処理事項	発信年月日				
		通信日付印	確認			

所在地及び電話番号	（電話　　）
（ふりがな） 法人名及び法人番号	（法人番号）
（ふりがな） 代表者氏名	

地方税法第　　条　　の規定に基づき、次のとおり更正の請求をします。

更正の請求の対象となる事業年度			・　・　から　・　・　まで	
摘要			更正の請求前	更正の請求後
道府県民税	課税標準等		円	円
	税額等			
事業税（法第72条の2第1項第1号・第2号・第3号・第4号に掲げる事業）	課税標準等	所得等		
		付加価値額		
		資本金等の額		
		収入金額		
		欠損金額等		
	税額等			
特別法人事業税	課税標準	基準法人所得割額		
		基準法人収入割額		
	税額等			
法第20条の9の3第1項の更正の請求の場合			法定納期限	・　・
法第20条の9の3第2項の更正の請求の場合			第1号の判決等の確定日	・　・
			第2号の更正・決定等のあった日	・　・
			第3号の政令で定める理由の生じた日	・　・
法第53条の2の更正の請求の場合			国の税務官署の更正の通知日	・　・
法第72条の33の更正の請求の場合			修正申告書の提出日	・　・
			更正・決定の通知を受けた日	・　・
			国の税務官署の更正・決定の通知日	・　・
更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項				
還付を受けようとする金融機関及び支払方法			銀行　　支店　口座番号（普通・当座）	
関与税理士署名			（電話　　）	

第十号の四様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第六条の五関係）［別紙八十九］

更　正　請　求　書

受付印

令和　　年　　月　　日 殿	※処理事項	発信年月日				
		通信日付印	確認			

所在地及び電話番号	（電話　　）
（ふりがな） 法人名及び法人番号	（法人番号）
（ふりがな） 代表者氏名	

地方税法第　　条　　の規定に基づき、次のとおり更正の請求をします。

更正の請求の対象となる事業年度又は連結事業年度	・　・　から　・　・　まで	
摘　　要	更正の請求前	更正の請求後
課税標準等	円	円
税額等		
法第20条の９の３第１項の更正の請求の場合	法定納期限	・　・
法第20条の９の３第２項の更正の請求の場合	第１号の判決等の確定日	・　・
	第２号の更正・決定等のあった日	・　・
	第３号の政令で定める理由の生じた日	・　・
法第321条の８の２の更正の請求の場合	国の税務官署の更正の通知日	・　・
更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項		
連結親法人の本店所在地及び電話番号	（電話　　）	
（ふりがな） 連結親法人の名称及び法人番号	（法人番号）	
還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行　　支店　口座番号（普通・当座）	
関与税理士署名	（電話　　）	

第十号の四様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第六条の五関係）［別紙九十］

更　正　請　求　書

受付印 令和　　年　　月　　日 殿	※処理事項	発信年月日				
		通信日付印	確認			

所在地及び電話番号	（電話　　）
（ふりがな） 法人名及び法人番号	（法人番号）
（ふりがな） 代表者氏名	

地方税法第　　条　　の規定に基づき、次のとおり更正の請求をします。

更正の請求の対象となる事業年度	・　・　から　・　・　まで	
摘要	更正の請求前	更正の請求後
課税標準等	円	円
税額等		
法第20条の９の３第１項の更正の請求の場合	法定納期限	・　・
法第20条の９の３第２項の更正の請求の場合	第１号の判決等の確定日	・　・
	第２号の更正・決定等のあった日	・　・
	第３号の政令で定める理由の生じた日	・　・
法第321条の８の２の更正の請求の場合	国の税務官署の更正の通知日	・　・
更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項		
還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行　　支店　口座番号（普通・当座）	
関与税理士署名	（電話　　）	

第十号の五様式（第三条の四・第五条の二の三・地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和二年総務省令第九十四号）による改正前の地方税法施行規則第三条の四の三・第五条の四関係）［別紙九十二］

徴収猶予の申請書

※処理事項	発信年月日	通信日付印	確認	整理番号	事務所	区分	管理番号	申請区分

受付印

年　月　日

殿

相互協議申立て年月日	年　月　日	法人番号

所在地（本県が支店等の場合は本店所在地と併記）	（電話　　）	相手国等に相互協議申立てを行っている場合 □	
		（ふりがな）法人名	

地方税法 第55条の2第1項・第72条の39の2第1項
令和2年旧地方税法 第55条の4第1項・第72条の39の4第1項 の規定により、下記のとおり徴収猶予を申請します。

	事業年度又は連結事業年度	納期限	道府県民税		事業税・特別法人事業税				
			法人税割額	延滞金額	所得割額又は特別法人事業税額	付加価値割額		加算金額	延滞金額
納付すべき金額			円	法律による金額　円	円	円		円	法律による金額　円
			円	法律による金額　円	円	円		円	法律による金額　円
			円	法律による金額　円	円	円		円	法律による金額　円
			円	法律による金額　円	円	円		円	法律による金額　円
			円	法律による金額　円	円	円		円	法律による金額　円
			円	法律による金額　円	円	円		円	法律による金額　円
			円	法律による金額　円	円	円		円	法律による金額　円

	事業年度又は連結事業年度	納期限	道府県民税		事業税・特別法人事業税				
			法人税割額	延滞金額	所得割額又は特別法人事業税額	付加価値割額		加算金額	延滞金額
上記のうち猶予を受けようとする金額			円	法律による金額　円	円	円		円	法律による金額　円
			円	法律による金額　円	円	円		円	法律による金額　円
			円	法律による金額　円	円	円		円	法律による金額　円
			円	法律による金額　円	円	円		円	法律による金額　円
			円	法律による金額　円	円	円		円	法律による金額　円
			円	法律による金額　円	円	円		円	法律による金額　円
			円	法律による金額　円	円	円		円	法律による金額　円

担保	

第十号の五様式（第三条の四・第五条の二の三関係）［別紙九十二］

徴収猶予の申請書

※処理事項	発信年月日	通信日付印	確認	整理番号	事務所	区分	管理番号	申請区分

受付印

年　月　日

殿

相互協議申立て年月日	年　月　日	法人番号

所在地（本店が支店等の場合は本店所在地と併記）	相手国等に相互協議申立てを行っている場合 □
（電話　　）	（ふりがな） 法人名

地方税法 第55条の2第1項・第72条の39の2第1項 の規定により、下記のとおり徴収猶予を申請します。

納付すべき金額	事業年度	納期限	道府県民税		事業税・特別法人事業税				
			法人税割額	延滞金額	所得割額又は特別法人事業税額	付加価値割額		加算金額	延滞金額
			円	法律による金額　円	円	円		円	法律による金額　円
			円	法律による金額　円	円	円		円	法律による金額　円
			円	法律による金額　円	円	円		円	法律による金額　円
			円	法律による金額　円	円	円		円	法律による金額　円
			円	法律による金額　円	円	円		円	法律による金額　円
			円	法律による金額　円	円	円		円	法律による金額　円
			円	法律による金額　円	円	円		円	法律による金額　円

上記のうち猶予を受けようとする金額	事業年度	納期限	道府県民税		事業税・特別法人事業税				
			法人税割額	延滞金額	所得割額又は特別法人事業税額	付加価値割額		加算金額	延滞金額
			円	法律による金額　円	円	円		円	法律による金額　円
			円	法律による金額　円	円	円		円	法律による金額　円
			円	法律による金額　円	円	円		円	法律による金額　円
			円	法律による金額　円	円	円		円	法律による金額　円
			円	法律による金額　円	円	円		円	法律による金額　円
			円	法律による金額　円	円	円		円	法律による金額　円
			円	法律による金額　円	円	円		円	法律による金額　円

担保	

第十二号の二様式（用紙縦百七十八ミリメートル横八十五ミリメートル）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［別紙九十三］

（第一片）

法人 道府県民税 事業税 特別法人事業税 領収証書（公）

都道府県コード	都道府県	口座番号	加入者

所在地及び法人名

年度	※処理事項	管理番号

事業年度又は連結事業年度	申告区分
・ ・ から ・ ・ まで	中間 予定 確定 修正 更正 決定 その他（ ）

			百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
法人道府県民税	法人税割額	01											
	均等割額	02											
	延滞金	03											
	計	04											
法人事業税・特別法人事業税	所得割額	05											
	付加価値割額	06											
	資本割額	07											
	収入割額	08											
	特別法人事業税額	09											
	計（05～09）	10											
	延滞金	11											
	過少申告加算金	12											
	不申告加算金	13											
	重加算金	14											
	計（10～14）	15											
合計額		16											

納期限	年 月 日	領収日付印
課税事務所		

上記のとおり領収しました。（納税者保管）

◎この納付書は、３枚１組の複写式となっていますので、切り離さずに提出してください。

（第二片）

法人 道府県民税 事業税 特別法人事業税 納付書（公）

都道府県コード	都道府県	口座番号	加入者

所在地及び法人名

年度	※処理事項	管理番号

事業年度又は連結事業年度	申告区分
・ ・ から ・ ・ まで	中間 予定 確定 修正 更正 決定 その他（ ）

			百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
法人道府県民税	法人税割額	01											
	均等割額	02											
	延滞金	03											
	計	04											
法人事業税・特別法人事業税	所得割額	05											
	付加価値割額	06											
	資本割額	07											
	収入割額	08											
	特別法人事業税額	09											
	計（05～09）	10											
	延滞金	11											
	過少申告加算金	12											
	不申告加算金	13											
	重加算金	14											
	計（10～14）	15											
合計額		16											

納期限	年 月 日	領収日付印
課税事務所		
日計	口	
	円	

上記のとおり納付します。（金融機関又は郵便局保管）

（第三片）

法人 道府県民税 事業税 特別法人事業税 領収済通知書（公）

都道府県コード	都道府県	口座番号	加入者

所在地及び法人名

年度	※処理事項	管理番号

事業年度又は連結事業年度	申告区分
・ ・ から ・ ・ まで	中間 予定 確定 修正 更正 決定 その他（ ）

			百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
法人道府県民税	法人税割額	01											
	均等割額	02											
	延滞金	03											
	計	04											
法人事業税・特別法人事業税	所得割額	05											
	付加価値割額	06											
	資本割額	07											
	収入割額	08											
	特別法人事業税額	09											
	計（05～09）	10											
	延滞金	11											
	過少申告加算金	12											
	不申告加算金	13											
	重加算金	14											
	計（10～14）	15											
合計額		16											

納期限	年 月 日	領収日付印
課税事務所		
指定金融機関名（取りまとめ店）		
取りまとめ局		

上記のとおり通知します。（都道府県保管）

第十二号の二様式（用紙縦百七十八ミリメートル横八十五ミリメートル）（第三条・第五条・第十条の二関係）

（第一片）［別紙九十四］

法人道府県民税事業税特別法人事業税領収証書㊞

都道府県コード

都道府県	口座番号	加入者

所在地及び法人名

年度	※処理事項	管理番号

事業年度（算定期間）　・　・　から　・　・　まで

申告区分　中間予定　確定　修正　更正　決定　その他（　　）

			百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
法人道府県民税	法人税割額	01											
	均等割額	02											
	延滞金	03											
	計	04											
法人事業税・特別法人事業税	所得割額	05											
	付加価値割額	06											
	資本割額	07											
	収入割額	08											
	特別法人事業税額	09											
	計（05～09）	10											
	延滞金	11											
	過少申告加算金	12											
	不申告加算金	13											
	重加算金	14											
	計（10～14）	15											
合計額		16											

納期限	年　月　日	領収日付印
課税事務所		
指定金融機関名（取りまとめ店）		
取りまとめ局		

上記のとおり領収しました。（納税者保管）

◎この納付書は、３枚１組の複写式となっていますので、切り離さずに提出してください。

（第二片）

法人道府県民税事業税特別法人事業税納付書㊞

都道府県コード

都道府県	口座番号	加入者

所在地及び法人名

年度	※処理事項	管理番号

事業年度（算定期間）　・　・　から　・　・　まで

申告区分　中間予定　確定　修正　更正　決定　その他（　　）

			百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
法人道府県民税	法人税割額	01											
	均等割額	02											
	延滞金	03											
	計	04											
法人事業税・特別法人事業税	所得割額	05											
	付加価値割額	06											
	資本割額	07											
	収入割額	08											
	特別法人事業税額	09											
	計（05～09）	10											
	延滞金	11											
	過少申告加算金	12											
	不申告加算金	13											
	重加算金	14											
	計（10～14）	15											
合計額		16											

納期限	年　月　日	領収日付印
課税事務所		
日計	口	
	円	

上記のとおり納付します。（金融機関又は郵便局保管）

（第三片）

法人道府県民税事業税特別法人事業税領収済通知書㊞

都道府県コード

都道府県	口座番号	加入者

所在地及び法人名

年度	※処理事項	管理番号

事業年度（算定期間）　・　・　から　・　・　まで

申告区分　中間予定　確定　修正　更正　決定　その他（　　）

			百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
法人道府県民税	法人税割額	01											
	均等割額	02											
	延滞金	03											
	計	04											
法人事業税・特別法人事業税	所得割額	05											
	付加価値割額	06											
	資本割額	07											
	収入割額	08											
	特別法人事業税額	09											
	計（05～09）	10											
	延滞金	11											
	過少申告加算金	12											
	不申告加算金	13											
	重加算金	14											
	計（10～14）	15											
合計額		16											

納期限	年　月　日	領収日付印
課税事務所		
指定金融機関名（取りまとめ店）		
取りまとめ局		

上記のとおり通知します。（都道府県保管）

第十二号の二の二様式（用紙縦百七十八ミリメートル横八十五ミリメートル）（第三十八条関係）

（第一片）［別紙九十五］

法人道府県民税 事業税 特別法人事業税 領収証書 公

都道府県コード	都道府県	口座番号	加入者

所在地及び法人名

第三片の当該箇所にeL－QRが印字されているため、この箇所は使用しないこと。

eL番号：

年度	※処理事項	管理番号

事業年度又は連結事業年度	申告区分
・・から ・・まで	中間 予定 確定 修正 更正 決定 その他（　　）

			百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
法人道府県民税	法人税割額	01											
	均等割額	02											
	延滞金	03											
	計	04											
法人事業税・特別法人事業税	所得割額	05											
	付加価値割額	06											
	資本割額	07											
	収入割額	08											
	特別法人事業税額	09											
	計（05～09）	10											
	延滞金	11											
	過少申告加算金	12											
	不申告加算金	13											
	重加算金	14											
	計（10～14）	15											
合計額		16											

納期限	年　月　日	領収日付印
課税事務所		
指定金融機関名（取りまとめ店）		
取りまとめ局		

上記のとおり領収しました。（納税者保管）

◎この納付書は、３枚１組の複写式となっていますので、切り離さずに提出してください。

（第二片）

法人道府県民税 事業税 特別法人事業税 納付書 公

都道府県コード	都道府県	口座番号	加入者

所在地及び法人名

第三片の当該箇所にeL－QRが印字されているため、この箇所は使用しないこと。

eL番号：

年度	※処理事項	管理番号

事業年度又は連結事業年度	申告区分
・・から ・・まで	中間 予定 確定 修正 更正 決定 その他（　　）

			百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
法人道府県民税	法人税割額	01											
	均等割額	02											
	延滞金	03											
	計	04											
法人事業税・特別法人事業税	所得割額	05											
	付加価値割額	06											
	資本割額	07											
	収入割額	08											
	特別法人事業税額	09											
	計（05～09）	10											
	延滞金	11											
	過少申告加算金	12											
	不申告加算金	13											
	重加算金	14											
	計（10～14）	15											
合計額		16											

納期限	年　月　日	領収日付印
課税事務所		
日計	口 円	

上記のとおり納付します。（金融機関又は郵便局保管）

（第三片）

法人道府県民税 事業税 特別法人事業税 領収済通知書 公 eL

都道府県コード	都道府県	口座番号	加入者

所在地及び法人名

eL番号：　　eL-QR

年度	※処理事項	管理番号

事業年度又は連結事業年度	申告区分
・・から ・・まで	中間 予定 確定 修正 更正 決定 その他（　　）

			百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
法人道府県民税	法人税割額	01											
	均等割額	02											
	延滞金	03											
	計	04											
法人事業税・特別法人事業税	所得割額	05											
	付加価値割額	06											
	資本割額	07											
	収入割額	08											
	特別法人事業税額	09											
	計（05～09）	10											
	延滞金	11											
	過少申告加算金	12											
	不申告加算金	13											
	重加算金	14											
	計（10～14）	15											
合計額		16											

納期限	年　月　日	領収日付印
課税事務所		
指定金融機関名（取りまとめ店）		
取りまとめ局		

上記のとおり通知します。（都道府県保管）

第十二号の二の二様式（用紙縦百七十八ミリメートル横八十五ミリメートル）（第三十八条関係）

（第一片）［別紙九十六］

都道府県コード

法人 道府県民税 事業税 特別法人事業税 領収証書 公

都道府県	口座番号	加入者

所在地及び法人名

第三片の当該箇所にeL－QRが印字されているため、この箇所は使用しないこと。

eL番号：

年度	※処理事項	管理番号

事業年度（算定期間）	申告区分
・・から ・・まで	中間 予定 確定 修正 更正 決定 その他（　）

			百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
法人道府県民税	法人税割額	01											
	均等割額	02											
	延滞金	03											
	計	04											
法人事業税・特別法人事業税	所得割額	05											
	付加価値割額	06											
	資本割額	07											
	収入割額	08											
	特別法人事業税額	09											
	計（05～09）	10											
	延滞金	11											
	過少申告加算金	12											
	不申告加算金	13											
	重加算金	14											
	計（10～14）	15											
合計額		16											

納期限	年　月　日	領収日付印
課税事務所		
指定金融機関名（取りまとめ店）		
取りまとめ局		

上記のとおり領収しました。（納税者保管）

◎この納付書は、３枚１組の複写式となっていますので、切り離さずに提出してください。

（第二片）

都道府県コード

法人 道府県民税 事業税 特別法人事業税 納付書 公

都道府県	口座番号	加入者

所在地及び法人名

第三片の当該箇所にeL－QRが印字されているため、この箇所は使用しないこと。

eL番号：

年度	※処理事項	管理番号

事業年度（算定期間）	申告区分
・・から ・・まで	中間 予定 確定 修正 更正 決定 その他（　）

			百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
法人道府県民税	法人税割額	01											
	均等割額	02											
	延滞金	03											
	計	04											
法人事業税・特別法人事業税	所得割額	05											
	付加価値割額	06											
	資本割額	07											
	収入割額	08											
	特別法人事業税額	09											
	計（05～09）	10											
	延滞金	11											
	過少申告加算金	12											
	不申告加算金	13											
	重加算金	14											
	計（10～14）	15											
合計額		16											

納期限	年　月　日	領収日付印
課税事務所		
日計	口	
	円	

上記のとおり納付します。（金融機関又は郵便局保管）

（第三片）

都道府県コード

法人 道府県民税 事業税 特別法人事業税 領収済通知書 公 el

都道府県	口座番号	加入者

所在地及び法人名

eL番号：　　eL-QR

年度	※処理事項	管理番号

事業年度（算定期間）	申告区分
・・から ・・まで	中間 予定 確定 修正 更正 決定 その他（　）

			百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
法人道府県民税	法人税割額	01											
	均等割額	02											
	延滞金	03											
	計	04											
法人事業税・特別法人事業税	所得割額	05											
	付加価値割額	06											
	資本割額	07											
	収入割額	08											
	特別法人事業税額	09											
	計（05～09）	10											
	延滞金	11											
	過少申告加算金	12											
	不申告加算金	13											
	重加算金	14											
	計（10～14）	15											
合計額		16											

納期限	年　月　日	領収日付印
課税事務所		
指定金融機関名（取りまとめ店）		
取りまとめ局		

上記のとおり通知します。（都道府県保管）

第二十号様式（提出用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第十条関係）［別紙九十七］

受付印

※処理事項	発信年月日	通信日付印	確認	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分

令和　　年　　月　　日

殿

法人番号	申告年月日
	年　月　日

所在地（本市町村が支店等の場合は本店所在地と併記）	（電話　　）	この申告の基礎	1. 法人税の令和　年　月　日の修正申告書の提出による。 2. 法人税の令和　年　月　日の更正・決定・再更正による。
(ふりがな) 法人名		事業種目	
		期末現在の資本金の額又は出資金の額	兆　十億　百万　千　円
		期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	
(ふりがな) 代表者氏名 / (ふりがな) 経理責任者氏名		期末現在の資本金等の額	

令和　年　月　日から令和　年　月　日までの 事業年度分又は連結事業年度分 の市町村民税の　　申告書 ※

摘要		課税標準	税率(100)	法人税割額 税額
（使途秘匿金税額等） 法人税法の規定によって計算した法人税額	①	十億 百万 千 円（　　）		
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②			
還付法人税額等の控除額	③			
退職年金等積立金に係る法人税額	④			
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額　①+②−③+④	⑤	000		十億 百万 千 円
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額　(⑤/㉓×㉔)	⑥	000		
市町村民税の特定寄附金税額控除額	⑦			
税額控除超過額相当額の加算額	⑧			
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	⑨			
外国の法人税等の額の控除額	⑩			
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑪			
差引法人税割額　⑤−⑦+⑧−⑨−⑩−⑪又は⑥−⑦+⑧−⑨−⑩−⑪	⑫			00
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑬			00
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑭			
この申告により納付すべき法人税割額　⑫−⑬−⑭	⑮			00
均等割額　算定期間中において事務所等を有していた月数	⑯	月　円×⑯/12		⑰ 00
均等割額　既に納付の確定した当期分の均等割額				⑱ 00
均等割額　この申告により納付すべき均等割額　⑰−⑱				⑲ 00
この申告により納付すべき市町村民税額　⑮+⑲				⑳ 00
⑳のうち見込納付額				㉑
差引　⑳−㉑				㉒

関与税理士名（　　）（電話　　）

当該市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等 名称	事務所、事業所又は寮等の所在地	分割基準 当該法人の全従業者数	左のうち当該市町村分の従業者数	当該市町村分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数
			人	人
合計		㉓ 人	㉔	㉕

指定都市に申告する場合の⑰の計算 区名	※区コード	月数	従業者数	均等割額
			人	円 00
				00
				00
				00
				00
				00
				00

決算確定の日	・　・	法人税の申告書の種類	青色・その他
解散の日	・　・		
残余財産の最後の分配又は引渡しの日	・　・	翌期の中間申告の要否	要・否
法人税の期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額	円		
この申告が中間申告の場合の計算期間	・　・ ・　・	法人税の申告期限の延長の処分の有無	有・無
還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行　　支店 口座番号（普通・当座）		
還付請求税額	十億 百万 千 円		
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額			

第二十号様式（提出用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第十条関係）［別紙九十八］

※処理事項	発信年月日	通信日付印	確認	整理番号	事務所区分	管理番号	申告区分

受付印

令和　　年　　月　　日

殿

法人番号	申告年月日
	年　月　日

所在地（本市町村が支店等の場合は本店所在地と併記）	（電話　　）	この申告の基礎	1. 法人税の令和　年　月　日の修正申告書の提出による。 2. 法人税の令和　年　月　日の更正・決定・再更正による。
（ふりがな） 法人名		事業種目	
		期末現在の資本金の額又は出資金の額	兆　十億　百万　千　円
		期末現在の資本準備金の額の合算額	
（ふりがな）代表者氏名	（ふりがな）経理責任者氏名	期末現在の資本金等の額	

令和　年　月　日から令和　年　月　日までの事業年度分の市町村民税の　　申告書　※

摘要		課税標準	法人税割額 税率（100）	法人税割額 税額
（使途秘匿金税額等） 法人税法の規定によって計算した法人税額	①	十億　百万　千　円（　）		
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②			
還付法人税額等の控除額	③			
退職年金等積立金に係る法人税額	④			
課税標準となる法人税額及びその法人税割額　①＋②－③＋④	⑤	000		十億　百万　千　円
２以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額及びその法人税割額　（⑤/㉓×㉔）	⑥	000		
市町村民税の特定寄附金税額控除額	⑦			
税額控除超過額相当額の加算額	⑧			
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額	⑨			
外国の法人税等の額の控除額	⑩			
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑪			
差引法人税割額　⑤－⑦＋⑧－⑨－⑩－⑪又は⑥－⑦＋⑧－⑨－⑩－⑪	⑫			00
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑬			00
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑭			
この申告により納付すべき法人税割額　⑫－⑬－⑭	⑮			00
均等割額　算定期間中において事務所等を有していた月数	⑯	月　円×⑯/12	⑰	00
均等割額　既に納付の確定した当期分の均等割額			⑱	00
均等割額　この申告により納付すべき均等割額　⑰－⑱			⑲	00
この申告により納付すべき市町村民税額　⑮＋⑲			⑳	00
⑳のうち見込納付額			㉑	
差引　⑳－㉑			㉒	

当該市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等 名称	事務所、事業所又は寮等の所在地	分割基準 当該法人の全従業者数	左のうち当該市町村分の従業者数	当該市町村分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数
			人	人
合計		㉓　人	㉔	㉕

指定都市に申告する場合の⑰の計算 区名	※区コード	月数	従業者数	均等割額
			人	円 00
				00
				00
				00
				00
				00
				00
				00

決算確定の日	・　・	法人税の申告書の種類	青色・その他
解散の日	・　・		
残余財産の最後の分配又は引渡しの日	・　・	翌期の中間申告の要否	要・否
法人税の期末現在の資本金等の額	円		
この申告が中間申告の場合の計算期間	・　・ ・　・	法人税の申告期限の延長の処分の有無	有・無
還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行　　支店 口座番号（普通・当座）		
還付請求税額	十億　百万　千　円		
法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額			

署	与	税	理	士	名

（電話　　）

第二十号様式（入力用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第十条関係）［別紙九十九］

1 整理番号	事務所区分	23 管理番号	申告区分
	A		

24 法人番号	申告年月日 42
	年 月 日

申告基礎	72	

11 B

期末現在の資本金の額又は出資金の額	41	
期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	42	
期末現在の資本金等の額	43	
55 予備		68

43 事業年度又は連結事業年度 48 49 54

11 B

使途秘匿金税額等	
26	
01	
02	
03	
04	
05	000
06	000

11 B

30	
31	
07	
08	
09	
10	
11	
12	00
13	00
14	
15	00
17	00
18	00
19	00
20	00
21	
22	

（月　数）16 月

23	24	25

11 B

区コード	月数	従業者数		均等割額
50			51	00
52			53	00
54			55	00
56			57	00
58			59	00
60			61	00
62			63	00
64			65	00

翌期の中間申告の要否	70	1 ・ 2
法人税の申告期限の延長の処分の有無	71	1 ・ 2

第二十号様式（入力用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第十条関係）［別紙百］

1 整理番号	事務所区分	管理番号	申告区分 23
	A		

法人番号 24	申告年月日 年 月 日 42

申告基礎 72

11 B

期末現在の資本金の額又は出資金の額	41	
期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	42	
期末現在の資本金等の額	43	
55 予備		68

事業年度 43 48 49 54

11 B

使途秘匿金税額等	26	
	01	
	02	
	03	
	04	
	05	000
	06	000

11 B

30	
31	
07	
08	
09	
10	
11	
12	00
13	00
14	
15	00
17	00
18	00
19	00
20	00
21	
22	

（月　数） 16 月

23	24	25

11 B

区コード	月数	従業者数	均等割額		
50				51	00
52				53	00
54				55	00
56				57	00
58				59	00
60				61	00
62				63	00
64				65	00

翌期の中間申告の要否	70	1 ・ 2
法人税の申告期限の延長の処分の有無	71	1 ・ 2

第二十号様式別表一の三（提出用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第十条関係）［別紙百二］

※処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分

法人名		法人番号						
		連結事業年度又は事業年度	令和	年	月	日から
			令和	年	月	日まで

課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額に関する計算書

		兆（ 十億 百万 千 円）
（個別帰属特別控除取戻税額等又は特別控除取戻税額等） 法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額	①	
試験研究費の額等に係る連結法人税額の特別控除額に係る個別帰属額又は試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②	
差引個別帰属法人税額（(①＋②)と（①の括弧書）のうちいずれか多い額）又は差引法人税額（①＋②）	③	
控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額	④	
控除対象個別帰属還付税額及び控除対象還付法人税額の控除額	⑤	
退職年金等積立金に係る法人税額	⑥	
課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額 ③－④－⑤＋⑥	⑦	

当期に発生した控除対象個別帰属税額 （①の括弧書）－（①＋②）	⑧	

法人税における連結納税の承認の有無	⑨	有（連結法人）・無（連結法人以外の法人）
連結親法人・子法人の区分	⑩	連結親法人・連結子法人
連結親法人の区分	⑪	普通法人・協同組合等・特定医療法人
連結子法人の区分	⑫	特定連結子法人・非特定連結子法人
法人税の申告区分	⑬	連結申告・単体申告

連結親法人の本店所在地及び電話番号	〒 （電話　　）
（ふりがな） 連結親法人の名称及び法人番号	（法人番号）

第二十号様式別表一の三（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第十条関係）［別紙百二］

※処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分

法人名		法人番号							
		事業年度	令和		年		月		日から
			令和		年		月		日まで

連結法人であった法人の課税標準となる法人税額に関する計算書

		兆（	十億	百万	千	円）
（特別控除取戻税額等） 法人税法の規定によって計算した法人税額	①					
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②					
差引法人税額 （①＋②）	③					
控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額	④					
控除対象個別帰属還付税額及び控除対象還付法人税額の控除額	⑤					
退職年金等積立金に係る法人税額	⑥					
課税標準となる法人税額 ③－④－⑤＋⑥	⑦					

第二十号様式別表一の三（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第十条関係）［別紙百三］

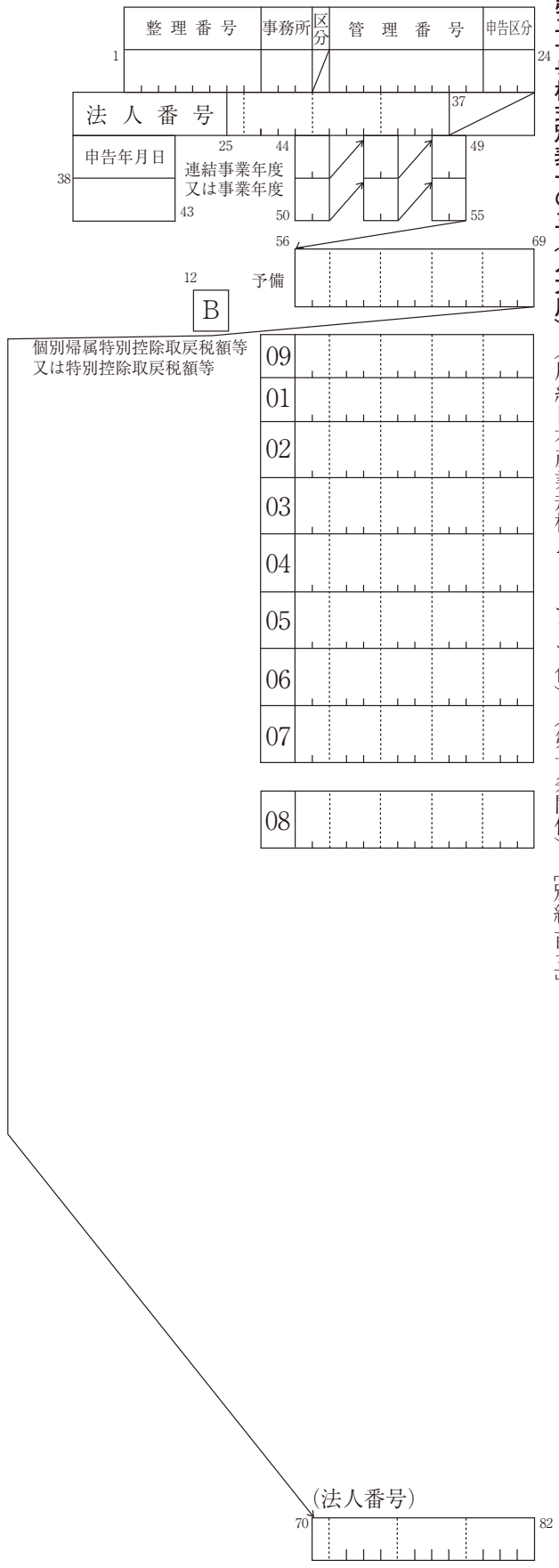

第二十号様式別表一の三（入力用）　（用紙日本産業規格A4・セピア色）　（第十条関係）　［別紙百四］

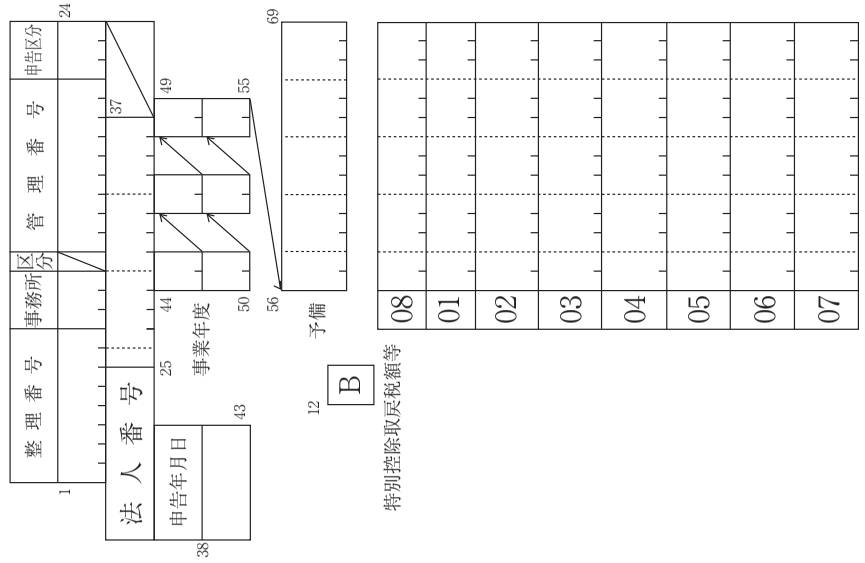

第二十号様式別表二の五（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）［別紙百五］

控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額の控除明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

事業年度又は連結事業年度	控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額 ①	既に控除を受けた額 ②	控除未済額 ①－② ③	当期控除額 ④	翌期繰越額 ⑤
・　・ ・　・	円	円	円	円	
・　・ ・　・					円
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
当　期　分					
計		円		円	

第二十号様式別表二の五（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）［別紙百六］

控除対象還付法人税額又は控除対象
個別帰属還付税額の控除明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

事業年度又は連結事業年度	控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額 ①	既に控除を受けた額 ②	控除未済額 ①－② ③	当期控除額 ④	翌期繰越額 ⑤
・　・ ・　・	円	円	円	円	
・　・ ・　・					円
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
計					
当期分					
同上のうち 中間期間において生じた控除対象還付法人税額					
同上のうち 上記以外					
合計		円		円	

第二十号様式別表二の六（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）［別紙百七］

控除対象還付対象欠損調整額の控除明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

事業年度	還付対象欠損金額 ①	控除対象還付対象欠損調整額（①×23.2／100又は①×19／100） ②	既に控除を受けた額 ③	控除未済額 ②－③ ④	当期控除額 ⑤	翌期繰越額 ⑥
・　・ ・　・	円	円	円	円	円	
・　・ ・　・						円
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
当期分						
計			円		円	

第二十号様式別表二の六（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）［別紙百八］

控除対象還付対象欠損調整額の控除明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

事業年度	還付対象欠損金額 ①	控除対象還付対象欠損調整額（①×23.2／100又は①×19／100） ②	既に控除を受けた額 ③	控除未済額 ②－③ ④	当期控除額 ⑤	翌期繰越額 ⑥
・　・ ・　・	円	円	円	円	円	
・　・ ・　・						円
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
計						
当期分						
同上のうち 中間期間において生じた還付対象欠損金額						
同上のうち 上記以外						
合計			円		円	

第二十号様式別表二の七（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）［別紙百九］

控除対象個別帰属調整額の控除明細書

連結事業年度又は事業年度	・　・ ・　・	法人名	

事業年度又は連結事業年度	連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額 ①	控除対象個別帰属調整額（①×23.2／100又は①×20／100） ②	既に控除を受けた額 ③	控除未済額 ②－③ ④	当期控除額 ⑤	翌期繰越額 ⑥
・　・ ・　・	円	円	円	円	円	
・　・ ・　・						円
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
計						

第二十号様式別表二の七（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）［別紙百十］

控除対象個別帰属調整額の控除明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

事業年度又は連結事業年度	連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額 ①	控除対象個別帰属調整額（①×23.2／100又は①×20／100） ②	既に控除を受けた額 ③	控除未済額 ②－③ ④	当期控除額 ⑤	翌期繰越額 ⑥
・　・ ・　・	円	円	円	円	円	
・　・ ・　・						円
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
計						

第二十号様式別表二の八（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）［別紙百十一］

控除対象個別帰属税額の控除明細書

連結事業年度又は事業年度	・　・ ・　・	法人名	

連結事業年度又は事業年度	控除対象個別帰属税額 ①	既に控除を受けた額 ②	控除未済額 ①－② ③	当期控除額 ④	翌期繰越額 ⑤
・　・ ・　・	円	円	円	円	
・　・ ・　・					円
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
当　期　分					
計		円		円	

第二十号様式別表二の八（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）［別紙百十二］

控除対象個別帰属税額の控除明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

連結事業年度又は事業年度	控除対象個別帰属税額 ①	既に控除を受けた額 ②	控除未済額 ①－② ③	当期控除額 ④	翌期繰越額 ⑤
・　・ ・　・	円	円	円	円	
・　・ ・　・					円
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
当　期　分					
計		円		円	

第二十号様式別表四の三（提出用）（用紙日本産業規格A4・紫色）（第十条関係）［別紙百十三］

※処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分

法人名		法人番号	
		事業年度又は連結事業年度	令和　年　月　日から 令和　年　月　日まで

均等割額の計算に関する明細書

	区名	区内の主たる事務所等所在地	※区コード	月数	従業者数	均等割額
1					人	千　円 00
2						00
3						00
4						00
5						00
6						00
7						00
8						00
9						00
10						00
11						00
12						00
13						00
14						00
15						00
16						00
17						00
18						00
19						00
20						00
21						00
22						00
23						00
24						00
計						00

第二十号様式別表四の三（提出用）（用紙日本産業規格A4・紫色）（第十条関係）［別紙百十四］

※処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分

法人名		法人番号	
		事業年度	令和　年　月　日から 令和　年　月　日まで

均等割額の計算に関する明細書

	区名	区内の主たる事務所等所在地	※区コード	月数	従業者数	均等割額
					人	千　円
1						00
2						00
3						00
4						00
5						00
6						00
7						00
8						00
9						00
10						00
11						00
12						00
13						00
14						00
15						00
16						00
17						00
18						00
19						00
20						00
21						00
22						00
23						00
24						00
計						00

第二十号様式別表四の三（入力用）（用紙日本産業規格A4・紫色）（第十条関係）［別紙百十五］

整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
1		A		23

法人番号 24 36

申告年月日 37 42

事業年度又は連結事業年度 43 48 49 54

55 68 予備

11 B

区コード	月数	従業者数		均等割額
01			02	00
03			04	00
05			06	00
07			08	00
09			10	00
11			12	00
13			14	00
15			16	00
17			18	00
19			20	00
21			22	00
23			24	00
25			26	00
27			28	00
29			30	00
31			32	00
33			34	00
35			36	00
37			38	00
39			40	00
41			42	00
43			44	00
45			46	00
47			48	00
		計	49	00

第二十号様式別表四の三（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・紫色）（第十条関係）［別紙百十六］

整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
1		A		23

法人番号	36
24	

申告年月日 37 42

事業年度 43 48 49 54

55 68 予備

11 B

区コード	月数	従業者数		均等割額
01			02	00
03			04	00
05			06	00
07			08	00
09			10	00
11			12	00
13			14	00
15			16	00
17			18	00
19			20	00
21			22	00
23			24	00
25			26	00
27			28	00
29			30	00
31			32	00
33			34	00
35			36	00
37			38	00
39			40	00
41			42	00
43			44	00
45			46	00
47			48	00
		計	49	00

第二十号の二様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・紫色）（第十条関係）［別紙百十七］

※処理事項	発信年月日	通信日付印	確認	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分

受付印

令和　　年　　月　　日

殿

法人番号	申告年月日
	年　月　日

所在地（本市町村が支店等の場合は本店所在地と併記）	（電話　　）	事業種目	
（ふりがな）法人名		期末現在の資本金の額又は出資金の額	兆　十億　百万　千　円
		期末現在の資本金等の額	
（ふりがな）代表者氏名		（ふりがな）経理責任者氏名	

令和□年□月□日から令和□年□月□日までの事業年度分の退職年金等積立金に係る市町村民税の申告書　※

摘要		課税標準	法人税割額 税率（/100）	法人税割額 税額
課税標準となる退職年金等積立金に係る法人税額（法人税の申告書（別表20）の(12)）及びその法人税割額	①	十億　百万　千　円　000		十億　百万　千　円　00
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる退職年金等積立金に係る法人税額及びその法人税割額（①/⑤×⑥）	②	000		00
①又は②のうち既に納付の確定した当期分の法人税割額	③			00
この申告により納付すべき法人税割額　①－③又は②－③	④			00

全従業者数	⑤	人	当該市町村内に所在する事務所又は事業所の従業者数	⑥　人

⑥の内訳⑦	事務所又は事業所 名称	事務所又は事業所 所在地	従業者数
			人

関与税理士署名	（電話　　）

第二十号の二様式（提出用）（用紙日本産業規格A4・紫色）（第十条関係）［別紙百十八］

※処理事項	発信年月日	通信日付印	確認	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分

受付印

令和　　年　　月　　日

殿

法人番号	申告年月日
	年　月　日

所在地（本市町村が支店等の場合は本店所在地と併記）	（電話　　）	事業種目	
（ふりがな） 法人名		期末現在の資本金の額又は出資金の額	兆　十億　百万　千　円
		期末現在の資本金等の額	
（ふりがな） 代表者氏名		（ふりがな） 経理責任者氏名	

令和　年　月　日から令和　年　月　日までの事業年度分の退職年金等積立金に係る市町村民税の申告書　※

摘要		課税標準	法人税割額 税率(1/100)	法人税割額 税額
課税標準となる退職年金等積立金に係る法人税額（法人税の申告書（別表21）の(12)）及びその法人税割額	①	十億 百万 千 円 000		十億 百万 千 円 00
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる退職年金等積立金に係る法人税額及びその法人税割額（①/⑤×⑥）	②	000		00
①又は②のうち既に納付の確定した当期分の法人税割額	③			00
この申告により納付すべき法人税割額 ①－③又は②－③	④			00

全従業者数	⑤	人	当該市町村内に所在する事務所又は事業所の従業者数	⑥	人

⑥の内訳⑦

事務所又は事業所 名称	事務所又は事業所 所在地	従業者数
		人

関与税理士署名	（電話　　）

第二十号の三様式（提出用）（用紙日本産業規格A4・草色）（第十条関係）［別紙百十九］

※処理事項	発信年月日	通信日付印	確認	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分

受付印

令和　　年　　月　　日

殿

法人番号	申告年月日
	年　月　日

所在地（本市町村が支店等の場合は本店所在地と併記）	（電話　　）	事業種目	
（ふりがな）法人名		前期末現在の資本金の額又は出資金の額	兆　十億　百万　千　円（　　）
		前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	
（ふりがな）代表者氏名	（ふりがな）経理責任者氏名	前期末現在の資本金等の額	

令和　年　月　日から令和　年　月　日までの事業年度分又は連結事業年度分の市町村民税の予定申告書　※

摘要		税額
前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額（⑲の金額）	①	十億　百万　千　円　00
予定申告税額 $\left(①\times\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}\right)$	②	00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	③	00
この申告により納付すべき法人税割額　②－③	④	00
均等割額　算定期間中において事務所等を有していた月数	⑤	月
円 × $\frac{⑤}{12}$	⑥	十億　百万　千　円　00
この申告により納付すべき市町村民税額　④＋⑥	⑦	00

当該市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等		当該市町村分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数
名称	事務所、事業所又は寮等の所在地	人
合計	⑧	

前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細		十億　百万　千　円
（特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等）課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	⑨	（　　）
法人税割額	⑩	
市町村民税の特定寄附金税額控除額	⑪	
税額控除超過額相当額の加算額	⑫	
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	⑬	
外国の法人税等の額の控除額	⑭	
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑮	
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑯	
納付すべき法人税割額　⑩－⑪＋⑫－⑬－⑭－⑮－⑯	⑰	
⑰のうち特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等に係る法人税割額	⑱	
差引法人税割額　⑰－⑫－⑱	⑲	

この申告の期間	・　・
前事業年度又は前連結事業年度の期間	・　・
通算親法人の事業年度の期間	・　・
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	十億　百万　千　円

指定都市に申告する場合の⑥の計算

区名	※区コード	月数	従業者数	均等割額
			人	円 00
				00
				00
				00
				00
				00
				00
				00
				00

関与税理士署名　　（電話　　）

第二十号の三様式（提出用）（用紙日本産業規格A4・草色）（第十条関係）［別紙百二十］

※処理事項	発信年月日	通信日付印	確認	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分

受付印

令和　　年　　月　　日

殿

法人番号	申告年月日
	年　月　日

所在地（本市町村が支店等の場合は本店所在地と併記）	（電話　　）	事業種目	
（ふりがな）法人名		前期末現在の資本金の額又は出資金の額	兆　十億　百万　千　円（　　）
		前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	
（ふりがな）代表者氏名	（ふりがな）経理責任者氏名	前期末現在の資本金等の額	

令和　年　月　日から令和　年　月　日までの事業年度分の市町村民税の予定申告書　※

摘要		税額
前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額（⑲の金額）	①	十億　百万　千　円　00
予定申告税額 $\left(①\times\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}\right)$	②	00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	③	00
この申告により納付すべき法人税割額　②－③	④	00
均等割額　算定期間中において事務所等を有していた月数	⑤	月
円 × $\frac{⑤}{12}$	⑥	十億　百万　千　円　00
この申告により納付すべき市町村民税額　④＋⑥	⑦	00

当該市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等		当該市町村分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数
名称	事務所、事業所又は寮等の所在地	人
合計	⑧	

前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細		十億　百万　千　円
（特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等）課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	⑨	（　　）
法人税割額	⑩	
市町村民税の特定寄附金税額控除額	⑪	
税額控除超過額相当額の加算額	⑫	
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	⑬	
外国の法人税等の額の控除額	⑭	
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑮	
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑯	
納付すべき法人税割額　⑩－⑪＋⑫－⑬－⑭－⑮－⑯	⑰	
⑰のうち特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等に係る法人税割額	⑱	
差引法人税割額　⑰－⑫－⑱	⑲	

この申告の期間	・　・
前事業年度又は前連結事業年度の期間	・　・
通算親法人の事業年度の期間	・　・
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	十億　百万　千　円

指定都市に申告する場合の⑥の計算

区名	※区コード	月数	従業者数	均等割額
			人	円 00
				00
				00
				00
				00
				00
				00
				00
				00

関与税理士署名	（電話　　）

第二十号の三様式（入力用）（用紙日本産業規格A4・草色）（第十条関係）［別紙百二十一］

1 整理番号	事務所	区分	管理番号	23 申告区分
		A		

法人番号	申告年月日 42
24	年 月 日

11 B

前期末現在の資本金の額又は出資金の額	40	
	41	
前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	42	
前期末現在の資本金等の額	43	

43 事業年度又は連結事業年度 48 49 54

55 予備 68

11 B

01	00
02	00
03	00
04	00
05	
06	00
07	00
08	

11 B

	区コード	月数	従業者数		均等割額
50				51	00
52				53	00
54				55	00
56				57	00
58				59	00
60				61	00
62				63	00
64				65	00
66				67	00
68				69	00

第二十号の三様式（入力用）（用紙日本産業規格A4・草色）（第十条関係）［別紙百二十二］

1 整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分 23
		A		

法人番号 24	申告年月日 42
	年 月 日

11 B

前期末現在の資本金の額又は出資金の額	40
	41
前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	42
前期末現在の資本金等の額	43

事業年度 43 48 49 54

55 予備 68

11 B

01	00
02	00
03	00
04	00
05	
06	00
07	00
08	

11 B

	区コード	月数	従業者数		均等割額
50				51	00
52				53	00
54				55	00
56				57	00
58				59	00
60				61	00
62				63	00
64				65	00
66				67	00
68				69	00

第二十号の三の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）［別紙百二十三］

外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額及び個別控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

政令第48条の13第7項ただし書又は令和2年旧政令第48条の13第8項ただし書の規定の適用の有無	有　・　無

控除する金額の計算

所得税等の額	①	円	道府県民税の法人税割額	⑥	円
控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額	②		控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額のうち⑤と⑥の合計額を超える額　②－（⑤＋⑥）	⑦	
法人税の控除額	③		市町村民税の法人税割額　⑬	⑧	
地方法人税の控除額	④		控除する金額（⑦若しくは⑧のうち少ない額又は⑭）	⑨	
国税の控除額　③＋④	⑤				

各市町村ごとに控除する金額の明細

事務所又は事業所		従業者数又は補正後の従業者数	控除すべき金額 ⑩	各市町村ごとに算定した法人税割額 ⑪	各市町村ごとに控除する金額（⑩又は⑪のうち少ない額） ⑫
名称	所在地				
		人	円	円	円
合計				⑬	⑭

第二十号の三の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）［別紙百二十四］

外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

政令第48条の13第7項ただし書の規定の適用の有無	有　・　無

控除する金額の計算

所得税等の額	①	円	道府県民税の法人税割額	⑥	円
控除対象所得税額等相当額	②		控除対象所得税額等相当額のうち⑤と⑥の合計額を超える額　②－（⑤＋⑥）	⑦	
法人税の控除額	③		市町村民税の法人税割額　⑬	⑧	
地方法人税の控除額	④		控除する金額（⑦若しくは⑧のうち少ない額又は⑭）	⑨	
国税の控除額　③＋④	⑤				

各市町村ごとに控除する金額の明細

事務所又は事業所		従業者数又は補正後の従業者数	控除すべき金額 ⑩	各市町村ごとに算定した法人税割額 ⑪	各市町村ごとに控除する金額（⑩又は⑪のうち少ない額） ⑫
名称	所在地				
		人	円	円	円
合計				⑬	⑭

第二十号の四様式（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）［別紙百二十五］

外国の法人税等の額の控除に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

政令第48条の13第7項ただし書又は令和2年旧政令第48条の13第8項ただし書の規定の適用の有無		有　・　無
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算		
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額（別表1の⑥） ①	円
	前3年以内の控除限度額を超える外国税額（別表1の⑱） ②	
	計　①＋② ③	
当期分の控除外国税額	国税の控除限度額（別表1の①、同表の⑥又は（同表の①＋同表の②）） ④	
	道府県民税の控除限度額（別表1の③） ⑤	
	外国税額のうち④と⑤の合計額を超える額　③－（④＋⑤） ⑥	
	市町村民税の控除限度額（別表1の④） ⑦	
	前3年以内の控除余裕額のうち当期加算額（別表1の㉒） ⑧	
	計　⑦＋⑧ ⑨	
	当期分の控除外国税額（⑥又は⑨のうち少ない額） ⑩	
⑩又は当初申告税額控除額 ⑪		
前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 ⑫		
法第321条の8第42項により控除できる金額（別表7の⑧） ⑬		
当期分として算定した法人税割額（㉒又は第20号様式の⑤－⑦＋⑧－⑨） ⑭		
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額（⑭若しくは（⑪＋⑫＋⑬）のうち少ない額又は㉓） ⑮		

前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細

事業年度又は連結事業年度	控除未済外国税額等 ⑯	当期控除額 ⑰	翌期繰越額 ⑯－⑰ ⑱
・　・ ・　・	円	円	
・　・ ・　・			円
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
当期分			
計 ⑫	円	円	

各市町村ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細

事務所又は事業所 名称	事務所又は事業所 所在地	従業者数又は補正後の従業者数	控除すべき外国税額等 ⑲	各市町村ごとに算定した法人税割額 ⑳	各市町村ごとに控除する外国税額等（⑲又は⑳のうち少ない額） ㉑
		人	円	円	円
合計				㉒	㉓

第二十号の四様式（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）［別紙百二十六］

外国の法人税等の額の控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

政令第48条の13第7項ただし書の規定の適用の有無		有　・　無
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算		
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額（別表1の⑥） ①	円
	前3年以内の控除限度額を超える外国税額（別表1の⑱） ②	
	計　①＋② ③	
当期分の控除外国税額	国税の控除限度額（別表1の①、同表の⑥又は（同表の①＋同表の②）） ④	
	道府県民税の控除限度額（別表1の③） ⑤	
	外国税額のうち④と⑤の合計額を超える額　③－（④＋⑤） ⑥	
	市町村民税の控除限度額（別表1の④） ⑦	
	前3年以内の控除余裕額のうち当期加算額（別表1の㉒） ⑧	
	計　⑦＋⑧ ⑨	
	当期分の控除外国税額（⑥又は⑨のうち少ない額） ⑩	
⑩又は当初申告税額控除額 ⑪		
前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 ⑫		
法第321条の8第42項により控除できる金額（別表7の⑧） ⑬		
当期分として算定した法人税割額（㉒又は第20号様式の⑤－⑦＋⑧－⑨） ⑭		
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額（⑭若しくは（⑪＋⑫＋⑬）のうち少ない額又は㉓） ⑮		

前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細

事業年度又は連結事業年度	控除未済外国税額等 ⑯	当期控除額 ⑰	翌期繰越額 ⑯－⑰ ⑱
・　・ ・　・	円	円	
・　・ ・　・			円
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
当期分			
計 ⑫	円	円	

各市町村ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細

事務所又は事業所 名称	事務所又は事業所 所在地	従業者数又は補正後の従業者数	控除すべき外国税額等 ⑲	各市町村ごとに算定した法人税割額 ⑳	各市町村ごとに控除する外国税額等（⑲又は⑳のうち少ない額） ㉑
		人	円	円	円
合計				㉒	㉓

第二十号の四様式別表一（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）［別紙百二十七］

控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

当期分の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算

当期分の控除限度額	法人税の控除限度額 ①	円	当期分の控除余裕額	国税の控除余裕額 ①−⑥ ⑦	円
	地方法人税の控除限度額 ②			道府県民税の控除余裕額(①+②+③−⑥)又は③のうち少ない金額 ⑧	
	道府県民税の控除限度額 ③			市町村民税の控除余裕額(⑤−⑥)又は④のうち少ない金額 ⑨	
	市町村民税の控除限度額 ④				
	計 ①+②+③+④ ⑤			計 ⑦+⑧+⑨ ⑩	
当期の控除対象外国税額 ⑥			当期分の控除限度額を超える外国税額 ⑥−⑤ ⑪		

前３年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細

事業年度又は連結事業年度	控除余裕額									控除限度額を超える外国税額		
	国税			道府県民税			市町村民税					
	前期からの繰越額	当期に加算する額	翌期繰越額	前期からの繰越額	当期に加算する額	翌期繰越額	前期からの繰越額	当期に加算する額	翌期繰越額	前期からの繰越額	当期分とみなす額	翌期繰越額
・　・ ・　・	円	円		円	円		円	円		円	円	
・　・ ・　・			円			円			円			円
・　・ ・　・												
・　・ ・　・												
・　・ ・　・												
・　・ ・　・												
合計	⑫	⑬		⑭	⑮		⑯	⑰		⑱	⑲	
当期分	⑦の額	㉓の額	⑦−㉓の額	⑧の額	㉔の額	⑧−㉔の額	⑨の額	㉕の額	⑨−㉕の額	⑪の額	⑬+⑮+⑰の額	⑪−(⑬+⑮+⑰)の額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

前３年以内の控除余裕額の当期の限度額への加算額	国税	⑫のうち⑪に充てられる額 ⑳	⑬ 円	前３年以内の控除限度額を超える外国税額の当期への繰越額	国税	⑱のうち⑦に充てられる額 ㉓	円
	道府県民税	⑭のうち⑪に充てられる額 ㉑	⑮		道府県民税	⑱−㉓のうち⑧に充てられる額 ㉔	
	市町村民税	⑯のうち⑪に充てられる額 ㉒	⑰		市町村民税	⑱−㉓−㉔のうち⑨に充てられる額 ㉕	
					計	㉓+㉔+㉕ ㉖	⑲

第二十号の四様式別表一（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）［別紙百二十八］

控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

当期分の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算

当期分の控除限度額	法人税の控除限度額 ①	円	当期分の控除余裕額	国税の控除余裕額 ①−⑥ ⑦	円
	地方法人税の控除限度額 ②			道府県民税の控除余裕額(①+②+③−⑥)又は③のうち少ない金額 ⑧	
	道府県民税の控除限度額 ③			市町村民税の控除余裕額(⑤−⑥)又は④のうち少ない金額 ⑨	
	市町村民税の控除限度額 ④				
	計 ①+②+③+④ ⑤			計 ⑦+⑧+⑨ ⑩	
当期の控除対象外国税額 ⑥			当期分の控除限度額を超える外国税額 ⑥−⑤ ⑪		

前3年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細

事業年度又は連結事業年度	控除余裕額									控除限度額を超える外国税額		
	国税			道府県民税			市町村民税					
	前期からの繰越額	当期に加算する額	翌期繰越額	前期からの繰越額	当期に加算する額	翌期繰越額	前期からの繰越額	当期に加算する額	翌期繰越額	前期からの繰越額	当期分とみなす額	翌期繰越額
・　・ ・　・	円	円		円	円		円	円		円	円	
・　・ ・　・			円			円			円			円
・　・ ・　・												
・　・ ・　・												
・　・ ・　・												
・　・ ・　・												
合計	⑫	⑬		⑭	⑮		⑯	⑰		⑱	⑲	
当期分	⑦の額	㉓の額	⑦−㉓の額	⑧の額	㉔の額	⑧−㉔の額	⑨の額	㉕の額	⑨−㉕の額	⑪の額	⑬+⑮+⑰の額	⑪−(⑬+⑮+⑰)の額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

前3年以内の控除余裕額の当期の限度額への加算額	国税	⑫のうち⑪に充てられる額 ⑳	⑬ 円	前3年以内の控除限度額を超える外国税額の当期への繰越額	国税	⑱のうち⑦に充てられる額 ㉓	円
	道府県民税	⑭のうち⑪に充てられる額 ㉑	⑮		道府県民税	⑱−㉓のうち⑧に充てられる額 ㉔	
	市町村民税	⑯のうち⑪に充てられる額 ㉒	⑰		市町村民税	⑱−㉓−㉔のうち⑨に充てられる額 ㉕	
					計	㉓+㉔+㉕ ㉖	⑲

第二十号の四様式別表二（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条・第十条の二関係）［別紙百二十九］

控除限度額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

市町村名	法人税の控除限度額	従業者数 ②	②で按分した法人税の控除限度額 ④	税率 ⑤	市町村民税の控除限度額 ④×⑤ ⑥	補正後の従業者数 ②×⑤÷標準税率 ⑧
		人	円	100	円	人
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
合　計	①　円	③			⑦	

第二十号の四様式別表二（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条・第十条の二関係）［別紙 百三十］

控除限度額の計算に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

市町村名	法人税の控除限度額	従業者数 ②	②で按分した法人税の控除限度額 ④	税率 ⑤	市町村民税の控除限度額 ④×⑤ ⑥	補正後の従業者数 ②×⑤÷標準税率 ⑧
		人	円	100	円	人
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
合計	① 円	③			⑦	

適格合併等に係る合併法人等の調整後の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

被合併法人等の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額のうち当該法人のものとみなされる金額の計算

適格組織再編成の別：適格合併・適格分割・適格現物出資
適格組織再編成の日：　・　・
被合併法人等の名称：

被合併法人等の事業年度又は連結事業年度	区分	控除余裕額				控除限度額を超える外国税額			
		被合併法人等の控除余裕額	分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額	②のうち当該法人が移転を受ける事業に係る部分の金額	当該法人の控除余裕額とみなされる金額 ①又は①×③/②	被合併法人等の控除限度額を超える外国税額	分割法人等の外国の法人税等の額	⑥のうち当該法人が移転を受ける事業に係る部分の金額	当該法人の控除限度額を超える外国税額とみなされる金額 ⑤又は⑤×⑦/⑥
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
・　・ ・　・	国税	円	円	円	円	円	円	円	円
	道府県民税								
	市町村民税								
・　・ ・　・	国税								
	道府県民税								
	市町村民税								
・　・ ・　・	国税								
	道府県民税								
	市町村民税								
・　・ ・　・	国税								
	道府県民税								
	市町村民税								
・　・ ・　・	国税								
	道府県民税								
	市町村民税								
・　・ ・　・	国税								
	道府県民税								
	市町村民税								

当該法人の調整後の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算

当該法人の事業年度又は連結事業年度	区分	控除余裕額			控除限度額を超える外国税額		
		当該法人の控除余裕額 （前期の別表1の「控除余裕額」の「翌期繰越額」）	当該法人の控除余裕額とみなされる金額 ④	当該法人の調整後の控除余裕額 ⑨＋⑩	当該法人の控除限度額を超える外国税額 （前期の別表1の「控除限度額を超える外国税額」の「翌期繰越額」）	当該法人の控除限度額を超える外国税額とみなされる金額 ⑧	当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額 ⑫＋⑬
		⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
・　・ ・　・	国税	円	円	円	円	円	円
	道府県民税						
	市町村民税						
・　・ ・　・	国税						
	道府県民税						
	市町村民税						
・　・ ・　・	国税						
	道府県民税						
	市町村民税						
・　・ ・　・	国税						
	道府県民税						
	市町村民税						
・　・ ・　・	国税						
	道府県民税						
	市町村民税						
・　・ ・　・	国税						
	道府県民税						
	市町村民税						

適格合併等に係る合併法人等の調整後の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

被合併法人等の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額のうち当該法人のものとみなされる金額の計算

適格組織再編成の別：適格合併・適格分割・適格現物出資
適格組織再編成の日：　・　・
被合併法人等の名称：

被合併法人等の事業年度又は連結事業年度	区分	控除余裕額				控除限度額を超える外国税額			
		被合併法人等の控除余裕額	分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額	②のうち当該法人が移転を受ける事業に係る部分の金額	当該法人の控除余裕額とみなされる金額 ①又は①×③/②	被合併法人等の控除限度額を超える外国税額	分割法人等の外国の法人税等の額	⑥のうち当該法人が移転を受ける事業に係る部分の金額	当該法人の控除限度額を超える外国税額とみなされる金額 ⑤又は⑤×⑦/⑥
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
・　・ ・　・	国税	円	円	円	円	円	円	円	円
	道府県民税								
	市町村民税								
・　・ ・　・	国税								
	道府県民税								
	市町村民税								
・　・ ・　・	国税								
	道府県民税								
	市町村民税								
・　・ ・　・	国税								
	道府県民税								
	市町村民税								
・　・ ・　・	国税								
	道府県民税								
	市町村民税								
・　・ ・　・	国税								
	道府県民税								
	市町村民税								

当該法人の調整後の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算

当該法人の事業年度又は連結事業年度	区分	控除余裕額			控除限度額を超える外国税額		
		当該法人の控除余裕額 （前期の別表1の「控除余裕額」の「翌期繰越額」）	当該法人の控除余裕額とみなされる金額 ④	当該法人の調整後の控除余裕額 ⑨＋⑩	当該法人の控除限度額を超える外国税額 （前期の別表1の「控除限度額を超える外国税額」の「翌期繰越額」）	当該法人の控除限度額を超える外国税額とみなされる金額 ⑧	当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額 ⑫＋⑬
		⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
・　・ ・　・	国税	円	円	円	円	円	円
	道府県民税						
	市町村民税						
・　・ ・　・	国税						
	道府県民税						
	市町村民税						
・　・ ・　・	国税						
	道府県民税						
	市町村民税						
・　・ ・　・	国税						
	道府県民税						
	市町村民税						
・　・ ・　・	国税						
	道府県民税						
	市町村民税						
・　・ ・　・	国税						
	道府県民税						
	市町村民税						

第二十号の四様式別表四（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）［別紙百三十三］

適格分割等に係る分割法人等の調整後の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

適格分割等の別：適格分割・適格現物出資
適格分割等の日：　・　・
分割承継法人等の名称：

当該法人の事業年度又は連結事業年度	区分	控除余裕額					控除限度額を超える外国税額				
		当該法人の控除余裕額	当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額	②のうち分割承継法人等に移転する事業に係る部分の金額	①のうちないものとされる金額 ①×③/②	当該法人の調整後の控除余裕額 ①−④	当該法人の控除限度額を超える外国税額	当該法人の外国の法人税等の額	⑦のうち分割承継法人等に移転する事業に係る部分の金額	⑥のうちないものとされる金額 ⑥×⑧/⑦	当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額 ⑥−⑨
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
・　・ ・　・	国税	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	道府県民税										
	市町村民税										
・　・ ・　・	国税										
	道府県民税										
	市町村民税										
・　・ ・　・	国税										
	道府県民税										
	市町村民税										
・　・ ・　・	国税										
	道府県民税										
	市町村民税										
・　・ ・　・	国税										
	道府県民税										
	市町村民税										
・　・ ・　・	国税										
	道府県民税										
	市町村民税										

適格分割等に係る分割法人等の調整後の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

適格分割等の別：適格分割・適格現物出資
適格分割等の日：　・　・
分割承継法人等の名称：

当該法人の事業年度又は連結事業年度	区分	控除余裕額					控除限度額を超える外国税額				
		当該法人の控除余裕額	当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額	②のうち分割承継法人等に移転する事業に係る部分の金額	①のうちないものとされる金額 $①\times\frac{③}{②}$	当該法人の調整後の控除余裕額 ①−④	当該法人の控除限度額を超える外国税額	当該法人の外国の法人税等の額	⑦のうち分割承継法人等に移転する事業に係る部分の金額	⑥のうちないものとされる金額 $⑥\times\frac{⑧}{⑦}$	当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額 ⑥−⑨
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
・　・ ・　・	国税	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	道府県民税										
	市町村民税										
・　・ ・　・	国税										
	道府県民税										
	市町村民税										
・　・ ・　・	国税										
	道府県民税										
	市町村民税										
・　・ ・　・	国税										
	道府県民税										
	市町村民税										
・　・ ・　・	国税										
	道府県民税										
	市町村民税										
・　・ ・　・	国税										
	道府県民税										
	市町村民税										

適格合併等に係る合併法人等の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額のうち当該法人のものとみなされる金額の計算

適格組織再編成の別：適格合併・適格分割・適格現物出資

適格組織再編成の日：　・　・

被合併法人等の名称：

被合併法人等の事業年度又は連結事業年度	被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額	分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額	②のうち当該法人が移転を受ける事業に係る部分の金額	当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額 ①又は①×③/②
	①	②	③	④
・　・ ・　・	円	円	円	円
・　・ ・　・				
・　・ ・　・				
・　・ ・　・				
・　・ ・　・				
・　・ ・　・				
・　・ ・　・				

当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の計算

当該法人の事業年度又は連結事業年度	当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額（前期の第20号の4様式の⑱）	当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額 ④	当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 ⑤＋⑥
	⑤	⑥	⑦
・　・ ・　・	円	円	円
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			

適格合併等に係る合併法人等の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の計算に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額のうち当該法人のものとみなされる金額の計算

適格組織再編成の別：適格合併・適格分割・適格現物出資

適格組織再編成の日：　・　・

被合併法人等の名称：

被合併法人等の事業年度又は連結事業年度	被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額	分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額	②のうち当該法人が移転を受ける事業に係る部分の金額	当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額 ①又は①×③/②
	①	②	③	④
・　・ ・　・	円	円	円	円
・　・ ・　・				
・　・ ・　・				
・　・ ・　・				
・　・ ・　・				
・　・ ・　・				
・　・ ・　・				

当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の計算

当該法人の事業年度又は連結事業年度	当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額（前期の第20号の4様式の⑱）	当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額 ④	当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 ⑤＋⑥
	⑤	⑥	⑦
・　・ ・　・	円	円	円
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			

適格分割等に係る分割法人等の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

適格分割等の別：適格分割・適格現物出資
適格分割等の日：　・　・
分割承継法人等の名称：

当該法人の事業年度又は連結事業年度	当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額	当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額	②のうち分割承継法人等に移転する事業に係る部分の金額	①のうちないものとされる金額 ①×③/②	当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 ①−④
	①	②	③	④	⑤
・　・ ・　・	円	円	円	円	円
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					

適格分割等に係る分割法人等の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の計算に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

適格分割等の別：適格分割・適格現物出資
適格分割等の日：　・　・
分割承継法人等の名称：

当該法人の事業年度又は連結事業年度	当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額	当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額	②のうち分割承継法人等に移転する事業に係る部分の金額	①のうちないものとされる金額 ①×③/②	当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 ①−④
	①	②	③	④	⑤
・　・ ・　・	円	円	円	円	円
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					
・　・ ・　・					

第二十号の五様式（用紙日本産業規格Ａ４）（附則第二条の六関係）［別紙 百三十九］

特定寄附金を支出した場合の税額控除の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

1. 特定寄附金に関する明細

支出した特定寄附金 ①	寄附した年月日	寄附先	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の事業名	特定寄附金の額
				円
計			②	

2. 特定寄附金額の按分の計算

	従業者の数 （単位＝　人　）　（イ）	按分後の 特定寄附金の額　（ロ）
本市町村分　③		円
合計　④		

3. 特定寄附金税額控除額の計算

特定寄附金の額 ②又は③の（ロ）	⑤	円
控除額 ⑤×34.3／100	⑥	
控除対象法人税割額 第20号様式⑤－第20号の2様式①又は第20号様式⑥－第20号の2様式②	⑦	
税額控除上限額 ⑦×20／100	⑧	
控除額 ⑥と⑧のうち少ない額	⑨	

第二十号の五様式（用紙日本産業規格Ａ４）（附則第二条の六関係）［別紙百四十］

特定寄附金を支出した場合の税額控除の計算に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

1. 特定寄附金に関する明細

支出した特定寄附金 ①	寄附した年月日	寄附先	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の事業名	特定寄附金の額
				円
計			②	

2. 特定寄附金額の按分の計算

	従業者の数 （単位＝　人　）　（イ）	按分後の 特定寄附金の額　（ロ）
本市町村分　③		円
合計　④		

3. 特定寄附金税額控除額の計算

特定寄附金の額 ②又は③の（ロ）	⑤	円
控除額 ⑤×34.3／100	⑥	
控除対象法人税割額 第20号様式⑤－第20号の2様式①又は第20号様式⑥－第20号の2様式②	⑦	
税額控除上限額 ⑦×20／100	⑧	
控除額 ⑥と⑧のうち少ない額	⑨	

第二十二号の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）［別紙百四十一］

法人名		課税標準の分割に関する明細書(その1)	事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・

法人税法の規定によって計算した法人税額 ①	（　　）円
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額 ②	
還付法人税額等の控除額 ③	
退職年金等積立金に係る法人税額 ④	
差引計 ①＋②－③＋④ ⑤	

事務所又は事業所		分割基準及び分割課税標準額	
名称	所在地	従業者数	分割課税標準額
		人	円
合計			

第二十二号の二様式（その2）（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）

法人名		課税標準の分割に関する明細書(その2)	事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・

事務所又は事業所		分割基準及び分割課税標準額	
名称	所在地	従業者数	分割課税標準額
		人	円
合計			

第二十二号の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）［別紙 百四十二］

法人名		課税標準の分割に関する明細書(その1)	事業年度	・　・ ・　・

法人税法の規定によって計算した法人税額 ①	（　　）円
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額 ②	
還付法人税額等の控除額 ③	
退職年金等積立金に係る法人税額 ④	
差引計 ①＋②－③＋④ ⑤	

事務所又は事業所		分割基準及び分割課税標準額	
名称	所在地	従業者数	分割課税標準額
		人	円
合計			

第二十二号の二様式（その2）（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

法人名		課税標準の分割に関する明細書(その2)	事業年度	・　・ ・　・

事務所又は事業所		分割基準及び分割課税標準額	
名称	所在地	従業者数	分割課税標準額
		人	円
合計			

第二十二号の二の二様式（第十条の二の九・地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和二年総務省令第九十四号）による改正前の地方税法施行規則第十条の二の十関係）［別紙 百四十三］

徴収猶予の申請書

※処理事項	発信年月日 通信日付印	確認	整理番号	事務所	区分	管理番号	申請区分

受付印

年　月　日

殿

相互協議申立て年月日	年　月　日	法人番号

所在地（本局が支店等の場合は本店所在地と併記）	相手国等に相互協議申立てを行っている場合 □
（電話　　）	（ふりがな）法人名

地方税法　第321条の11の2第1項
令和2年旧地方税法　第321条の11の3第1項
の規定により、下記のとおり徴収猶予を申請します。

	事業年度又は連結事業年度	納期限	市町村民税 法人税割額	市町村民税 延滞金額
納付すべき金額			円	法律による金額　円
			円	法律による金額　円
			円	法律による金額　円
			円	法律による金額　円
			円	法律による金額　円
			円	法律による金額　円
			円	法律による金額　円

	事業年度又は連結事業年度	納期限	市町村民税 法人税割額	市町村民税 延滞金額
上記のうち猶予を受けようとする金額			円	法律による金額　円
			円	法律による金額　円
			円	法律による金額　円
			円	法律による金額　円
			円	法律による金額　円
			円	法律による金額　円
			円	法律による金額　円

担保	

徴収猶予の申請書

※処理事項	発信年月日	通信日付印	確認	整理番号	事務所	区分	管理番号	申請区分

受付印

年　月　日

殿

相互協議申立て年月日	年　月　日	法人番号

所在地（本店が支店等の場合は本店所在地と併記）	相手国等に相互協議申立てを行っている場合 □
（電話　　）	（ふりがな） 法人名

地方税法　第321条の11の2第1項　の規定により、下記のとおり徴収猶予を申請します。

	事業年度	納期限	市町村民税	
			法人税割額	延滞金額
納付すべき金額			円	法律による金額　円
			円	法律による金額　円
			円	法律による金額　円
			円	法律による金額　円
			円	法律による金額　円
			円	法律による金額　円
			円	法律による金額　円

	事業年度	納期限	市町村民税	
			法人税割額	延滞金額
上記のうち猶予を受けようとする金額			円	法律による金額　円
			円	法律による金額　円
			円	法律による金額　円
			円	法律による金額　円
			円	法律による金額　円
			円	法律による金額　円
			円	法律による金額　円

担保	

第二十二号の四様式（用紙縦百七十八ミリメートル横八十五ミリメートル）（第十条関係）

（第一片）［別紙 百四十五］

市町村コード

都道府県 市町村

法人市町村民税領収証書 ㊞

口座番号	加入者

所在地及び法人名（法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割については、法人課税信託の名称を併記）

年度	※処理事項	管理番号

事業年度又は連結事業年度	申告区分
・・ から ・・ まで	中間 予定 確定 修正 更正 決定 その他（　　）

		百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
法人税割額	01											
均等割額	02											
延滞金	03											
督促手数料	04											
合計額	05											

納期限	年　月　日
指定金融機関名（取りまとめ店）	
取りまとめ局	

領収日付印

上記のとおり領収しました。（納税者保管）

◎この納付書は、３枚１組の複写式となっていますので、切り離さずに提出してください。

（第二片）

市町村コード

都道府県 市町村

法人市町村民税納付書 ㊞

口座番号	加入者

所在地及び法人名（法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割については、法人課税信託の名称を併記）

年度	※処理事項	管理番号

事業年度又は連結事業年度	申告区分
・・ から ・・ まで	中間 予定 確定 修正 更正 決定 その他（　　）

		百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
法人税割額	01											
均等割額	02											
延滞金	03											
督促手数料	04											
合計額	05											

納期限	年　月　日
日計	口
	円

領収日付印

上記のとおり納付します。（金融機関又は郵便局保管）

（第三片）

市町村コード

都道府県 市町村

法人市町村民税領収済通知書 ㊞

口座番号	加入者

所在地及び法人名（法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割については、法人課税信託の名称を併記）

年度	※処理事項	管理番号

事業年度又は連結事業年度	申告区分
・・ から ・・ まで	中間 予定 確定 修正 更正 決定 その他（　　）

		百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
法人税割額	01											
均等割額	02											
延滞金	03											
督促手数料	04											
合計額	05											

納期限	年　月　日
指定金融機関名（取りまとめ店）	
取りまとめ局	

領収日付印

上記のとおり通知します。（市町村保管）

第二十二号の四様式（用紙縦百七十八ミリメートル横八十五ミリメートル）（第十条関係）

（第一片）［別紙 百四十六］

市町村コード

都道府県 市町村

法人市町村民税領収証書㊞

口座番号	加入者

所在地及び法人名（法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割については、法人課税信託の名称を併記）

年度	※処理事項	管理番号

事業年度（算定期間）	申告区分
・・から ・・まで	中間 予定 確定 修正 更正 決定 その他（　　）

		百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
法人税割額	01											
均等割額	02											
延滞金	03											
督促手数料	04											
合計額	05											

納期限	年　月　日
指定金融機関名（取りまとめ店）	
取りまとめ局	

領収日付印

上記のとおり領収しました。（納税者保管）

◎この納付書は、３枚１組の複写式となっていますので、切り離さずに提出してください。

（第二片）

市町村コード

都道府県 市町村

法人市町村民税納付書㊞

口座番号	加入者

所在地及び法人名（法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割については、法人課税信託の名称を併記）

年度	※処理事項	管理番号

事業年度（算定期間）	申告区分
・・から ・・まで	中間 予定 確定 修正 更正 決定 その他（　　）

		百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
法人税割額	01											
均等割額	02											
延滞金	03											
督促手数料	04											
合計額	05											

納期限	年　月　日
日計	口
	円

領収日付印

上記のとおり納付します。（金融機関又は郵便局保管）

（第三片）

市町村コード

都道府県 市町村

法人市町村民税領収済通知書㊞

口座番号	加入者

所在地及び法人名（法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割については、法人課税信託の名称を併記）

年度	※処理事項	管理番号

事業年度（算定期間）	申告区分
・・から ・・まで	中間 予定 確定 修正 更正 決定 その他（　　）

		百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
法人税割額	01											
均等割額	02											
延滞金	03											
督促手数料	04											
合計額	05											

納期限	年　月　日
指定金融機関名（取りまとめ店）	
取りまとめ局	

領収日付印

上記のとおり通知します。（市町村保管）

第二十二号の四の二様式（用紙縦百七十八ミリメートル横八十五ミリメートル）（第三十八条関係）

（第一片）［別紙百四十七］

市町村コード

都道府県 市町村

法人市町村民税領収証書㊞

口座番号	加入者

所在地及び法人名（法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割については、法人課税信託の名称を併記）

第三片の当該箇所にｅＬ－ＱＲが印字されているため、この箇所は使用しないこと。

eL番号：　　eL-QR

年度	※処理事項	管理番号

事業年度又は連結事業年度	申告区分
・・から ・・まで	中間 予定 確定 修正 更正 決定 その他（　　）

		百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
法人税割額	01											
均等割額	02											
延滞金	03											
督促手数料	04											
合計額	05											

納期限	年　月　日
指定金融機関名（取りまとめ店）	
取りまとめ局	

領収日付印

上記のとおり領収しました。（納税者保管）

◎この納付書は、３枚１組の複写式となっていますので、切り離さずに提出してください。

（第二片）

市町村コード

都道府県 市町村

法人市町村民税納付書㊞

口座番号	加入者

所在地及び法人名（法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割については、法人課税信託の名称を併記）

第三片の当該箇所にｅＬ－ＱＲが印字されているため、この箇所は使用しないこと。

eL番号：

年度	※処理事項	管理番号

事業年度又は連結事業年度	申告区分
・・から ・・まで	中間 予定 確定 修正 更正 決定 その他（　　）

		百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
法人税割額	01											
均等割額	02											
延滞金	03											
督促手数料	04											
合計額	05											

納期限	年　月　日
日計	口
	円

領収日付印

上記のとおり納付します。（金融機関又は郵便局保管）

（第三片）

市町村コード

都道府県 市町村

法人市町村民税領収済通知書㊞ⓔⓛ

口座番号	加入者

所在地及び法人名（法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割については、法人課税信託の名称を併記）

eL番号：　　eL-QR

年度	※処理事項	管理番号

事業年度又は連結事業年度	申告区分
・・から ・・まで	中間 予定 確定 修正 更正 決定 その他（　　）

		百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
法人税割額	01											
均等割額	02											
延滞金	03											
督促手数料	04											
合計額	05											

納期限	年　月　日
指定金融機関名（取りまとめ店）	
取りまとめ局	

領収日付印

上記のとおり通知します。（市町村保管）

第二十二号の四の二様式（用紙縦百七十八ミリメートル横八十五ミリメートル）（第三十八条関係）

（第一片）［別紙 百四十八］

市町村コード

都道府県 市町村

法人市町村民税領収証書㊞

口座番号	加入者

所在地及び法人名（法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割については、法人課税信託の名称を併記）

第三片の当該箇所にｅＬ－ＱＲが印字されているため、この箇所は使用しないこと。

eL番号：

年度	※処理事項	管理番号

事業年度（算定期間）	申告区分
・・から ・・まで	中間 予定 確定 修正 更正 決定 その他（　　）

		百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
法人税割額	01											
均等割額	02											
延滞金	03											
督促手数料	04											
合計額	05											

納期限	年　月　日
領収日付印	

上記のとおり領収しました。（納税者保管）

◎この納付書は、３枚１組の複写式となっていますので、切り離さずに提出してください。

（第二片）

市町村コード

都道府県 市町村

法人市町村民税納付書㊞

口座番号	加入者

所在地及び法人名（法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割については、法人課税信託の名称を併記）

第三片の当該箇所にｅＬ－ＱＲが印字されているため、この箇所は使用しないこと。

eL番号：

年度	※処理事項	管理番号

事業年度（算定期間）	申告区分
・・から ・・まで	中間 予定 確定 修正 更正 決定 その他（　　）

		百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
法人税割額	01											
均等割額	02											
延滞金	03											
督促手数料	04											
合計額	05											

納期限	年　月　日
日計	口
	円
領収日付印	

上記のとおり納付します。（金融機関又は郵便局保管）

（第三片）

市町村コード

都道府県 市町村

法人市町村民税領収済通知書㊞

口座番号	加入者

所在地及び法人名（法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割については、法人課税信託の名称を併記）

eL番号：　　eL-QR

年度	※処理事項	管理番号

事業年度（算定期間）	申告区分
・・から ・・まで	中間 予定 確定 修正 更正 決定 その他（　　）

		百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
法人税割額	01											
均等割額	02											
延滞金	03											
督促手数料	04											
合計額	05											

納期限	年　月　日
指定金融機関名（取りまとめ店）	
取りまとめ局	
領収日付印	

上記のとおり通知します。（市町村保管）